

平成14年9月3日(火曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第3回定例会

平成14年9月3日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- " 4 行政報告
(1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに推薦により選任した委員の報告について
- " 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- " 6 議第 48号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- " 7 議案説明
- " 8 委員会付託
- " 9 質疑、討論、採決
- " 10 議第 49号 表彰について
- " 11 議案説明
- " 12 委員会付託
- " 13 質疑、討論、採決
- " 14 報告第 6号 損害賠償の額の決定についての専決処分報告について
- " 15 認第 1号 平成13年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- " 16 認第 2号 平成13年度寒河江市水道事業会計決算に認定について
- " 17 議第 50号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 18 議第 51号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 19 議第 52号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 20 議第 53号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- " 21 議第 54号 寒河江市課制条例の一部改正について
- " 22 議第 55号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- " 23 議第 56号 寒河江市国民年金印紙購入基金条例の廃止について
- " 24 議第 57号 寒河江市市税条例の一部改正について
- " 25 議第 58号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 26 議第 59号 寒河江市幼児学級条例の廃止について
- " 27 議第 60号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- " 28 議第 61号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 29 議第 62号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- " 30 議第 63号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- " 3 1 議第 6 4 号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
 - " 3 2 議第 6 5 号 字の区域及び名称の変更について
 - " 3 3 議第 6 6 号 市道路線の廃止について
 - " 3 4 議第 6 7 号 市道路線の認定について
 - " 3 5 請願第 1 0 号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
 - " 3 6 議案説明
 - " 3 7 監査委員報告
 - " 3 8 質疑
 - " 3 9 予算特別委員会設置
 - " 4 0 決算特別委員会設置
 - " 4 1 委員会付託
 - " 4 2 議員派遣の件
 - " 4 3 議案第 9 号 山形大学教育学部の存続を求める意見書の提出について
 - " 4 4 議案説明
 - " 4 5 委員会付託
 - " 4 6 質疑、討論、採決
- 散 会

平成14年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第3回定例会日程

平成14年9月3日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 3日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、人権擁護委員の候補者推薦、教育委員会委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託、議員派遣の件	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月 4日(水)	休 会			
9月 5日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 6日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日(土)	休 会			
9月 8日(日)	休 会			
9月 9日(月)	休 会			
9月10日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月11日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月12日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建設委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
9月13日(金)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月14日(土)	休 会			
9月15日(日)	休 会			
9月16日(月)	休 会			
9月17日(火)	休 会			
9月18日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより平成 14 年第 3 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、8 月 29 日及び本日 9 月 3 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐藤 清議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 13 番新宮征一議員、15 番伊藤 諭議員を指名いたします。

会期決定

佐藤 清議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 9 月 18 日までの 16 日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 16 日間と決定いたしました。

佐藤 清議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 第 19 回全国都市緑化やまがたフェア・やまがた花咲かフェア '02 の御報告と御礼を申し上げます。

やまがた花咲かフェア '02 は去る 6 月 15 日から 8 月 26 日までの 73 日間、寒河江会場と新庄会場で開催いたしました。両会場合わせて 119 万 1,257 人の入場者となりました。

そのうち寒河江会場は、73 万 1,256 人、やまがた花咲かフェア終了後のお盆期間中開催いたしましたさがえ花咲かフェアには 3 万 817 人、合わせて 76 万 2,073 人の方々から入場いただきました。

寒河江会場にご来場いただいた方々には、月山・朝日の山並み、雄大に流れる最上川など、周囲のすばらしい景観と一体となった美しい花壇や格調高い庭園、魅力いっぱいの展示物を心行くまでごらんいただけたものと思っております。そして、花と緑のすばらしさと大切さを認識していただくとともに、多くの感動を味わっていただいたものと思っております。

このように、入場者も当初計画を大きく上回り、内容的にも高い評価を得まして、大成功のうちに幕を閉じることができましたのも、ひとえに市議会を初め各種団体、企業、関係機関の御協力と御支援のおかげと思っております。そして、何といたっても 4 万 4 千市民の皆さんの緑化フェアを成功させようとの努力と心意気であり、心から感謝申し上げます。

振り返ってみますと、平成 8 年から会場誘致活動を始めまして、平成 10 年 11 月 26 日、当時の建設大臣より開催承認をいただいて以来、寒河江市における世紀の一大イベントとして位置づけ、市民各層、関係機関のご意見を賜りながら、花のまち寒河江を全国にアピールする絶好の機会としてとらえ準備を進め、喜ばれ、楽しめるフェアの開催に当たってまいりました。

会場までの交通アクセス、フラワーロードを初めとする幹線道路沿いの飾花、プランター設置、ボランティアの育成活動、フェア会場での花壇展示やイベント参加、おもてなしなどなど、多くの事業を市民の御協力を得て実施することができました。重ねて御礼申し上げます。次第であります。

今後は、緑化フェアを契機に、なお一層高まった市民の花、緑に対する意識や市民運動を一過性のものとせず、あらゆる分野でまちづくりに生かしていくとともに、ポスト緑化フェアを市民の皆さんと一緒に実施し、寒河江の花と緑・せせらぎのまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

緑化フェアの成果を、未来にはばたく寒河江のまちづくりに生かしていくことを市民の皆さんと誓い合い、御礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐藤 清議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに推薦により選任した委員の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに推薦により選任した委員について御報告申し上げます。

平成 14 年 7 月 7 日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき推薦により選任した委員は、お手元に配付いたしました別紙名簿のとおりであります。以上です。

佐藤 清議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐藤 清議長 日程第 5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 2 名の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 6、議第 48 号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 48 号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、大沼保義委員が 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものであります。よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 48 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 48 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 48 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 48 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 48 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 48 号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 10、議第 49 号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 11、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 49 号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の興隆、発展に寄与され、市政に功労のあった方々について表彰を行うため、本市の表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

鈴木百合子氏は、積極的に地域活動や障害者福祉活動に参加され、障害者の社会参加の模範となる一方、寒河江市身体障害者福祉協会会長を初め数多くの要職につかれ、40 年間余の長きにわたり障害者の社会参加、協会活動の拡大と活性化を提唱され、身体障害者の福祉向上に大きく貢献をされました。

アイジー工業株式会社は、緑化関係事業に充てるためとして本市に 1,000 万円を寄贈されたもので、本市の花・緑・せせらぎで彩るまちづくりに大きく寄与するものであります。

鈴木氏及びアイジー工業株式会社の功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりであります。また、この件につきましては、去る 8 月 19 日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨、報告を得ましたので御提案申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 49 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 49 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 49 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 49 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 49 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 49 号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 14、報告第 6 号から日程第 35、請願第 10 号までの 22 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 36、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第 6 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成 12 年 8 月 14 日午前 10 時ころ、寒河江市立病院内科外来診察室において、目まい症の治療のために点滴を行った際に、点滴漏れが発生し損害を与えた事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げます。

次に、認第 1 号平成 13 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 13 年度の市立病院事業は、本市及び西村山地域における中核的な公的医療機関として、地域住民の医療ニーズにこたえ、患者中心の医療を遂行するため、高度医療器械の導入等を計画的に進め、質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、医療情報処理システムを導入し効率的な業務処理体制の構築に努めるとともに、経食堂トランスジューサ、内視鏡デジタルファイリングシステムなどの新規導入、関節鏡カメラシステム、眼圧計などの更新を行い、受診動向に即した医療機器整備を進め、診断、治療の一層の向上を図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、外来収益は増加しましたが、入院収益は減少し、医業収益としては前年度対比で 2.5%の減少となりました。一方、医業費用では、材料費は減少しましたが、給与費、経費、減価償却費などの増により、費用全体としては 0.6%の増加となり、収益的収支では 1,474 万 2,795 円の純損失となりました。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入については、病院事業収益は 25 億 645 万 6,258 円で、そのうち医業収益は 22 億 7,110 万 9,877 円、医業外収益は 2 億 3,534 万 6,381 円 であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は 5,838 万 5,390 円の減少で 2.5%の減、医業外収益は 266 万 3,110 円の増加で 1.1%の増、病院事業収益では 5,572 万 2,280 円の減少となり 2.2%の減となりました。

次に、支出について申し上げます。病院事業費用は 25 億 2,119 万 9,053 円で、そのうち医業費用は 24 億 5,243 万 2,757 円で、医業外費用は 6,876 万 6,296 円であります。対前年度比較では、病院事業費用は 1,452 万 2,177 円の増加、0.6%の伸びとなりました。これにより、収益的収支において 1,474 万 2,795 円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。収入については 1 億 7,500 万円で、その内容は企業債であります。支出については 2 億 8,924 万 978 円で、内訳は建設改良費 1 億 7,715 万 7,050 円と企業債償還金 1 億 1,208 万 3,928 円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 1 億 1,424 万 978 円となりますが、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書では、経常収益 25 億 645 万 6,258 円に対し、経常費用 25 億 2,119 万 9,053 円となり、1,474 万 2,795 円の経常損失となりました。

剰余金計算書については、前年度積み立てした減債積立金 200 万円のほか、繰越利益剰余金が 2,256 万 3,357 円ありましたが、当年度純損失が 1,474 万 2,795 円となったため、これにより当年度末処分利益剰余金が 782 万 562 円となりました。

剰余金処分計算書については、当年度未処分利益剰余金 782 万 562 円を翌年度繰越利益剰余金とするものです。

その他、資産、負債、資本の内容及び状況については貸借対照表に記載のとおりであります。

今後とも医療サービスの一層の向上と経営の健全化に向け努力してまいり所存であります。

次に、認第 2 号平成 13 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 13 年度の水道事業は、将来にわたる市民生活や産業面での水需要等に対応した第 4 次拡張計画の推進を柱として、効率的な事業運営による健全経営の維持、良質な水道水の安定確保及び水道水の有効利用を重点目標に進めてまいりました。

建設改良事業では、下水道工事等の公共事業に並行した配水管布設替工事などに積極的に取り組むとともに、第 4 次拡張事業に伴う配水池増設のための用地取得などに着手し、あわせて施設の維持管理、自己水源の保全、漏水調査等経営基盤の強化を図りながら、市民サービスの一層の向上に努めてまいりました。

また、財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的投資により、健全財政の維持に努めてまいったところであります。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、平成 13 年度水道事業決算報告書について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出であります。収入面では、公共下水道の普及に伴う生活水準の向上、給水件数の増加などのため、水道事業収益総額は 12 億 5,012 万 1,260 円で、対前年度比 4.8%の増となりました。一方、支出面では、経費の節減と予算の効率的な執行を図りながら健全経営に努め、水道事業費用総額は 9 億 7,913 万 841 円で、対前年度比 1.1%の増となりました。この結果、収益的収支では差し引き 2 億 7,099 万 419 円収益が費用を上回るところとなり、純利益として 2 億 5,665 万 2,303 円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は企業債、工事負担金で、収入総額は 1 億 2,862 万 1,666 円となりました。支出は建設改良費が 3 億 1,567 万 7,588 円、企業債償還金は 1 億 3,431 万 7,162 円で、支出総額は 4 億 4,999 万 4,750 円となりました。この結果、資本的収支では差し引き 3 億 2,137 万 3,084 円の資金不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金 28 万 8,383 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 1,693 万 8,090 円、建設改良積立金 9,000 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,414 万 6,611 円で補てんいたしました。

次に、平成 13 年度水道事業剰余金処分計算書案について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は 3 億 664 万 7,275 円ですが、このうち減債積立金に 5,000 万円、建設改良積立金に 2 億円を処分しようとするものであります。その結果 5,664 万 7,275 円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

その他、剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況等については、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上、2 件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第 50 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、課の新設に伴う予算の組み替えや寒河江地区クリーンセンター分担金、側溝整備、排水路整備費の追加を初め、市民文化会館屋根防水改修工事及び台風 6 号による災害復旧費などを計上するものであります。その結果、3 億 5,199 万 2,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 151 億 7,595 万 6,000 円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第 1 款議会費については、姉妹都市安東市訪問旅費を追加するものであります。

第 2 款総務費については、財政調整基金積立金 1,000 万円を計上するほか、課の新設に伴う景観形成費の

予算の減額が主なものであります。

第3款民生費については、家族介護者交流激励支援事業費などとして362万3,000円を計上するのが主なものであります。

第4款衛生費については、肝炎ウイルス検診委託料などとして466万5,000円を計上するほか、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された1億6,685万9,000円を追加計上するものです。

第6款農林水産費については、中山間地域戦略作物産地形成事業費として310万円、森林整備地域活動支援交付金事業費544万3,000円を追加計上するほか、課の新設に伴いいこいの森運営費を減額するものであります。

第7款商工費については、課の新設に伴うチェリーランド費と地域振興費の減額が主なものであります。

第8款土木費については、道路橋りょう整備事業費に2,130万円、排水路整備事業費として1,050万円を追加計上するほか、新しい課の予算として花・緑・せせらぎ推進費を新設し、これに伴う公園費の減額が主なものであります。

第9款消防費については、防火水槽設置費として200万円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費については、小中学校の暖房機器の取りかえ工事費などや教室等定期環境衛生検査委託料費として1,444万1,000円を計上するほか、市民文化会館屋根防水改修工事費として3,500万円を計上するのが主なものであります。

第11款災害復旧費については、台風6号による農業用施設災害復旧費2,251万1,000円、道路河川等災害復旧費として3,325万4,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、地方交付税1億6,685万9,000円、国県支出金4,932万4,000円、寄附金1,000万円、繰越金6,699万9,000円、市債6,379万1,000円等に対応することといたしました。

第2表地方債補正については、文化センター整備事業債を追加するほか、本町駐車場整備事業ほか5事業について限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議第51号平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、療養給付費交付金等の返還金として897万6,000円を追加計上し、その歳出予算に対する歳入については、繰越金897万6,000円の追加で対応するものであります。その結果、歳入歳出予算の総額は28億2,397万6,000円となるものであります。

次に、議第52号平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険事業の財政運営の安定化を図るため、介護保険給付費準備基金積立金1,547万円を計上するとともに、平成13年度の介護保険給付費国庫負担金等を清算するため返還金2,918万4,000円を計上するものであります。これに対する歳入については、繰越金を追加計上し対応するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ20億4,665万4,000円となるものであります。

次に、議第53号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により規定整備のため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第54号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

第19回全国都市緑化やまがたフェアにおいて、予想をはるかに上回る73万人もの入場者を迎え、花・緑・せせらぎで彩る寒河江を全国にアピールするとともに、花と緑に対する市民の意識をさらに高めることができました。

この意識の高まりを今後のまちづくりに生かし、花・緑・せせらぎのまちづくりとグラウンドワークをより一層推進するとともに、花の植栽や飾花、清らかな流れのせせらぎ空間づくりなど、現在各課で対応している

花・緑・せせらぎ推進に関する事業や公園、緑地、街路樹などの管理を一元化し、市内全域の調和のとれた美しい街並み景観の形成を図るため、さらに緑化フェア後の最上川ふるさと総合公園の有効活用と管理体制の充実を図るため、新課を設置するべく所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 55 号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。国家公務員に準じて、小学校就学前の子の看護のための休暇について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 56 号寒河江市国民年金印紙購入基金条例の廃止について御説明申し上げます。

国民年金保険料収納業務が社会保険庁に移行したことにより、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第 57 号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

法人税法等の一部改正に伴い、市民税の法人税割の課税標準等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 58 号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について御説明申し上げます。

現行条例は、租税特別処置法及び同施行令の規定により適用期間が平成 14 年 9 月 15 日をもって終了することとなりますが、本市の工業振興及び地場産業育成の観点から引き続き課税免除を行うため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 59 号寒河江市幼児学級条例の廃止について御説明申し上げます。

現在、本市が設置している幼児学級については、入級者が年々減少している状況にあります。幼児数の減少が幼児教育に及ぼす影響や子育てと仕事の両立支援など、社会的なニーズの変化に対応していくため、幼児教育の充実という観点から現在設置している幼児学級を平成 14 年度末で廃止しようとするものであります。

次に、議第 60 号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

三泉幼児学級を廃止し、寒河江市立なか保育所の分園を設置するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 61 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成 14 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、訪問看護療養費の自己負担額を現行どおりとするため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 62 号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

字の区域及び名称の変更に伴い、選挙区の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 63 号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

字の区域及び名称の変更に伴い、給水区域の一部を改称するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 64 号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

診療報酬制度の改正により、重症患者等を除く長期入院患者で、同一の傷病による入院期間が 180 日を超えた場合、180 日を超える日数の入院基本料が 15%削減され、削減される額については自己負担となることから、入院費用の患者負担額の算定基準を定め、使用料及び手数料について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 65 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

国土調査法に基づく地籍調査を実施しました幸生地区内の飛地や混在する字界について、整然とした字の区域に変更し住民の利便を図ろうとするものであります。

次に、議第 66 号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

寒河江駅元町線は、寒河江駅前土地区画整理事業に伴い廃止しようとするものであります。

次に、議第 67 号市道路線の認定について御説明申し上げます。

一般県道田代白岩線の道路改良事業に伴い、県より移管になる路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、18 議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

監査委員報告

佐藤 清議長 日程第 37、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略をお願いします。

安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 それでは、監査委員を代表いたしまして私から、平成 13 年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

第 1 に、審査の対象になりました会計は、平成 13 年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成 13 年度寒河江市水道事業会計決算の 2 会計決算であります。

第 2 に、審査の方法であります。平成 14 年 6 月 11 日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財政状態が適正に表示されているか、計数に誤りがないかを重点的に、さらに会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、本年 3 月 29 日に行った実地棚卸しに立ち会い現物の確認をいたしております。

第 3 に、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財政状態を分析した結果につきましては、後日開会されます決算特別委員会において御報告申し上げることを御了承願います。本日の報告を終わらせていただきます。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 38、これより質疑に入ります。

報告第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 50 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 51 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 52 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 53 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 54 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 55 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 56 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 57 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 58 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 59 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 60 号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 第 60 号についてお尋ねしたいわけでありますけれども、私ども会派としても厚生常任委員会にメンバーが配置されていないというふうなこともありまして、ここでお尋ねをしたいんですが、これは時代の変化によってそれぞれ幼児教育についての行政の対応というのは変わるということについては否定をするものではありません。

しかし、今回幼児学級を廃止して、この 60 号では三泉の幼児学級をなか保育所の分園と、こういうふうにするようになるわけでありますけれども、もちろん法治国でありますから法律や条例などに基づいて、それぞれの行政執行をしていくことになるわけであります。

したがって、これらに伴ってさまざまな部分で、実際やる場合に問題が生じてくるのではないかというふうに思いますし、特にその関係地域の保護者の皆さんや、あるいはその職場にかかわる職員の皆さん、労働者の皆さんもいろいろ条件が変わってくるわけであります。

したがって、対労使の関係でどういう協議がなされているのかどうか。今回の議会に提案するに当たって、労使の関係で法的な問題さまざまあろうというふうに思いますので、この点どう協議がなされているのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 寒河江市の職員労働組合との協議は整っております。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 整っているというのは、私も、委員会に私どものメンバーも入っていないからここでお尋ねするんですが、組合の方から聞きますと確かにいろいろ話はされているようですけれども、例えば給食などが幼児学級の場合には、三泉小学校の校長先生が学級長さんという形の中でできておったというふうに思うんですが、保育所になった場合にどうなるのかとか、さまざまな法的な問題があると思うんです。

したがって、全部そういう法的なものもくぐして労使合意がされているのかどうか。そういうふうなことではなくて、ただ形で組合で話をしましたというだけでは、後々にさまざまな問題が発生するのではないかというような、私は心配があるんです。

したがって、そういうふうな部分をきちんとくぐした上で、保護者の皆さんにも心配ないように条件を整備をして条例改正をしていくというふうなのが、私は幼児学級をこれまで設置していた責任者として、あるいは今後幼児学級を廃止し、保育所の分園というふうにしていく設置責任者として当然のことではないかというふうに思うわけでありましてけれども、その辺の関係どうなっているのかお尋ねをしたい。

もし、整っていないとすれば困難を生じるのではないかというふうに私思いますので、ただ数だけで議会の中で条例を通していくということではなくて、法治国でありますので、そういうさまざまな問題点を事前に協議をしてクリアしておく、そして条例の改正なりを提案してくるというのが私は筋ではないかというふうに思いますので、この点お尋ねをし、もし協議が整っていない、さまざまな問題が懸念されるというようなことであれば、一たん引っ込めるといこともお考えあるのかどうか。

それをしないで、問題も解決しないで条例だけ通していくという進め方については、少し市長にも考えていただきたいということで2問目お尋ねをいたします。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

幼児学級の廃止に伴う、その後の体制、対応というようなことにつきましては、教育委員会の管理課の方と詳細に話し合いをしながら、上部機関であります県の指導等も受けながら、幼児学級として使われてきた施設の内容について県の方にも説明申し上げ、利用をやる場合の県の指導なりあるいは市としての取り組みというようなことについて、詳細に話し合いをし今日に至っているということで、今回の9月の定例会に案としてたたいてもらっているわけですが、ただいまのお話の内容からしますと、いわゆる給食関係等に対してはどうか、さらには責任者はどうかというふうなことで、それぞれの分野に対する市としての考え方がまとまっているのかと、それらも含めて職員体制等々についてはどういうふうになっているのかというようなお話でございますが、今回の条例改正の中身としましては、いわゆるなか保育所を本園ということで、みいずみ分園というようなことで三泉幼児学級の施設をお借りしながら、あそこに分園ということで、本園には保育所の所長、現場には分園長というふうな形での対応をさせていただくと。さらに、学校側との給食の対応等々につきましても、夏休み等あるいはそういった、保育所の場合は夏休みはないわけでございますので、その点についても詳細に打ち合わせをしているという実態でございます。

当面、5歳児、4歳児というふうなことでの保育を最初はやらせていただきまして、地域の方の要望等も踏まえながら、今後どういうふうな方向に出てくるのかというようなことについては、今後地域の方々と話し合いをしながら対応をしていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、施設利用も含めた冒頭

申し上げました県の指導も受けながら今回の対応をさせてもらっているという内容でございます。以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 十分県の方とも協議されているようでありますので、問題ないのかというふうに思うんですが、地域の保護者の皆さんでもいろいろ心配されているというふうに思いますので、後々に問題ないように万全の対応をしていただくことを、まず要望しておきたいと思います。私ども、委員会にメンバーがいませんのでここでいろいろお尋ねをしたところであります。

佐藤 清議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 61 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 62 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 63 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 64 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 65 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 66 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 67 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第 39、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 50 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 50 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第 40、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 41、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 5 3 号 議第 5 4 号 議第 5 5 号 議第 5 7 号 議第 5 8 号 議第 6 5 号
文教経済委員会	議第 5 9 号 議第 6 2 号 請願第 1 0 号
厚生委員会	議第 5 1 号 議第 5 2 号 議第 5 6 号 議第 6 0 号 議第 6 1 号 議第 6 4 号
建設委員会	議第 6 3 号 議第 6 6 号 議第 6 7 号
予算特別委員会	議第 5 0 号
決算特別委員会	認第 1 号 認第 2 号

議員派遣の件

佐藤 清議長 日程第 42、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより、議員派遣の件を採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 43、議案第 9 号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 44、議案説明であります。

ただいま議題となっております議会案第 9 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 45、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 9 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第 9 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 46、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会案第 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 9 号は原案のとおり可決されました。

散 会 午前 10 時 24 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年9月5日(木曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長		選挙管理委員会
		三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第2号

平成14年9月5日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成14年9月5日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答弁者
1	新年度予算編成について	新年度予算編成についての基本的な考え方について 観光行政の取り組み方について 危機管理対策について(GISシステムの導入について)	7番 柏倉 信一	市長
2	ポスト緑化フェアについて	緑化フェア成功についての所見は	4番	市長
3	台風6号の被害と今後の対策について	観光アドバイザーの新設について 被災地の復旧状況とその被害額の見通しについて 日田地区及び本楯地区の今後の対策について	石川 忠義	市長
4	市立保育所の施設整備と労務管理について	にしね保育所のグラウンド整備について なか保育所の送迎に際しての危険解消と山形森林管理署官舎の買収について 職員の労務管理について		市長
5	農業問題について	就農準備講座について	8番	市長
6	地産地消について	地域文化、自然環境などを生かしたグリーンツーリズムの取り組みと都市との交流事業の取り組みについて 仮称広域農業振興公社設立構想について 食農教育の取り組みについて 地場産農産物の学校給食への取り組みについて	鈴木 賢也	市長 教育委員長
7	市町村合併について	合併促進について	6番 安孫子 市美夫	市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 3 0 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

柏倉信一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番について、7 番柏倉信一議員。

〔7 番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

緑政会の一員として、当面する市政の課題と展望を踏まえ、私の意見も交え、質問や提言をさせていただきます。

我が寒河江市が全国都市緑化フェア開催に向けて名のりを上げたのが 5 年前。市長を先頭に関係機関、関係団体と連携のもと、市民一丸となって緑化フェア成功に向けて取り組んでまいりました。

我が寒河江市にとって 50 年に一度あるかないかと言われる一大イベントであり、58 日間という長丁場、万全の態勢で臨んだことは御案内のとおりであります。不安と期待が脳裏をかすめたのは私一人ではなかったと思います。

しかし、ふたをあけてみれば大成功。当初、寒河江会場、新庄会場合わせて 50 万人を集客目標に掲げたのが、我が寒河江会場に会期中における来場者数は 73 万 1,256 人と、予想をはるかに上回る数字でした。

このたびの緑化フェアの大成功が、低迷する経済状況の中で市民に大きな自信と活力を与えてくれたことは間違いありません。また、県内外に寒河江市の存在を大きくアピールすることができました。

私自身も緑化フェアに参加できたことを誇りに思います。緑政会所属議員と会期中 4 日間、市主催で延長した「さがえ花咲かフェア」で 1 日、合計 5 日間ボランティアを務め、同期当選の有志と少しでも寒河江のイメージアップにつながればと、会場周辺や人目につくところの環境美化に、ごみ拾いを早朝 3 回やらせていただきました。

このたびのボランティア活動が私に教えてくれたのは、当たり前のことではありますが、議論も大切だが、現場で身をもって体験することも必要なことであるということでもあります。入場ゲートでチラシを配ったり、車椅子の貸し出しをやったり、迷子札を配りながら、来場者の方々とじかに接することでさまざまな場面に直面し、気がついたことが数多くあり、いい勉強をさせていただきました。このたびの貴重な経験を議会活動にも生かしていきたいと考えております。

それにつけても暑かった。連日 30 度を超す猛暑の中、さまざまなトラブルに対処しながら最後まで務めてくれた会場関係者、ボランティアの方々に心から敬意と感謝の意を表します。そして、このたびの緑化フェアを大成功に導いた佐藤市長の強力なリーダーシップに拍手を送りたいと思います。このたびの大イベントの成功が今後の市政運営に大いに生かされることを信じてやみません。

さて、間もなく新年度予算編成に着手することと思いますが、通告番号に従い質問に入らせていただきます。

来る平成 15 年度は、現在の景気状況から見て市民税の伸びは期待できないのではないかと感じております。マスコミを通してさまざまな景気対策が叫ばれていますが、即効性のあるものは見当たりません。

財務大臣の諮問機関である財政制度審議会並びに財政制度分科会がことし 6 月 3 日答申した平成 15 年度予算編成の基本的な考え方によれば、総論において改革断行予算の継続、財政規律の堅持、効率化の推進をうたっております。

年々新規に発行される巨額の国債が、市場の消化能力を一步一步飽和状態に近づけている現状であり、現行の制度・施策が継続することを前提とした平成 14 年度予算の後年度歳出歳入への影響試算によれば、平成 14 年度には 30 兆円となっている歳出と税収などの差額が、平成 17 年度には 40 兆円を超えると試算されています。

我が国の国・地方の債務残高対 GDP 比は 150% を超える水準にあり、さらに増加が見込まれる現状であり、

当分緊縮財政が続くそうです。

しかし、我が寒河江市を取り巻く環境は必ずしも暗いものばかりではありません。9月16日には東北自動車道27.1キロが開通します。高速道路の整備率が全国46番目の山形県が、このたびの開通で41番目に上がりました。全国的にはまだまだ低いレベルではありますが、道路公団の民営化や高速道路の整備見直しが叫ばれている今日、まさにタッチセーフであります。何より我が寒河江市にとってますます交通の便がよくなります。山形自動車道、東北中央自動車道、新幹線、空港と、どの交通機関を活用するにも非常によい環境にあります。そして、全国に名を知らしめたこのたびの緑化フェアの大成功。

市長はこうした状況を十分視野に入れた中で寒河江市の展望を考えておられると思いますが、市の予算は市民の命と暮らしをどのように守っていくのか最大の意思表示でありますし、市民に夢と活力を与える源でもあります。

ITバブルの崩壊、株価の急落、失業者の増大など、経済状況は一段と厳しさを増しており、歳出面での徹底した見直し、抑制が必要ですが、一方で寒河江市の展望を踏まえ、重点分野には必要な予算を配分する、いわゆるメリ張りのきいた予算編成が必要と考えます。

緑化フェアという大イベントが終了して、今後の寒河江市の展望をどのようにとらえておられるのか。そして、厳しい財政状況の中で新年度の予算編成にどのような方針で臨まれるのか、基本的な考え方について伺います。

次に、観光行政について伺います。

前段でも申し上げましたが、緑化フェアを大成功におさめたことによって、今後の寒河江市の展望が大きく開けてきたと確信しておるところであります。とりわけ今後の観光行政にどのように反映させるのかが当面、重要なことであると考えます。

最上川ふるさと総合公園跡地利用、(仮称)最上川寒河江緑地整備、駅前開発事業では電線の地中化も決定しました。着々とハード面が整備されつつあります。あとは財政面や優先順位の問題がありますが、慈恩寺資料館あたりがポイントではないかと考えられます。いずれにせよ最上川ふるさと総合公園・駅前・チェリーランド・慈恩寺の四つの寒河江市として整備すべき核が完成に近づきつつあり、あとは私の持論である、寒河江・西村山が一体となった年中無休・一日周遊観光ルートのPR、宣伝が大切であると考えます。

そうした中、6月27日開催された「全国花のまちづくり山形大会」において、西村山広域行政事務組合で作成された広域観光マップ「月山さくらんぼ街道と最上川べに花街道が結ぶ虹色の故郷」が参加者に配布されました。大変よいことと喜んでおります。

そこで伺いますが、世はまさにIT時代。寒河江市のホームページにもこうした広域観光マップを掲載すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また、寒河江市のホームページには飲食関係がありません。ほかからお越しの方によく聞かれることに「寒河江は焼き鳥がおいしいとのことですが、どこか紹介してください」「ラーメンがおいしいといいますが」とよく言われます。こうしたことも、飲食店組合など関係団体と連携をとり、PRを大いにすべきと考えます。

緑化フェアの真の成功は、リピーターの拡大・確保であり、経済効果に結びつけなければなりません。「花・緑・寒河江」のイメージが残っているうちに素早い対応が必要と考えます。

去る8月21日、議員懇談会に花・緑・せせらぎ推進課の新設が報告されました。今後、ますます「花・緑・せせらぎで彩るまちづくり」を推進する意思表示と解釈しております。

こうしたこれまでの環境を十分生かし、緑化フェア来場者を対象としたアンケート調査の結果なども精査した中で、ぜひとも検討していただきたいのは、花・緑を目玉にした定期的なイベント開催であります。

こうした観光行政について、私の提言も含め、新年度予算にどのように反映していかれるのか、市長の見解を伺います。

次に、危機管理対策について伺います。

ことし7月11日、台風6号が我が寒河江市にも大きな被害をもたらしました。私の日田地区においても最上川、寒河江川の増水で内川の水をのみ込むことができず、さくらんぼ、大豆初め、37ヘクタールに及ぶ甚大な被害をもたらしました。当局の迅速な対応で最小限の被害で済んだわけですが、改めて自然の怖さを痛感させられました。

ことし3月、6月の議会においては、活断層の危機管理についても一般質問で取り上げられております。こうした災害はある程度仕方がない部分もありますが、火災などの対応も含め、いかに最小限の被害で済ませることが大切と考えます。

例えば水害の場合、アメダスの降雨量をもとにどの程度の被害が出るのか予測して素早い対応をすとか、火災発生時には周辺に介護の必要な世帯はないか、活断層の被害においても地震に備え危機管理をどのように対応するのか、などを常にシミュレーションすることが大切と考えます。

こうした対策に最も適したシステムの一つにGIS（地理情報システム）が検討されています。国土交通省や山形県においても既に使用され始めております。

地理情報システムとは、紙面地図によって保管されたさまざまな地理情報を統一的にコンピューターでデータベース化することにより、水害発生時の被害規模の事前予測や大規模地震、災害発生に備えたハザードマップの作成、二次災害防止のための確かな周辺住民への避難指示や避難場所の確認など、市の財産管理も含め、その利用方法はかなりの広範囲にわたり効果を期待できるものであります。

GISシステムを早期導入すべきであり、新年度予算に計上すべきと思うのですが、市長の見解を伺い、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、新年度、15 年度予算編成についての考え方でございます。

我が国の経済環境は、長引く景気の低迷により国、地方ともこれまで経験したことのないような雇用の悪化、個人消費の落ち込みなど、厳しい状況に直面しております。このため、税財源が大幅に落ち込み、国、地方では構造改革や地方分権を積極的に推進し、景気の浮揚に努めているところでありますが、なかなか明るい兆しは見られず、非常に厳しい状況でございます。

先ごろ県内 44 市町村の普通交付税の交付決定状況が報道されておりましたが、県全体では 5.8%のマイナスという厳しい状況であります。今後もこのような状況は続くものと予想しているところでございます。

8 月 7 日に 03 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についてが閣議了解されたところでありますが、この中で歳出全体について実質的に平成 14 年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を実施するとしており、平成 15 年度も厳しい予算配分になるようでございます。まだ概算要求の段階であり、詳しいことは申し上げられませんが、いずれの関係資料などを見ましても、平成 15 年度も厳しい財政になるのは間違いないようでございます。

本市におきましても、来年度は 3 年に一度の固定資産税の評価替えの時期に当たり、大幅な減収が予想され、さらにことしに引き続き市民税の伸びも期待できず、厳しいものが予想されます。

しかし、私は、厳しい財政状況だからといって、何でもかんでも削減一辺倒の予算を組むのはいかなものかと考えているところでございます。これまでも厳しい財政事情の中でもメリ張りのきいた財源配分を行い、市民に夢と希望を与えられ、活力が感じられるものという議員のおっしゃるような気持ちで常に予算編成に当たってきたところであります。

このような考え方で、少ない財源の中で図書館やハートフルセンターの建設、チェリーランド、チェリークア・パーク、駅前中心市街地整備事業などへ取り組み、そしてこのたびの「全国都市緑化やまがたフェア」の誘致など、多くのプロジェクトを計画的に進めてきました。その結果、寒河江はこれまで全国規模の賞を数多くいただき、全国に知られる都市となっております。

このたびの都市緑化フェアは、全国から 76 万 2,000 人を迎える入場者で連日満員の好評を博しました。そして、寒河江市、山形県の情報在全国に発信しました。これまで開催されただの会場より少ない予算で事業に取り組み、その分市民、県民の知恵と技を出し合い、主催者の予想をはるかに上回る入場者を集め、大成功をおさめました。まさに効率的な予算執行と市民力、県民力の集結の結果であります。今、寒河江市は活力に満ちあふれ、次なるまちづくりに向け飛躍しようとしております。

このような中、新年度は 6 月議会で皆様に御報告申し上げました、木の下土地区画整理事業、最上川寒河江緑地整備事業を初めとする国、県に対する重要事業の要望事項や、大成功をおさめた緑化フェアを一過性のものとしないうためのポスト緑化フェア事業、及び来年開催する国民文化祭や深刻化する雇用対策などに取り組んでいかなければならないと考えております。加えて、平成 16 年度は市制施行 50 周年という大きな節目を迎えるわけですが、これまでいろいろな御提案をいただいております。そのための来年度から準備に着手しなければならないと考えております。

新年度予算は、国、県の厳しい財政状況から大幅な補助金の削減も予想されることから、将来を見きわめながらチャンスとタイミング、さらには住民や時代のニーズをうまくつかみながら、地域に根差した人的・地域的資源を組み合わせ、効率的に機能させるためにスクラップ・アンド・ビルドを徹底させ、メリ張りのきいた予算を編成していきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、国では概算要求の段階であり、今後、これを踏まえて地方公共団体の予算編成の

基本となる地方財政計画に基づく個々の財源等の細かな指針が出されることや、加えて今後策定する本市の振興計画に基づく実施計画に基づき予算編成を進めることとしております。

次に、観光行政の取り組みでございます。特に緑化フェア後の観光行政ということの御質問にお答えいたします。

御案内のように、さきの「全国都市緑化やまがたフェア」及び「さがえ花咲かフェア」におきましては、全国から76万人もの方々をお迎えし、本市の「花・緑で彩られたまち」を存分に楽しんでいただき、寒河江のファンを大勢つくることができました。今回の緑化フェアの来場者の動向の分析・評価を行い、その結果に基づき、今後、情報発信や受け入れ態勢の充実・向上で、何度でも寒河江を訪れていただけるよう、関係者とともに努力してまいり所存でございます。これらの取り組みを今後、あらゆる分野でまちづくりに生かせるよう、さらに努力していかなければならないと思っております。

広域観光マップということですが、近年、高速交通網の整備による交流拡大はまことに大きなものがあり、同時に観光客の行動はより広域化する傾向や人の集まる観光地の選別化が進んでおります。さらには、旅行形態の個人・小グループ化への移行や自然本物志向といった観光ニーズの状況変化も加わり、多様化する観光ニーズに機動的に対応するコースづくりや地域全体で一貫した取り組み、つまり広域観光の推進が不可欠になってきております。

そんな中、今回、西村山広域事務組合によって発行された観光マップ「月山さくらんぼ街道と最上川べに花街道が結ぶ虹色の故郷」は、まことに適宜なものと考えております。このパンフレットでは、地域内を縦横断する一般国道112号を月山さくらんぼ街道、287号を最上川べに花街道と位置づけ、二つのルートを通じて1市4町の協力のもとに誘客を図っていくとするものであります。

寒河江市のホームページにもこうした広域観光マップを掲載すべきとでございますが、寒河江市においてはインターネットを活用し、平成10年8月から「どうもっす!!花と緑・せせらぎで彩る寒河江です」のタイトルでホームページを開設しております。

掲載内容は、寒河江市へのアクセス、市報、ホットニュース、催し、観光情報等ではありますが、そのほかに関係する他のホームページと直に結ぶ「リンクの広場」を設け、山形県内の市町村のホームページへは瞬時にアクセス可能なシステムを採用しております。このことにより、個々の情報収集については支障はないものの、広域観光ルートとしての情報のつながりには、さらに配慮があれば利用されやすいものになると思っております。

今回のパンフレット発行は、西村山広域事務組合としての観光振興への取り組みの第一歩であります。このパンフレットの内容を広域事務組合のホームページとして立ち上げがあれば、本市としてはリンクを張ってまいります。

同様に、飲食店関係の情報については、特定の店だけを紹介することは難しく、またすべての店の情報を掲載することも難しいことから、寒河江市のホームページには掲載しておりませんが、寒河江市商工会のホームページである「ようこそ寒河江市商工会へ」に掲載になっていることから、リンクの手続きを進めてまいります。

今後の経済効果のことがございました。

緑化フェアにおいては、市推進委員会の観光・営業参加・ボランティア部会で市内周遊バス運行、観光案内所設置、来客用パンフの作成、誘客宣伝を初め、営業参加、新たな特産品、もてなしの緑化フェアメニューの開発、さくらんぼの確保など、商工会、企業及び団体のフェア参加などに精力的に取り組んでまいりました。

観光案内所は、寒河江市の顔であるJR寒河江駅とフェア会場内に設け、周遊バスは会場から寒河江駅、フローラ前を通り、石持さくらんぼ園、チェリーランド、慈恩寺を周遊するコースとし、さらに慈恩寺の秘仏公開、仙台を初め大宮駅、横浜駅前、東京駅でのキャンペーンとキャラバンなどを実施してまいりました。その結果、大いなるにぎわいを見せ、寒河江のみならず県内各地の観光地や宿泊地にも大きな波及効果があったものと思っております。

また、営業参加については、営業参加者連絡会を組織いたしまして、その中でもてなしの気持ちがフェアの

来客者にどうしたらより伝わるかなど、積極的な議論を交わし実施した結果、県内外からの来場者から高い評価を受けたところでございます。58日間の長丁場で行われた営業参加は、寒河江を全国にアピールし、寒河江の印象を高めるといった強い意識の中、熱い思いを来場者の心に届けるため努力していただきました。このような頑張りが今後の寒河江市のもてなしの心を育て、県内外来場者の心に残ることが今回の緑化フェアの成果であり、今後、これらのことを最大限に生かしていかなければならないと思っております。

一方、緑化フェア期間中のまちの様子を見てみますと、中心商店街では歓迎のれん、お楽しみ抽選、そして玉こんにゃくのふるまいを行いました。そばなどの飲食店はにぎわいを見せたものの、一般商店や夜の飲食店には余り好影響はないようでありました。これは、フェア会場滞在の時間が長かったということや、会場で飲食できたことなどが要因として考えられます。

今後は、当事者である商業関係者が意識を高く持ち、チャレンジしていくことが必要であります。フェアにおいて学んだことと中心市街地や寒河江駅前を生かした中で、イベントなどを継続的に行っていくことが重要であると考えております。

今後、ますます各地域間競争が進んでいく中で、もてなしの心を大切に、誘客するためにどうあるべきか、どうすべきかなどを関係機関と議論しながら構築し、実践していただけるように進めてまいりたいと考えております。

また、花・緑を目玉にした定期的なイベントということになりますが、「日本一さくらんぼの里寒河江」を発展させることは当然であります。今回の緑化フェアをベースに「花のまち寒河江」をアピールするため、これまで市が実施してきたフラワーフェスティバルというようなものを拡大し、各種花・緑セミナーやイベントを組み込んだ花のフェアの開催を、市民の意見を聞きながら開催時期や期間等を詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、危機管理対策（GISシステム）の導入についてお答えいたします。

御質問にありましたように、GISは災害時における被災区域予測や被害規模の推測など、危機管理面での利用が有効であると同時に、地図情報と住民情報など他の情報を組み合わせ活用することにより、きめ細かな行政サービスの提供ができ、事務の高度化・効率化を図るための有効な手段であると思っております。

お話にございました水害や地震、火災などの危機管理といった面だけでなく、水道、下水道のライフラインの管理や土木、都市計画部門、さらには介護や福祉の面など、多面的な活用を図ることができる統合型の利用もより有効な活用法ではないかと考えております。

このGISは、現在のところ初期導入経費がかなり高額なシステムであること、導入後のメンテナンスにも多くの経費を要すること、また導入に当たり図面をすべて座標数値化しなければならず、地籍調査が済んでいない地域をどうするかといった点など、本市の場合はまだまだ検討課題が多くあるのではないかと考えております。

しかしながら、平成12年に旧自治省が示した「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」の中で、地方公共団体において早急に取り組むべき事項の一つとして統合型の地理情報システムの整備という内容が示されております。

このことから、本市の情報化検討委員会においても検討しておりますが、土地の情報とその他の情報を重ね合わせて利用する統合型地理情報システムは、将来に向けての構築すべきシステムの一つとして検討しているところでございます。したがって、予算計上につきましても、その時点での対応になるものでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 丁重なる答弁、ありがとうございます。

おおむね私の意図するところは御理解いただいたというふうに思いますが、なお理解を深めていただく意味で2問に入らせていただきます。

新年度の予算編成についての基本的な考え方について伺ったわけですが、行政の施策の展開とすれば、年々継続的に有効な施策を展開できるような財政運営が重要であり、健全財政を維持しつつ、効果的な事業展開をするのが大原則なわけで、従来どおりめり張りのきいた予算編成で臨まれるというようなことでございましたので、安心をいたしました。

1点お尋ねしようと思いますが、答弁で雇用対策について触れておられます。雇用対策などは、本市にとってまさに喫緊の課題であろうというふうに思います。

税収納額を見ると、これは平成 12 年度の資料でございますが、市税約 50 億円の中身は、法人市民税が全体に占める割合が 8.8%、個人市民税は 28.6%であります。なおかつこの市民税の中で給与所得者の割合は 84.3%で第 1 位、2 番目がその他事業所得者で 5.3%、第 3 位がその他所得者で 3.7%、譲渡所得者が 3.3%、営業所得者 3%、最後が農業所得者で 0.4%というふうな数字になっております。

申し上げたとおり、本市にとって大半の個人市民税は給与所得者であります。こうした状況からも雇用対策は極めて大切な部分であろうというふうに思います。特に本県の場合、20 人以下の小規模零細企業が全体の 7 割を占めるというのが特徴であります。元気がよくて、景気に左右されない、健康な企業をいかにして育てていくかという視点が大切であろうというふうに思います。

雇用対策については、短期の面では雇用の確保が図られる対策を、長期の面では元気のよい企業をいかにしてつづけていくかという対策を強力に進めるべきと考えますが、雇用対策本部長として市長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

観光行政についてであります。基本的には私の考えを御理解いただいたというふうに解釈しております。旅のだいご味というのは、観光もさることながら、食事と土産物は欠かせない楽しみであります。寒河江にはおいしいものもたくさんありますし、特産品となる可能性を秘めた品もあります。要は視点の問題であろうというふうに思っております。重要なのは宣伝、PRの技術だろうというふうに思います。

8月28日の山新に寒河江市政のキャンペーンで「情報に強いカラフルな都市寒河江」を掲載してございました。全く同感であり、地方都市こそ情報技術に強くなり、地方の弱点である距離や時差を克服していかなければならないというふうに私も考えます。

この記事を読んで若干残念だったのは、情報技術に関する具体的な取り組み姿勢が少し欠けているかなというふうに思いました。観光行政の話から若干横道にそれるかもしれませんが、その辺を見越して本年度からIT推進室を設けたというふうに解釈をしております。これは観光行政に限ったことではないと思いますけれども、各課に共通することと思いますが、IT室との連携、活用が大切でありますので、よく連携をとっていただき、対応をお願いしたいというふうに思います。

広域観光のPRにしても、緑化フェアを成功させ、知名度を上げたから本市のホームページに記載する意味があるというふうに思います。

いずれにしても、IT社会、何度も申し上げますが、ホームページの活用というのは非常に重要な部分だと思います。広域とのリンク、それから商工会のホームページとのリンクという答弁をいただきましたが、これはリンクするにしても、わかりやすさ、ホームページの中身の魅力、興味を持たせる表現のアイデアが大切であるというふうに考えますので、広域観光にしても春夏秋冬、四季に合わせて中身を変えとか、ひとひねりしていただきたいものだなというふうに思います。これは必ずしも行政主導、さきの市長の答弁の中では

商工会のホームページ、あるいは広域のホームページというようなこととなりますので、一概に行政だけでできるものではないというふうには思いますが。

それから、土産品についても、今後の課題はさくらんぼの後に続くものと開発といいますが、宣伝というか、大切な部分であろうというふうに思います。

イベントの開催について花のフェアの開催の答弁をいただきました。開催に当たっては、たしかことしの4月20日から5月6日まで開催されました「善光寺花回廊・ながの花フェスタ2002」ですか、この中で2日間で24万6,000人を集めた「インフィオラータ in N A G A N O」これは作品の制作から清掃に至るまで1,000人のボランティア、小学生に支えられたというふうに聞いております。本市の手法と似ているように見受けまますので、ぜひ参考にしていただきたいというふうに思います。

今後のイベントにおいて経済効果をというふうなことを申し上げました。経済効果というのは、何よりも大切な部分は、職種・団体など事業主の方の意欲というのが必要不可欠といいますが、民間の方から時の流れとか現在の状況を把握した中でニーズに合ったアイデアや要望が出され、こういうのが理想の姿であって、本来行政主導というよりも、民間が行政を引っ張るような形が理想ではないかというふうに考えますけれども、景気低迷のときであり、事業主の方々も試行錯誤の状況ではないかというふうに思いますので、答弁いただいたとおり、諸般の団体とぜひとも協議を進めていただきたいものだなというふうに思います。

危機管理対策についてでございます。

阪神大震災において被害規模の状況把握に4時間以上も要した。通信回線が遮断されたためというふうに聞いておりますが、自衛隊の出動要請もかなりおくれました。4,000人以上の死者を出したわけですが、その大半は建物倒壊による圧迫死でありました。こういうようなことから「地震は災害、被害は人災」というふうな言葉が使われるようになりました。市長には十分御理解いただいていると思っておりますが、市政を行う上で人命より優先するものはないのではないかというふうに思います。

G I Sシステムというのは、ジオグラフィック・インフォメーション・システムですか、簡単に言うならば、例えば地図上で私の家をクリックすると、そこに私の家族から、土地の面積から、宅地の面積から、道路に至っては幅員から水道管、下水道の位置に至るまで、あらゆるものを地図上にインプットし、これは川においても同じ状況になるわけです。そういったデータをもとに置賜の降雨量あるいは西郡の降雨量をもとに何時間後に水位がどこまで上がる、どこまでが水浸しになるのか、非常にわかりやすい、見やすいデータというふうになるものであります。

先ほどの答弁で入力方法や基礎データの整理、予算のこともございました。私も個人情報保護やメンテナンスなどを含め幾多のハードルがあることは承知しておりますが、この方法については必ずしも行政ばかりでやらなくても、第三セクター方式を使っているところもございます。これは、青森市で県と市、民間で出資してつくった第三セクター方式で運営されている株式会社青森データシステムがでございます。これはホームページですぐ探せますので、ぜひ見ていただきたい。実際導入するということになればエキスパート、いわゆる専門家が四、五人は必要だろうというふうに思いますが、こういう選択肢もでございます。

それから、本市内の業者さんでもオルソ、いわゆる航空写真をベースにしてG I Sシステムに力を入れておられる企業もでございます。こうした企業も検討材料にはよいのではないかなというふうに思います。

これにこだわりますのは、市長の答弁でもございました、危機管理対策はもちろんでございますけれども、道路台帳や下水道台帳を初めとする台帳類の一元管理と閲覧、都市計画における確実なエリア把握と市民閲覧サービス、課税対象地の確認と見直し、市の所有財産の管理運営、福祉サービスにおける在宅介護者の把握と運営資料、農振地域における土地の利用実態調査など、さまざまな活用が可能でございます。行革に貢献するのはもちろんですけれども、膨大なペーパーレスになることは間違いございません。さまざまな市政の上での判断するデータになることは間違いのないわけで、当初の投資額は十分に元が取れるのではないかというふうに

思います。再度市長のお考えを伺って、第2問とさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

雇用対策の面でございますけれども、御指摘のように、給与所得というものは市民一人ひとりの幸せにつながってくるものでございますし、暮らしの大きなポイントなわけでございます。また、市との関連におきましても、税収とのつながりというものが、お示したように大きな比率を占めていることは確かなことでございますし、さらにまたまちづくりの活性化につながっていくということを十分私も認識しているところでございます。

ですから、短期的な雇用対策ということにつきましては国なり県なりということで、ことしの 1 月から実施されておるわけでございます。これは緊急雇用対策でございますが、直接的な分野、それから委託して行う分野というようなことで、それぞれの事業内容で、またそれぞれの新規の雇用というものを創出するために努力してきたところでございますが、やはり何といたしましても、長期的に見て雇用が増大する施策というものをとってまいらなければならないと、このように思うわけでございます。

そういう面での努力というのはやっぱり寒河江市全体のまちづくり、そしてその中での企業の誘致なり、あるいは企業の発展というものが望まれるわけございまして、それらにつきましては、御案内かと思えますけれども、これまでいろいろ手を尽くしてまいったところでございます。

そういうことで、将来にわたるところ、あるいは当面としての問題というものにつきましてはの努力はこれからも継続してまいろうと、続けてまいろうと、このように思っております。

それから、観光面にもっとアピールするためにホームページ等の活用のごとでございますが、御指摘にもありましたけれども、IT自治体ということで努力して、一つひとつ積み重ねておるわけございまして、国民のホームページの利用というものが非常に伸びてきていることは、これは御案内かと思えます。

非常にホームページを活用して、あるいは観光地を訪れる、選択するという方向になってきているということがうかがわれるわけございまして、今回の緑化フェアにおきましても、寒河江会場、新庄会場、山形で緑化フェアをやっているということでのホームページなり、あるいはマスコミを通じましての情報というものが大きく作用したということも、これは無視できないわけでございます。

それで、市といたしましても、先ほども申し上げましたように、いろいろなホームページをつくってみたり、あるいは関係団体とアクセスするような、リンクするようなことを考えて進まなければならないと思っておるわけございまして、なおなお一層工夫を重ねまして、こういう国民総ホームページ時代というような時代が来ているわけで、あるいはそういう方向に向かっておるわけございまして、それに工夫を凝らしていかなければならないと、このように思っております。

それから、観光というものを地域の活性化あるいは経済効果、そういう面により目を向けていかなければならないのは、これは当然ございまして、観光産業という分野というものは、これはこれからますます大きなウエートを占めてこようかと思っております。

何にしましても、自然的な人口がふえないという全国的な傾向の中で、やはり交流人口というものを呼び起こすと。そういう面では観光産業というものが非常に重要なこと、このように思っております。そういう交流人口というものをより多く伸ばして行って、そして魅力のあるところに定住してもらうという分野が私は必要だろと思うと思っております。ですから、観光を通して交流をさらに増大して、それが寒河江に定住するような人口の増大に結びつけるということが必要だろと思うと思っております。

そういう面では、行政のみの力というものだけでなく、やはり民間の力というものをなお一層発揮していただかなければならないと、こう思っております。行政に頼らない、あるいは行政を逆にリードするような民間というものが望まれるわけございまして、そういう生き生きとした民間の力というものが、これからの一

層必要だろうと、こう思っております。

そういう面では、これまで以上に行政と商工関係団体、あるいはあらゆる観光団体等々と連携を深めて、より一層相当の力、知恵というものを出し合っていくということが、これは当然必要だろうと思っております。そのことによりまして、寒河江の活性化につなげる、そしてまた経済の発展につなげていくと、こう思っております。

今回の緑化フェアも大変努力いただいたわけございまして、あの成果というものの、あるいは努力した経過というものは、非常に私は民間の方々にも大きな勉強になったものと、このように思っております。これを将来とも生かしていこうと、こう思っております。

それから、GISの導入でございますが、これにつきましても1問で答えましたところでございますが、議員もおっしゃいましたけれども、GIS、これはコンピューター上で複数の地図情報というものを管理、加工、分析、表示するシステムなわけございまして、そういう保存される地図情報というものは、すべて国土地理院が示す座標軸、いわゆる緯度経度として管理されるわけございまして、コンピューター処理によって縮尺が自由に変えられるということを聞いております。

取り込んだ地図情報と各種住民情報というものを組み合わせて、いろいろな情報活用が可能になるということがわかっておりまして、いわゆるあらゆる各種住民情報ということでございますから、寝たきりのお年寄りなり、あるいは要介護世帯、そういうところまで情報を組み合わせることによって情報活用が可能になるということがわかっております。

いろいろメリットはあるわけございまして、各課において管理しておる地籍調査図から道路管理図、都市計画図など、こういうものを一元的に管理できるようなわけございまして。また、今申し上げましたGISの機能からいいますと、地図情報というものと住民情報、それから福祉情報というものを組み合わせることによりまして、よりきめの細かい住民サービスもできるということが出ております。

そういう中での具体的な例の一つといたしましては、災害時、いわゆる被災場所における寝たきり老人や、ひとり老人世帯の迅速な検索というものも可能になってくるわけございまして、あるいはまた被災予測図などの組み合わせによりまして、災害規模の把握というものが容易になるということも言われております。そういう機能を持っておるわけございまして。

しかし、これらを使うということになりますと、いわゆる高度なシステム、何種類かの、あるいは何十種類の座標データというものを、これは議員御案内かと思っておりますけれども、座標データというものが必要となりますし、あるいはまた予測するということになりますと、予測のソフトウェアなど、こういうものも必要になってくるわけございまして、そういう中でのいろいろな導入する場合の問題点もあるわけございまして。

地図情報というものを座標データとして扱うために、地籍調査済みの区域であっても再度座標調査ということをやらなければならない区域が発生するということでございまして、また現在、寒河江市におきましては地籍の未調査区域が存在するということでございまして。

これこれいろいろメリットもありますし、あるいは難しい、デメリットもあるわけございましてけれども、過去において、うちといたしましては、先ほど申し上げましたように、検討をしてきたところでございまして、情報化検討委員会でお一層検討を進めてまいりたいと、このように思っているところでございまして。

以上です。

佐藤 清議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 私の全体的に意図するところは御理解いただいたというふうに思いますし、これ以上即答を求めるのは本席では難しいだろうなというふうに思います。

1点だけ。雇用対策に関連しまして、御要望というふうな格好にとらえていただいても結構ですが、申し上げさせていただきたいというふうに思います。

建設業業界に関することでございます。当然市長も御案内かと思いますが、寒河江・西郡においても廃業された方、あるいは倒産される企業も業界には出てきております。

本県の場合、6万7,000人を抱える山形県の建設業。主要産業として、県内は当然でございますが、本市の産業を支えてきたのは事実だろうというふうに思います。公共事業の減少と、厳しい経営状況に直面しております。これは建設業に限ったことではないと思いますが、中でも非常に厳しいと。雇用対策の面からも中小建設業の育成を図っていくことも重要なことであろうというふうに思います。

こうした状況を十分御理解いただいておりますというふうに思っておりますが、市発注工事についても従来以上に市内業者の受注機会をぜひ拡大していただきたい。物品調達と各種委託等々においても市内業者の活用というものを要望させていただきます。

以上、何点か申し上げました私の提言が早期実現することを期待しまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

石川忠義議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 2 番、3 番、4 番について、4 番石川忠義議員。

〔 4 番 石川忠義議員 登壇 〕

石川忠義議員 私は、緑政会の一員として、これから提案させていただく諸課題について、意見をいただいた市民を代表し、通告番号に従ってお伺いいたします。

さて、「第 19 回全国都市緑化やまがたフェアやまがた花咲かフェア '02」に 73 万 1,256 人もの観客が県内外から訪れていただきました。すばらしい感動と花・緑・せせらぎのある環境をはぐくむことの大切さを改めて認識させられたわけであります。

ここに至るまでには本市市民の花・緑に対する思いが他自治体に勝るとも劣らない意気込みがあったからこそ、今さらながら感銘を禁じ得ません。また、それにも劣らない市内外からたくさんのボランティア活動に協力してくださった方々はもちろん、すばらしい作品を展示してくれた個人・団体の方々、また大勢の県及び関係者の長い間の苦勞に対し、敬意と感謝をあらわすものであります。

私ども緑政会の会員もゲート前に立ち、「おはようございます」「いらっしやいませ」「こんにちは」「ありがとうございます」「またのおいでをお待ちしております」と、最初はなれない言葉に顔を引きつらせてのあいさつでしたが、お客様の「大変よかったですよ」との一言ですっかりその気にさせられ、また大きな声で、また笑顔で対応することができました。自然とボランティア同士の意気も一層高まりました。これらは、いろいろなお客様との会話から得た貴重な体験であります。

本市は、昔から大きな庭園にこだわることなく、それなりの草花を愛し、それを共通の原体験としてまいりました。それを佐藤市長は卓越した見識と行政手腕により全面的に行政化に取り組み、さくらんぼを日本一の観光事業に仕上げ、フラワーロードを初め、「花・緑・せせらぎの里」に育て上げたのであります。そして、この集大成として今回の都市緑化フェアで全国に発信し、これまで箱物中心の緑化フェアの趣を変え、緑化フェアの原点に戻り、国民に感動を与え、来年開催の大分県にバトンを渡したのであります。

特に 7 月 9 日の緑化祭に御臨席を賜りました秋篠宮殿下、同妃殿下にもお褒めの言葉を賜り、私どもとも親しく言葉を交わされ、開かれた皇室として思いを新たにいたしました。特に寒河江ぎぼうしに目をとめていただいたとかお聞きいたしました。

さて、本市は、どこの土地に行っても本市の街並みの景観は、他に追従されることがないほどすばらしいものがあります。この美しい街並みに恥じることはないよう、できるだけ美しい言葉で質問させていただきます。

それではまず、通告番号 2 番、ポスト緑化フェアについてお伺いいたします。

冒頭、緑化フェアについていろいろ述べさせていただきましたが、両会場で 120 万弱もの入場者数を記録し大成功に終了したことについては、いろいろとあると思いますが、よかった点、反省すべき点がありましたら、総括という意味で市長の御所見をまずお伺いいたします。

さて、先月、県が公表した 2001 年度の県観光者数調査結果によりますと、県内主要観光地の入り込みは総延べ数で 3,809 万人で、前年度を 1.1%、約 40 万人上回りました。ほぼ横ばい、0.2%増だった 1999 年を除けば、実質 4 年ぶりの増加であります。景気低迷が続く中、温泉地や山岳観光の伸びが全体を押し上げたものであります。

しかしながら、観光業界及び旅館・ホテル業界にお聞きしますと、逆に経営が苦しい状態にあると言っております。県観光振興課長のお話によりますと、観光客数の伸びはありますが、日帰り客は増加しながら宿泊観光が減少、県内客が増加した一方で県外客が減少しているとのことであります。当然、入湯税収入も減収になっております。

そこで、宿泊滞在時間をいかに延ばすかであります。そのためには、体験メニューなどを充実させ、宿泊型観光の拡大につなげなければなりません。本市においては、宿泊型よりも宴会型施設がシェアを占めております。

また、これからは産業観光の道も拡大しなければなりません。本市には、酒の醸造元、食品産業、清涼飲料水工場、優良企業等、いわゆる製造工場が多くあります。それらの工場を観光的な見学地として売り出し、消費者にアピールして、今問題になっている食の安全を確認していただき、理解してもらって産業観光の普及であります。それには、まさに魅力をつける、食材の研究、お土産品の改良などを考えなければなりません。

昨年度より西川町では観光アドバイザーを新設し、1年を経過しましたが、大きな成果を上げております。西川町の特産である山菜、漬物の加工と山岳観光を組み合わせ、もちろん本市をも取り入れた近隣自治体との連携で観光産業を掘り起こしております。また、さがえ西村山農協には観光産業を中心としたすばらしい組織があります。以上のような観点から、今後の観光はより以上の広域型観光が求められることであります。

今、本市にある観光業者は、農協観光さんを除いては、本市を直接に売り出す強力な販売はいたしておりません。業者は県外観光地への商品を売り出してあります。

今まで観光客誘致のためさまざまな施策をした経緯の中で、担当課で大きな実績をおさめてまいりましたが、今後、それ以上の観光客誘致をするためには、どのような企画をして売り出すのか。これらは一般業者とともに行政がやるべきことだと思います。

近い将来、駅前商店街の活性化対策等をも視野に入れた中で、どのような施策が打ち出されるのか。今、クア・パークに土地を所有している経営者は、そのことを待ち望んでいるわけでありまして。今まで以上に汗を流さないと、緑化フェアのリピーターは戻らないと思います。

本市においても、それらと手を結べる、またエージェントと直結できる観光アドバイザーを新設して、本市の観光を掘り起こし、まず近隣市町村とネットで観光を結び、これが核となって本県全体の観光産業を盛り上げることであります。

今回の都市緑化フェアで本市の魅力を知っていただいたお客さんを、ポスト緑化フェアのリピーターとしてどのようにしてお迎えするのか、緊急の課題であります。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号3番。先だつての台風6号の被害と今後の対策についてお伺いいたします。

東北地方の太平洋岸を北上した台風6号の影響で、県内は7月10日の夜半より11日の午前にかけて豪雨に見舞われ、本市におきましても各地に大きな被害をもたらしました。本市における被害状況は、7月19日の全員協議会において各担当課長による説明で御承知のとおりであります。まず、今回の被災の復旧状況と被害額の見通しについてお伺いいたします。

さて、この台風は最上川上中流域での流域平均雨量が125ミリに達しました。中でも最上川上流部の吾妻山系で223ミリ、蔵王山系で217ミリと大変な降雨量でありました。また、下流部においても150ミリから100ミリ以上の降雨量になり、最上川の急激な増水になったわけでありまして。一級河川の沼川は、沼川放水路の完備と揚水ポンプ3基による排水で、ほとんど流域の被害はありませんでした。今回の被災で西根日田地区を流れる内川のはんらん、また本楯砂川原地区の赤沼排水路のはんらんでありまして。

同僚議員と一緒に行動をとったわけでありまして、私も近隣河川の状況を巡回した中で、寒河江川の増水等を確認して、最上川の内川水門に行きましたところ、内川水門関係者が夜中から警備をしていたということで、大変な御苦労をいたしてありました。

そのときには最上川は増水中であり、どす黒い水が水門近くまで近づいており、避難した魚が水門付近にたくさん集まっておりました。関係者の話によりまして、このまま水位が上昇すれば水門閉鎖もやむを得ないとの話であり、こここのところこの内川水門は閉鎖したことがないということでございました。

最上川の水位が上昇しますと、当然最上川に入る支流の流水速度は遅くなり増水いたします。内川の河口付

近は水位が上昇し、付近の田畑にも少しずつ水が入り始めておりました。

私は所用のため7時半ごろ一たん現場を後にして、10時過ぎ現場に戻りますと、一面田、畑、果樹園は冠水しておりました。内川水門は8時ごろ閉鎖したとのことであります。その間、西根第3分団の消防車4台による内川の排水に取りかかりましたが、最上川は増水の一途で、最上川河川敷内の畑もすっぱり冠水しておりました。

一方、山形整染工場の倉庫も水没の危険が迫り、10トンダンプ7台の砕石を倉庫の前に土のうがわりに積み上げておりました。その間、日田さくらんぼ組合の方々と話をした中で、このままでし後半、台風での強風が吹けば、ハウスのビニールもまだ取り外していないので、浮かされてハウスそのものも危険にさらされているということでもあります。そのときのさくらんぼ園の水位は約50センチから60センチメートルぐらいの水かさになっておりました。

ポンプ4台での排水ではさくらんぼ、大豆等全部だめになってしまうということで、とにかく市長に現地を視察していただいて、対応措置をしていただこうと要請され、市長と連絡をとり、忙しい中現地に来ていただきました。

これでは何ともしようがないとの判断で、現場より市消防団長に電話して、寒河江市全消防団の非常招集を要請いたしました。また、それでも足りないと判断して、国土交通省を初め、市内の建設会社の揚水ポンプの要請をいたしました。その結果、消防ポンプ14台、大型揚水ポンプ9基の結集で一斉に排水作業に入りました。

最上川の水位も最高3メートル50近くまで増水し、予想以上に引きがおそくて、午後4時近くになってようやく引き始めました。その間、消防団の方はかわるがわる放水管を握りしめて排水作業に従事してくださいました。その姿を見て、まことに頼もしい限りであり、頭が下がりました。

最上川の水位も少しずつ下がり始め、ころ合いを見て水門もあけました。消防団長は午後5時ごろまで消防団を活動させて引き払わせたいとの旨でしたが、その時点でさくらんぼ園の水位は約40センチメートルぐらいありましたので、同僚議員とともに1時間延長していただき、午後6時まで排水作業をしていただきました。業者の揚水ポンプ9基は、生産者の納得のいくまでお願いしたい旨を取り上げていただき、結局夜の11時ごろまで行われております。

一応経過を述べましたが、今回の措置は緑化フェアも休業するほどの雨の被害を受けたものであり、災害対策基本法に基づく緊急事態、いわゆる有事に際しての市長の判断は、まことに機を得た寛大な措置であったと思います。生産者の方もこの行政の機敏な対応に大変感謝しておりました。

おかげさまで冠水したところの農作物も最初心配したほどの被害もなく、安堵しておりましたが、日田さくらんぼ園には1,000本近くのさくらんぼの木がありますけれども、うち20本程度が葉っぱが黄色になったり、葉が落ちたりしており、来年度の収穫が心配されております。また、全体的な影響も来年の収穫を見ないとわからないということでもあります。特にさくらんぼは、2日間も水につかると大きな被害をこうむると言われております。

大豆の方も少し被害が見受けられましたが、その後の高温と干ばつによる被害の方が心配されるということでもあります。

また、この地域は昔から最上川、寒河江川のはんらんで水害に苦しめられた土地であります。私の小さいころ、寒河江川の堤防が決壊してサイレンが鳴り響き、子ども心に心を痛めた記憶が今でも思い起こされます。寒河江ダムの建設でそれも解消されました。

しかし、今回の内川の増水は、最上川の増水による水門の閉鎖という、どうしようもないせっぱ詰まったものでありますが、それにつけ内川という短い川に都市化した付近の鉄砲水が一気に押し寄せることと、日田地区の田んぼの排水路が狭くて長いことも原因の一つと思われます。

日本一のさくらんぼ観光園、日本一の大豆生産地に生産者が命をかけて生育しているところでもあります。また、山形整染株式会社もあり、農工一体となっているところでもあります。今後、同じような被害がないように行政としてどのような対策をお考えになっているのか。また、今回の被災で本楯砂川原地区 6 ヘクタールの大豆も冠水しましたが、この件の対策についてもあわせて市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号 4 番、市立保育所の施設整備と労務管理についてお伺いいたします。

この字句の中で「営林署」という語句を使っておりましたが、今、山形森林管理署に変更になっておりますので、訂正して、そのように「山形森林管理署」というふうに読ませていただきます。

少子高齢化に伴い、幼児教育についての関心は、子を持つ親にとりましては年々関心の高いところでもあります。親にとりましても、夫婦共働きの時代であり、1人を育てるよりは2人の方が大変なことは周知の事実であります。安心して健やかに子どもたちが生まれ育つことのできる社会環境をつくることこそ行政のなせることなのでありますが、施策の柱は多様な保育、柔軟な雇用形態、子育て費用への社会的援助であります。

我が国の合計特殊出生率は史上最低の 1.3 にまで低下しました。出生率低下の主要な要因は晩婚化の進行による未婚率の上昇であると言われております。この背景には、個人の結婚観の変化、核家族や都市化の進行等による子育てと仕事の両立の負担感の増大、長時間労働などの職場慣行などがあります。現に少子化は経済・社会にさまざまな悪影響をもたらし、少子高齢化に伴い大きな社会不安として今、大きな社会問題になっており、制度改正を余儀なくさせられております。

本来、結婚や出産は個人の自由な選択に任せられるべきものであります。しかし、社会環境が安心して産み育てることのできる状況にないことが、出生率低下の一因になっていることが明らかであり、国や地方自治体がこれらの阻害要因を除去するための政策を打ち出すことには、十分な政策的根拠があるように思われます。また、社会的現象の一つとして母子家庭の増加も挙げられます。

さて、本市におきましても、本年度から全保育所で延長保育に入ったことは、働く両親ばかりでなく、冒頭述べましたとおり、少子化に歯どめをかける一つの政策であり、画期的な方策として市民に受け入れられております。また、時代に即した働き方の多様化に対応する多様な保育が求められておりました。

そこです、にしね保育所の場合、定員 100 名に対し 112 名になっております。昨年度までは 90 名弱だったのですが、延長保育に入った本年度から、ほかの保育所に通っていた西根在住の保育児が入所したからであります。私たちが毎年、入所式、卒業式、運動会に招待を受け見学させていただいておりますが、特にグラウンドが狭いなと感じておりました。また、父兄の方々からも「何とかならないのかな」という声も出ておりました。

そういう中で一気に 25 名ほどの増になったものですから、屋内施設の面もそうですが、ことしの運動会はどうなのかなと懸念されます。子どもたちには広く、使いなれたグラウンドで遊ばせてやりたいものですが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、なか保育所の件であります。定員 120 名に 136 名が入所しておりますが、なか保育所には通園バスがありませんので、家の方々が送迎しております。136 名中、延長保育児が 110 名であります。早朝から通ってくる親御さんの車が殺到して、その時間帯になりますと大変危険な状態になります。それは、入り口出口が同じ 1 カ所しかなく、狭いスペースでの出入りですので、そのような状態になるわけであります。

一つの解決策として、前の側溝にふたをして入り口出口を別々につくる方法があると思われれます。また、南側には現在使用されていない山形森林管理署の官舎がございます。それを将来買収して、将来施設整備の充実として使用する方策もあると思われれますが、市長の御所見をお伺いいたします。

また、延長保育に入ってから臨時職員を採用して労務管理には万全を期していると思われれますが、週休 2 日の完全取得、有給休暇の消化及び就業規則の遵守については、特に遺漏のないように万全の策を講じるよう要望しておきます。

職制柄、先生方、職員の方のストレス等によりさまざまな事件が起きております。市立保育所においては、そのようなことは今までなかったし、今後においてもないと確信いたしております。大事な子どもさんを預かっておるわけでありまして。特に幼児は自分から自己表現をできないわけでありまして。先生方には常にベストコンディションで保育に当たっていただくためにも、職場環境、職場管理が特に良好の状態にあることが最低条件と思われるからであります。

これで第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、全国都市緑化やまがたフェアが成功に終わったことに対しましての所見でございます。

第 19 回全国都市緑化やまがたフェア「やまがた花咲かフェア '02」と、期間を延長して開催した「さがえ花咲かフェア」は、市内外から当初目標とした入場者数の 2 倍半の約 76 万 2,000 人の多くの方々が会場を訪れ、多くの感動と喜びを感じていただきながら、盛会に閉幕することができました。これもひとえにフェアの成功に向けて活躍されました多くの市民の方々、ボランティアの方々スタッフの方々に改めて御礼申し上げます。

緑化フェアを開催しましての総括といたしまして、まずよかった点について申し上げますと、会場外修景としまして、お客様から気持ちよく来訪していただくようにと、フラワーロードや花いっぱいまちづくりによる歓迎飾花、転作田景観形成事業やクリーン作戦等がありました。また、商店街によるのれんやこんにやくのサービスなどのおもてなし、温泉協同組合によるバラ風呂や緑化フェア郷土料理、緑化フェア協賛慈恩寺秘仏展など、市民挙げて来訪者を歓迎していただきました。

また、会場内は、緑化フェア花壇、コンテナガーデン、寄せ植え火鉢などの出展、寒河江市の日や県民参加催事などにおける音楽、郷土芸能などのステージの催事、おもてなし茶会や花緑の個別作品の展示、みこしと花火の祭典等など、多くの市民の参加により緑化フェアを大いに盛り上げていただきました。

会期前、会期中と雨降りや猛暑などの悪天候においても笑顔で来場者をお迎えし、額に汗して献身的に活躍していただいた多くの市民、ボランティアとスタッフの努力もありました。このように、子どもからお年寄りまで市民一人ひとりが緑化フェアに参加し、来訪者をおもてなしの心で気持ちよくお迎えしていただいたことと、緑化フェアを必ず成功させなければならないと各事業へ取り組んでいただいた努力と心意気が緑化フェアを成功に結びつけていったのではないかと考えております。

次に、会場について申し上げますと、これまで開催された緑化フェア会場とはひと味もふた味も趣が違っていたと思います。会場のきれいな花壇はさることながら、会場を取り巻く遠景として悠々と流れる最上川と四方の山並み、田園風景などの原風景を取り入れ、周囲の景観と調和した寒河江会場は多くの人々に感銘を与え、本市の魅力を十分に堪能していただけたのではなかったのかなと考えております。

また、開催時期と入場者数について申し上げますと、緑化フェアの開催時期をさくらんぼの最盛期に合わせて実施したことは、多くの県外の皆様からさくらんぼ狩りと緑化フェアを同時に楽しんでいただくとともに、やまがた花咲かフェアのすばらしさを体感し、一度訪れた方々が口コミで多くの人に輪を広げていただき、さくらんぼ観光後モリピーターとして何回も訪れていただきました。

また、会場までのアクセスとして国土交通省、日本道路公団、山形県などの関係機関の御尽力によりまして、寒河江サービスエリア仮出入口を整備していただいたことは、緑化フェア会場まで渋滞もなく、スムーズに来場していただけたものと思っております。その結果、先催県では県外来場者が 20% でありましたが、寒河江会場のアンケート調査では、全体来場者の実に約 30% が県外来場者であったという結果にもあらわれておりました。

また、県内・市内の来場者についても、「何回も何回も来ました」というお話をお聞きしており、来場の目的についても、第 1 が寒河江会場の花や緑、風景のすばらしさということであり、これらのさまざまな要因が目標を大きく上回る入場者数にあらわれたものと考えております。このことは、入場無料ということもありましたが、会場の魅力づくりによるものと思っております。

次に、反省すべき点について申し上げますと、最上川ふるさと総合公園の整備が埋蔵文化財の発掘調査等のおくれにより、樹木、特に高木の植栽が会期直前までずれ込んだことから、来場者には猛暑、炎天下の中で休憩する木陰が非常に不足し、緊急に仮設テントの増設で対応いたしました。来場者に御不便をおかけしたのではなかったのかなと考えております。

また、土曜、日曜の混雑時には駐車場が満車の状態で、一番遠いところからですと約 600 メートルほど炎天下の中歩かなければならず、大変御難儀をおかけしたのではなかったのかなと考えております。

以上のように、緑化フェアの総括を申し上げましたが、何といたしても今回の緑化フェアを大成功に導いていただいたのは、寒河江のまちづくり、人づくり、花と緑・せせらぎで彩るまちづくりにこれまで努力していただいた市民一人ひとりの力であったと思っておりますし、今回のやまがた花咲かフェアの主役は市民一人ひとりであったと考えております。

やまがた花咲かフェアは閉幕したわけですが、この緑化フェアを一過性のものとせず、今回のフェアで培った自信と誇りを「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」の新たな出発点と位置づけるとともに、ポスト緑化フェアに向け、なお一層市民皆様の御指導、御協力を賜りますようお願いするところでございます。

次に、宿泊型観光、産業観光、そしてまた観光アドバイザーについての質問がございました。

経済の長引く低迷にテロ問題の影響なども加わり、観光をめぐる状況にはまことに厳しいものがございます。県内の主要観光地における入り込み数は、平成 6 年度の 4,086 万人をピークに減少を続け、昨年、平成 13 年度は 3,809 万人でしたので、比較しますと 7% の減になっております。観光には関連する産業が多く、経済波及効果も大きいことを考えますと、その影響は大きく、まことに厳しい状況であると言えます。

また、寒河江市の観光客数を見てもみますと、平成 13 年度、昨年度は 217 万人でありましたが、同じく平成 6 年度と比較しますと 56% の大幅な増になっております。この結果は、関係各位の御努力があつてこそありますが、自動車道の整備が進展する中、いち早く交流拠点施設チェリーランドをオープンし、そこを拠点として取り組んでいる事業の効果、寒河江公園つつじ園の充実、みこしの祭典の盛り上がりなどが要因に挙げられます。

これらのことを踏まえ、第 4 次振興計画においては、観光振興の課題に広域滞在型観光拠点の整備として五つの重点項目を挙げております。

その最初には新観光拠点チェリークア・パークの整備を掲げておりますが、本年 3 月、宿泊施設の先駆けとしてホテルシンフォニアネックスが開業し、全国都市緑化やまがたフェア関係等の宿泊者を受け入れていただきましたが、景観等の評価が高く、満足していただいたと聞いており、今後の計画の進捗にも好影響を与えるものと期待しているところであります。

また、企業見学などを取り入れた産業観光の取り組みにつきましても御質問がございました。

観光のみならず、企業や製品 PR の観点からも有効な手段であると考えております。このことは、寒河江型農業として進められております周年観光農業の例を見ても明らかでございます。

市内では、御案内のように、酒づくりの工程を見学できる資料館や製造した商品の直売店などが開設され、大勢の見学や買い物客でにぎわいを見せております。さらには、近年、中学校の学習体験活動の一環として、特色ある産業体験をプログラムにするところの事例もふえておるわけでございますし、草履づくりやきり細工などでも受け入れております。

市では、さらに産業観光を推し進めるため、産業観光の事例研究や検討を行った経過がありますが、安全衛生管理の問題、企業技術の保護などの問題、そして施設の改修を要することから、新たな実現を見ることはできませんでした。しかし、消費者の製品に対する関心の高まりはますます強まっておることなどを考えますと、企業側の積極的な取り組みが待たれるところでございます。

一方、緑化フェアにおいて大好評を博したハーブガーデンやハーブ茶、そして花のやまがた学校などを考え

ますと、花・緑創造館などを活用しながら、ハーブを活用した観光産業化や花緑の教室などを実施していくことを検討してまいります。

さらに、広域観光と広域ネットワークの充実による観光振興を図るために、観光のアドバイザーを活用してはという御提言がございましたが、本市のさくらんぼを初めとする観光農業や全国都市緑化やまがたフェアによってますます印象づけました花のまち寒河江をネットワーク形成に活用しながら、広域観光商品を立ち上げるにより、より多くの観光客誘致が可能となるわけでございます。

そのため、観光商品の造成や旅行エージェントへの情報提供や旅行商品化の働きかけを行うため、市観光協会との役割分担の中で、観光のアドバイザーを活用してまいりたいと考えております。

次に、台風6号の被害と今後の対応についての御質問でございます。

まず初めに、台風6号による災害の復旧状況と被害額の見通しについて申し上げます。

農林関係でございますが、農地及び農業施設、これには農道とか水路があるわけでございますが、農業用関係におきましては39カ所で、被害額が4,400万円、復旧額も同じになりますが。また、農作物の被害につきましては、ブドウ棚の倒壊や冠水被害など490万円と見込んでいますところでございます。

これらの復旧については、既決予算とこのたびの災害復旧事業費として上程いたしました2,251万1,000円は8カ所、いわゆる農道4カ所、水路4カ所の事業費でございます。これ以外の箇所につきましては、予備費で市単独事業や原材料費などの支給によりまして復旧作業に万全を期したものでございます。

土木関係でございますが、道路につきましては8カ所で2,800万円、市管理河川におきましては3カ所で800万円の被害をこうむり、土木関係の被害額は3,600万円と見込んでいますところでございます。

これらにつきましては、災害復旧費補正予算で上程させていただいているところでございます。

また、住宅への床下浸水が2棟発生し、水が引いた後に床下防疫のため薬剤散布を実施しておりますが、実質的な被害には至らなかったものでございます。

さらに、県事業の急傾斜地関係でございますが、白岩麓地区の急傾斜地の一部区間が崩壊し、幸いにして人家への被災はありませんでしたが、県ではこれに係る復旧費用として1億2,000万円と見込んでいますところでございます。

また、近くの地福田沢の土砂流出防止対策とあわせ、早期復旧について県を通じ国へ要望していたところでございますが、今年度の事業採択が決定したことを県から聞いているところでございます。

それから、内川の排水対策の今後の問題でございますが、内川は、御案内のように、西根北町地内より東方に流下し最上川へ達する、延長3.5キロメートルに及ぶ農業用の排水路となっております。従来から沿線一帯の雨水排水をも内川排水路で受け、一級河川最上川へ流出されるなど、河川同様、河川的な役割をも担っている基幹排水路となっております。

このような中、台風6号の豪雨により最上川が増水、内川排水路の樋門閉鎖が余儀なくされ、放流口周辺一帯が冠水に見舞われたことは御案内のとおり、また先ほどのお話のとおりでございます。

この冠水区域の中には、染色工場を初め、観光さくらんぼ園や日本一の大豆づくりの表彰を受けた団地をも含まれております。私も状況を目の当たりにしまして、緊急の事態でもあり、早急に排水作業に取り組んだところでございます。市消防団を初め建設会社等合わせて24台のポンプを投入し、対応したところでございます。

また、冠水した農作物に対しましても、水が引いた後に防除対策や技術管理など、農業改良普及所とも連携を図りながら指導してまいりました。このようなことから、さくらんぼなど一部の樹勢に衰えが見られるものの、最小限の被害にとどめることができたと思っております。

さて、内川の今後の対応ということになりますが、排水対策として最も望まれることは、沼川同様に排水機場の設置となるかと思えます。現在、農林事業としては湛水防除事業での取り組みがございしますが、一つは、

事業費も多額になり地元負担が伴うこと、二つ目には、完成後の維持管理が困難なこと、三つには、財政的に新規採択は非常に容易でないことなど、検討課題もございますので、当面は東北農政局で配備している災害応急用のポンプを借用して対応することも考えているところでございます。

去る8月27日に東北農政局をお願いに行ってまいりましたが、保有ポンプは24台ほどで、ポンプ口径は100ミリから250ミリまで備えておるようでございます。これらを有効活用するとともに、市内のポンプを保有している建設会社等との緊急時の体制づくりなども考慮しながら、排水対策に万全を期してまいりたいと考えております。

また、本楯砂川原地内の対策についても御質問あったわけでございますが、この箇所についても排水樋門、逆水門が設置されており、最上川が高水位となれば閉鎖となるわけでございます。現在、6ヘクタールほどの大豆が栽培されておりますが、これまではこのようなことはなかったと思っております。かかるような事態に立ち至った場合には、内川同様、ポンプ排水で対応するようにと考えておるところでございます。

次に、保育所のグラウンド整備のことでございます。

今日、核家族化の進展、保護者の就労機会の増加等に加えまして、近年の雇用環境の厳しい状況にあることから、延長保育を希望する家庭の増加など、多様な子育て支援、保育サービスの充実が求められております。

本市では、社会環境の変化に対応した子育て支援施策の充実を「寒河江子どもプラン」に基づいて推進しているところでございます。

本年4月からはすべての保育所で延長保育を実施したことで保育所への需要が増し、現在四つの保育所で入所定員を上回り、保育所への入所円滑化対策実施要綱に基づいた保育を実施し、六つの保育所全体では558名の保育児童をお預かりしております。

本市の保育所は、昭和40年代から50年代の半ばに整備されたものであり、当時と屋外遊戯場等の環境整備に対する考え方は、より伸び伸びとした環境づくりを目指す方向へ多少変化してきているものと思っております。このため、これまでも保育基盤の整備を図り、安心して保育のできる環境を整えてまいりました。

御質問のあったにしね保育所の屋外遊戯場、いわゆるグラウンドでございますが、開設当初のままの広さでございます。その後、遊具の増設、立木も成木化してきたこともあり、開園当時と比較しますと、保育児童の数もふえ、保育児童の年齢も1歳児から5歳児まで広がってきており、十分な広さとは言えなくなっているのが現状かと思っております。

このようなことから、保育所屋外遊戯場の南側に隣接している小学校の緑地を保育所用地として譲り受けられるよう小学校、教育委員会と調整いたしまして、遊具、立木などの移転などを実施しまして、保育所のより広い遊び場の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

なか保育所の方でございますが、昭和52年に現在地に移転建設したものでございます。その当時、車での送迎は考慮されておらず、道路幅も狭いことから、朝夕の安全な往来の確保が課題でありました。このため、保護者には安全な送迎を呼びかけ、交通安全に対応してきたところでございます。

なか保育所に隣接する旧営林署官舎は、前年から空き家状態であるようでございます。送迎時の交通安全確保と、今申し上げましたように、今日的な環境整備の観点から保育所の屋外遊戯場の拡張により、遊びの空間がより多様なものとなるよう土地利用面での検討を行いながら、土地所有者の意向等を確認し、また財政状況等を考慮し、積極的に対応してまいりたいと考えてございます。

次に、職場の環境管理と申しますか、労務管理についてのお話がありました。

本市においては、延長保育の拡大、低年齢保育児童の受け入れ促進などの多様な保育サービスの実施により、保育児童の増加や入所児童の低年齢化の傾向など、入所児童に対する一層の安全管理が求められております。これまでもこれらの安全確保に対しましては万全を期し、保育所職場における職員のよりよい勤務環境や保育体制の確立に努めてまいりました。

具体的には、国が定めた児童福祉施設最低基準等に基づく適正な保育士の配置を初め、障害児保育実施の体制整備等に努め、延長保育の実施体制などにおいても、時差出勤により8時間勤務を基本とした保育体制により対応することとしております。

週休等の振り替えにつきましても、施設ごとに年度当初に計画をつくり、それに基づいて実施しております。また、年次有給休暇及び特別休暇などの取得に関しましても、所内で保育代替調整が可能な体制をとっており、調理師のように一人職場にある場合は代替調理師の登録制により対応いたしております。

なお、本市では平成12年度より保育職場の資質向上を図るため、保育士、調理師の独自研修を年に数回それぞれ実施するようにしており、今年度も計画に基づいて実施いたしております。このことが、保育職場の活性化につながり、勤務環境、職員体制の整備とともに、安全な保育の実践につながるものと考えており、今後とも安心して預けられる保育所づくりを進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 石川議員。

石川忠義議員 1 問に対しての回答をいただきまして、ありがとうございます。

2 問目に入らせていただきますが、まず緑化フェアについての総括的なものについては、先ほど柏倉議員の話にもありましたように、だれもが予想もしない、すばらしい入場者数を数えまして、一部には、偏見からでしょうけれども、「ただだもの、入るっだな」というようなこともございます。私はそういうものの考え方でなく、今の観光の方はやっぱり何かを求めてその土地土地に来るわけでございますから、緑化フェアの意図するところを的確に、山形県の両会場ですけれども、取り入れていただいたわけでございます。

そういう中で、先ほども第 1 問で申し上げましたとおり、今までややもすると箱物を中心とした緑化フェアであったわけですが、ことしの山形県の会場は全くそういうものを取り入れないで、花、緑に集中した、そういう緑化フェアの形に戻したということにおいても、非常に意義の大きい緑化フェアでなかったのかなと。

また、それに対しお客さんも、日本庭園とかそういうこともよろしいのでしょうけれども、安い値段で花、緑を楽しめるガーデニング等の講習もいろいろやって、聞くところによりますと、5 回来た方とか、10 回来た方ということが非常に多く聞こえます。そういう意味でも非常によかったのかなというふうに思われます。

また、いろんな臨時ゲートの新設とか、そういうことでもございました。アクセス面においても、市内の混雑もなく、遠いところからスムーズに来場できるということにおいても、この緑化フェアの成功のためによかったのかなというふうに思っております。

また、市独自で周遊観光バスを取り入れたわけですが、期間中 2,880 名ぐらいの方が利用して下さったということで、これは多いか少ないかは判断にちょっと苦しむところがございますけれども、そういう一つの周遊観光バスを入れて下さったということにおきまして、その周遊観光をした場所場所も、また個人で行かれた方もおると思いますが、それなりの効果があったのかなというふうに思っております。

緑化フェアにつきましては、本当にいろんな思いの中で終わったわけでございますけれども、市民が本当に一番主役ということで、市長のおっしゃるとおり、どこに行っても花、緑を見ますと、心が和むと申しますか、生き生きとして、市民の笑顔がちょっと違ったのかなと。終わってみますと、「もっと長い期間やってもらえばよかったのにな」という声もありますけれども、これも 5 日間の延長ということもありましたから、目的を達せられたのかなというふうに思っております。

また、観光アドバイザーの件につきましてですが、寒河江市を売り込むということは、大きい観光地でございますと、いろんな観光業者、エージェントから商品として売り出されるわけでございますけれども、寒河江市はさくらんぼという大きな観光面、また農業観光がありますけれども、通年いろんな事業を打ち出すということが、これは行政と観光業者が密に打ち合わせながら企画をする。そうでないと、観光業というのは当然営利目的でございますので、観光の整っていないところにはやっぱり見向きもしない、勧誘もしないということでございまして、まず行政が前に出て、当面寒河江市を売り込む。チラシをつくっても、だれかがいろんな観光業者、エージェントにまかなければお客は来ないと。市役所に山積みになっててもどうしようもないことでございますので、そういう営業マン的な方を置いて、これはだんだんと各自治体でも、県の観光振興課の指導もあるやに聞いておりますけれども、今からネットでそういうものが実現していくのかなと。

今、合併問題、いろいろ問題になっておりますけれども、いろいろ難しい中でありますけれども、観光の中でネットを結ぶということは、これは簡単なことでございます。そういう一面から、観光の面でいち早く他市町村と結びまして将来の展望、そういうものを含めまして、私はそういう観光アドバイザーをいち早くつくっていただき、まずは本市の観光、また隣接する自治体との観光をみんなで打ち出していきたい。

特に寒河江市民の方は、いろんなイベントが非常に好きだと言うと語弊がありますが、協力していただきながらやってきたわけでございますので、観光の経済効果、これは先ほど柏倉議員もおっしゃっておりま

すけれども、非常に大きいものがございます。

これは平成8年の資料でございますけれども、3,900億円の観光業の収入があると。その中で、2,000億円以上の付加価値のとれる金額だということで、全く観光業を重く行政で持っていくか、成り行きに任せるということじゃないでしょうけれども、観光の流れに任せるという行政では非常に差が出てくる。

また、雇用に及ぼす波及効果も非常に大きい。先ほど市長もおっしゃっておりますけれども、いろんな職業もいろんな波及効果がございますけれども、観光は本当に身近でいろんな方がそういう職につくことができるということであります。

私は、この寒河江市が今から、交通の要所にあるということの地の利を生かして、観光にもっともっと重点を置いて、寒河江の観光というものを将来を見据えて確立していくためには、行政の方だけでは非常に大変だと。観光に精通した、いわゆるエージェン트에大きく顔がきく人をお願いして、そういう方は定年退職をなさった方だと思いますけれども、そんなに費用はかからない、効果は大きいということで、そういう観光形態に今しないと、せっかくこのたび来てくださった緑化フェアのお客さんが、時が過ぎれば忘れて遠のいてしまうということでございますので、よろしくこの辺をお願いしたいというふうに思います。市長もこの辺は考えていくということでございますので、早期に実現するのかなということで期待しておきたいと思います。

また、先ほどの台風6号の被害ということでございますが、いろんな農業、また土木的な被災があったわけでございますけれども、9月の補正予算等を見ましても、災害復旧法の適用を受けまして、国の補助を受けた中でこれから復旧作業に入る、また入っているところもあると思いますけれども、いち早い復興を望むものでございます。

また、日田地区におきましては、土地が低いということは否めない事実でございますけれども、あの土地には寒河江で推奨したさくらんぼ団地、また大豆、いろんな農作物があるわけでございます。

さくらんぼ団地におきましても、20年来の生育でございますけれども、土地柄、余りにも今まで収穫がなかったということで、最近徐々に収穫がございまして、聞くところによりますと、やっと会員の皆さんに配当を少し出すようになったんだというような時期であったということですね。それがまたこのたびの水害によりまして水没したということでございまして、またあのときは温かい水が入ったということで、なお一層さくらんぼの生育には非常に悪いということで、あのまま放置しておきますと、さくらんぼが全滅したのかなというように関係者は言っております。そういう行政に対しての機敏なこのたびの対応に対して、生産者初め関係者は災害に対しての取り組み方が本当によかったなということで安堵しているわけでございます。

今後そういう水害がないということはないと思います。いろいろ難しい問題があると思いますけれども、農政局の排水ポンプを借りるということは、これは一つの方法ではあると思いますけれども、将来、あの辺は木の下土地区画整理事業、また陵東中学校までの道路整備、内回りバイパスの道路整備がありますので、その工事に合わせまして内川の放水路なども検討の対象としてやれないのか。今後の課題だと思いますけれども、市長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

また、本楯地区におきましても、沼川に放水路をつくることのできないのか。その辺も御所見をお願いしたいというふうに思います。

時間がありませんが、市立保育所の件に関しては、にしね保育所、なか保育所とも検討するというところでございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

中でも労務管理につきましては、いろいろお聞きしますと、大勢の子どもさんを預かっている中で、4月から始まったということでいろいろ右往左往して、やっと軌道に乗ったということでございましたけれども、これから少子高齢化に向かった中で減るのではないかとというようなことも考えられますけれども、土地柄ということも余りないのではないかと、近々中には。そういうわけで、そういう環境整備、労務管理には余り無理のないように職員、先生方とお話ししながら、よりよい労務対策に努めていただきたいというふうに思ってお

ります。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほどアドバイザーの話がございましたが、観光商品という問題でのお知恵を出していただくというような観点から、あるいはまた旅行エージェントとの連携を深めてもらうというようなこととか、あるいはまた他町のエージェントとか、あるいはいろいろな団体と連携しまして広域的な受け入れ体制というものにいろいろ活動してもらうというようなことからはいいにしても、その配置というものを考えてまいりたいと、このように思っております。

それから、内川の放水路の御要望がございましたけれども、これは非常に厳しい話だろうと、このように思っております。課題として受けとめておきたいと、このように思っております。

以上です。

鈴木賢也議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 5 番、6 番について、8 番鈴木賢也議員。

〔 8 番 鈴木賢也議員 登壇 〕

鈴木賢也議員 緑政会を代表いたしまして、通告番号 5 番、6 番について質問いたします。

まず初めに、心と感動、希望を満たしてくれました花咲かフェアも大成功のうちに終わりました。閉会に当たりましては、成功した思いに涙がこぼれるほどでした。市民、各関係者の皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

農業技術は、帰農など新規就農者もふえてきました。直売所や産直、さらに加工への取り組みなど、大量生産・大量販売方式とは違った農業の展開も全国に広がり、新しい活気をもたらしています。

環境保全や地域の景観に目を向け、また都民との交流を図ることが、経営や地域の農業を守る上でも重要になってきました。

そうした新しい動きの中で、環境保全型の土づくりや防除をどう確立していくのか、高齢化してもやれる栽培や女性が担える技術とは何か。家畜ふん尿の利用や集落営農などの地域農業の新しいシステムをどう築いていくかが課題であります。

農水省は、生産者の高齢化でふえている耕作放棄地を解消するため、農業を希望する都市圏の退職者、高齢者に放棄地を提供するマッチングシステム、見合いの活動の構築に乗り出す方針を固めたと報道しています。

放棄地の対策はこれまでほとんど行われていませんでしたが、退職後など的高齢者の生きがいづくりや健康増進と同時に、人口が減っている農村の活性化を図るために、同省は関連事業を来年度予算の概算要求に盛り込む考えでいます。市町村が耕作放棄地などの遊休農地の提供計画を策定した上で、放棄地の所有者に使用料を支払い、生きがい農場として開設するとしています。一方、高齢者団体などが作成した遊休農地利用計画と照合し、高齢者に提供したいとしています。

農業の指導体制の充実や、高齢者が農村に滞在できるよう廃校などを滞在施設に改築するほか、定住や一定期間を住めるよう支援することも検討するとしています。

我が市においても、農業者の高齢化、農業の後継者が少ないために放棄した田畑、果樹園がふえております。地元のサラリーマン、主婦、定年退職者の方々は農業をやりたいと言っていますが、土地を購入するより土地を借り、一定期間、個人、グループで耕作したいと希望しています。また、多くの方からも相談されました。

多くの方々が新規就農できるように、またしやすい環境づくりをするために、市、農協、普及所、学識経験者、生産者などで構成していただき、農業に関する基礎知識や栽培技術、機械の操作、道具の使い方などを教えていただいて新規就農者に支援し、次の人生のステップに、また地域農業の振興のために農業塾を開校する考えはないかお尋ねいたします。

花咲かフェアに多くの方々が訪れました。訪れた方々は、寒河江の原風景のすばらしさに感嘆しておりました。また、心温まるもてなしの歓待に大変感謝しておりました。「もう一度寒河江に訪れたい」と多くの方々が言っておりました。このことをグリーンツーリズムに生かしてはどうかと思います。

農村や農業が持つ魅力を都市の人たちに楽しんでもらおうというのがグリーンツーリズムであります。豊かな自然、原風景、新鮮な食材を生かした郷土料理などが売り物であります。完全 5 日制、夏休みなど分散しての休日、余暇時間は拡大しております。多様なライフスタイルを実現するため、自然豊かな農山村であり、そして高速交通網により都市と農村の交流が活発にできるようになりました。

緑豊かな農村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動がグリーンツーリズムであり、都市に住む人たちにリフレッシュの場を提供、それを農家の副業にしていく取り組みでもあります。

寒河江市は、山々に囲まれた原風景はすばらしく、都会から訪れた人たちにとっては心安らぐ眺めであり、野山を散策するだけでもリフレッシュできます。また、都市住民と農村の人たちが交流するには、農産物直売所や農家レストラン、果樹などのオーナー制、農業体験や貸し農園など、多様な展開をしなければなりません。もう一方、農家民宿による滞在型余暇も必要であります。グリーンツーリズムについての取り組みについての考えをお願いいたします。

農業高齢化が進行して、ここ五、六年、主たる実務者が70歳になります。およそ65%の方が達します。このような背景を受けて、(仮称)農業振興公社の設立について意欲的な取り組みは高く評価されることであります。

しかし、受委託の促進、認定農業者の育成、経営体の育成、経営改善による実質所得の向上、集落農業の構築と維持する観点から格別と認識されます。よって、寒河江市の今後の農政展開においては最も重要視されるので、行政、農業委員会、農協、農業者代表、消費者代表による方向づけが重要と思われるので、当面、市当局の農業振興公社設立進捗状況をお願いいたします。

「若者の食事を見れば、その国の未来がわかる」という格言がフランスにありますように、この警句はまさに現代の日本に当てはまることを痛感します。

子どもたちの朝食欠食率の増加、孤食や一つのもの食べる個食の増加、脂質過多のインスタント食品の摂取の増加、食生活のあり方に起因する糖尿病などの生活習慣病や肥満児の増加など、憂慮すべき事態が進行しております。

「地域農業と教育がつくる学校給食」という山新による報告書によりますと、高知県南国市の学校給食のユニークな取り組みは、市で生産された米を使用している。それは棚田米でございます。一括炊飯、集中炊飯でなく、家庭用の炊飯器を使用した自校炊飯方式を採用し、炊きたての温かい、香りのよいご飯を食べて、また週5回の米飯給食のモデル校が2校あると言っています。米の生産者との交流を積極的に取り入れていること、生産している農業者が教育現場に出向いて、授業の中で児童とのさまざまな交流を持っているほか、生産現場での親子セミナーを通して農業体験を通じ、地域の知恵の体得に努めています。

食材としてふるさとの特産野菜をふんだんに活用し、献立や生産された果実、果実の果汁などデザートをとものにします。その他調味料、例としてみそなどは地元産の大豆を農業高校で加工したものを利用するなど、いろいろ知恵を働かせています。また、地元商店からの地元食材の供給の協力が絶大だということでもあります。

以上のことを市、教育委員会、農業委員会、市議会、農協、商工会といったそれぞれの役割、機能の異なる機関、組織が一体となり、さまざまな規制を乗り越えて、調理職員の協力を得ながら、かつ生産農家の熱意に支えられて、地元産の学校給食が実現しています。

次代を担う子どもたちに給食を通して農業や農村、あるいは米や野菜など生産現場を知りながら地産地消の取り組みとともに、農業の環境保全の大切さを教え、地域内の循環の大切さがわかり、農業や農村のことも真剣に考えてくれる子どもに育てたいとしています。

地産地消の学校給食がどう使用しているかは、NPO地域循環研究所によりますと、学校給食施設が食材に地元市町村の農水産物を使う地場産自給率が11.2%であります。食材購入時、地元産地指定が全くなかった施設が51%で、これが地場産の利用低下につながったとしております。

全国学校給食施設100のうち68施設の回答から見ますと、28%が地場産自給率が5%未満だった。一方、給食の半分以上の食材が地元産だった施設も5%あります。また、一つの給食をモデル化すると、食材の11.2%が地元産、44.5%が県産、7%がほかの都道府県産、9.3%が外国産で調理されていることがわかりました。

一方、地場産の利用について学校栄養士に聞いたところ、90%が生産者の顔が見え、安心して使用できる、また旬を教えられるとして、給食への利用が大事だと考えています。

身近な地場食材の利用は、子どもの食の関心を高め、地域で生産した農水産物を消費する地産地消につな

ると思います。

そこで、食農教育の取り組みについてお聞きいたします。また、地場農産物の学校給食有効利用と、小売業者との連携による給食食材の取り組みについてお願いいたします。

終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、新規就農者に向けての就農準備講座というようなものを開催してはどうかということでございます。本市における高齢化率は平成 12 年で 22.5%に達し、高齢化が急速に進んでおります。農業の分野を見ても、65 歳以上の農業就業人口が 5 割を超えており、後継者不足が叫ばれる中、高齢者は農業生産の担い手として大きなウエートを占めております。

本格的な高齢化社会を迎え、高齢者がみずからの生きがいとして新たに農業に取り組む場合がふえることも予想されますが、高齢者の生きがいづくりを支援するとともに、高齢者の力というものを地域農業の振興に結びつけるためにも、就農しやすい環境づくりは大切であると考えております。

また、現在さがえ西村山農協では、退職後に備えて農業を勉強したい方や、勤めながら農業を勉強したい方、農業に関心がある初心者などを対象にした営農講座を毎年開設しております。講座は、農業改良普及センターや生産農家などの協力を得ながら、4 月から 10 月までの 10 回にわたり、栽培の基礎から土づくり、そして病害虫防除などについて現地研修を取り入れながら開催されており、毎年、女性を含めた 30 名ほどが受講し、大変好評のようでございます。

また、営農講座を受講した方などで定年後に農業生産を行いたい方などを対象に、農協が提供する農園で実際に作物栽培を行ってもら熟年層援農生産組織事業も実施されております。

また、農業改良普及センターでは、農業に意欲的な方を対象に、実践的な農業技術の習得や経営管理等のコース別に 1 年間にわたって学ぶ農業実践者セミナーを毎年開催しており、多くの方が受講しております。

このように、市内では高齢者の方や農業に興味を持っている初心者の方などで新たに就農を目指す方を対象とした講座が開催されておりますので、こうした講座を積極的に活用し、農業の基礎的知識や農業経営について学んでいただければと思います。

本市といたしましても、高齢者や女性は農業の多様な担い手であり、その育成の一環としてこのような取り組みを支援してまいりたいと考えております。

さらに、都会から本市へ Uターン、Iターンして移り住み、本格的に農業を目指そうという方につきましては、土地のあっせんや実践的な農業技術の習得など、幅広い支援が必要となってくるものと思われませんが、県の新規就農者対策事業や各種研修制度、制度資金等について県や関係機関にも働きかけながら支援していかねばならないと思っております。

次に、地域の文化とか自然環境をグリーンツーリズムに生かしてはどうかというような御質問にお答え申し上げます。

本市は、花と緑の潤いのあるまちづくりについては寒河江市が先進地であると言われるように、全国的に高い評価を受けており、市民の意識の高まりもあり、公園や街路だけでなく、街角や家庭の庭先にもきれいな花が彩りを添えており、美しい街並みになったと思っております。

また、寒河江バイパスのフラワーロードや転作田を活用したコスモス園、寒河江公園のつつじ園やさくらの丘、三色の花の里の菜の花・コスモス畑は、今ではすっかり寒河江の顔として定着しており、本市を訪れる人を温かく迎えております。

このたびの緑化フェアでおいでになった皆さんからも「大変美しいまちだ」と感心する多くの声を寄せていただいております。これからも花と緑のまちづくりを市民の皆さんと一緒に長く継続してまいりたいと思っております。

そういう中で、耕作放棄地もあるじゃないかと。それに花を植栽してはというような、あるいはそこを観光

客に散策してもらおうという御意見がございました。

本市には、さくらんぼ狩りを中心として多くの観光客がおいでになりますが、やはりもぎとり終わればすぐ移動というのではなくて、できるだけ市内のいろいろなところをめぐってごらんいただければなど、このように思います。

このたびの緑化フェアでも、慈恩寺やチェリーランドのほか、市内の観光スポットを紹介したマップなどを配布しながら、周遊バスで市内各所への観光客の誘導を図ったところでございます。

しかし、耕作放棄地の活用ということになりますと、一般的には耕作放棄地は道路の便が悪く、観光客が訪れるのに適当でない場所にある場合が多いと考えられるほか、農道を利用して観光客が多く訪れることで周辺の交通が混雑するおそれがあるほか、だれが維持管理するかなど、さまざまな問題があるものと思われまので、よく検討しなければならないものと思っております。

それから、農家の民宿についてのお尋ねもございました。農家に民宿をして、そして農業体験などをすることは、農業や地方農村に対する理解を深めることに役立つことから、このような都市と農村の交流は重要なことであると思っております。

本来、グリーンツーリズムは、都市部に住む人が自然豊かな農村に滞在し、その地域の自然、文化、人々との交流をたしなむというものでございますが、受け入れる側の農村にとりましても、それによって就業機会の増加や所得の向上、生活環境の改善、さらには都市住民の農村への定着にまでつながれば、地域の活性化も図られるのではないかと考えられます。

しかし、そうした滞在型のグリーンツーリズムの需要がどれくらいあるのか、また宿泊させるとなると建物の改修が必要ではないか、受け入れる側の接客対応はどうか、どのような点を魅力として売り込めるかなどを考慮した場合、現実に本市において受け入れを希望する農家がどれくらいあるのかなど、まだまだ検討していかねばならない課題が多いものと思っております。

次に、農業振興公社に向けたところの取り組み状況というようなお尋ねがございました。

近年、米を初めとする農産物価格の低迷による農家収入の伸び悩み、大幅な生産調整などを背景に農家が減少する中で、農業就業者の高齢化と新規就農者の減少なども加わりまして、本市の耕作放棄地は約 39 ヘクタールとなっているところであり、年々増加する傾向にございます。

このような耕作放棄地の拡大防止や後継者不足、労力不足等の解消に行政と関係団体が一体となり、安定した農業経営の推進に努力しなければならないと考えております。

これらの問題の解決手法の一つとして、農業経営基盤強化促進法に基づく農業振興公社などの設立によりまして、公社事業として取り組みが考えられる農地保有合理化事業、いわゆる農地の一元管理あるいは農地の借り入れと貸し付けでございます。それから、農作業の受託事業、いわゆる農作業を受託して経営すると、こういことでございますし、職業紹介事業、いわゆる中核農家等への労働力の紹介でございますが、これらの事業等を通しまして地域農業の一層の振興を図っていかねばならないものと思っております。

こうしたことから、JA さがえ西村山が中心となりながら、西村山の 1 市 4 町、村山総合支庁西村山農業普及課が参画をして、仮称でございますが、農業振興公社の設立に向けた会議を事務レベルで 2 回ほど開催されておりますが、JA から提案された事務内容に多くの課題もあるようでございます。

主な課題といたしましては、農業振興公社設置目的の明確化であります。そして、遊休農地の解消事業について農業委員会で行っている農地利用集積事業との整合性でございます。そして、直接経営した場合の具体的な手法でございます。さらに、出捐金の根拠と用途目的でございます。そして、JA で認可取得している農地保有合理化法人と新たな農業振興公社との整合性でございます。また、耕作放棄地は中山間地に多くあり、経営面の採算性、これら等がいろいろ出されておるところであります。この課題に対しましては農業振興公社の重要な施策になるものであり、今後十分に検討していかねばならないものと考えております。

したがいまして、今後の推移を見きわめまして、市としてどのような支援ができるかどうか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員会委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 まず、食農教育の取り組みについてお答え申し上げます。

元来、食や農に関する学習は、裏山や田んぼで遊んだり、買い物や料理の手伝いなどを通し、日常生活の中で行われたものであります。

しかし、都市化、核家族化などの進展により、子どもたちの自然体験や生活体験は大きく減少し、食や農に対する知識と関心が低下していると言われております。また、こうした生活体験の不足は学ぶ力や学習意欲、思考力や判断力の衰えとも関連しており、一連の教育改革が子どもたちの体験を重視するゆえんともなっております。

さて、市内小学校における農業体験活動は、平成 14 年 3 月の調査では、11 校のすべてが実施しております。内容は、稲作については保護者や地域から田んぼを借り、田植えから稲刈りまである程度継続的な活動を行っている学校が 7 校、見学や部分的な体験を行っている学校は 4 校であります。対象学年は、学校規模や地域の実情によりますが、高学年を中心に行っており、保護者との収穫祭に発展させている小学校もあります。

畑作についても各校の実情に応じ、すべての小学校で行われており、サツマイモ、ジャガイモ、大豆、ミニトマト、カボチャ、トウモロコシ、バイオ里芋、キュウリ、レタス、大根、白菜など多様な作物を栽培しており、収穫した野菜を調理するなど、自然体験の持つ情操教育の効果に加え、食の大切さや正しい食習慣を身につける効果も大きいものと認識しております。

こうした食と農の学習の中での農業体験学習は今後も継続され、充実するものと思っております。本市教育委員会といたしましても、特色ある学校づくり支援事業等を活用し、畑の先生や田んぼの先生など、地域の人材の活用や農地の確保等について今後とも支援してまいりたいと考えております。

次に、学校給食や地場農産物の利用、とりわけ食材の調達についてお答えします。

学校給食は教育活動の一環として実施しております。その中で、これまでも繰り返し申し上げてきたところですが、安全で安心でき、そしておいしい給食を提供することが学校給食に求められている課題の一つであります。

地場農産物の利用については、地域の農業者が生産し、地域の販売業者が納入した農産物は一般的に収穫から消費までの期間が短く、流通の過程で失われる栄養価の減少も少ないと思われ、新鮮で安心という面において信頼性の高い食材であると考えております。

地域の農産物が学校給食に利用できることは、これを食べる児童にも地域の状況に関心を持たせ、学び、そして郷土愛をはぐくむきっかけともなり得るものと思われ、そして、生産者にとりましても、生産意欲や消費への関心度の高まりにも貢献できる面もあるものと考えております。

このようなことから、食材の購入は地元の商店等で確保できるものはすべて地元の業者から仕入れるよう各学校長に要請しており、生鮮野菜や生の魚肉類、大豆製品や果物については、そのほとんどを地元の小売業者や農業協同組合から購入しております。その他、半加工製品、デザート、学校給食用に開発された県産農産物の加工品など、地元業者が対応できないものの食材についてのみ学校給食会や市外の専門業者から購入しております。

また、現在寒河江市が中心となり、地場農産物の地産地消推進協議会設置の取り組みが進められております。その中で、学校給食の食材についても協議をし、地場農産物の利用を推進してまいりたいと考えているところです。

次に、地元小売業者からの食材購入についてお答えします。

学校給食は年間 180 日程度実施しております。学校給食の食材の調達は山形県教育委員会による学校給食

業務要項に基づき、各学校長により給食関係予算の作成と給食用物資納入業者の決定が行われております。

本市教育委員会では、食材納入者の選定に当たっては、各学校においてできるだけ地元の業者で、施設衛生面や食材の取り扱いが良好で、衛生上も十分信用できる業者を選定するよう要請しているところです。

一方、学校給食の食材確保に際しては、特定の納入業者、小売店のみから供給を受けることは民間事業者間の公正な競争を妨げることとなりますし、小売業者の病気療養等の不測の事態発生にも備え、確実に、円滑に食材の確保ができるよう、特定の小売業者、商店にのみ発注することを極力避けております。

そういった点におきまして、現在、本市では野菜に限らず、一つの種類の食材に対して特定の小売店にのみ頼ることなく、複数の地元小売店から購入するよう心がけているところであります。

以上です。

佐藤 清議長 鈴木議員。

鈴木賢也議員 2 問に入ります。

農業塾の問題ですけれども、今、農協とか普及所とかそういうところでやっておりますけれども、今、不況でリストラの波を受けて、農業に無縁だった人たちがいろいろな技術や知識を蓄えた人がたくさんおります。そういう人に農業の技術を磨いていただきまして、そして農業以外の技術を新しい農業のためにしていただくよう行政の方もいろいろ PR していただきまして、農業塾に参加できるようお願いしたいと思います。

また、グリーンツーリズムでありますけれども、柴橋の方も熊野ラインなどラインができて、自転車で散歩しながら、また畑に農地公園などをつくって整備していただきまして、また農家民宿をするには相当いろいろなハードルがありまして、そのハードルをどうしてこなすか、それをどう普及するかを行政の方で考えていただきまして、いち早く実現していただくようお願いしたいと思います。

それから、農業振興公社ですけれども、高齢者がだんだんふえてまいりまして、集落の方でもそういう農業集落、また振興公社、法人関係をいろいろ望んでおりますので、いち早く立ち上げていただきまして、皆さんが安心してできる農業を目指してお願いしたいと思います。

それから、食農のあり方ですけれども、食農教育ですけれども、今、教育委員長からありましたように、地域の先生がいるということでありまして、田の先生、畑の先生、土の先生、果樹の先生、そういう方をいろいろ選定していただきまして、給食のたび、また学校で何かあるときに講演をしていただきまして、そしてセミナーをしていただきまして、子どもたちにいろいろ教えていただきたいと思っております。

それから、小売業者との間ですけれども、ここに私ちょっと調べたんですけれども、平成 8 年度から 13 年度の間店の小売者の売り上げが大体 42% ぐらい 5 年間で減っているわけです。端的に申し上げますと、ある店では 140 万円の売り上げが平成 8 年度にあったんですけれども、13 年度には 80 万円に落ちている。いろいろなところから買っているということもございますけれども、小売業者も今大変な時期でございます、どうして 42% も落ちているか、それをいろいろ考慮していただきまして、これから小売業者からの買い上げをもう少し多くしていただくようお願いします。

また、ちょっと変なんですけれども、リンゴとかそういうのは農協さんの方から買うということもございますけれども、柑橘類とかそういうやつは平成 8 年、9 年あたりは買っていたいたんですけれども、今は全然買ってもらってないという話でございました。そういうところもいろいろ考えていただきまして、町の活性化のためにもよろしくお願いしたいと思います。

地場産の給食材料は、今、農薬問題、輸入農産物とかの健康面で不安材料がいろいろ発生しています。ポストハーベストだの食品添加物、環境ホルモン、遺伝子組み換えなど、今、子育ての方はこれから本当に不安な世の中になっています。安全な食べ物を食べさせたいと思うのはみんな親心でございます、地産地消に基づいて安全な食べ物を子どもたちにお願ひしたいと思ひます。

以上、終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 農業技術を教えて、そして農業に参画してもらいたいというようなお気持ちは私も十分わかるわけですが、そういうことになりましたれば、参加してもらおうとなれば、先ほども申し上げましたように、後継者不足の解消にもなりますし、あるいはまた放棄地に入っていくと、あるいはその現象を食い止めるといった効果が出てこようかと思えますけれども、先ほど申し上げましたようないろいろな取り組みはしておりますけれども、実際に新たに新規に本格的に農業に取り組もうという方というものが少ないというような実態じゃないかなと思っております。いろいろ工夫を重ねていかなければならないと、こう思っております。

講座によりましては、好評なものもございますけれども、それが実際に本格的な農業従事者につながっていくということになりましたれば私はいいなと、このように願っております。

それから、グリーンツーリズムですけれども、今、議員がおっしゃいましたように、熊野ラインというようなことで、その基盤づくりというのをやっておることで大変ありがたいと、このように思っておりますが、民宿とのつながりでグリーンツーリズムが……、ひところもはやされましたけれども、どうも伸び悩みの状況にあるのが実態だろうと、このように思います。

先ほど申し上げましたいろいろな課題があるわけございまして、それらを解決しながらグリーンツーリズムをふやしていくというようなことは、どうもどうも……、入ってくる方におきまして、あるいは受け入れる農家におきまして、いろいろ問題があり過ぎるのじゃなかろうかなと、こう思っております。現在、割とこのグリーンツーリズムという声が聞かれなくなったというのも、そんな課題を解消できないような壁があるのかなというような気持ちもしておるわけでございますので、その辺のところももう少し突き詰めて勉強していかなければならないと、このように思っております。

それから、振興公社のことでございますが、先ほども申し上げました問題点が投げかけられたわけございまして、まだ本当に緒に入ったばかりだと、このように思っております、まだまだ議論を進めていかなければならない段階だと、このように思っております。

本当に必要性は考えられるわけでございますけれども、いざ実施に移そうかと、あるいは議論していく中で、大変な問題といえますか、大きな問題にぶつかってきているというのが現在の担当者段階での議論だろうと、このように思っております。もう少しというよりも、もっともっと詰めていってもらいたいと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 食農教育の一環であります農業体験学習、その農業体験学習の中で地域の先生、田の先生あるいは畑の先生、ジャガイモの先生とか、そういう方々に御協力いただいているということは先ほど委員長の方からお答え申し上げました。そういう先生を大いに活用してくれというお話でございますけれども、私たちとしては大変ありがたいことだというふうに思っております。

それは、単に食農教育の一つである、あるいは特色ある学校づくりの一つである農業体験学習、さらには総合学習の一領域である農業体験学習、そういったことにとどまらず、今進めようとしている、いろんな方々が学校とかかわっていただける、そして子どもたちとかかわっていただける、そういう大きな地域と学校との連携というんでしょうか、協力というんでしょうか、そういうものにつながっていく。そこに大きな発展する、あるいは大きく展開していく夢が私たちはあるというふうに思っております。

非常に心から感謝を申し上げながら、これからも鋭意正視してまいりたいというふうに考えております。
以上でございます。

安孫子市美夫議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 7 番について、6 番安孫子市美夫議員。

〔 6 番 安孫子市美夫議員 登壇 〕

安孫子市美夫議員 通告番号 7 番、市町村合併について。

寒河江市の市町村合併はどのようになっているのか、と市民の皆さんからしばしば聞かれます。そこで、提言を申し上げ、市長に質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

私は、議員に籍を置き、初めての一般質問で広域行政の連携や事業の積極的な推進などを提言を申し上げて質問させていただいた記憶があります。それ以来、それと前後して平成 10 年には地方分権推進計画が閣議決定されまして、以後次々と市町村合併の特例に関する法律が改正、都道府県に合併の推進について積極的な取り組み要請がなされるようになりました。

そのため、県においても県民意識調査や地域別広域行政推進懇話会、市町村議会議員意識調査などを実施して合併推進要綱を作成され、市町村にも枠組みのパターンを示されているわけであります。

本市関係では、日常生活圏や歴史的なつながりで西村山 1 市 4 町と西川・寒河江、二つの組み合わせパターンを示され、企画課を中心に平成 13 年 11 月に西村山広域行政圏市町村合併調査委員会を設置、調査研究を進めています。

市報においても「市町村合併を考えるシリーズ」を組み、合併のメリット、デメリットとその対応策について詳しく掲載して広報に努め、掲示していますが、その後どのような動きをなされているのかお伺いしたいと思います。

次第に合併に対する関心も高まり、認識も深まってきてはいますが、議論の域まで至っていない現状ではないかと思われまます。

しかし、本市以外の各地域では座談会や協議会が持たれ、新聞などでは毎日のようにその状況、推移、動きなどについて報道されるようになっていきます。

市町村合併の特例法適用期限は平成 17 年 3 月 31 日。3 カ年と迫り、合併をするには法定合併協議会設置の準備も含めて 22 カ月必要だと言われており、合併に進むのか、それとも現状のままでよいのか、来年の 5 月まで決断を迫られている正念場の時期に差しかかっています。

合併特例法のメリットを、まちづくりに積極的に先取り活用しようと考えている地域、首長、議長、学識の方々が合併を考える会や任意協議会を立ち上げ活発に論議を展開している地域、首長の強いリーダーシップで推進している地域など、またアンケートによる住民の意識調査を実施して方向性を探る動きなどさまざまありますが、本市においても市町村合併の適用期限を視野に置いて合併を考える会などをつくり、10 年、20 年先の 21 世紀の展望を想定し、話し合い、議論してみなければならないのではないかと思います。どうでしょうか。

本市の 3 月、6 月定例市議会で同僚議員の一般質問に市長は「少子高齢化、情報化、環境問題、行政の多様化・高度化・広域化などの課題から市町村合併は避けて通れない。地方自治の課題だ」と、市町村合併に前向きな答弁をなされています。これからどのような対応を考えているのかお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

寒河江市誕生を振り返ってみますと、約 50 年近くになります。世の中が大きく変わりました。私は昭和 29 年の 1 町 6 村が合併したとき中学 3 年生だったことを思い出します。昭和 22 年の 6・3・3 制度の新教育学校制度発足間もないことから、先輩諸兄は小学校を改修しての間借り教室での授業でありました。

戦後の日本経済の復興期であり、地域経済は厳しい中、インフレも重なり、中学校建設が進み、ようやく竣

工されました。村役場の財政も火の車で、生徒たちも最上川から玉石運び。婦人会を初め地域総参加の作業でした。体育館落成式の祝賀行事、また町村合併により村、郡から一躍市に昇格して、郵便宛て名が変わり、未来に大きな夢や希望を持った思い出が今も残っています。

各家庭では電話、テレビや車もなく、市役所や隣の町村に行くにも舗装もされない悪い砂利道で時間的、空間的距離感が大きなものがあり、今から思えば雲泥の開きがありました。

今は携帯電話を初めファックス、パソコン、インターネットが張りめぐらされるようになり、連絡、情報は瞬時に届けられるようになりました。また、道路も一段と改良され、マイカーによる時間的制約が薄くなり、通勤する職場や交友関係なども行政の枠組みを大きく超え、私たちの活動、行動範囲が本当に広がるようになりました。

ことしから始まった住民基本台帳ネットワークが8月5日から実施され、個人情報保護などにも課題がありますが、住民の受益を受けるサービス範囲は市町村の枠を超えて広がってきています。

IT革命と言われる情報通信技術の発展は目ざましいものがあります。自宅にいながら電子申請や書類の交付が受けられるようになっていわれています。大変便利な世の中になりましたが、また一方、日本経済は金融を初め農産物など世界のグローバル化の中、垣根のない自由競争社会になってきました。企業などは会社合併、統合、チェーン化など効率的経営を模索して生き残り策を考え、構造改革中であり、経済団体、農業団体、土地改良区などいち早く時代の要請に対応して合併、統合を実施している状況であります。

「十年一昔」などと言われていましたが、それをはるかに超え、世の中は目まぐるしく変わってきています。

さらにまた、将来、少子高齢化社会は確実に進んでくるといわれています。生産者が減り、高齢者がふえ、使う人が増し、国からの財政移譲も今まで以上に望めないということになれば、今の枠組みを広くするか、財政縮小をして行政改革を進めていくか、二者択一より方策がないのだということは目に見えて明らかでないでしょうか。

また、地方分権の時代に縦割り行政や上意下達の政策を変え、地域住民主権の特色ある地域づくりが望まれていることから、住民の要望にこたえられる自立精神を視野に置き、高い政策責任能力を有する自治体が求められてきているのは当然の成り行きと思うのであります。

このような時代背景の中で、私は時代の趨勢を先取りして積極的に合併策を考え、時限的な特例措置を積極的に活用して、新しいまちづくりを進めていかなければならないと考えているのですが、いかがでしょうか。

私は、県が示した第1案、西村山1市4町との合併が、歴史的なつながり、日常生活圏のつながり、広域事務組合を初め学校、農協、土地改良区、安全協会、経済連携団体など、さまざまな団体との関係を考えると当を得た自然の組み合わせでないだろうかと思うのですが、市長の御見解をお伺いしたいと思うのであります。

河北町では、町広報で4月から積極的な情報提供で議論の喚起に努め、地域座談会などを実施して、9月に住民アンケート調査を行う予定になっているという話を聞きます。また、大江町では、3月定例議会で町長が一般質問にこたえて「現段階では」と断りながらも反対を表明しているようであります。

合併は自分ばかり望んでも相手があることから、よく結婚に例えられますが、生い立ちや環境、考え方の違い、好き嫌いの感情、将来性の温度差など、さまざまな要因が重なり、一概に言えない難しいところがあると思います。しかし、世界の自由化、グローバル化の中で日本のかつての高度経済成長も望めない現在、地方自治のあり方も大きな転換期、変換期に差しかかっているのではないかと考えています。

そこで、私は、地域行政においても文化や歴史観、生活習慣などを大切にしながらも、情報が瞬時に届けられるようになった今、速やかに構造改革、行政改革を実施して、広い視点に立ち、責任の持てる自立した効率的な行政、そして住民に均一的なよりよいサービス、企画発案可能な行政が必要不可欠であり、新しい枠組みづくりが求められているのではないかと考えています。

それには、地方分権による国からの権限の移譲、緩和を初め、地域に合った特色の出せる、独自の政策が組

める財源の移譲が必須の課題であるとは思いますが、その受け皿づくり、枠組みづくりの合併を住民みんなで汗を流し模索決断していかなければならない重要な時期に来ていると思うのでありますが、いかがでしょうか。市長の御見解を賜りたいと思うのであります。

今、寒河江市は緑化フェアを誘致決定して以来5年間、中心市街地の駅前開発を初め道路の改良など、花と緑に彩られた気品のあるまちづくりを、市民と一緒にグラウンドワーク手法により推進してきた結果が実り、76万余人の来訪者を会場に迎えることができました。寒河江市誕生以来、かつてなかった大きなイベントをなし遂げ、知名度を上げ、大成功のうちに終わることができました。

これも、市長を初め職員、市民が心を一緒に推進してきた賜物であり、寒河江市民の大きな財産で、自信と誇りにつながったものと思われま。この絶好の機会をとらえ、花を愛する、きれいな気品のあるまちづくりを近隣のまちにも伝えながら、21世紀の新しいまちづくりの原点に立ち、一回り大きい西村山の都市を想定に入れて、中核的寒河江市が中心となり、合併を前向きにとらえ呼びかけていかなければならないのではないかとと思うのですが、どうでしょうか。

それには、これから先、西村山地域はどうなっていくのか、どうなってほしいのか、中核都市寒河江市長を中心として話し合い、語り合う機会をつくり、将来のビジョンや夢を語り合うことがまず大切なことではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

例えば、朝日町、大江町、寒河江市、河北町を横断している国道287号線を4車線化実現を働きかける、合併特例債や補助金を活用して寒河江市の中心沿線近くに市庁舎を建設する、左沢線の柴橋駅と高松駅を統合して鉄道の新しい西の玄関口をつくる、市庁舎を中心に西川町役場、朝日町役場、大江町役場、河北町役場を基点としてバスで結び、業者に委託をして交流を盛んにする。さらには、1市4町にわき出る温泉、朝日、月山、葉山の原風景を眺望する観光と福祉を兼ね備えたバスを巡回するなど、ユニークな新しい発想を持ち寄り、21世紀にこれからの広い、新しいまちづくりを考える会をぜひ立ち上げ、孫や子孫に夢や希望の持てるまちづくりを考えてみてはと思うのですが、どうでしょうか。

以上、提言を申し上げ、市長の御所見を賜りたいと思うのでありますが、よろしく願いいたします。

1次質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

地方分権下における地方自治体は、みずからの判断と責任で少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化・広域化する行政課題に的確に対応していくことが求められており、市町村の一層の体力の強化が課題となっており、市町村合併は避けて通れないものと考えております。

県が示した第 1 案、西村山 1 市 4 町の組み合わせをどう考えるかというようなことですが、私は合併する場合には、何といたしましても地域的なつながりや日常生活圏というものを考慮すべきと思います。西郡においては、商圈、雇用の場、公共交通機関においても圏域の住民の日常生活圏が各行政区域を超えて、寒河江市を含めた区域が日常生活圏となっているのが実態であると思っております。

また、圏域の住民においては行政課題の広域化を求められており、これまでは広域行政事務組合を設立し、消防、ごみ、し尿、火葬、老人ホーム等を共同処理してきているものであります。また、介護の認定におきましても、寒河江市西村山郡介護認定審査会を共同で設置してきているところでございます。さらに、農協も西郡一本化されており、その他、一部市町ではありますが、青年会議所、土地改良区なども行政区域を超えて活動されております。

こうしたことを踏まえると、議員がおっしゃるように、西村山 1 市 4 町での合併が自然な姿であると思っております。現在、西村山広域行政圏市町村合併調査研究委員会において西村山 1 市 4 町の枠組みでの市町村合併の調査研究を行っております。合併のメリットやデメリットなどが年内にまとまる予定であります。この研究結果を踏まえ、各首長間でも合併の論議がなされるものと思っております。

また、本市においては、去る 9 月 2 日に庁内に市独自の合併研究委員会を設置いたしましたところでございます。これによりまして、西郡においては、大江町を除いて各市町にも合併について調査研究する体制が整ったところでございます。

合併を促進するために、寒河江市が中心になって呼びかけていくべきではないかということでございますが、広域の調査研究結果が出れば、各首長間で論議がなされるものと思っておりますので、その時点で合併に前向きな町に呼びかけることも、また呼びかけられる場合も出てくることもあり得るのではないかと思います。その前提には、何といたしても住民の意思が基本であります。合併はそれぞれの市町で地域の実情を踏まえ、十分な論議がなされるべきものと思っております。

それから、合併適用期限との絡みの御質問がございました。

現在、西村山地域においては、住民はもとより各市町の議会においても合併の機運の高まりも低く、首長間の温度差にも大きな開きがあります。今後は、今年度末までに出される広域の調査研究を踏まえ、各首長と論議を重ねてまいりたいと思っております。そこで合併に前向きな、意欲がある町があった場合には、当初から 1 市 4 町ということにこだわることなく、前向きな自治体と将来の展望を想定したところの合併を考えるなど、論議の場を設定してまいりたいと思っております。

また、合併特例法とのかかわりもございましたが、市町村合併特例法の期限が平成 17 年 3 月末と迫り、合併まで 22 カ月を要すると言われており、議員も述べておりましたが、合併の特例措置を受けるためには今年度中に合併を決断する必要があると言われてもおりますが、合併特例法の適用期限が過ぎると合併ができないというものでございませぬ。ただし、期限までに合併すれば、国のいろいろな支援策もあるということを見野に入れる必要があるということもあります。

先般、広域の合併調査研究委員会で視察した大船渡と三陸町のように、短期間で合併したという事例もありますので、まず合併に対するところの情報というものを積極的に提供し、住民の関心を高めることが必要であ

と考えております。周辺自治体の合併機運の高まりを見きわめながら、合併しようとする自治体と一体となり、合併推進に向けた取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 安孫子議員。

安孫子市美夫議員 西村山の首長の皆様でいろいろ議論になっていらっしゃるというふうなことで、大変私も結構なことだというふうに思うわけでございます。

しかし、やはり盛り上がらなければ合併はできないというのが基本かと思えますけれども、住民の皆さんにも本当に合併のメリットというものが伝わっていないのではないかとというふうな面も思うわけでございます。寒河江市としても地域座談会などを通して、そして皆さんに合併のメリットを知っていただくというふうなことをしなければならぬのではないかとというふうに私は思います。

2 回ほどの市報のシリーズの中でも、大分市民の皆さんが合併に対する認識を深めているというふうに思うわけでございますけれども、期限内の合併になれば、さまざまな優遇措置があるというふうなことを市民に情報提供しながら、議論を深めていかなければならぬのではないかとというふうに私は思っているところでございます。

そんな中で、いろいろ市民の皆様からも「どうなっているんだ」というふうなことを聞かれますけれども、合併のメリット、デメリットなんかについても一部議論なされているわけですが、デメリット論を強く主張する方もありますけれども、役所が遠くなると不便だとか、あるいは中心部だけがよくなって周辺はさびれるとか、あるいは住民の声が届かなくなるとか、あるいは各地域の文化伝統が失われる、福祉サービスが低下したり、さまざまな料金が高くなるのではないかと、なんていうふうなことも一部聞かれるわけでございますけれども、私は住民の声が届きにくくなるというふうなことは、合併してからの、これからの議員定数の削減もさることながら、いろいろ町会や議員の市政に対する報告会、あるいは首長の地域に対する議会の進め方、市の、町の進め方などについても細かく説明すれば、そういう点なんかはこれからのやり方次第で補われるというふうに私は思いますし、また地域独自の文化芸能なんかも消えるのではないかと、なくなるのではないかなどという危惧を持っている方もいらっしゃいますけれども、寒河江・西村山には慈恩寺の舞楽、あるいは谷地の舞楽ですか、林家の舞楽なんかは本当にすばらしいものがある。寒河江から見れば河北は本家だと。そして、平塩にも舞楽が伝わり、さまざま連携をしながらそれを高めていけば、ますますすばらしいものになるであろうというふうなことなんかも思いますし、田植え踊りなんかもこの辺に根づいた大きな文化芸能ではないだろうというふうに思うわけであります。

そういうところを積極的に広く、西村山地域で伸ばしていける素因があるのではないだろうかというふうに思うわけでございます。

役所が遠くなるなどというふうなことも、かつては私たちも、先ほどちょっと述べましたけれども、29 年の大合併の時代にやはり遠くなると困るのではないかなどというようなことがありましたけれども、今そういう時代ではないのではないのでしょうか。やはり車で……、寒河江市役所に私も当時歩いてくれば 1 時間、そして自転車で来ても 30 分というふうなことでした。今、10 分、15 分で市役所にも来られる。西村山全域の端から端まで車で走るにしても、1 時間というぐらいの本当に短い時間で到達できるような時代になりました。

と同時に、先ほど申し上げましたけれども、IT 時代が本当に進んでくるであろう。これから 10 年、20 年先は、今でも携帯電話 1 人に 1 台というふうな時代ですので、やはり電子政府といいますが、そういう行政になっていくであろうというふうにも思いますし、そういう距離感は本当になくなるのではないかとというふうに私は思うわけであります。

先ほども触れましたけれども、私が中学校 3 年生ごろ合併があったわけでございますけれども、当時はその中学校を建設するだけで村役場の財政が精いっぱいだったというふうなことを故人なんかから聞いておまして、ほかのことはできなかったというふうなことなんかもあったようであります。

合併することによって財政力もある程度高まりますでしょうし、そういう中で、今まで 1 市でできなかったものが、やはり大きなものができるというふうなことにもなるのではないだろうか。例えば資料館とか博物館

とか美術館とかというふうなものが建設できるというふうなことになるのではないのでしょうか。

それにしても、中央にだけ寄せるというふうなことはいかなもののでしょうか。やはり行政の今まであったところにも分散しながら、そして均一的なサービスをしていくというふうな方向に持っていかなければならないのではないかとこのように思います。

この市庁舎も古くなったと。大分なったわけでございますので、この箇所ではなく別の広い、駐車場の大きい箇所にひとつ1市4町の一番中心的なところに私は建設すべきではないかと、こういうふうにも思うわけでございます。

そんな中で、特に私の地元には、私が議員になって初めての一般質問でも申し上げましたけれども、大江町と柴橋地区の飛び地の問題が厳然としてあります。市長は皆様に迷惑のかからないような施策をするというふうなことでありました。そのとおりで私も聞いてみますと、やっぱり土地開発をしたりすれば、大江町とそれから寒河江市にまたがるというふうな面もありまして、市道の管理なんかにおいても等分に分けながら除雪をしたりなんかしているようでありますけれども、一本の市道を切るにしても、市負担あるいは町の補助金などというふうなことで面倒くさいことが事務的に本当にあるんだなということも、このたびもつくづくわかりましたし、やはり地域においては運動会は大江町、そして体協なんか大江町に行くなんていうことになれば、大局的な地域に根差したまちづくりなんていうものは、ちょっとほど遠いなというふうな感じがするわけであります。

私の住む中郷1においても、学校は大江町であります。それはいいにしても、子ども会もやっぱり大江町になります。そういう区域がありますと、どうしてもその地域に気持ちが離れてしまうというものがあるのではないかと。

今、中学校は大きく3中学校になりまして、私たちが卒業して以来、三つの統合になりましたけれども、国際化の勉強なんかを進めている時代でございます。私らの子孫はやっぱり小さな枠組みだけで満足できない、利便性に事欠くような、そういうふうなことになるのではないかとこのように、一面危惧している面もあるわけであります。

柴橋地区の中にも木の沢地区に43戸もある。そして、今までの旧来のところが27戸なんていうふうな、そういう不適策があってはまずいのではないかなというふうに思うわけであります。

また、今、3日あたりの山新の新聞の中にも時代は本当に地域が広域化していると。特に就職、学校の面なんかにおいても今、広域化しているわけで、本当に区域を飛び越えて就職をしているのは当たり前であります。と同時に農家におきまして、寒河江市だけでなく、大江町や西川にも耕作をしているなんていうふうな時代にもなったわけであります。

そんな中で、いろいろな申請や手続なんかにおいても、両方にまたをかけてしなければならない、なんていうふうな不都合なことがないのではないかとこのように私は思うわけであります。

そんな中で、ぜひ私は最低1市4町が合併すべきではないか。市長はできるところからというふうなことで、やはり何ぼこちらばかり望んでも、相手があることでございますので、そうはいきませんが、積極的に中核都市の首長である市長がひとつ音頭をとりながら、そういう点をリードしてほしいものだと、このように私は思うわけであります。

将来の子どもや孫に禍根を残すのではないかと危惧する一人でありまして、ひとつこれから地域の住民と一緒に合併の論議をしながら、ほかの町村にも波及するように私らも努力したいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいものだというふうに思います。

以上申し上げまして、第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 合併を強力に推進していかなければならないというような、前からの持論をお持ちの安孫子議員のいろいろな御提言を承りまして、これを私も今後に活かしてまいりたいと、このように思っております。

何回も申し上げましたように、広域行政事務組合の中に調査研究委員会を設けておりますし、また庁内にも発足させたところでございますので、これらの報告を早急に求めながら、これを首長間あるいは 1 市 4 町の担当者間の中で議論を深めてまいりたいと思っておりますし、また寒河江市としまして、あるいはほかの町との間で市民あるいは住民、町民に呼びかけるというようなこともありましたならば、それらについても十分これらの研究会の中で詰めてまいりたいと、このように思っております。

何にしましても、温度差があり、また熟度がまだ低い段階でございますので、それらを高めるための努力というものをやっていかなければならないと、このように思っておりますが、今議員もおっしゃいましたように、議会の中におきましてそれに取り組みたいというような話もございましたので、議会の中におきまして十分な御議論を進めていただければ幸せなものだなど、このように思っております。そうすることによって、いろいろお話がございましたような課題やあるいは懸案のものも解決できることになろうかと思えます。

そしてまた、昭和の大合併以来 50 年を経過しておるわけでございますから、半世紀経過している中で、じゃこの辺で将来の 21 世紀の地方自治体のあり方というものを存分に見据えていくということが必要であろうと思えますし、なおさら地方分権の中におきまして、それをどうするかというようなことを、合併というようなことを十分に考えていかなければならない時期に当然来ておるわけでございますので、大いに議論を深めてまいろうと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 安孫子議員。

安孫子市美夫議員 最後に一つだけお聞きしたいと思います。

寒河江の方では過疎地域の町村と合併すると損だというふうな声なんか一部聞かれるわけでありまして。私は、いろいろこういう優遇措置なんか見ますと、過疎債というんですか、をできるというメリットもあるようであります。そういう点なんかは市民の皆さんがわからないのではないかと、こういうふうに思っているわけですね。寒河江市は過疎地域でなくても、ほかの山村地域の町村と合併すれば過疎債を使えるというふうなこともあるようですね、そういうところなんか、まず寒河江市からいろいろ町内会やなんかの中でそういう話を進める会をぜひつくりたいものだと、こう思うわけでございます。御検討をよろしくお願ひしたいというふうに思ひまして、終わりとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

平成 14 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午後 2 時 2 6 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年9月6日(金曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市日夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年9月第3回定例会

議事日程第3号

第3回定例会

平成14年9月6日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成14年9月6日(金)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
8	行政政策について	木質系バイオマス(生物資源)発電事業について	9番 伊藤 忠男	市長
9	都市宣言制定について	安心して住める美しい気品ある街づくり(環境、交通、防犯)について		市長
10	農業行政について	地域の特性を生かした農業の振興について 無登録農薬の販売問題について 耕作放棄地の対策について	3番 猪倉 謙太郎	市長 農業委員会 会長
11	文化財の保護について	慈恩寺資料館建設について		教育委員長
12	介護保険の見直しについて	介護保険給付見込量と保険料について 介護報酬の見直しと利用料について 公的責任として取り組むべき諸課題について	16番 佐藤 暘子	市長
13	公営住宅について	公営住宅への入居希望者が激増している。高齢者や低所得者向けの公営住宅建設又は民間アパートの借り上げ等による対応をすべきと思うがどうか		市長
14	私学助成制度の充実について	私学で学ぶ生徒達への授業料補助の額の引き上げと適用範囲の拡大をすべきと思うがどうか		教育委員長
15	市町村合併について	市町村合併に対する基本的考えについて 西村山広域行政圏市町合併調査研究委員会の進捗状況について 市町村合併のメリット・デメリットについて	15番 伊藤 諭	市長
16	誘致企業対策について	(株)パックドールの会社更生法申請に至る経過について (株)パックドールの現状について		市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

伊藤忠男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 8 番、9 番について、9 番伊藤忠男議員。

〔9 番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また寒河江市を愛し、一生住むなら寒河江だと、住んでよかったと誇りと自信を持っている多くの人たち、第 19 回全国都市緑化フェアの大成功を心から喜んでいる多くの市民、行政手腕高い佐藤市政を全面的に信頼している人たち、定例懇談会で今何をすべきかなどを御提言においてになる大勢の市民を代表し、通告番号 8 番、木質系バイオマス発電事業について、通告 9 番、安心して住める美しい気品ある街づくり(環境、交通、防犯)について、御提言、御質問を申し上げ、市長の御見解をお伺いいたします。

当市を大ざっぱに振り返ってみますと、情報に強いカラフルな都市寒河江のもと、高速交通網、情報時代を先見し、あくまでもさくらんぼにこだわり、情報発信基地としてチェリーランドを立ち上げ、日本一のさくらんぼの里寒河江を確立し、全国的に名をなさしめ、寒河江を理解せしめ、日本で初めての受注生産方式の工業団地造成、企業誘致が当市発展の礎を築かれたと理解しております。

平成 8 年からの第 4 次振興計画では、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江を都市像とし、花と緑・せせらぎで彩る寒河江をキャッチフレーズにグラウンドワークを中心に、全市民参加型のフラワーロードが認められ、平成 12 年 10 月、緑の都市賞として都市緑化基金賞受賞、平成 12 年 11 月、全国花のまちづくりコンクール市町村部門の最優秀賞として農林水産大臣賞受賞、平成 13 年 7 月、緑化推進貢献による内閣総理大臣表彰、そして 13 年 12 月には花と緑の都市づくり国際コンペティションにて、世界的コンペでの銀賞受賞。この輝かしい受賞は、市民、企業、行政が連携して実践したグラウンドワーク手法、フラワーロードや二ノ堰親水公園、手づくり都市公園、街路の花いっぱい運動などが高く評価された結果だと思っております。花と緑・せせらぎで彩る寒河江の総仕上げが第 19 回全国都市緑化フェアであったと思う一人であります。

駅前再開発だとは申せ、新たな寒河江の顔としてどこの自治体でもなし得なかった駅舎移転、新しい姥石踏切の完成、橋上駅舎、自由通路、駅前広場完成、そしてまたこれも日本で初めてという高速道路より緑化フェア会場、一般市道に直接アクセスできる臨時ゲート設置など、全国都市緑化フェアを大成功に導いた佐藤市長の行政手腕を高く評価すると同時に、市長の手足となって働いてくださった優秀な職員、スタッフの皆様に心から感謝と敬意を表するものであります。

そして、このたび都市計画課を都市計画課、花・緑・せせらぎ推進課と改める議案が上程されておりますが、緑化フェアのもたらした花と緑に対する意識の高揚をまちづくりに反映させ、活性化と美しい気品ある街づくりとの趣旨に賛同する一人ではありますが、私の持論であります行政、地方自治体を企業家的、事業家的発想で考えるとき、地方自治体、国、そして世界で今一番しなければならない緊急の課題は環境問題であり、CO₂ 吸収対策であります。そのために国の政策として都市緑化の推進、植栽が大きく掲げられている今日、花と緑・せせらぎ推進課ではなく、大きく環境課の発想でもよかったのではないかと考えているところであります。

今まさに人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題、すなわち地球温暖化であります。人類の活動によって排出される温室効果ガスの増加と、二酸化炭素いわゆる CO₂ の吸収量の減少により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、21 世紀末までに 1990 年と比べて地球の平均温度は最大 5.8 度 C、平均海面水位は 88 センチそれぞれ上昇、豪雨や渇水が予想されております。今世界的に起きている大洪水、そして大干ばつ、豪雨による被害は過去では考えられない大規模で起きております。欧州、中国、ロシア、韓国、これらすべて地球温暖化によると言われております。

大雨、洪水による死者や避難民の規模は日本では到底考えられない数であります。降水量を見ても、

平年降水量比ではブルガリアが 520%、チェコ 450%、ドイツ 760%、イタリア 620%、ハンガリー 450%、ポーランド 510%、オーストリア 800%、被害総額日本円で 2 兆 8,000 億円、被災者 400 万人、中国での被災者 500 万人と言われております。

一方で大雨で困り果てているのに、一方では水不足で困り果てております。世界水会議によりますと、2025 年には世界人口の 4 割が深刻な水不足に直面し、21 世紀の紛争は水にて起こるとさえ言われております。水に関し日本も世界の中で大きな問題となっております。今、日本における水の年間使用量は 890 億立方メートル、それに加え海外より輸入している肉や小麦などの食料品、畜産栽培に使用する間接的水の消費量は 1,035 億立方メートルで、日本人が生きていくために使用している水は、国内より海外の水の方が多という実態であります。

世界的に見ると、石油より水の方を戦略物資と考えている国の方が多いという現実であります。日本の会社も水輸送にて貢献を図ると同時に、間接的水消費、輸入先分散を図り、将来起こり得る紛争リスクを回避する政策をとっていることは皆様も御存じのとおりであります。

地球温暖化により深刻化する問題を国際社会で解決を図るため、温室効果ガスの削減を先進国の法的義務として規定したのが、いわゆる京都議定書であります。内容を要約しますと、1990 年における CO₂ 排出量は約 10 億 5,300 万トン CO₂ であり、2010 年における CO₂ 排出予想数量は約 11 億 2,600 万トン CO₂ であります。その増加分約 7,300 万トン CO₂ を世界各国で割り当て分担をし、温室効果ガスの削減を図ろうとするものであります。削減分担は日本が 6%、EU15 力国で 8%、米国が 7% などとなっております。8 月 14 日現在、批准締結は日本は 6 月 4 日、EU は 5 月 31 日で、79 力国締結しており、目標締結国数 55 力国をオーバーしているが、アメリカ、オーストラリア、カナダなどは締結しないと聞いております。

締結した日本の現況を見ると、1990 年の基準値より 1999 年では逆に 6.9% 増加しており、日本の 6% 削減の約束を達成するには、約 13% 相当分の追加的排出削減が必要な状況下に置かれております。

日本の排出される温室効果ガスの発生原因の 90% がエネルギー起源 CO₂ であり、この 90% の原因の解消を図ることこそ解決の道として打ち出された政策が新エネルギー対策であります。その主なるものは、風力発電、太陽光発電、太陽熱利用、廃棄物発電、燃料電池、そしてバイオマス発電、バイオマス熱利用であります。

バイオマスとは、木材やふん尿、繊維くずや紙くずなど、生物によってつくられた有機物資源で、もとを正せば植物が大気中の二酸化炭素すなわち CO₂ を取り込んで生産したものであるため、エネルギー源として燃やすなど消費しても、大気中の CO₂ 濃度を高めないという特徴があると同時に、地球上のバイオマスの年間生産量は、人類が 1 年間に消費する全エネルギーの約 10 倍に達すると見られ、新エネルギーの有望株として注目されているものであります。

南太平洋の島国ツバルは、地球温暖化による海面上昇により全国民 1 万 1,000 人を移住させる準備が始まったとの 8 月 6 日の新聞記事、ツバル政府のコロア・タラケ首相の言葉、「我々は先進国に温暖化対策を要求してきたが、だがアメリカやオーストラリアは京都議定書を批准しようとしぬ。多国籍企業が利潤を追求している陰で、我々は犠牲になっている。自分の国が海に沈んでなくなるのです」の言葉であります。

私は、端的に言って、環境に配慮しない企業、自治体といえども存在価値のない時代に入ったと理解しております。企業経営の中で環境対策費のために利益も計上できないばかりか赤字計上している企業の実態であります。そんな状況下の中でも、環境コミュニケーションの重要な手段の一つである環境報告書を発行する企業、団体が増加の一方であり、環境問題を考えないと生きていけない世相を示していると判断しております。1999 年度で 270 社が 2001 年度では 579 社と 2.14 倍の増加であります。この背景は、国民の環境意識の高揚であり、京都議定書の理解と締結だと思っております。緑化フェアの来場者の多さなどもこの世相のあらわれかと判断しております。

法の施行を見れば、2000 年には循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、

食品リサイクル法、2001年にはグリーン購入法、2002年には建設リサイクル法と次々と打ち出される法律に対応するには多額のコスト負担があるが、社会的責任、社会的責任投資時代であり、環境情報は企業IR、地方自治体IR時代であると理解しております。

京都メカニズムと言われる温室効果ガスの排出削減を達成するため、市場原理に基づき、株式と同様に売買がイギリスを中心にして行われているが、膨大な取引が予想され、アメリカも参加したがっているが、批准していないがため参加できず大きな問題となっております。

また、日本では、北海道の北東部にある下川町は町営林が4,300ヘクタールあり、50年の人工林の場合、1本当たり年間CO₂吸収量は平均14キロと環境省と林野庁で試算しております。これに基づき計算すると、下川町では4万5,000トンCO₂を吸収していることになり、省エネ活動によるCO₂1キロの削減量を1気候ポイントとして、1ポイント50円として買い上げ案があるが、これにより計算すると22億5,000万円で売れることになり、町の活性化と森林対策費として海外で売却したいとの検討で、大きな問題となっております。

環境省では、2003年度概算要求で3,045億円、バイオマスエネルギー補助金やNPOによる排出削減したCO₂を1キロ当たり50円で買い上げる制度を創設、2億円の要求など、CO₂削減が具体的に動いているなど実感しております。

地球温暖化対策工程表などを見ると、日本に存在するあらゆる業種、あらゆる自治体、全国民一人ひとりの目標が第1ステップ2002年から2004年、第2ステップ2005年から2007年、第3ステップ2008年から2012年と具体的に明記されております。

国民の一人として要望されている一例を挙げると、家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割削減することにより、削減した効果は341万トンから467万トンCO₂の削減を図ると出ております。また、テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らすことにより、19万トンから35万トンCO₂の削減を図るべく計画されております。シャワーを1日1分家族全員が減らすと、93万トンCO₂の削減ができるなど等、いずれにしても個人も地方自治体もしなければならぬとの発想で考えるなら、寒河江市の立地条件を考えると、山形県の中心地にあり、県内どこの地域からも交通アクセスは最高であります。

山形県は四方すべて山であります。山といえば森林であり、間伐材や端材の宝庫であります。田園、寒河江川、最上川といえば雑草の宝庫であります。果樹といえば剪定による枝材の宝庫であります。西郡だけで剪定の枝材だけで年間6,000トンと言われております。先ほども述べたとおり、木はCO₂を吸収して成長するものであり、燃やしても大気中のCO₂濃度を高めないという特徴を持っており、これを活用しない手はないと思うところであります。

今、寒河江川や最上川で盛んに雑草刈りを行っているが、国土交通省では河川敷などで除草作業で発生した刈り草を天日干しし、その刈り草を開発した装置に投入すると、圧縮して10分で直径2.5センチ、長さ20センチの円筒状の固形化燃料ができるとの記事、自動車に開発装置を備えつけるだけでどこにでも移動できるすぐれ物であります。

当市での田畑、果樹園等を考えるとき、刈り草は膨大な数量が推定されます。草もCO₂を吸収しての成長であります。廃棄物処理法が昨年改正され、野焼きが禁止され市民が困っているのは目に見えております。環境を最重点に考える地方自治体こそ、発展できるし生き残れる地方自治体だと思うところであります。

国が新エネルギー政策として、必要欠くべからざるの資源として2002年1月25日公布施行されたバイオマスエネルギーこそ、今後の日本を救う事業であると確信すると同時に、バイオマスの中でも燃やしても大気中のCO₂濃度を高めない木と草を原料とした木質系バイオマス発電を行うことこそ、当市の使命であり、全市民がもろ手を挙げて賛同してくれるものと信じております。

本格的木質バイオマス発電は、日本で初めての事業であり何かと大変な一面もあるかと存じますが、全世界

のため、日本のため立地条件の整っている寒河江市が行うべきと思うし、行政手腕の高い佐藤市長であり、優秀な職員も多い寒河江市であります。民間企業であれ地方自治体であれ、国の補助制度も予算化されていると聞いております。万難を排して具現化を図るべきと思うが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号9番、安心して住める美しい気品ある街づくり（環境、交通、防犯）についてお伺いいたします。

全国都市緑化フェア、73万人の来場者、皆さんから大変喜んでもらえたとし、褒めそやされたし、またいろいろなことを教えられました。

「ボランティア大変御苦労さまです。何をなされている方ですか」「市議員をしております」「素晴らしい会場ですね。心がいやされます。来て本当によかったと思っております。寒河江の街に入ったとき、山並み、田園、緑と花、きれいな街と思うと同時に、空気がおいしいと感じました。こんな素敵な街に住んでみたいとみんなでお話をしておったところですよ。ところで、普通街に入ると、何々の街という宣言文句とかの看板がありますが、私たち見落としたのか知りませんが、何もなかったように思いますが」「花と緑・せせらぎの都市です。環境美化の街です」と答えたのはよかったのですが、「看板気がついた」「いや、なかったね」との仲間の話、市議会議員として全くわからなかったし、穴があったら入りたいという言葉の意味が初めて理解できたような心境でありました。

「これからは何がよいでしょうか」と逆に尋ねたら、「私はイオンの街」「空気のおいしい街」「寒河江さんの一番美しいのはいつですか」「四季の特徴は皆ありますが、春ですね。花と緑、山々の残雪、これは素晴らしいものです。ぜひ見にきてください」「じゃ、私は四季の里寒河江。横浜、川崎、東京の方のグループの人たちでありました。

見回りボランティアで何回かこんな会話がありました。考えてみると市民は理解しているが、市外、県外の方はわからないわけだから、会社の経営をしている一人として、会社の経営方針と具体的目標がないと同じであり、反省を強くしたところでもあります。

と同時に、112号バイパスと天童街道の交差点、北進の数百メートルをばい捨てたばこ、缶類、瓶類、雑草を清掃してくれている人を見かけます。素晴らしいことだなと尋ねたら、東邦ボデー株式会社の現場の皆さん11名で、月曜日と水曜日、通常出勤時間8時半のところ、7時45分に出社して清掃しているとのこと。心から感謝と敬意を表すと同時に、社長さんを初め従業員の方も素晴らしい人間であると思うと同時に、仕事も立派に仕上げてくれるだろうし、安心して仕事を依頼されると思う一人であります。花の手入れや雑草取りはまずとして、たばこ、缶類などを拾っているのを見るにつけ、寒河江市民とは思わないが、モラルの欠如をどうするかだと思うところでもあります。

お聞きするところによりますと、交通安全協会、交通安全母の会、防犯協会などの皆さんも、条例でもあれば市民一人ひとりが交通防犯問題をみずからの問題としてとらえるとともに、自分たちの街は自分たちで守るという心情が一層推進されるのですが、などの意見が聞かれるところでもあります。ことしに入り、寒河江署管内での交通事故は4件発生しております。すべて寒河江市での発生であります。

また、寒河江警察署管内、犯罪発生状況をことし1月から7月まで見てみますと、全刑法犯では427件、うち寒河江市が295件で69.1%の高い率であります。このうち窃盗に至っては254件の86.1%であります。さらに身近な犯罪、自転車盗難は120件で86.9%、車上ねらい41件は60%、自動販売機荒らしは13件で59.9%で、安全・安心の街とは言えない状況と思うところでもあります。

行政の最終評価は定住人口増加、流動人口増加、健全財政であり、安心・安全で暮らせる街であると思えます。当市では新たに交通安全条例をつくるより、他市町村でもほとんど制定されていない交通安全対策、生活安全対策、環境問題対策、少年対策も含めた生活安全条例、あるいは地域一体化を図る地域安全条例を制定すべきと思うところでもあります。

もう1点は、隣接市町、国道・県道、行政区域境界に都市宣言とその看板を設置すべきと思うところであり
ます。例えば、「安心・安全宣言のまち寒河江」「イオンのまち寒河江」「環境美化のまち寒河江」など、条例
制定、都市宣言制定、看板活用を図るべきと思うが、市長の御見解をお伺いいたします。

第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず木質系バイオマス発電事業についてでございます。

御指摘もございましたが、経済産業省によれば、資源の乏しい我が国はエネルギー総供給の約 8 割を海外に、また 5 割を石油に依存している一方、今後アジア諸国を中心とするエネルギー需要の大幅な増加が予想され、石油の中長期的な安定供給が懸念されております。また、1997 年 12 月、京都で開催されました気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議における合意によりまして、我が国は 2008 年から 2012 年の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を 1990 年比 6 %削減することが国際的な責務とされております。

このような中、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応の観点から、資源制約が少なく環境特性のよいクリーンなエネルギーである新エネルギーの一層の導入促進が必要であるとしております。これまで新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく政令におきまして、新エネルギーとは、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、そして廃棄物発電等でありましたが、平成 14 年 1 月に政令改正によりましてバイオマス発電、バイオマス熱利用が新たに追加されておるところでございます。

また、ことしの 7 月に農林水産省は、バイオマス・ニッポン総合戦略の骨子を定めております。それによりまして、農林水産資源、有機性廃棄物などの生物由来の有機性資源であるバイオマスを、エネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会、バイオマス・ニッポンを実現することとしております。その背景には、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村に豊富に存在するバイオマスの利活用、そして競争力ある新たな戦略的産業の育成があるようであります。

バイオマスの中の木質系バイオマスについては、工場等の熱源としての利用や、家庭や公共施設等でのエネルギー利用を推進するとしております。国においては、来年度から生ごみや木くずなどのバイオマス、いわゆる生物資源を有効利用するための支援事業に乗り出すことを検討しているようでございます。御案内のとおりかと思います。

また、環境省におきましては、バイオマス発電の補助制度を新設、農林水産省は食品廃棄物の肥料化などを推進するための予算要求をし、化石燃料の消費を減らし、地球温暖化対策に一役を担おうとしております。

御質問の木質系バイオマス発電を、民間企業であれ地方自治体であれ寒河江市が行うべきだと思うということでございますが、今申し上げましたように国においては、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の政令において、平成 14 年 1 月にバイオマス発電が追加されたばかりでございます。また、農林水産省においてもバイオマス・ニッポン総合戦略骨子をこの 7 月に確定されたばかりでございます。今述べたとおりでございます。

その骨子の中で問題点としては、第 1 点はバイオマスを持続的に利活用していくためには、その生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながった全体としての循環システムを構築することが重要である。システム全体の物質エネルギー収支というものを考慮するなど、システム全体を考えた設計が十分でないことから、循環的利活用が困難とされております。

第 2 点としましては、国民各層のバイオマス利活用に関する共通認識の欠如を挙げております。このような状況の中、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化とは申しましても、バイオマス木質系発電の設立に取り組むには十分な調査、研究、検討が必要であるとともに、今後における国、県の動向を踏まえながら、バイオマス利活用に対する市民の理解の醸成に努め、市民の合意の形成というのがまず必要であろうと、このように考えているところでございます。

次に、美しい気品のある街づくりに、環境・交通・防犯面での条例あるいは都市宣言の制定、そしてまた看

板の設置というような御提案でございます。

やまがた花咲かフェア '02 の成功の大きな要因の一つとして、行政はもとより市民、市民団体、企業等が一体となってまちづくりのために努力を重ねてきたことが挙げられると思います。これは本市が進めておりますところの花と緑・せせらぎで彩る都市づくりが市民の意識の中に定着し、あわせて企業、団体等が市民とともにまちづくりに参画できる態勢を整えてきたことが根底にあると思っております。

また、さくらんぼにこだわったまちづくりを市民とともに進めてきたことによりまして、日本一さくらんぼの里寒河江のイメージが全国に発信され、広く認められてきたこと等もこれもあるわけでございます。これも行政、市民、企業等が一体となって行ってきた活動の成果であると思っております。

このようにまちづくりには市民、関係機関、団体等が緊密に連携して活動を展開することが欠かせない基本であると思っております。安心して住める環境をつくる活動の一つとしての交通安全に関しましても、市民、関係機関、団体等と連携を密にしながら、通学時間帯の交通安全街頭指導、高齢者に対する交通安全教室、中学生に対する夜光反射材着用運動、交通安全市民大会など、数多くの事業や運動を展開しながら交通事故防止を図っているところでございます。

また、防犯につきましても、地区防犯協会と連携をとりながら、巡回防犯パトロールなどを推進し、地区民と一体となって犯罪の未然防止に取り組んでいるところでございます。

美しい環境をつくる活動といたしましては、御案内のようにフラワーロードや主要道路、公園への植花、グラウンドワークによる公園づくりなど、市民、各種団体、企業等が一体となって美しいまちづくりを進めてきております。また、住みよいまちにするために、市民一斉クリーン作戦、河川清掃、フラワーロードグリーン作戦や、地域や町内会などにおける毎月の清掃活動、団体やグループ、企業などによる環境美化ボランティア活動も活発に行われるなど、住みよいまちづくりに大きな力となっております。

まちづくりは市民と一丸となって進めるものでございまして、これまでのまちづくりによる日本一のさくらんぼの里、花・緑・せせらぎで彩る都市としての明るい美しいさわやかで清潔なイメージが定着しているところだと思っております。

キャッチフレーズあるいはスローガンというものは、まちづくりそのものを象徴するものであり、まちの姿が映し出されているもの、まちづくりに生きているものであろうと思っております。今申し上げましたように、環境・交通・防犯等に関しましても、市民とともに安全で安心できる住みよいまちづくりのために運動を継続的に展開しておるところでございます。

これらのことについて条例制定や宣言を行うことについては、交通事故や犯罪が多い街から抜け出そうとする、マイナスのイメージに受け取られかねない懸念が生じることから、条例制定や新たな都市宣言を行わず、これまでのまちづくりと同様に行政と市民が一体となった活動や市民運動を継続的に進めていく中で、これまで以上に安心して住める美しい心安らぐまちをつくり上げてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤忠男議員 回答ありがとうございました。

バイオマス発電については、ことしの 1 月に法が施行されただけでありますので、今後の問題だろうなというように思っておりますし、これからいろいろ寒河江市の立地条件等を考慮すれば、当然として民間企業が出てくるだろうなというふうに予測されます。先ほども 1 問に述べましたとおり、これからは環境を問題視しない企業、ないしは自治体といえども生き残れないだろうというふうにとらえておりますので、一層の御支援をお願いしたいなというふうに思っています。

市長の今回の市長車もハイブリッド車のようですけれども、今国際的ないわゆる貨物輸送、船の輸送の場合は、もうエンジンだけでなく帆を立てて燃料を 2 割削減しているとか、あるいは今反面、先ほども申しましたが、日本に水輸送の依頼が来た。ところが、何百万トンという水が常時必要だと。船で運ぶにすれば船をつくるに余りにも時間がかかる。何かないかということで日本に依頼が来て、名前は申し上げられませんが、ある会社で特殊な紙で 1 個 20 トンの水が入る紙袋をつくった。それを船で引いて行って、ですから簡単に言えば船のタンカーの大きさなんか関係ないわけですね。幾らでも運んで行けるわけです。その紙に水を入れて運んでいる。そしてまた、帰りは紙袋ですから、軽いしたためば何度でもできるということで、先ほど申し上げたとおり今、日本は水で貢献を図っているというのはそういう意味なんですね。そんな形で日本の技術もまたすばらしいものだなというふうに関心しているところであります。

これから、市長も今おっしゃっておったようですが、公共施設あるいは市庁舎とか病院とか、そういうものは新エネルギーを使わなければならない時代に間もなく入ってくるだろうなというふうに思いますし、寒河江市を考えてみますと、農業用資材、今問題になっているわけですが、使用済みプラスチックで 12 年度で捨てたのが 169 トンと聞いております。バイオマス発電と同時に、それから進んでいけば、そういう問題も発電として使えるような技術は、日本にもうできているというふうに思っています。この問題、民間会社等が来ましたら、ぜひ行政として御支援くださるようお願いしておきます。

これはちょっと無理だなというふうに思いますが、要望をひとつバイオマス発電関連でお願いしておきます。

寒河江市の全体の面積が 139.08 キロ平米です。田畑が 35.5 キロ平米、それと宅地・雑種地が 10.4 キロ平米、そして山林・原野その他が 93.08 キロ平米なんだそうです。そうすると、花と緑もやっているわけですし、約 7 割が CO₂ を吸収しているというふうに見られると思います。そういう面から見ると、温室効果ガスの削減に寄与している寒河江市だなというふうに判断できるなと思っています。

このたびまた都市緑化フェアで 800 種類の 50 万本花を植えたというふうに聞いております。その場合に環境問題の CO₂ をどの程度吸収しているのか、回答は出ないと思いますけれども、花と緑・せせらぎの推進課とありますので、今後の参考のために当然これは調べなければならない時代は間もなくだと思っておりますので、これをひとつどの程度になるのか調査して下さるようお願いしたいなと思います。

先ほど申し上げたとおり、50 年の木で北海道の環境省とか林野庁で調べたのが大体 14 キロだというふうになってますので、そういう面からいきますと、これだけ寒河江市は道路を利用してフラワーロードで花を植栽しているわけですから、そういう面での効果というのはあるのではないかなというふうに思っております。

それから、条例制定についてですけれども、条例もつくらない、環境宣言もしない、これは経営の考え方の相違だなというふうに思います。といいますのは、私は自治体といえども経営時代だというふうにとらえております。経営するとしたら、今自分の寒河江市は何を基準にしてやっているんだと、いわゆる地方自治体の I R 時代だと思えます。

今寒河江市は幸いに金融機関から金をまだ貸してもらえますと思っておりますけれども、よその自治体では自治体の I R、いわゆる私の自治体は財政上はこうです、将来これをどうやっていきますと、それから環境にはどうや

って配慮しますという、いわゆる経営方針がない先には金が貸せない。金利差が出ている、いわゆる I R を出していないところには金利は高くもらいますよ、そういう時代だというふうに思います。

住民あるいは我々市民が寒河江は花と緑・せせらぎの都市だよと、環境美化の街ですよといっても、対外的にはわからないと思うんですよ。そういうふうに、自分の街だけでとらえることなく、自分の街はこうだよと対外に宣伝しなければならない時代だというふうに思っています。

ですから、確かに寒河江市の場合を見てみますと、交通安全条例はやっていません。やっていないのは、山形県 44 市町村のうち、寒河江市と西川町と河北町と長井市、白鷹町です。私は交通安全条例は要らないのではないのかなというふうにとらえています。それよりも、今各自治体で問題になってきているのは、先ほども申し上げたとおり、交通安全だけとらえるのではなくて、すべてを含めたものが必要だろう。

それは何かといたら、生活が安心して住める街だと。そういう面で交通安全も含め、生活安全対策も含め、環境・少年対策も含め、生活安全条例などが必要なのではないか。これは、山形県もまだ始まったばかりのようです。でも、調べてみますと、含めてひっくるめてやっているのが舟形町と長井市がなされておるようです。先ほど申し上げたとおり、長井市も交通安全条例はありません。そういう時代でなくて、すべてを含めたものの方がいいということで、生活安全条例をつくっているようであります。

私は、条例が必要なことは必要でしょうけれども、それよりもこの間緑化フェアで言われた言葉がどうしてもひっかかります。あなたの街は何を目的にやっている街なんですかという宣言すらない。看板一つさえない。これでは私は今の時代に合わないのではないのかなと。私の街は何を大切にやっていくんですよと、市外、県外の方が来たときに。必ず旅行しますと、県境に入りますと、あるいは市町村の行政区域が変わりますと、看板を見るわけですね。ああこの街はこういうことを大切にやっているんだな、私はそれで効果があるなと思っています。

例えば、生活安全条例、生活安全の宣言の街だと書いただけで、あるいはぼい捨てなんかやめるかもしれません。あるいは泥棒が来ないかもしれません。現実として、このデータによりますと、1月から7月までのたった何カ月間で 427 件犯罪が起きていて、そのうち寒河江市が大きいからでしょうけれども 80% を超す。これは私は問題だなあとと思っています。その割にこの比率から見ていきますと、小さいのが自販機荒らしが少ないんですね、寒河江の場合。やっぱり街ですと人がいっぱいいるからできないんだろうなと。郊外、いわゆる西川町とか、大江町とかあるいは宮宿の方はそれが多くなってきているということを見ますと、やっぱり寒河江市も相当の都市化になっているなというふうに思います。

いずれにしても私は、せめて宣言くらいはしなければならぬ時期だととらえておりますし、そうするのがこれからの自治体の使命でもあるというふうに思っています。でないと、今の世の中の動きのこの自治体 I R などに乗っていけなくなるのでないかなというふうに心配しております。

それと同時にもう 1 点が、全国的に工業団地の企業進出が全くなっているといいますが、非常に少なくなっている。もちろん海外移転が多いためなんでしょうけれども、その中で地方自治体の工業団地の誘致できる条件、それは環境に配慮した自治体、それともう 1 点が知的、いわゆる大学等の提携がなければやはり企業進出はあり得ないだろうというふうなとらえ方をしているようですし、それが現実だろうと思います。そういう面からいきますと、いずれにしても私の提言していることが必要なのではないかなと思いますけれども、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、かなり寒河江は花・緑の植栽に努力したわけでございますし、また緑化フェア会場におきましても、新しいところの公園あるいは立木、花というものがますますふえたものにしてまいりたいと思っておるわけでございまして、そんな中でどの程度CO₂を吸収できるようになったのかというような御指摘で、調査してということでございますが、非常に専門的になろうかなと思いますけれども、できるかどうかですけれども、そういう調査機関があるならば考えてみたいと思っております。

それから、条例と宣言、看板の問題でございまして、私はなるべくならば条例というのは少ない方が本当はいいと思うんです。昔から法三章と言われておりまして、なるべく少ない中で、そして市民の幸せが守られていくと。条例の中には必ず、ただ宣言した条例というものと、あるいは市民に規制を加えるというものとがあるわけでございますから、できるならばまず少なくして、市民に規制する、あるいは罰則などを考えないで市民の自覚に基づくというものがいいのではないかなと思って、できるだけ私は少ない方がいいのではないかなと。これは物によっては当然つくらなければなりませんけれども、そんな考えをまず持つておるということをお願いしたいと思います。

そういうことの中で、交通安全条例というようなものもまだつくっていないのが県内であるようでございまして、寒河江市でもつくっていないわけでございますけれども、余りにも規制、規制、法の網、条例のネットをかぶせるというだけが必ずしも、つくっただけでそれで終わりという、それで安心しているというよりも、もっともっと市民の中での盛り上がるよりのまちづくりに対する活動というものが、私はそちらの方を大切にまいりたいと、このように思っております。

それから、宣言とか看板のことでございましてけれども、寒河江が標榜しておるところのことが市外、県外から来た方からわからないよさだということでございますけれども、私は寒河江の会場以外のところ、どこを見ても花が植えられておるし、そしてほい捨てなども少ないというようなことを見ましたならば、やっぱりこの寒河江の市民の方というのは、非常にまちを美しく住みよい潤いのあるものにして、みんな努力しているんだなというようなことが、そのものの姿を見ておわかりになっていただけるのではないかと。私は看板があるなしというものじゃないんじゃないかなと、こう思っておるわけでございます。

また、その看板でございましてけれども、現在県の屋外広告物条例というのがございましてことは御案内と思っておりますけれども、非常に規制されております。やはり看板、屋外広告というものを規制して、そして街並みをきれいにし、自然景観を壊さないというのが県の考えでもあり、またこれが世の流れだろうと思っております。

それから、そんな中で、私はできるならばそういうものがなくともできるようにまいりたいと思っております。さらにまた、逆に先ほどの1問でも答弁申し上げましたけれども、暴力のないまちとか犯罪の少ないまちとか、そんな直接的な表現にいたしましても、それがわかるような表現ということになりますと、それを看板にするということにしますと、広告塔にしますと、何か私は逆イメージになるのじゃなからうかなと。

これは、ここには青少年問題が大きな問題になっているとか、あるいは犯罪があるからどうか、交通事故が多いからこれは宣言したんだなというようなことになりかねないかと、逆にイメージを悪くしておるのじゃないかなというような気もして、あえてそういうものをつくらない方が、かえって見てもらっていいまち、きれいなまちと、花と緑・せせらぎのまちというようなことも、これも看板は特に掲げておりません。掲げてあるのは庁舎前だけでございまして、あとはありません。そんなことで、なるべくならば広告、看板というものを少なくして、そしてすっきりしたところのまちというものの姿そのもので、寒河江市のまちづくり、あるいはまちの姿、あるいは寒河江に住んでいる人々の気持ちというのが伝わるようなものであれば、私はかえっていいのじゃないかなと、こんなことを考えておるところでございます。

そして、最後に企業進出の環境の問題とか、あるいは大学の研究機関というものがあればいいというようなお話でございますけれども、やっぱりそのとおりだと私も思いますが、そういう中で非常に環境に考慮してくださるところの企業がふえてきておるわけでございますし、この寒河江の環境のよさにほれ込んで来てくださる企業もいらっしゃっておるわけございまして、今議会におきまして表彰条例に基づくところの表彰をすることになりました企業におきましても、積極的に樹木の植栽に取り組んでおられ、また寒河江市で頑張っていたきたいというような御寄贈のお気持ちもいただいたわけございまして、本当に企業も頑張っていらっしゃるんだろうと私は思っております。これからもそういう企業にたくさん来ていただきたいものだと思っておりますのでございます。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤議員。

伊藤忠男議員 ありがとうございます。

何を言っても執行権は市長にあるわけですから、私はすべきだと思っているし、市長はしないと言えばそのままなんです。

私もこの前、東京とか横浜の女性の方だったんですけども、「イオンのまち」というのに非常にほれました。条例をつくるつくらないは別なんです、せめて寒河江市の、例えば山形から来たとき最上川を渡るときに、寒河江市の「イオンのまち寒河江」というのもあれば、非常に心が安らぐのではないかなというふうに思います。この間の皆さん喜んでくださったのに、最上川の効果というのが非常にあったなというふうに私もとらえております。そんな形で、あくまでも市長にあるわけですから、せめて看板だけでもお願いしたいと要望しまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤 清議長 伊藤議員に申し上げます。

今、一般質問の中で要望という字句の発言がありました、趣旨からして要望発言は自粛願いたいというふうに思いますので、お願いします。

猪倉謙太郎議員の質問

佐藤 清議長 次に、通告番号 10 番、11 番について、3 番猪倉謙太郎議員。

〔3 番 猪倉謙太郎議員 登壇〕

猪倉謙太郎議員 私は緑政会の一員として、10 番、11 番に通告してある点について質問させていただきます。私はだれにでもわかりやすい行政を望む観点から、簡潔に質問をさせていただきますので、御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、質問に先立ちまして、第 19 回全国都市緑化フェア開催が大成功に終了されましたこと、市長並びに職員の方々、ボランティア、関係者の皆さん、そして全市民の皆さんの力の結集に心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

このたびの会場で得た感動、発見、そしてこの学習成果を身近なところで生かし、緑豊かな潤いのあるまちづくりに大きなステップとして、フェアを通して培った精神と自信を新しいまちづくりに生かし、ポスト緑化フェアに新たな決意をいたした次第であります。

早速質問に入りますが、地域の特性を生かした農業の振興についてお伺いをいたします。

農水省では、耕作放棄などがふえている農山村地域の農地保全や秩序ある開発を進めるために、各市町村が条例を制定し、地域の特性に応じた土地利用ができるように法整備をする方針を固め、来年度の法制化に向けて準備を行っております。条例で定める地域が法整備後の条件を満たせば、農地法や農振法の規制を緩和し、適用を除外する方向にあります。農業を保護するために、戦後一貫して国が一律に規制してきた農地法などに基づく土地政策の大きな転換を図ろうとしているわけであります。

これにより市町村は、独自の判断で地域の实情に応じた農地利用も可能となり、法制定後の土地利用については住民参加による土地利用計画の策定も可能になるわけであります。区域を指定しながら農地の保全区域は、農家同士または農家と市町村が農地保全協定を締結するなどして、農地法の転用や権利の移動、農振法の開発行為の規制を外し、荒廃農地の集約を図りながら、農地の再利用等、市町村が設定することが容易になるわけでありますので、農業区域や田畑つきの住宅建設区域、里山を含めた森林管理区域、景観形成を図りながら、花木の里区域なども想定し、市町村において市民の意見を十分に取り入れながら利用計画を立てることができるになれば、魅力ある農山村の再生や維持が図られるのではないかと。本市として地域の特性を生かした農業振興策を、新たな視点に立って見直し検討が必要と思うが、市長の御見解を承ります。

次に、無登録農薬の販売問題についてお伺いをいたします。

発がん性の疑いが指摘されている農薬ダイホルタン、プリクトランが県内で幅広く流通していた問題で、県の対応が後手後手に回っていること、関係機関が適切な対応をしていないこと、特に食品にまつわる疑惑、不正が相次ぎ、食に対する不信感が極めて高まっている中での事件であり、無登録農薬の危険性を認識していながらにして使用した生産者もあり、県や農業団体の指導体制の問題点も指摘をされております。県内外の主な市場開設者や卸売業者、量販店に対し、早期発見ができなかったことを謝罪する知事名の文書を送付し、対策に乗り出した旨 8 月 27 日に報道されております。

ラ・フランス、リンゴの生産農家全戸に対し、出荷前の農薬残留検査の実施を徹底し、すべての果樹で無登録農薬を使用していないことを明確にして出荷すること、出荷する生産物に対し、無登録農薬は一切使用していないことの誓約書の提出を求め、万一農薬残留が判定され出荷停止、回収処分などの措置が生じた場合、一切の責任を負うことを義務づけ、万全の態勢で安全性を確保する姿勢を明確にして、消費者の理解を求めていく考えが確認されておるわけですが、全農家に出荷前の残留農薬の分析を行い、安全証明をする、そして園地からサンプルを無作為抽出し、万が一残留が明らかになった場合、出荷の停止、廃棄処分という厳しい内容と

なるわけでありませう。

ごく一部の不心得者のために消費者の不信を招き、残留農薬検査まで強いられるまじめな生産者の怒りは、いら立ちは相当なものであります。安全証明のために費やす費用は膨大なものであり、検査することで特設付加価値がつくわけでもないわけでありませうし、使用基準を守っている生産者にとって、極めて苦々しく腹立たしい限りであります。しかし、産地全体が疑われないために、また消費者に不安を与えないように、安全で安心できる産地であることを改めて示して、信頼を揺るぎないものとする必要があります。

寒河江・西村山においても、既に行政と農協代表により8月26日にさがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部を設置し、ラ・フランス、リンゴを出荷する管内全農家に対する自主検査の徹底を図り、安全性の確認を早急に進める方針が確認をされ、対象になる生産者は1市4町の全農家で1,656人の組合員であるわけですが、なお組合員以外の農家も含めて検査を進める方針であります。ただし、検査料1万数千円は農家の個人負担とする。その結果を踏まえて安全を保証する表示をすることも確認をされております。

発がん性の疑いのあるこのダイホルタン、殺菌剤であります。平成元年から発売禁止になり、平成8年以降農産物から検出されてはならないものであり、プリクトラン、これは殺ダニ剤でありまして、昭和62年から発売禁止になり、平成6年以降農産物から検出されてはならなかったものであります。使用禁止された農薬が国内の不心得な農薬取扱会社が、中国、台湾などから輸入し、23都道府県、54社に対して販売され使用されたことが現在大きな社会問題となっており、厳しく農産物の安全性が問われておる状況にあることは、今まで申し上げてきたとおりであります。

本市もさくらんぼを初めとする果樹の主産地であり、リンゴ、ラ・フランスの収穫を間近にしてまことに憂慮すべき事態であり、今後消費者並びに消費地に対し、信頼回復を図るために早急に具体策を講じることが肝要であります。

本件問題が起きた以降、市としての対応、対策、経過についてお尋ねをいたします。

次に、その概要と実態についてお伺いをします。一つは、本市の果樹生産品目の中で、リンゴ、ラ・フランス、さくらんぼの実態をお尋ねをいたします。生産農家数、栽培面積、収穫量、生産額等についてであります。

二つは、無登録農薬の使用実態調査の結果であります。また、調査の進捗状況についてであります。

三つ目は、不幸にも使用された、使用が確認された農家があれば、その数と本年度の予想収穫量と生産額についてであります。

四番目は、ほかにハウスあるいは露地物の農産物等に使用された実態の有無について、以上4点についてお伺いをいたします。

次に、その対応策についてお伺いをいたします。一つは、県は果樹生産農家の全戸についての出荷前残留検査を行い、農家1戸当たり1万数千円の検査費用の一部を負担する意向であると聞いておったわけですが、けさの新聞で知事はどうもその意思がないことが新聞に出ておったようでありますけれども、市としての検査費用の一部を負担する考えがあるかどうかお尋ねをしておきたいと思っております。

二番目に、本市内の農家において使用された事実がないとすれば、風評被害を最小限に食い止めるため、いち早く消費者、消費地に安全性のPRを行い、生産履歴を明確にし、出荷に当たっては農協、市が産地証明を添付すると同時に、安全証明などの対策を講ずるべきと考えますが。

三番目には、不幸にも使用した農家があった場合、使用しない農家も風評被害による収入が激減することが予測されるわけであります。無使用農家が大きな減収となった場合の支援、助成対策についてどのように考えておられるかお尋ねをします。

四番目には、国は食品安全基本法、仮称であります。来年度法制化する準備を行っており、同法案が農畜産物の生産履歴追跡制度を制定する方向であるわけですが、同制度が施行されることを前提とした本市としての取り組み体制を構築すべきと考えますが。

五番目には、本市には観光農業の先進地としての日本一さくらんぼの里、関係者の努力によりこれまでに多くの観光客を誘致し、信頼を得てきた実績があります。今後とも積極的に生産地の情報などを公開する体制を整え、消費者、消費地に適時適切な情報発信をすることが、農業振興ひいては地域振興に結びつくものと考えますが。

以上5点についてお伺いをいたします。

次に、耕作放棄地対策についてお伺いをいたします。耕作放棄地の件については、同僚議員の鈴木議員の方からも質問があったようですが、耕作放棄地の拡大は、程度の差はあれ、どの市町村においても大きな課題であると思います。農産物の価格低迷、農業従事者の高齢化などが背景にあり、耕地条件が不利な中山間地域を中心に放棄地の拡大が一段と進み、歯どめのかからない状況にあることは御承知のとおりであります。

しかし、耕作放棄地の拡大に手をこまねいているだけでなく、農地の再利用を進めるための具体的な対策を図るべきと考えます。まずは、耕作放棄地の実情を把握し、今後どのように生かしていくのか検討されることにより、一律に耕地としてだけの再活用でなく、条件によっては林地化なども含めて検討すべきと考えます。したがって、次の点についてお尋ねいたします。

耕作放棄地の実態が把握されているのかどうか。地域ごとの放棄地の正確な位置や図面、所有者、面積などが整備されているのかどうか。そして、地権者の意思なども含め確認がなされているのかどうか。この3点についてお伺いをします。基本的な調査をもとに地域の実態を明らかにして、耕作放棄地の再生を今後どのように図ろうとしているのか、農業委員会会長にお伺いをいたします。

次に、慈恩寺の歴史資料館建設についてお尋ねをいたします。

慈恩寺については改めて申し上げるまでもないかと存じますが、寒河江市における歴史的・宗教的文化遺産であり、市民の誇りであることは御承知のとおりであります。文化庁、国立奈良博物館など一連の調査の結果、平安後期から鎌倉・南北朝、そして室町時代を通じてすぐれた仏像群や絵画類が明らかにされ、市民はもとより県内外に広く知られ、関心の度は極めて高まっていることも御承知のとおりであります。

これらの文化遺産を現在のままで保存することは、火災、盗難、損傷などが心配されるところであり、留守居役に当たる方々の心を痛めているところでございます。事が起きてからでは遅いことも重々承知のとおりであります。

また、これらの文化財を多くの方々に公開し、学校教育、社会教育、そして生涯教育など文化的向上を図ることが必要であり、さらには多くの文書記録などの貴重な資料が関係者の個人の家庭にも数多く残っているわけでありまして、さらには慈恩寺より県内外に流出した古文書なども含め、その収集保管を図ることが急務であります。そして、こういった数多くの文書記録は、郷土の歴史研究のために開放されることが望まれていることも事実であります。

これらの要望にこたえ、保存の万全を期すためにも、近代的施設設備による収蔵庫、展示室、研究室などを完備した資料館を建設し、後世に伝えることが現代に生きる我々にとって緊急の責務であると考えますが、教育委員長の御見解をお伺いいたします。

以上で1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 05 分といたします。

休 憩 午前 10 時 50 分

再 開 午前 11 時 05 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

地域の特性を生かした農業の振興ということでございます。

自然や環境の価値をより重視するという国民の価値観の多様化に伴いまして、農山村が提供するライフスタイルへの期待が高まっている一方で、耕作放棄地の増加により、多面的機能の発揮に支障が生じるおそれが出ているなど、農山村地域における土地利用に関する問題点が指摘されているところでございます。

こうした中、農林水産省では、農山村地域での農地保全や秩序ある開発を進めるため、有識者懇談会で新たな土地利用制度が検討されてきたところでありますが、このたびその論点整理がまとまり、今後論点整理をたたき台に新法の具体的な検討作業に入る予定のようでございます。御指摘のとおりでございます。

それによりまして、市町村が条例を定めて住民参加による土地利用計画を策定し、土地所有者間で農地等保全協定を締結したり、市町村が農地を農地以外のものとする権利、いわゆる転用権を設定して、農地所有者から権利を買い取るといった契約的手法を導入することによりまして、農地保全を強化する考え方のようでございます。

報道されているところののを見ても、この農林水産省の描く改革というシナリオは、一つにはやはり農地法と農振法による規制というものを撤廃いたしまして、農地に関する縛りを市町村が定める土地利用調整条例に移管するというようなこと、そしてまた市町村は住民参加のもとで土地利用計画を定め、農地の保全区域を指定すると。そしてまた、条例で指定した農地の保全協定を農家が結べば、ほかの農地は農地法による権利移動や転用の規制と農振法の開発行為制限から外され、販売、賃貸、転用などが可能になるというような内容のシナリオのようでございます。

このようなことから、現時点では国においても論点整理の段階であり、今後こうした問題点を整理し新法が整理されると思われませんが、新法整備までにはまだまだ時間を要すると思われま。そのため現在のところは現行の制度でいかざるを得ないと思っております。今後の土地利用計画や農業政策の見直しに当たっては、新法の見通しを踏まえて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、無登録農薬の問題について何点かのお尋ねがございました。お答え申し上げたいと思います。

今回の県内 2 業者の逮捕に端を発した無登録農薬販売事件は、県産農産物の信頼を失墜させる大きな問題であり、まことに遺憾な事件でございます。

事件のその後の経過につきましては、無登録農薬の購入や使用が判明したものは、30 都道府県を超え全国に波及しており、食の安全の問題として消費者の不安を招いております。一方、今回の事件は果樹産地としての本県に大きなダメージを与えるもので、無登録農薬を使用していない大多数の生産者にも大きな影響が及ぶことが心配されます。市なり、あるいは農協なりがとったところの経過についてのお尋ねがございました。

この 7 月 30 日に農薬取締法・毒物及び劇物取締法違反で県内の 2 業者が逮捕されております。市といたしましては、市長と農協組合長の連名で、全農家に文書を配付しております。既に御案内かと思っておりますけれども、その内容は無登録農薬の回収・処分、無登録農薬使用農産物の出荷停止要請、無登録農薬の自主検査実施、農薬の適正使用の呼びかけでございます。そしてまた、8 月 20 日には農協のリンゴ部会、ラ・フランス部会員の残留農薬の出荷前自主検査の開始が行われております。そして、8 月 26 日にはさがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部を設置したところでございまして、これは県の総合支庁長そしてまた 1 市 4 町長、そしてさがえ西村山の農協長でございます。

そして、当面の対策といたしましては、無登録農薬残留分析自主検査の実施、確約書、防除履歴日誌の提出、

市場等への情報提供、無登録農薬及び期限切れ農薬の回収、農薬安全使用の啓蒙活動強化、無登録農薬検出農産物の出荷停止、焼却処分の要請等でございます。9月1日に入りますと、農協のリンゴ部会、ラ・フランス部会員以外の農家の無登録農薬の出荷前の自主検査を始めておるわけでございます。

次に、生産量等々についてのお尋ねがありますが、リンゴ栽培農家は412戸で、栽培面積が137ヘクタール、収穫量は1,760トン、粗生産額3億5,000万円となっております。また、ラ・フランスでございますが、栽培生産農家は193戸、栽培面積は43ヘクタール、収穫量は865トンとなっておりますが、粗生産額は統計資料がありません。さくらんぼの栽培農家は1,597戸、栽培面積は411ヘクタール、収穫量は2,090トン、粗生産額は35億2,000万円となっております。

それからのお尋ねは、市内における無登録農薬の使用状況でございますが、県の調査によれば、寒河江市内における購入そして使用は認められておりません。

それから、対応といたしましての検査費用の補助でございますが、市といたしましては補助しない考えでございます。それから、風評被害につきましては議員も御指摘のとおり、適正な農薬を使用している大多数の農家に悪影響を及ぼすことが懸念されるわけでございます。

さがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部では、まずリンゴとラ・フランスは無登録農薬を使用していないという確約書と、防除履歴日誌の提出を出荷者に求め、さらに出荷前検査で無登録農薬を使用していないことが確認された農産物だけを出荷する方針でございます。

それから、リンゴとラ・フランス以外の果実、野菜につきましては、無登録農薬を使用していない確約書と防除履歴日誌の提出を出荷者に求め、提出がない場合は出荷をさせない方針で、さらにJA系統出荷者には出荷時に無作為にサンプリングして、無登録農薬の分析検査を行うこととしております。

それとあわせまして、流通・消費者対策としましては、現在対策本部といたしましては生産者組織と協力しながら、市場や小売店などの流通関係を訪問し、無登録農薬の対策を説明しており、さらにインターネットなどを活用して消費者向けに正確な情報提供に努めておるところでございます。

それから、もし農薬を使用した農家が出た場合、使用していない農家がこうむる減収についてということに対しましては、現実にそのような事態が発生した場合に対応を考えるということになるかと思います。

そして、トレーサビリティシステムの構築でございます。御案内のようにトレーサビリティシステムというのは、食品がいつどこでどのように生産されたかという生産履歴情報についてでございますが、消費者がいつでも追跡できるというもので、農林水産省がことしの4月に発表した食と農の再生プランの中に、平成15年度からの導入が盛り込まれ、今年度は導入に向けたさまざまな検証が行われているところでございます。

そもそもこのシステムは御案内かと思いますが、BSE問題の反省を踏まえ、消費者に対する正確な情報提供の必要性や、食品事故発生時の速やかな原因究明のために導入が図られるもので、このたびの無登録農薬問題の発生に当たりましても同様の観点から、今後の対策としてこのシステムの導入が必要になってくるのではないかと考えております。

次に、観光農業におけるところの産地情報の提供ということでございますが、今回の問題は、本市農業の特色である観光農業にも影響を及ぼすことが懸念されております。周年観光農業推進協議会の観光部会において、直ちに無登録農薬の事前検査等を行い、安全性をPRしていく体制をとっております。今後、旅行会社などのエージェントや一般向けにも産地情報の提供を図りながら、産地としての信頼を確保していかなければならないと思っておるところでございます。

私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 農業委員会会長。

〔武田 浩農業委員会会長 登壇〕

武田 浩農業委員会会長 耕作放棄地の対策についてお答え申し上げます。

議員の御質問のとおり、農産物価格の低迷、農業者の高齢化、後継者の減少等により、山間部、平野部を問わず、遊休・耕作放棄農地の増加が目立っております。

こうした耕作放棄地は、隣接農地への悪影響や無断転用のおそれがあることから、平成 11 年度に農業委員会としての実態調査を行っております。この実態調査は、農業委員みずからが地区内の耕作放棄農地を足で調査し、図面化をするとともに、所有者から今後の活用計画について意向調査まで行ったものであります。

これによりますと、件数では 171 件、面積では約 39 ヘクタールを確認することができました。限られた人数と期間の中での調査でございますが、これは 2000 年の農林業センサスの調査における耕作放棄地のある農家数と、耕作放棄地面積の約 3 分の 1 を確認したことになります。同様の調査は平成 4 年度に実施しておりますが、その当時と比較しますと、件数では 3.3 倍、面積では 4.6 倍と、耕作放棄地は急激に増加しております。地区別では、件数、面積ともに白岩地区が約 4 割を占めております。高松、醍醐を含めた西部地区全体では、4 分の 3 の面積を占めて、中山間地の農地荒廃が進行していることがうかがえます。

遊休化した理由については、労力不足が 4 分の 3、耕作不便が約 2 割となっております。所有者が考えている今後の活用方法としましては、現状維持・不耕作が 6 割であり、非常に悲観的な感触を持っていることがうかがえます。また、貸付希望は全体の 2 割にすぎませんでした。農業委員会では、貸付希望農地等については、利用権設定事業を活用しながら、地区の農業委員が鋭意あっせん活動を行ってまいりましたが、耕作放棄地につきましては思うような成果を出し得ていないのが現状であります。

今後、耕作放棄地の解消につきましては、現在検討されている仮称農業振興公社などでの取り組みなど、さまざまな角度から検討していかなければならないと考えておるところであります。現況の厳しい農業情勢の中におきましては、耕作放棄地すべてを農業的活用農地とすることは困難であり、山間地については中山間地域総合整備事業や、中山間地の直接支払制度における地域の農家の頑張りを支援しながらも、環境、景観、林業的な活用も一つの方法ではないかと考えるところであります。

また、平地における耕作放棄地につきましては、隣地農地への影響が大きく、これまで小作料の緊急改定などを行いながら借り手の確保に努力してきたところであります。引き続き集落営農の推進の中で、認定農業者あるいは農協などの関係機関と協力しながら、解消に努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 慈恩寺資料館建設についての御質問にお答えいたします。

慈恩寺には国や県指定の建造物を初め、仏像、絵画、古文書などの貴重な文化財が数多くあります。特に、国指定重要文化財が 7 件あり、建造物としては慈恩寺本堂、彫刻が慈恩寺本尊である弥勒尊五仏など 5 件 30 体、さらに県と市の指定文化財を含めると指定件数は 62 件、その数は 159 にもなります。

重要な文化財資料の保護、保存につきましては、市としてもその重要性を十分認識し、これまでも本堂のキャブき屋根のふきかえ、三重の塔の山門の改修、さらには指定文化財の仏像修理などに意を尽くしてきたところです。

慈恩寺資料館の構想につきましては、このような文化財及び貴重な文献等の保存を図ることを第一義に、さらに歴史的調査研究と展示公開を目的とする資料館の建設構想であります。市といたしましては、平成元年には建設検討委員会を設置して、専門部会を設けながら調査検討し、その結果を平成 4 年に仮称慈恩寺資料館建設答申書としてまとめていただいたところです。

答申書の中には、資料館の性格の一つには美術館的要素、二つには歴史資料館的要素、さらに三つには古文書館的要素を含むと位置づけているところです。その後、平成 7 年に市文化財保護委員と慈恩寺関係者による慈恩寺資料館建設準備小委員会を設置し、答申項目のうち課題となる幾つかの項目を協議していただいて今日に至っているところです。名称に関する事、立地に関する事、建設基本計画に関する事などの検討を付託しています。

建設準備小委員会では、特に建設基本計画に関する事などが中心に協議されてきたところです。資料館に収納し展示する資料、特に仏像については、文化財として価値のある仏教美術品であると同時に、信仰の対象でもあることから、これらの文化財を慈恩寺から資料館に移し、保全や活用を図る具体的な内容について、寄託や寄贈によるか、慈恩寺一山の合意を得られる最良の方法などについて協議をしております。

また、資料館建設に有益な各種の博物館や資料館を視察して、建設構想参考資料の収集に努めてまいりました。慈恩寺関係の古文書につきましては、資料の目録と所在を明らかにすることで、散逸を防ぐことに力を注いでまいりました。古文書の所在調査で、本山慈恩寺文書調査報告書に 1 万 5,800 余の古文書が収録されております。同時に、慈恩寺の基本古文書である本堂文書や最上院、法蔵院、華蔵院の三ヶ院文書はすべてマイクロフィルムに収録し、資料の保管を図っております。

また、慈恩寺文書の中でも特に貴重な古代、中世の古文書調査につきましては、市史編さん事業として取り組み、慈恩寺はもとより県内外の調査を行い、その成果は寒河江市史慈恩寺中世資料として、写真版と解説版に編集し、平成 9 年に発行しているところであります。

なお、各坊や個人で所有する古文書につきましても、慈恩寺の歴史や文化を解明する貴重な資料ですので、散逸したり廃棄したりしないように呼びかけをしてまいりたいと思っております。古文書は最終的には散逸を防ぎ、火災や盗難から守るためにも、収集して収蔵庫となる資料館に保管することが最善の手だてであると思っております。

このようなことから、慈恩寺資料館の建設につきましては、財源の確保に努め、慈恩寺一山と寒河江市との役割分担を明確にしながら、連携して取り組んでいくことが必要なことと考えております。

市の実施計画では、平成 15 年度に基本計画の策定を盛り込んでおりますので、慈恩寺資料館建設の基本的指針となる答申を踏まえ、さらにはこれまで建設準備小委員会で協議されてきたことを反映させながら、基本計画策定の体制を整え、建設に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

佐藤 清議長 猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 質問の意を酌んでいただき、詳細な御答弁をいただきましたことを感謝します。

早速 2 問に入ります。ここ現在まで 30 年近くにわたってトンネルに入りっ放しの農業状況でございますが、そういった中でこの土地政策の転換が図られるということで、先ほど 1 問でも申し上げたようなことで、魅力ある地域づくりのために地域農業に一つの明かりとなるようなことで、地域の特性を生かした農業の振興を重ねて要請をしておきたいと思えます。

それから、無登録の農薬問題についてであります。御答弁いただいたとおりで、違法な農薬が販売されているという情報があったにもかかわらず、長期に流通をストップしなかったことが、まず一つの問題として取り上げられているわけですし、県産果樹から無登録の農薬の主成分が検出されいながら、確定する検査をしていなかったというのが第 2 点に指摘される点かなと思えます。したがって、現在までの経過を若干たどりながら、2 問を進めさせていただきたいと思えます。

そもそも平成 12 年 11 月に、山形市のスーパーで流通しておった県内産のラ・フランスを県衛生研究所が検査をして、2 月下旬に検出をしているわけでありまして。無登録農薬を検出していながらにして、流通が 10 カ月ほど経過したというような理由もあって、公式な発表をしなかったというようなことから始まって、13 年 8 月、ある農薬販売業者が県の農業技術課を訪れて、無登録農薬が出回っていることを告げておりますし、その際ハングル文字で印刷されたブリクトランの袋を持参したという経過も、山形の今年の 8 月 13 日に報道されております。それで 8 月、県が立ち入り検査をした際、業者の帳簿に無登録農薬が記載されていたのに、県が見落としをしたことがわかったということで朝日新聞に報じられておる、こういった経過を踏まえながら、やはり今年度に入りまして 14 年 6 月に県が県警に通報して、山辺町、それから尾花沢市の業者が 2 名逮捕されるというようなことが、御承知のとおり報道されてきておるわけです。

したがって、この山辺の業者は 93 年からこのダイホルタンを取り扱っており、総取扱量は 5 トンに及ぶということが河北新報で報じられた経過もあります。やはりこういった問題がひた隠しにされたのか、また明確でなかったということで発表されなかったことが、今の大きな問題に波及をしたというようなことが現実にあるわけです。

そういったことの経過を踏まえて、寒河江市としては対策本部を設置されまして、市内としてはそういった使用された事実関係はないという御答弁をいただきまして、本当にありがたいなというふうに思っております。やはりそういう点も含めながらですが、販売の規制はあっても輸入の規制は全くないというのが、この農薬の輸入法規制のようでありまして、やはり新たな規制が早急に必要なのではないか。現在のざる法では、到底対応できないのではないかとこのように思えます。この点について考え方があれば、ひとつお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、安全証明は県ではしないような方向も聞いておりますし、また先ほど 1 問でも申し上げたようなことで、当初は私の得た情報としては、県の農林部では検討をしながらこの検査費用を負担していこうという方向が示されておったようでもありますけれども、けさほどの新聞では、知事は負担をしない、農家の自立に期待したい、こういうような見解を出されておるわけでもあります。

先ほどの農薬を取り扱った業者も業者でありますけれども、県にも私は責任の一端はあるように思えます。そのようなことからすれば、もう少しそれぞれの責任と役割がわかりやすく出されてもいいのではないかとこのように思えます。学校給食への影響が極めて心配されるのではないかとこのように思えますし、きのうの地産地消の答弁にもございましたけれども、今後の問題としてどのように対応されるのか、この点もお聞かせいただきたいと思えます。

具体的な対策が最近になって見ると同時に、先ほどの御答弁で、さがえ西村山安全・安心農作物緊急対策

本部等についての役割、そして任務について答弁をいただきました。やはりこの際ここで御提案しておきたいと思うんですが、今後さらにこういった信頼、信用を回復していただくためにも、対策本部としての検査機の購入を検討していただければというふうに思います。

それからもう1点ですが、誓約書を出した以後において、農家が使用したことが判明したという事実関係が東根市であったわけです。したがって、生産者の公表もやむを得ない、こういう見解が出ているようでありませけれども、今後寒河江市自体で生じた場合こういうこともあり得るのかどうか。この点何点かお尋ねをしておきたいと思います。

本件については、やはり消費地はもちろんのこと、生産、流通の各界に大変な影響を及ぼしておりますので、問題の解決は極めて困難であり、さらに長期にわたると思いますが、ぜひひとつ対策本部での十分な対応をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、耕作放棄地の件について御答弁をいただいたわけですが、やはり農業委員会の重要事業の一つとして、農地の流動化、農地の貸借、それから農地の集積を進める上で、本当に基本的な調査をしっかり持って、これからの法の運用に当たっていただきたいなというふうに思います。そういった点から含めまして、会長からの答弁にもありましたとおりで、今後農業振興公社の立ち上げ、支援などにさらに力を入れていかなければならないのではないかとこのように思います。

そこで2点ほどお尋ねをいたしますが、耕作放棄による地目の変更の申請の状況などについてお聞かせいただければと思います。第2点目は、耕作地の現状が田は原野になり、畑が山林の状態になっている事態が極めて多いのではないかと。そうしたときに課税対象は名目課税になるわけですから、田の課税であり畑の課税である、こういうような状況も出るかと思っておりますので、この辺のことについて改めて会長の、農業委員会としての指導範囲内で、必要と思っておりますので、会長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

この放棄地の問題等についていろいろな利用内容があるようでございますけれども、先祖から何代と引き継がれた貴重な宝であった農地が放棄される、その断腸の思いと祖先に対する謝意の念を、感謝とそして謝罪の念を合わせて放棄地へ桜1本植栽運動を心の運動として次世代に伝える、樹齢100年の花見ができるような社会をつくってほしいという運動も一つの取り組み方かと思っております。このことについては、市長の御見解もいただいております。

なお、農の精神を今後の教育に生かす、こういうことからして、教育長の考えもあわせてお伺いしておきたいと思っております。

慈恩寺の資料館建設につきましては、やはりいろいろな経過を経ながら協議を重ね、具体的には15年度の実施計画に基づき取り組んでいく考えを明確に示していただきましたので、地域の、そして市民の期待にこたえていただけるものと信じます。

そのようなことで2問を終わらせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 無登録農薬の輸入の問題でございますが、現在の農薬の販売等を規制する農薬取締法におきましては、輸入した農薬の販売等については規制しておりますけれども、無登録農薬の輸入そのものについては規制されていないようでございまして、こうした点につきましては今後見直しが図られるのではないかと考えております。

先日、農林省の担当が県の方の調査にいらしたということがありまして、そういうこともこの農薬取締法の強化に向けての検討のためなんだということも一つはあるんだというように新聞で報道されておりましたけれども、使用を厳しく制限するための法整備というものが、これからなされるのではなからうかと思っております。

それから、県の安全証明のことでございますが、今回の出荷前の検査で無登録農薬が検出されない場合は、各産地の対応で証明書を発行すべきであるというふうに県は言っておるわけでございまして、県が直接発行するというような考えはないように伺っております。このため、本市におきましては対策本部が分析検査の結果というものを各農家に通知する考えでございまして、それを受けまして生産者が出荷先に対してそれを提出いただくということになろうかと思っております。

それから、検査機能の充実でございますが、これは県で実施しているわけでございますけれども、本部でこれを備えつけ、あるいは実施するということになると、そういう技術的な面で可能かどうか、あるいは人員体制というものになりますとどうなのかということ、いろいろな問題が出てきようかと思っておりますので、検討させていただきます。

それから、もしも検査した後に使用しているということがわかった場合に公表するかどうかということですが、そういうことはないことをまず願うわけでございまして、現段階においてはそういう事態も考えておりませんし、公表のことも考えておりません。

それから、桜の植花というものを市民運動というようなことでございますが、桜をたくさん提供していたださと、御寄附していたださるといふ方もございますので、それらの提供を受けてどこにどのように植えるか、あるいは市民とともにどういう活動の中でするかというようなことを今検討中でございまして、大量の桜の苗木を提供したいという申し出がございまして、十分これから新しい課もできることでございまして、いろいろ意見等も聞きながら、どういう桜の咲いている寒河江市にすると、あるいは桜堤にするか、あるいは桜の山にするか、あるいは桜の公園にするか、いろいろなことに現在思いをめぐらせているところでございまして、もう少し時間をかしていただければなと、このように思っております。

私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 猪倉議員に申し上げます。

農業問題については教育委員長に通告されておりませんので、御遠慮願います。

農業委員会会長。

武田 浩農業委員会会長 それでは非農地の関係をお答え申し上げます。

土地の登記上、田または畑となっている土地が現在原野あるいは山林になっておるという場合は、地目変更登記が必要となる方もいらっしゃると思います。あわせてこの内容とは、やはり今後農地として復元の困難な場所、それからこれは県の通達事項であります、20年以上のものというように限定されております。もしこの件に手続があれば、地元の農業委員が立ち会いのもとで、現調をしながらこれまでやってきております。こんなことで、これまで過去3年間、年間平均で30件くらいの非農地証明書を出しております。その6割は農業者年金の受給に係る一つの手続のようであります。

それから、農地課税の方は局長の方からお願いしたいと思っております。

平成 14 年 9 月第 3 回定例会

佐藤 清議長 農業委員会事務局長。

真木憲一農業委員会事務局長 課税面の御質問でありますけれども、農地と山林、原野等の評価額の格差については詳細は把握しておりませんので、よろしくお願いします。

佐藤 清議長 猪倉議員。

猪倉謙太郎議員 そろそろ時間でありますので、特にこの緊急対策本部の役割、任務に全面的な信頼をする中で早急な対策を実現させて、早急な解決を希望いたし、私の質問は終わります。ありがとうございました。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 51 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番、13 番、14 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は日本共産党を代表し、市民の意見や要望に基づいて順次質問いたします。
市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、通告番号 12 番、介護保険の見直しについてお伺いいたします。

高齢者の介護を社会全体で支える制度として 2000 年 4 月に発足した介護保険ですが、40 歳以上のすべての人から保険料を徴収することや、サービスを受ければ利用料を払わなければならないことに不満が集まり、発足当初は 65 歳以上の方の保険料を半年間は徴収せず、その後 1 年間は半額にする措置がとられました。さまざまな問題を抱えながらも 2 年が経過し、3 年ごとに見直すことになっている保険料や介護報酬などの見直し作業が全国一斉に行われております。

寒河江市では 2003 年度からの保険給付の見込み量をどれくらいと見ているのかお伺いいたします。マスコミによれば、介護保険料は値上げの方向と発表されておりますが、どれくらいと見込んでいるのかお伺いいたします。

介護報酬の見直しについて厚生労働省は、事業者の経営で赤字が目立っている訪問介護とケアプラン作成に対する報酬の見直しをしようとしています。訪問介護については、これまでにあった 3 種類のメニューから複合型をなくし、生活支援と身体介護の二つにし、身体介護の報酬を今までより引き下げて、その分生活支援にかさ上げする、そんな案が出されております。

正当な労働の評価をして報酬を引き上げることは当然のことと思いますが、利用者にとっては利用料の引き上げとしてはね返ってきます。介護報酬の引き上げが利用料を引き上げ、結果として利用を手控えることにならないかと心配されますが、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、公的責任として取り組むべき諸課題についてお伺いいたします。

一つは、低所得者の介護保険料と利用料に減免制度を設けるべきではないかということです。このことについて、私たち日本共産党市議団は何度となく取り上げてまいりました。ことし 6 月議会においても、伊藤 諭議員が減免制度をつくることについて市長に尋ねておりますが、市長は相変わらず一般的な低所得者は対象にしないことや、介護保険制度そのものが所得段階ごとに負担することになっており、低所得者と所得のある者との差はつけているといった答弁を繰り返すだけで、その考えを変えようとはしていません。

しかし、所得区分第一、第二段階に相当する低所得者の生活実態は、非常に困難な状態になっております。一つは医療費の負担増です。小泉内閣の医療改革は、70 歳以上の高齢者の医療費をことしの 10 月から 1 割負担にすることを決定しました。現在は 1 回 850 円の窓口払いを月 4 回までとなっておりますが、10 月からはこれまでの 3 倍近い負担になる人も出てきます。病気が重ければ重いほど、またいろいろな病気を抱えている人ほど負担は重くなります。

二つ目は、年金の額の引き下げです。政府は来年度の予算編成の中で、公的年金の額の引き下げを打ち出しました。年間 20 万円にも満たない年金が引き下げられても、介護保険料は容赦なく差し引かれます。来年 7 月からは、低所得者の訪問介護の利用料が現在の 3 % から 6 % に引き上げられる見込みです。頼みの綱である年金は引き下げられ、負担増は容赦なく押し寄せてくる、わずかばかりの年金で暮らしている人たちにとって、削れるものは命以外に何もありません。

自治体のやるべき最も大切な仕事は、住民の命と暮らしを守ることです。命さえ奪われかねない極限状態にある人たちを守る義務が自治体にはあると思います。ほかの自治体では、既に実施している低所得者の保険料、

利用料の減免を実施すべきと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

二つ目として、介護保険制度は介護を必要とする人が、必要なサービスを事業者と直接契約をして買うといった制度のため、利用者の状況が把握しづらくなっています。市は住民の医療や福祉に常に責任を持つ立場から、介護度別の認定者の数、居宅サービスの利用者数、利用実績、施設入居者の状況、待機者の状況、さらに認定者が所得区分では何段階に位置しているのかなどが、情報として常に把握できる状態にしておくべきです。

寒河江市では、県に提出が義務づけられているものしか情報として取り出せないソフトだということを知っています。寒河江市民の介護実態を知る上で、改善を図るべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、公営住宅について伺います。

最近、公営住宅への入居希望者が非常に多くなっております。寒河江市には高田団地、ひがし団地、高屋、西浦、西寒河江に 198 戸の公営住宅がありますが、常に満杯の状態です。市営住宅は入居者が退所した時点で入居者を募集するのですが、高田団地、ひがし団地の募集には希望者が殺到し、大変な倍率になっています。たくさんの応募者の中から、住宅困窮度の高い順番を選び出すのは大変難しく、選考委員会は苦労しているようです。

平成 11 年度からことし 8 月までの 4 年間で約 7 回ほど選考委員会が開かれておりますが、募集戸数に対し 5 倍以上の応募があったのが 4 回あります。中でも平成 13 年 5 月には、募集戸数 3 戸に対し応募者が 35 名と、11.6 倍もの高い倍率となっております。応募者の年齢構成は 20 代から 30 代の若年層が大多数を占めており、次に母子家庭となっているようです。

近年若年層の応募が殺到している理由として、長引く不況の影響が上げられると思います。仕事についている若年層の中にも、不安定雇用、低賃金、長時間労働が常態化しており、夢を持った家庭生活を築こうにも、経済的な理由で実現できない状態にあります。民間アパートを借りるには敷金や礼金、家賃の何カ月分かを契約時に一括して支払わなければなりません。まとまったお金を準備することができない人が多いのです。そのことは低収入の母子家庭にとっても同じです。寒河江市のあすを担う若い層が定着できる住環境の整備、母子家庭や低所得高齢者が安心して住める公営住宅を、ぜひ増設すべきと思います。

このテーマの質問は、昨年 9 月の定例会で松田 孝議員が質問しておりますが、市長の答弁は老朽化した西寒河江、高屋、西浦等の住宅の建てかえは当分考えていない、さらに不足している公営住宅の増設や民間アパートを借りた人への家賃補助も難しいと答弁されております。

あれから 1 年たった現在でも、市営住宅への入居希望者は依然として高い倍率になっています。低家賃で安心して住める住宅を、と願う市民の希望をかなえてやるべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、私学助成制度の充実について、教育委員長にお伺いいたします。

私立高校で学ぶ生徒と公立高校で学ぶ生徒の学費には、大変な格差があることは既に周知のとおりです。県内の高校生の 7 割が公立高校に、約 3 割が私立高校に通っております。

寒河江市内から私立高校に通う生徒の数は、平成 14 年度は 465 人と、同世代の生徒の 3.5 人に 1 人が私立高校で学んでおります。一般に公立高校は学費が安く設備も整っており、父母の多くは公立高校への入学を願っているのですが、100%近い生徒が高校への進学をする現在、公立高校の受け皿は 7 割しかなく、3 割は私立学校への進学をせざるを得ない状態です。

しかし、国や県から出される公立、私立高への補助金の差額は大きく、その分私立高校生の授業料へとはね返ってくるのです。平成 14 年度入学のある私立高校生の授業料と、その他の会費を合計した年額は 55 万 1,370 円、入学時に支払う一時金は 26 万円で、入学初年度は 81 万円を超える費用が必要です。反面、ある県立高校生は授業料とその他の会費を合計した年額は約 20 万 5,000 円です。入学初年度の公立高、私立高の授業料格差は約 4 倍にもなっています。入学一時金を除いた年間教育費の比較でも、この二つの高校の格差は 2.6 倍にもなっています。

平等に学ぶ権利を持ちながら、一方では経済的に大きな負担を負わなければならないのが現状です。私学に子供を通わせている父母や教師が中心となって、授業料への直接補助を要求する運動などが行われた結果、少しずつ改善されてはきておりますが、その格差はまだまだ大きいのです。この間各自治体においても私立高校生への授業料に補助を出す制度がつくれ、寒河江市においても平成5年度よりこの制度を立ち上げました。

当初は市民税非課税世帯に対象が絞られていたために、該当者3名というお粗末な結果でした。しかし、この間共産党市議団は何度も額の引き上げ、枠の拡大を要求してきました。現在では市民税非課税世帯には年額3万円、市民税所得割1万円未満の世帯には2万円と改善されてきました。条件がよくなれば該当者はふえるわけですが、過去3年間の交付状況はどのようになっているかお伺いいたします。

また、この制度を周知させ、できるだけ多くの父母が利用できるようにすべきと思いますし、手続も簡素化し、父母が気軽に申請できるように配慮すべきと思いますが、どのような方法がとられているかお伺いいたします。

最後に、私学助成の補助額の引き上げと枠の拡大について伺います。

最近、私学で学んでいる生徒たちの授業料の滞納や、経済的な理由での退学が全国的にふえていることが、全国私立学校教職員組合連合会の実態調査で明らかにされています。この調査によれば、経済的な理由による滞納、退学は昨年よりふえており、3月末の滞納者は1校当たり5.8人、退学者は1校当たり1.45人となっています。

山形県内においても、私立高校8校の生徒数6,628人のうち、経済的理由による退学は12人、1校当たり1.5人となっています。滞納者数は60名となっており、滞納により進学できない生徒は仮進級に、卒業時の生徒は卒業証書預かりなどの身分になっています。滞納や退学の理由は、親のリストラによる失業や倒産、事業不振や減給など、いずれも経済不況が大きな要因となっており、修学旅行の積立金を学費に回したり、修学旅行をあきらめざるを得ない生徒がいるなど、苦しい家計の状態と生徒たちの無念さが伝わってきます。

このような状況の中、行政としても生徒たちが就学の機会を失うことのないように援助をすべきと思います。補助枠を大幅に拡大し、額の引き上げをして、より多くの生徒たちが該当になるよう改善をすべきと思います。教育委員長の見解をお伺いし、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、介護保険の見直しについて何点かの質問がございました。

まずは需要推計に対するところの実績についてお答えいたします。

平成 12 年度においては、介護保険開始の年でもあり、施設サービスの達成率は高かったものの、居宅サービスにつきましては訪問介護で 66.8%など、計画を下回る実績になっておりました。しかしながら、制度の普及浸透によりまして、利用実績は確実に増加しております。

平成 13 年度の実績から介護保険の主なサービスの達成率を見ますと、居宅サービスとして実施している訪問介護は 78.8%、通所介護・リハビリは 90.8%、短期入所生活介護・療養介護は 105.5%になっております。また、施設サービスでは、介護老人福祉施設が 91.0%、介護老人保健施設が 81.3%になっておりまして、ほぼ計画に沿った形で推移しているものと考えております。

見直しに当たって利用者等の実態調査のことですが、介護保険サービスの需要量の推計及び利用意向等を調査するため、平成 14 年 1 月に介護サービス利用者約 600 名、介護サービス未利用者約 100 名を対象にしまして実態調査をいたしました。

調査内容としましては、介護サービス利用者につきましては、利用実績及び利用意向の調査というのと、サービスを利用している満足度などを把握するための調査の 2 種類を行っております。また、介護サービス未利用者につきましては、今後の利用意向等について調査したところでございます。調査結果につきましては、集計を終え分析を加えて取りまとめ中でございます。調査結果につきましては、今後の計画に反映するように努めてまいりたいと考えております。

次に、第 2 期の介護保険事業計画の中での給付量等の見込みについてでございますが、介護保険は老後の安心をみんなで支える仕組みとして認知され、要介護等認定者の増加とともにサービスの利用者も着実にふえておりますので、第 2 期の介護保険事業計画の中での給付量につきましても、この傾向を反映したものになると考えております。介護保険料につきましては、健康づくり計画検討委員会の意見というものを聞きながら、今後十分に検討させてもらいたいと思っております。

それから、利用料のことですが、介護報酬につきましては平成 15 年 4 月、来年 4 月の改定に向けまして、国の社会保障審議会・介護給付費分科会におきまして鋭意検討が進められ、平成 15 年 1 月に諮問・答申がなされることになっておりますので、今後の動向を見守ってまいりたいと思っております。

それから、ホームヘルプサービスの減免措置でございますが、これは介護保険制度が始まる以前からホームヘルプサービスを受けていた低所得者に対する、負担の激変緩和の観点からの特別措置でございます。本来、介護保険制度では、利用料として 10%の自己負担をすることになりますが、これらの低所得者につきましては、平成 12 年度からの 3 年間は 3%にしまして、その後において段階的に引き上げまして、平成 17 年度から 10%にするという経過措置でございます。低所得者の利用者負担額が過大にならないようにするため、施設入所者の食費の負担、高額介護サービス費の支給、社会福祉法人による減免制度もありますので、当面はこのような形で対応してまいりたいと思っております。

それから、公的責任としての取り組むべき諸課題についても御質問がありました。

その中で保険料と利用料の減免につきましてはこれまでも答えてまいりましたが、介護保険制度は介護を社会全体で支えることをねらいといたしまして創設されたものでございます。また、第 1 号被保険者保険料については、所得に応じて 5 段階に設定されており、負担能力に応じて負担することになっており、この中で必要

な軽減措置が講じられているものと考えております。

減免した額につきましては、被保険者全体で負担することになるわけでありまして、負担の公平の見地からも問題があり、また今後も要介護者が増加し、これに伴い給付費の増大が予想される中で、介護保険制度の健全運営を図ることが極めて重要であり、減免措置を講ずることは適当でないと考えております。

次に、コンピューターの管理の問題でございます。

要介護認定状況や介護保険の利用状況などの基本的な事項及び保険者として管理すべき事項につきましては、コンピューター管理をしております。そして、県への各種事業報告や独自のデータ収集に活用しておるところでございます。今後ともコンピューターで管理する内容につきましては、事務の効率化と迅速化を図る観点に立ちまして、また経済性というものも考慮しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、公営住宅に対する御質問に答弁いたします。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して良質な賃貸住宅の供給を行うことを目的とする公的施設であり、本市では御案内のように、ひがし団地、高田団地など5カ所、総戸数 198 戸を設置し、空き住宅に対しましては迅速に入居者募集を行い、昨年度の年間入居率は約 97%と効率よく利用いただいているところであります。

平成 13 年度の入居者選考委員会の選考実績としまして、御指摘もありましたけれども、募集戸数 14 戸に対して 80 人の応募数があり、平均倍率約 5.7 倍でありました。応募者の実態を分析いたしますと、お話しございましたが、3 人以上の二世帯家族が約 6 割を占め、離婚等による母子家庭の方が約 2 割、それから結婚後間もない若夫婦が 1 割強、そのほか高齢者の単身が 1 割弱を占めているところでございます。

また、申し込みの多くは、現在入居している民間アパートの家賃が高い、それから家族と同居できないという事由のようでございます。入居希望者が多いことから、低廉で手軽に借りられる市営住宅をふやしてほしい、また市内の民間アパートを市が借り上げて貸し出す方法も考えてはどうかということでございますが、まず公営住宅の新築や建てかえにつきましては将来考えなければなりません、現在御案内のように優先すべき重要事業も多く抱えている中でございまして、財政的に見ましても当面先に送っていかなくてはならないと考えております。

次に、民間が所有しているアパートを借り上げて貸し出しすることについてでございますが、国の制度として、民間事業者が所有している優良な住宅というものを、公営住宅として借り上げし供給する方式がございます。ただし、この場合、公営住宅として供給するためには、設備や規模など一定の条件として、公営住宅等整備基準に合致する必要がございます。例えば、1 戸当たりの床面積の規模も一定規模以上のものが求められますし、最近では住宅内が段差のないバリアフリーや、ふる、階段等に手すりがついていることなど、高齢者対応の仕様が必要になっており、この仕様に合致しなければ改良が必要になってまいります。

現在市内の貸し家の空き状況を貸し家組合に聞いてみたところ、市内の貸し家戸数が約 930 戸で、空き戸数が約 35 戸程度のようにありますが、これらの住宅が基準に合致するものか、また住宅を所有する建て主が希望するかもありますので、今後調査をしてみる必要があるかと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 私学助成制度の充実についてお答えいたします。

本市では、平成 5 年度に私立高等学校に就学する生徒への学費補助制度を創設して以降、平成 7 年度に対象者の範囲拡大と補助額の引き上げを行い、さらに 9 年度には所得制限を緩和し、補助対象者の拡大を図ってきております。これにより、平成 11 年度は 25 人、12 年度は 39 人、13 年度は 36 人、本年度は 32 人の交付対象者となっております。

なお、各年度の入学者の累計から見た私立高等学校在学者数は、平成 11 年度は 500 人でありましたが、平成 14 年度には 465 人と減少傾向になっております。この私立高校在学者と学費補助対象者の割合は、最近の 3 年間においては毎年おおよそ 7 %の対象生徒数となっております。

次に、この制度の普及についてであります。毎年市報さがえに掲載し P R に努めているほか、各私立学校等へ就学している市内生徒向けに、この補助制度をわかりやすく解説したお知らせを各学校長から配付していただいております。対象者への制度の周知に努めております。また、平成 12 年度からは、申請に必要な証明書類について、独自の様式を作成し申請者の手数料負担の軽減を図るなど、対象者が申請しやすいように改善しているところであります。

さて、補助額の引き上げと適用範囲の拡大についてお答えいたします。この私学の学費に対する補助制度の創設当初は、生活保護世帯及び市民税非課税世帯に年 2 万円を補助する内容でしたが、現在は 3 万円の補助額となっております。平成 7 年度に市民税均等割のみ課税世帯まで対象者を拡大し、その後平成 9 年度の制度改正では、市民税課税世帯の条件をさらに緩和し、市民税課税世帯であってもその所得割額の合計額が 1 万円までの世帯をも補助対象の世帯とし、年 2 万円の補助を行ってきたところであります。

現在、県内の市町村における保護者への私学学費への直接補助実施の状況は、13 市の中では本市を含め 10 市、44 市町村の中では 13 市町が実施している現状にあります。本市のこの学費に対する補助は、その実施の可否状況においても、また補助額においても充実したものになっており、私学に就学させている保護者の学費の負担軽減につながっているものと考えているところであります。

次に、所得制限の緩和に関してであります。ほとんどの実施自治体が生活保護世帯及び市民税非課税世帯までと制限しているところであり、本市のように市民税所得割額があっても補助対象としているところは極めて数少ない状況にあります。このようなことから所得制限のこれ以上の緩和については、今後とも社会経済状況の動向を見守りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 1 問にお答えいただきましてありがとうございます。

介護保険の方から 2 問に移りたいと思いますけれども、今回平成 15 年度からの見直しとして保険料の引き上げ、それから利用料の見直しなども行われるわけですが、きのうの山新によりますと、厚生省は 65 歳以上の保険料については、基準額の 1.5 倍を支払う所得基準を年間 250 万円から 200 万円に引き下げる、1.25 倍を支払っている人のうち 59 万人が負担増になるというような記事が出されておりました。

これは介護保険を受ける方がふえるということを見込んで、さらに低所得者の方の負担が多くなるということで、基準額といいますか範囲内ですね、今までは 250 万円未満の世帯が第 4 基準というふうになっていたわけですが、これを 200 万円に引き下げるといふようなことが発表されているわけです。

ですから、当然これは値上げになるということなんですけれども、これは低所得者に対する保険料を緩和するためだといふようなことを言われていますけれども、どこの自治体においてもやはりこの保険料の引き上げというものが行われるような感じです。平均で約 11% ぐらい値上げになるのではないかといふようなことが報道されております。

ですから、寒河江市においても今後の検討をしながら、というような市長のお答えがあったわけですが、当然これは見直しとして引き上げになるのではないかと、新聞にも値上げの方向といふようなことで出ておりました。ですから、これが実施されれば、やはり多くの方々が負担増につながるということは事実であります。

ですから、低所得者の方にとってはますます保険料の引き上げ、さらには今まで非課税世帯、第 1 段階の人たちに値する人で、従前から介護保険の始まる前から訪問介護を利用していた方の利用料は、激変緩和ということで 3% に抑えられていたわけですが、これが倍の 6% になるということが言われております。ですから、保険料の引き上げ、さらには利用料の引き上げということで、これは大変な負担になるということだと思います。

市長は、所得段階ごとに課税されているので、低所得者の方に対しても負担能力に合ったような設定になっているといふことを言われていますけれども、所得がふえるわけではなくて負担割合がどんどんとふえていくということは、こういう人たちの負担がますますふえていくということにはならないのですか。

そういうことで非常にこれは大変な事態だといふふうに思うわけです。市長は、依然としてこの保険料、利用料については引き下げる考えはないといふふうに言っておられますけれども、国の制度であれば、支払い能力がない人たちにとっても払ってもらおうのだといふような考え方なのではないでしょうか。市長の考え方を聞いてみると、そのようにしか私には受け取れないわけです。もっと生活実態を把握して、低所得者の対策を考える必要があるのではないかと私は思います。

ほかの市町村なんかではもう既にこのことをやっているわけです。鶴岡市ではもう去年、平成 13 年 9 月から保険料の引き下げを実施しております。これは保険料が高いというような市民の声がありまして、それではどうということなのかということで市の方で実態調査をしたと、その実態調査に基づいて第 1 段階の保険料を半額にして、第 2 段階の保険料を第 1 段階まで引き下げるといふような制度をやっているわけです。これはみんなが納める介護保険料の中で減免をしたということですので、国の制度に反しているわけでもないわけです。

さらに、ほかの市や町でも利用料に対しても第 1 段階の利用料を半額に抑えるとか、3% に減額するとか、そういうさまざまな措置をとって、低所得者に負担がかからないように、そして介護保険が利用しやすいようにいふことで対策をとっているわけです。

そういうことで、市長は依然としてこのままでいくといふふうに言っておられますけれども、きのうの新聞によりますと、介護保険制度ができる以前から訪問介護を受けていた人たちに対しては、その中で非課税世帯

の利用料を3%に軽減したものを来年7月から6%にしている。それをこの利用料の方では、もっと段階的に見直しをするということも考えられるのではないかとということがあったわけです。

それから、この保険料にいたしましても、厚生省が保険料の負担がふえるので、低所得者の対策として保険料の、今は5段階になっているわけですが、6段階の設定を積極的に呼びかけたというふうなことがありましたけれども、市長はこの6段階に段階をふやすということについてどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

そこでもう一つですけれども、寒河江市でこの所得税非課税の方で3%に軽減になっている方というのは何名いらっしゃるか、それをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、公営住宅についてですけれども、今のところ建てかえも家賃補助というようなことも大変難しいという答弁でありましたけれども、市長が私どもの遠藤聖作議員が質問したときに答弁されていることを振り返ってみますと、低所得者世帯の住宅事情については福祉サイドから見た住宅のあり方、社会情勢の変化による核家族の動向、こういうものを十分見きわめながら対応しなければならないとされているところでございますと答えておられます。

そして、その中で特定優良賃貸住宅による住宅の供給をしてはどうかというような遠藤議員の質問に対して、国や自治体が補助を出して民間に規定の住宅を建てさせて、それを市が借り受けて高齢者や低所得者に家賃の補助を出して貸し出すという方法なんですけれども、この方法について、いろいろ検討したと、このように言っておられます。その当時は、市営住宅に1種、2種のすみ分けがあったために、2種用としてはこれは当てはまらないのだというようなことを言っております。しかし、今1種、2種という区分が取り払われまして、所得によって家賃を払うというふうなことでござりまするので、こういう特定優良賃貸住宅という方法もかなうのではないかとこのように思うわけです。

去年、私たち東京の小金井市というところに視察をしたときに、この制度を利用して高齢者の住宅の貸し付けをしていました。この貸し付け住宅のやり方といいますのは、民間の業者に規定の住宅の建設をしてもらうと、いろいろ基準があるというふうに先ほど市長はおっしゃいましたけれども、その基準にかなった住宅を建ててもらおうと、そのかわり業者には国と自治体が幾らか補助をしてそれを建ててもらおうということです。それを市が借り受けまして、それに高齢者とか低所得者のための貸し出しをする、安い家賃でそれを貸し出すというようなことなんですけれども、20年間ぐらいの建物の所有者との契約を結んで、そういう貸借をしているというふうな状態でした。

ですから、やろうという気持ちがありさえすれば、いろいろな方法が考えられると思うんです。今のテナント方式のような、そういうことも考えられますし、寒河江市には住宅用地がたくさん開発されるわけですが、そういうところに民間の方に規定の建物を建ててもらって、それを市が借り受けて貸し出すというような方法だってあるわけですから、方法としてはいろいろと工夫をすればできるわけです。ですから、そういうことで考えていただけないかというふうに思うんです。

今、本当に若い人たちは、経済的な理由で民間のアパートを借りられないという方が多いわけです。ですから、寒河江市に定住をしてもらうと、若い人たちの活力があふれる寒河江市にしていくためにも、そういう若い人たちへの支援というものも大切なんじゃないかというふうに思います。

それから、私学助成についてですけれども、12年から14年までの受給者の状況を見ますと、39名から32名くらい、大した大きな変化はないわけですが、私学に在学している人の7%くらいしか該当してないわけですね。前にも枠の拡大とか額の引き上げとかということが行われてきたわけですが、拡大をすればやはり利用者は多くなるわけです。13年度の予算では、私学助成の予算は105万円見込まれていたわけですが、14年度の当初予算ではこれが100万円になっていたと。利用者が少ないから予算も少なくしたということなんだと思いますけれども、やはり少ないから予算を減らしてその限度内ではないかと、

やはり該当する人をもっとふやすためにどうすればいいのかと。枠の拡大を、それから額の引き上げをというように前向きに検討していただきたいというふうに思うわけです。

寒河江市の場合は、近隣の市町から見て対象の所得割というものも十分にできているんだと、市民税の所得割課税が1万円以下ということで、大変いい条件になっているんだということをおっしゃいましたけれども、1万円以下という世帯がこの私学に通っている家庭の中でどれくらいあるか、30数名しか該当しないということは、それだけ条件が厳しいからだというふうに思うわけです。今この大変な不況の中で、私学に通わせている家庭というのは大変な苦勞をしているというふうに思います。1カ月平均してみると5万円以上ですね、4万6,000円の月謝に自動車賃がかかります。1カ月6,700円ほどの自動車賃がかかりますから、これを計算すると約5万3,000円近くの出費があるわけですが、この5万3,000円を出せる家庭というのは一体どれくらいの所得があればこれが出せるのかということなんです。

市民税の所得割が1万円という家庭は、本当に課税対象額が40万円以下ぐらいの、そういう生活ぎりぎりの家庭なんじゃないかなというふうに思います。1万円を区切ったというこの基準は何なのか、市民税の所得割課税が1万円だから生活が大変で、2万円になったから生活が楽になったというような、そういう判断はできないのじゃないかというふうに思うんです。これは1万円であろうと2万円であろうと、やはり今の状態では同じような生活状態なんじゃないかなと。ですから、もっと広く適用になるような枠組みをすべきでないかというふうに思うんです。

市民税の所得割というものの基準ではなくて、所得税割というふうなことで見直しをできないかというふうに思うわけです。寒河江市では、高齢者、寝たきり老人を介護している方に介護激励金というものを出していますけれども、この制度ではこの基準が所得税3万円未満というふうな区切りと、3万円以上というふうに二つに分けているわけですが、その程度の基準で考えていけないかということなんです。

それから、この私学に通う子供たちや家庭が大変だということは、学費に対する補助が公私の格差が大きいからこういうふうになっているということで、国や県に対して、もっと助成を拡充させるということが一番解決に向かう根本的なことだろうと思うんですけれども、せめて自治体の中でできることからやっていくべきでないかと思うんです。

山形市なんかでは奨学資金の貸し付け制度をやっております。これは公立に通っている生徒に対しては1万5,000円、私立に通っている子供には2万5,000円と、月額でこれを貸し付けているわけですが、優秀な子供で経済的な理由で高校の就学が困難だというような子供20名に限って、学校長の推薦を受けてこれを教育委員会が選考をして貸し付けるということなんですけれども、月額で支給されるというふうになりますと、非常にこれはありがたい制度だなと思うわけです。こういう制度もぜひ検討していただきたいと思うんです。

それから、ちなみに山形市の私学助成の基準は、市民税の所得割が1万5,000円以下の方に出しているんですけれども、これは3万5,000円出しているんです。そういうことも参考のために申し上げて、もっと私学助成の枠の拡大、額の引き上げを考えていただけないかということで伺いたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 来年度の介護保険料の見直し改定に当たりまして、厚生労働省が考えている新聞記事を私も今見ておるわけですが、これですと低所得者の所得基準というものを現行の年間 250 万円から 200 万円に引き下げるということを明らかにしたようでございます。

そうしますと、保険料を軽減される低所得者がふえることになるのかなと。ですけれども、その減収分というのは高所得者の保険料で補てんするということになるのだらうと思っております。あくまでも被保険者のパイの中での低所得者と高所得者の間の負担の割合の変更というように考えられるわけございまして、これをしますと低所得者にはいかに軽減されるのか、これなどもこれからの問題だらうと思っております。

それから、経過措置ですか、ヘルプサービスを制度発足以前から利用しておったものが何人かというようなお尋ねだったと思いますが、これは 30 名ほどおります。それから、この段階数を現在の 5 段階から 6 段階にどうかというような御提案でございますが、今のところ考えてはおりません。

そしてまた、認定支援から認定介護度というようなことになりまして、これは寒河江市のみならず 1 市 4 町で一体となってやっておりますので、簡単にそういう方向に進むというようなことは考えられないのではないかなと思えます。

それから、公営住宅の関連でございますが、やる企業が考えられるのではないかと、それに対して市が補助を出していろいろ緩和策を講じてはというようなことでございますが、いろいろ低所得者とかあるいは若い者ということになりますと、低額な住宅を望んでくるわけでございますし、あるいはまたお年寄りの方ということになりますと先ほど申し上げたようなバリアフリーとか、いろいろ構造的にも大変な住宅を建てなければならぬということになるわけでございます。そういうことに民間の業者が立ち向かうか、建設しようという気になるかどうかというようなことがまずは非常に問題だらうと思っておりますので、その辺のことも踏まえて勉強させていただきたいと思えます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 繰り返すようですが、学費補助の制限の緩和や拡大については、今後とも社会経済状況の動向を見守りながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、奨学資金制度についての御質問ですが、山形だけでなく幾つかの自治体でも奨学金制度を持っているところがあります。これらは日本育英会と同様に学業成績優秀という要件のもとで奨学生の選定が行われているものであって、学費支出の困難な世帯を広く救済するというふうな目的とはいささか趣を異にするのではないかというふうに思っております。御質問の内容については、寒河江市でどのような制度が一番望ましいのかということについて今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 今の市長の答弁の中で、介護保険料の段階を 6 段階に細分化するというようなことについて、認定がどうのこうのというふうに市長はおっしゃいましたけれども、この保険料については認定は関係ないのじゃないですか。保険料は今のところ 5 段階になっているわけですが、これを 1 段階、2 段階、3 段階あたりまでのところで、もう 1 段階ふやすというようなことはほかの市町村でもやっていることです。こういうことが低所得者にとって大切なことだというふうに思いますので、ぜひこのことは考えていただきたいと思います。

それにしても、この見直しによって保険料が引き上げられる、利用料が高くなるということは事実なわけですから、何回も繰り返すようですが、これは国の制度だから市民の生活がどうなっても、この制度は制度としてやってもらわなければならないというふうな市長の立場というのは、私は本当にもっと実態を見ていただきたいなというふうに思うわけです。

何が何でも取るものは取らなければならないというふうな考えに立てば、これはもう悪代官と同じですよ。払えない者まで払わせるという、そういう考え方じゃないですか。もう少し血の通った制度にして、利用する人が利用しやすいように、そして介護保険というのは利用してもらうためにつくられた制度でありますから、それを本当にみんなが喜んで利用できるような制度にしていくべきだというふうに私は思います。市長の考え方、もう少し改めていただきたいなというふうに希望いたします。

それから、住宅問題ですけれども、これもいろいろな方法があるということを私は申し上げましたので、これも検討していただいて、できるだけ市民の要望にかなうような方法をとっていただきたいなというふうに思います。

それから、私学助成のことですけれども、教育委員長は社会情勢を見ながらというふうなことをおっしゃいましたけれども、この不況の社会情勢の中で、これからということではもう遅いんじゃないかというふうに思います。こういう状況だから、このような社会情勢だからこそ必要なんだと私は言いたいわけです。

本当に退学をせざるを得ない子供とか、楽しみにしていた修学旅行にも行けなくなったと、こういうふうな子供が出ているんですね。ですから、もっと血の通った、子供たちに勉強する機会がなくなるようなことではなくて、それを応援するような制度をぜひ自治体の中でもつくっていただきたいと、このように思うわけです。

そして、こういう困っている生徒たちが今大勢いるということで、相談の窓口というものを何とかしなければいけないのではないかと、こういう相談窓口というのはこの寒河江市にはあるのでしょうか。もし、まだそういうものがないというふうなことであれば、ぜひつくっていただいて、父母の相談の窓口になっていただきたい。

そして、学校の方でもいろいろ困っているというふうに思うんです。ですから、そういう学校の側から、こういう子供がいるんだけど何とか相談に乗ってもらえないかというふうな横の連絡ができるような状態にしておいて、本当に一生懸命勉強したいという子供の希望をかなえられるような制度にしていきたい。この相談窓口についてもどのようにお考えか伺いたいというふうに思います。

以上で終わります。

佐藤 清議長 学校教育課長。

芳賀 彰学校教育課長 先ほどありましたような相談窓口ということですが、教育委員会学校教育課の方に相談していただければ、すぐ対応できるというわけではないかもしれませんが、相談に乗りながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 15 番、16 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は社会民主党・市民連合を代表し、通告番号 15 番、地方自治の根幹にかかわる市町村合併の問題について及び通告番号 16 番、誘致企業対策について質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めます。

最初に、通告番号 15 番、市町村合併の問題についてであります。

この課題については、先般開催された 6 月定例議会においても同僚議員が質問を行ってまいりましたし、本議会においても昨日の安孫子議員の質問や遠藤議員も質問を通告しております。

このように議会における関心は高いのですが、市民の関心は至って低いのではないかと思います。関心が低い要因は、寒河江市民は市町村合併を望んでいないあらわれとも言えます。このような中で、無理に合併を押し進めようとするれば、いたずらに混乱を招くことになるものと思われるので、慎重に対処すべき課題であります。

そもそもこのたびの平成の大合併は、国主導による押しつけ合併推進であり、自治体の統廃合を進めることにより、国の負担を削減することが大きなねらいであることは明らかであります。そうしたねらいを隠し、平成の大合併は地方分権の推進や広域的行政の推進に欠かせないと強調しています。

しかし、多くの自治体は合併することによって、地域住民が本当に心豊かに幸せに暮らせる新しいまちになるのかという議論ではなく、合併の最大のメリットを財政再建の切り札としてとらえているのが実態であります。

こうした国主導の合併に反対を表明している自治体はふえています。福島県の矢祭町の町長は、「国の目的は小規模自治体をなくし、国家財政で大きな比重を占める交付金、補助金を削減し、国の財政再建に役立てようとする意図が明確であります」と断定し、国が押しつける市町村合併には賛成できないとし、矢祭町はいかなる市町村とも合併しないことを議会の議決を得て宣言しているのであります。

また、新潟県の加茂市長は、「小泉総理の地方財政計画は、均衡ある地方の発展というすばらしい日本の地方財政制度を破壊して、東京都を中心とする裕福な地域を優先し、地方を切り捨て衰退させるものである」と言い切り、「加茂市を含む新潟県中東部 6 市町が合併すれば、中東部へ交付されている交付税総額 199 億円が 100 億円も減らされる。合併しなくても交付税は減らされるだろうが、合併して減らされるよりはましだ。慌てて合併する必要はない」と市の広報紙で全市民に表明しています。

一方、県内においても住民アンケートの結果を見ると、合併賛成より合併反対が多かった天童市を初め、合併賛成が反対を上回ったものの半数を超えなかった東根市など、住民の意思は合併に反対という結果に終わっています。また、新庄市の市町村合併調査研究会の第一次報告書では、最上地域 8 市町村が合併しても 10 万人にはならない、10 万人に満たない自治体の権限は今と変わらない、地方制度調査会の示すメリットはほとんど該当しないと報告しています。

我が西村山地域においても、1 市 4 町が合併しても 10 万人には達しません。最上地域と同じ状況にあると言えます。さきの 6 月議会において市長は、「合併しなければならないという気持ちはこれはみんな持っていると思っているが、温度が上がらないということが実態である」と答弁しています。しかし、同じ合併の思いでも、天童、東根方面を向いている河北町や合併に積極的でないとされている大江町など、温度差どころか西村山地域を見れば、ばらばらという状況ではないのでしょうか。

河北町においては、ことしの 4 月から 7 月まで 5 回合併を考えるシリーズを町報に掲載し、7 月には 6 カ所で町民座談会を開催するなどの町民に対する啓蒙を進め、その上に立って合併への意識を問う町民アンケート

を9月中旬に行うとの報道がなされています。西村山地域において一番取り組みが進んでいる河北町のアンケートの結果が注目されます。

しかし、それ以外の町の取り組みについてはほとんど聞こえてきません。本市においても、ようやく7月からシリーズ市町村合併を考えるが市報に掲載された程度であります。法定協議会が設置されてから合併に至るまで最低2年はかかると言われています。したがって、合併を目指す自治体は今年中に法定協議会を設置しようと必死になっているのであります。しかし、先に合併ありきの論議は、住民自治の放棄であり地方自治の破壊であると思います。

きのうの答弁で合併についての市長の考え方が示されました。それによると1市4町の合併が自然だと思いが、1市4町の枠にこだわらず合併に前向きな自治体と論議の場を設定していきたいというものであります。

しかし、先ほども述べたように、河北町は天童、東根の方を見ているし、大江町は合併に消極的と聞いています。1市4町の枠にこだわらないといっても、朝日町とは大江町を飛び越えて合併とはなり得ないと思います。すると残りは西川町に絞られるのではないかと思います。が、西川町との合併を視野に入れているのか、西川町が合併に前向きでない場合、合併しない選択も市長の考えにあるのか、きのうの答弁を踏まえて市長の基本的な考えを伺いたいと思います。

次に、西村山広域行政圏市町村合併調査研究委員会の調査研究の進捗状況についてお伺いします。

この委員会は昨年11月に設置されたものでありますが、今まで何回会議が開催されたのか、どのようなテーマで調査研究されているのか、何も示されていません。そのような密室での進め方でよいのか疑問であります。今まで研究されてきた課題や項目、取りまとめの状況についてお伺いしたいと思います。

次に、市町村合併のメリット・デメリットについてお伺いします。

7月から「シリーズ市町村合併を考える」が市報に掲載されました。しかし、掲載内容は国や県のマニュアルに沿った内容であり、合併により寒河江市がどのように変わるのか示されていません。このような一般論、抽象的な内容では、一般市民は合併をした方がよいのか悪いのか判断しようがありません。もっと寒河江市や西村山地域に合った具体的な数字や事例を挙げ掲載すべきであります。

7月に掲載された合併の背景の第一に、「地方分権の時代では、市町村が自分の責任と能力で行政執行ができるよう、行財政基盤の強化が求められています」とあります。今まで寒河江市は自分の責任と能力で行政執行してきたと思うし、これからもできると思います。あたかも合併をしないと自分の責任と能力で行政執行ができないような書き方は、まさに自治体の苦勞も知らない中央官僚が机上で考えた言葉であって、自分の責任と能力で自信を持って行政執行してきた自治体の広報紙に載せるような文言ではないと思います。

また、行財政基盤の強化についても、合併により強化されるのではなく、国と地方の財源の配分を根本的に見直すことが先決であります。自治体の行財政基盤の強化について、市長はどのような見解をお持ちなのか伺います。

また、合併の背景の第3に、財政状況の悪化と効率化が掲げられています。合併の背景の本音はまさにここにあるものと思います。国、地方とも厳しい財政状況にあるから合併すべきという理論は本末転倒の論理であって、合併する自治体が多ければ多いほど国の財政負担は少なくて済むが、合併した自治体は歳入総額はふえるが歳出総額もふえ、財政的に大きなメリットはないのであります。

そもそも自治体の財政悪化の最大の原因は、バブル崩壊後の国の景気浮揚政策により、公共事業の押しつけによる借金の強要を行ってきたことによるものです。自治体の財政を心配するのなら、新たな合併特例債を発行するより、公共事業で押しつけた累積債務を国の責任で返済するなどの方策を考えるべきであります。いずれにしても、合併により自治体の財政が豊かになる保証はありません。合併により自治体の財政が好転すると思っておられるのか、市長の見解を伺います。

また、8月のシリーズを見ますと、メリット・デメリットが載せられています。一見公平に記載されているようですが、デメリットには対応策が記載されていて、デメリットは解決できるので合併はよいことづ

くめと受け取られる記載になっています。これでは合併推進のための広報であり、公平さを欠いていますし、市民にメリット・デメリットを考慮してもらうものになっていません。メリットについてもいろいろな考え方やとらえ方があり、自治体の置かれている条件や地理的な条件によっては、必ずしもメリットとは言えない場合もあります。個々の自治体に合わせてメリットかどうか判断すべきであります。

例えば、メリットとして挙げている「より大きな市町村の誕生が地域の存在感やイメージアップにつながります」とあります。本当にそうなのでしょうか。合併することによって、今まで培ってきた寒河江市の存在感やイメージは、むしろ影が薄くなることも考えられます。小さくてもきらりと光る自治体は数多くあります。いずれも自治体が独自に苦労して考え、実践してきた努力の結果であります。こうした自治体の努力を否定するような、大きいことはいいことだという考えについて、市長はどのような見解をお持ちなのか伺います。

さらに、「公共施設の効率的配置ができます」と述べられていますが、本当にそうなのでしょうか。ことしの4月に香川県の5町が合併して誕生したさぬき市という市があります。この今年度の予算書では、A町にある歴史民俗資料館と同じものを約3億円かけてB町へも建設することになっているそうです。また、合併による庁舎の配置についても、A町には市庁舎、B町には教育委員会の庁舎、C町には水道事業所と、合併前の町の利害を調整する形で配置されたそうです。

効率的配置どころか、住民も大変不便な配置になっているとのことでもあります。バランスを考えず効率的な配置のみを追求すれば、結果的に中心部に集約されて周辺の町は何もなくなってしまうという結果にもなります。いずれにしても、合併の弊害はこうしたところにもあらわれます。公共施設の効率的配置についてどのような見解をお持ちなのか伺います。

一方、デメリット欄について見ますと、中心部と周辺部の格差が生じないのかという意見に対して、周辺部に配慮した市町村建設計画を策定するので心配ないと記載されています。本当に心配ないのでしょうか。8月30日に私たちは仙台市と合併した元泉市の市議会議員の話を聞く機会がありました。それによると、約束された建設計画はほとんど履行されず、それどころか水道料金や下水道料金が2割から5割も値上げされ、抗議をするにしても泉市から選出された議員は圧倒的に少なく、財政が厳しいのだからやむを得ないと押し切られているそうです。

また、「サービスは高い方に負担は低い方に調整されるのが一般的です」とありますが、こうした考えは約束できるのか疑問であります。市民に期待感を持たせ、後で「あれは一般論です」では無責任のそしりを免れません。サービスは高い方に負担は低い方という考えは、本当に約束できるのか伺いたいと思います。

最後に、山形県が示した合併パターンとして図表が載せられています。その図表を見ますと大変重要なことが書かれています。1市4町が合併した場合、歳出決算額の合計額が420億7,000万円に対して、類似団体の歳出合計は340億1,000万円しかありません。80億6,000万円も歳出が少なくなるということです。歳出が少なくなるということは、歳入も少なくなるということです。

類似団体の歳入と比較してみますと、交付税が約73億円、国・県支出金、つまり補助金が約38億円も大幅に少なくなることが予想されます。交付税の減らされる額は、寒河江市の交付税約50億円と西川町の交付税約28億円を合わせた額に匹敵する額であります。このような財政で十分な住民サービスができるのでしょうか。確かに合併しなくても交付税は減らされるかもしれませんが、これほど大幅な削減はあり得ないと思います。

また、国・県支出金約38億円、50%も削減されるということは、公共事業が大幅に削減されるということであり、このようなことで地域の活性化が図られるのでしょうか。財政再建のためと言われていますが、交付税や補助金を減らして喜ぶのは国だけで、地方自治体の財政はますます苦しくなり、インフラ整備もままならない状況が合併により起こることを、我々地方議会に身を置く者の一人として真剣に考えなければなりません。こうした合併後の財政分析、財政運営についてどのようにとらえ対処しているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 16 番、誘致企業対策についてお伺いします。

本市の中央工業団地にあるパックドール株式会社は、1997 年山形市立谷川より本市が誘致した食品容器製造の企業でありましたが、親会社の中国パール販売株式会社とともに、昨年 6 月 28 日、民事再生法の申請を行ったことは御存じのとおりであります。その後、民事再生法による再建が図られるものと思っていたところ、ことしの 2 月 19 日に会社更生法に基づく更生手続が開始されたと聞いて驚きました。更生手続開始決定を受け、簡易食品容器最大手の株式会社エフピコが支援企業となり、同社の社長が事業管財人となったと聞いております。

民事再生法の申請から会社更生法に基づく申請に至った経過について、議会にも説明があつてしかるべきであつたと思いますが、残念ながらありませんでした。そこで改めてお聞きしますが、民事再生法の申請から会社更生法に基づく申請に至った経過について詳しく説明をいただきたいと思います。さらに、会社更生計画はいつころ出される見込みなのかお尋ねします。

次に、株式会社パックドールの現状についてお伺いします。

去る 7 月中旬、パックドールに働く一従業員から大変な電話をいただきました。その内容は、民事再生法の申請をしたときも会社更生法にかわつたときも、従業員の身分や待遇は今までどおりだから心配するなどの説明があつたそうです。それにもかかわらず、7 月末で嘱託職員とパート従業員約 40 名ほどが首を切られるというものでありました。既に派遣職員は契約を解約され、いなくなり、3 交代の生産ラインも夜間の生産が中止されたため、希望退職を募つたり、夜間専門の従業員も昼間勤務に変更され、やめていった従業員もいたとのことでありました。

嘱託職員、パート従業員といつても、常勤の職員であり、採用されるときも年金がもらえる年まで働いてもらうとの約束を前の工場長からもらっていたそうですが、工場長と営業担当の常務は本社に呼び戻され、だれにも抗議や苦情を言えないでいるとの内容でありました。

私は、直ちに担当課である商工観光課に行って状況を説明し、事実確認と、事実であれば 40 名という大変な人数であるので、再就職のあっせんなど対応策についてお願いをしてきました。その後、電話での内容は、事実であり、首を切られる従業員数は 38 名であるとの報告がありましたが、首を切られた方々の対応については、ハローワークとも相談して対応したいとの説明でありました。

企業を誘致したときは、鳴り物入りで P R をしますが、いざ倒産とか経営が思わしくなくなり、従業員が首を切られるような状況が生まれたとき何もしないのでは、無責任だとも言われかねません。いち早く行政は相談の窓口を設置し、対応すべきであると思います。そのためには、少なくとも誘致した企業については営業状況や従業員の状況などを常に把握しておく必要があると思います。

そのようなことも含めて、パックドールの現状について 4 点ほどお尋ねします。

1 点目は、従業員は、かつて 280 名ほどいたと言われていますが、現在の従業員数は何名なのかお尋ねします。

2 点目は、私への電話によれば、夜間の操業はやめているとのことでありましたが、操業状況、営業状況はどのような状況になっているのかお尋ねをしたいと思います。

3 点目は、8 月以降にもさらに従業員を減らすとのうわさがあるそうです。現時点でそのような動きはなかったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

最後に、首を切られた 38 名について、再就職等のあっせんなど、その後の対応についてお伺いし、私の第 1 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずお答えします。市町村合併のことです。

今日の地方行政は、地方分権の推進に加え、少子高齢化の伸展、国・地方を通じた財政の厳しさなど、市町村行政を取り巻く情勢は大きく変化しております。

また、交通、情報通信手段の発達、住民の日常生活圏が拡大している中であって、基礎的地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村は、サービス水準の維持や質的向上を図るため、その行財政基盤の強化や広域的対応が強く求められており、市町村の合併は必要なものと思っております。

本市の合併を考えた場合、歴史的なつながりや日常生活圏というものを考慮すると、西村山地方ということになるかと思えます。寒河江・西村山郡の各市町については、昭和の大合併により現在の市及び町が誕生したもので、50 年以上たっている今日、市町を取り巻く環境は大きく変化しております。

中でも、西村山圏域の日常生活圏、通勤・通学、買い物、飲食、病院などの医療施設の利用についても、各市町の行政区域を越えて、寒河江市を含めた中での日常生活圏に拡大しているのが実態と思っております。また、県の合併パターンの一つである西村山 1 市 4 町が合併すれば、各市町が持っている歴史や文化、特に出羽三山信仰や最上川舟運の歴史、さくらんぼ、ラ・フランス、花などを活用した西村山を統一したイメージ戦略を構築されるのではないかと考えております。

ただし、合併は、それぞれの市町で地域の実情を踏まえ、十分な論議がなされるべきと思っております。現状の西村山地域における住民はもとより、各市町の議会においても合併の機運が低いのも現実であります。また、首長間においても温度差があることも現実であります。今後、各市町において合併の機運が高まり、合併に前向きな意欲ある町が出てきた場合には、当初から 1 市 4 町にこだわることなく、前向きな自治体と将来の展望を想定したところの論議の場を設定し、合併に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、広域での調査研究のことについて申し上げます。

西村山広域行政圏市町合併調査研究委員会において現在調査している調査項目としては、財政の状況、行政の効率化、少子高齢化対策、合併のメリット・デメリット、人口動向について調査をいたしております。

現状での取りまとめの状況ということでございますが、現在取りまとめ中でありまして、年内には広域行政事務組合の理事長に調査研究結果を報告する予定といたしておりますので、その後における各方面からの調査結果の求めに対する対応としましては、広域の理事長並びに各市町の首長の考えに沿った形でなされるべきものと思っております。

寒河江市といたしましては、広域として公表された暁には、市民に対して市報の合併を考えるシリーズの中で情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、国と自治体の財源配分の見直し方法というようなこともあるのではないかと、あるいは合併した場合に自治体の財政は好転するのかと、そういう御質問があります。

ことしの 6 月定例会の一般質問の合併に関する中で、7 月から市報で合併についての特集を組みたいと申し上げたところでございます。これまで 7 月 5 日号と 8 月 5 日号の 2 回にわたりシリーズとして掲載してまいりました。今後とも続けてまいりたいと考えております。

第 1 回目に合併の背景として、地方分権の時代では市町村が自分の責任と能力で行政執行ができるよう、行財政基盤の強化が求められているということを掲載いたしました。このことは、国・地方を通じた財政の厳しい中でも、基礎的地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村は、サービス水準の維持や質的向上を図るため、行財政基盤の強化が必要であるということでございます。

また、財源配分のことについては、全国市長会でも地方分権の進展に伴う自治体の役割の高まりを視野に入れつつ、地方の歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点から、所得税から個人住民税、

消費税から地方消費税への税源移譲など、抜本的な税制改正を早期に進め、都市税源の充実強化を図ること、また法定5税分の地方交付税が著しく不足する状態が続いているため、膨大な地方交付税特別会計の借り入れに加えて、多額の赤字地方債を発行する事態となっているので、地方交付税率の引き上げ等により地方交付税の所要総額を安定的に確保することなどを国に対して要望いたしているところであります。

次に、自治体の財政は合併で好転するのかなというようにございまして。

合併は、国・地方を通ずる厳しい財政状況のもと、市町村が現在の行政サービスの水準を維持していくためには、行財政基盤の充実を図るとともに、より一層の簡素で効率的な行財政運営を実現し、さらには既存の行政区画を越えた広域的なまちづくりを進めていくことが必要であるということでございます。

次に、メリットについてとイメージアップのことについての御質問がありました。

メリットとしましては、西村山圏域で申し上げれば、豊かな自然、歴史、農村文化、農山村風景、くだもの、花、出羽三山信仰、最上川舟運の歴史などがあり、西村山の統一したイメージ戦略が構築できると思っております。さくらんぼ、リンゴ、ラ・フランスなどの、価値が高くブランド力のある農産物の生産と、消費者との交流を図る周年型の観光産業により、活力あるフルーツの里づくりを創造することができるのではないかと思っております。

このように、一般的により大きな市町村の誕生が、地域の存在感と合併前の各市町村が有するイメージ、長所を合体したところの広域的観点から、地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要なプロジェクトの誘致が期待できると思っております。

それから、公共施設についてのお尋ねもありません。

これは合併前にそれぞれの市町村が整備計画を有している場合、合併することによって広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域での類似施設の重複などがなくなるということございまして、現実的には綱引きがあつて難しいのではないかとございまして、合併しようとする場合は、合併特例法第5条の規定によりまして、合併市町村の建設に関する基本的な計画を策定しなければならないことになっております。その中に、公共施設の統合整備に関する事項も含まれておりますので、公共施設の計画についても合併前に地域の住民の十分な意見を反映した計画になるものであると思っております。

それから、サービスは高い方に、負担は低い方というようなことについてのお尋ねもありません。

合併をしようとする市町村は、市町村合併の特例に関する法律により、合併関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者で構成される合併協議会というものを設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画、いわゆる市町村建設計画の作成とその他市町村の合併に関する協議が行われ、合併に関する協議の中で住民に対するサービスや負担についても合併後の取り扱いが協議されることとなります。

その協議において特に問題になるのが、負担と給付の関係であると言われております。一般的にサービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されることが多いと言われておりますが、現実にはどうしてもこの原則で調整できない項目が出てくる場合もあると言われております。特に税率等では、合併特例法に規定されている旧市町村単位のまま適用する不均一課税を採用することもあるようであります。

サービスは高い方に、負担は低い方という考えは約束できるのかなという御質問もあつたわけですが、関係市町村間の合併協議会の場で十分協議し決定すべきものであり、それが法律の趣旨であると思っております。

次に、歳入が減るのではないかと、そして期待されるような財政運営ができるのかどうかというような質問でございます。

一般的には、合併すると基準財政需要額が減少するため、地方交付税は減少する可能性が高いと言われております。そこで、合併特例法により、合併年度及びこれに続く10年間について、合併しなかった場合の普通交付税措置を全額補償し、さらにその後の5カ年について激変緩和措置がとられることになっております。

地方交付税については、地方交付税算定の基礎数値や補正係数が合併して初めて確定されるものであるため、合併した場合としない場合の正確な算定は非常に難しく、不可能に近いものと思っております。そこで、西村山広域の研究会では、なるべく正確な数値に近い目安の計算を行っているところでございます。

また、財政的なメリットはどうというようなことではございますが、地方交付税がどうなるかという観点のみで、合併のメリット・デメリットを考えるのではなくて、合併により全体的職員数や公共施設の効率的配置による経費節減などの行財政の効率化、基盤強化、広域的観点からの総合的な地域づくり・まちづくりの展開、それから、各種行政サービスの選択幅の拡大、水準の向上などの大きな効果が得られるものと考えております。

次に、パックドールのことについてのお尋ねがございました。お答えいたします。

会社更生法申請に至る経過につきましては、本年の3月開催の第1回定例会予算特別委員会でも説明いたしておるところでございますが、パックドール株式会社は、平成13年6月28日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申し立てをし、7月6日、民事再生手続開始の決定を受け、本年1月31日までに再生計画をまとめる予定で民事再生法に基づく再建の手続を進めておりました。

しかし、自主再生を目指すパックドール株式会社と特に金融団との間では、再生の方向性をめぐってその考え方に違いがあり、本年1月24日に株式会社三井住友銀行と日本政策投資銀行が、東京地方裁判所に会社更生手続の申し立てをし、2月19日に会社更生手続開始決定がなされました。

その主な理由は、一つとしては、経営責任を明確にする必要がある。二つには、支援企業なしでの再建は困難であるとの2点にあるということでありました。

なお、事業管財人には簡易食品容器の国内最大メーカーで広島県の株式会社エフピコの小松安弘社長が選任され、現在会社更生法に基づく再建の手続が進められていると聞いております。その会社更生計画でございますが、ことしの9月30日までにこの更生計画案が策定され、提出予定であると聞いているところでございます。

次に、現状等についてのお尋ねがございました。

今申し上げましたように、再建に向けて管財人のもとに会社更生計画を作成中なわけでございます。また、現在の経済情勢は大変厳しく、会社としても求人を手控えている事情など、厳しい社会状況にあると思っております。各企業においては、今までに経験したことのない厳しい状況にあることから、大変な努力を行っているものと思っております。従業員数とか操業状況とか営業状況についての質問があったわけでございますけれども、一企業の営業状況等については、それぞれの企業における経営方針というものがあつたわけであり、それらの企業の内容は、私がここで答弁するのはいかなものかと思っております。

雇用につきましては、寒河江市雇用対策本部及び西村山雇用対策協議会を通じ、求人依頼を市内の企業に行つてきており、またハローワークが行っている訪問による求人開拓など、幅広く機会をとらえ積極的をお願いしている状況でございます。

パックドールの会社更生計画がいち早く決定され、それらの計画に基づいて今後業績が向上されることを期待しているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時5分といたします。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後3時 5分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 答弁をいただきましてありがとうございます。

再質問させていただきたいわけですが、最初に市長の市町村合併に対する基本的考え方、大体きのうの答弁と同じだというふうに受けとめたんですが、ただ気になる答弁として、町に意欲があれば協議に応じていきたいと、こういう言い方というか、これが非常に気にかかるわけですが、私も 1 問で申し上げましたが、意欲がある町、極端に言えば 1 市 1 町だけでも合併をしようと、こういう意欲がある町が果たしてあるのかなと。

合併をするにしても、できれば 1 市 4 町まとまって合併をしたいという意欲のある町はあるのかなと、あるいは 1 市 3 町がまとまってという町があるのかなという感じはするんですが、1 市 1 町だけでの合併を希望する町があるのかどうかというのが私はどうも心配というか、そういうことがあるのかなというふうにちょっと思うわけですし、しかも意欲がある町があれば協議に応じていきたいという言い方は、市長として、寒河江市として積極的な合併と、こういうことでなくて、受け身の合併と、こういうふうに受け取られかねない答弁なのではないかというふうに、私はきのうも思ったわけでありまして、そういうことで意欲のある町がなかった場合は、合併しないことも視野に入れておられるのですかという質問を 1 問でもしたつもりなんです。

それと、広域での調査研究会の取りまとめ状況などについて答弁がありましたけれども、その情報については、とりまとめが済んだ段階で各首長さんと相談して情報を提供していきたい、こういう内容であったというふうに思いますが、果たしてそれでいわゆる 22 カ月、あるいは 2 年も必要だという法定協議会の設立に間に合うのかという疑問もあるわけでありまして。

先ほども申し上げましたけれども、22 カ月かかると。そして、自治省の合併マニュアルによれば、新市町村の建設計画を策定するためには、約 80 の調整しなければならない項目が例示をされているわけですね。そのために 22 カ月が必要なんだという考え方なんです、ところが、実際の今まで合併をした町村あるいは市町村の法定協議会の協議状況なんかを見ますと、多いところで 600 項目にわたる協議を必要としたと、こういうところもあるそうです。

総論では賛成でも具体的な各論に入ると各自治体の利害がぶつかって調整に時間を必要とする、これが現実だと。最短で 22 カ月、こういうことになってくのではないかと思うんですね。御存じのとおり、庄内北部地域合併検討協議会においても、二、三日前の新聞で見ましても、新設か編入かということで入り口でもう空転をするということが報道されていました。こういうことから推しても、西村山の自治体の合併に対する考えの相違というものは、私は大きいものが現時点であると思いますし、意見の一致を見るまでは相当の時間が必要なのではないか、こういうふうに思っているところであります。

そういう時期的な問題、あるいは各市町の思惑の違い、こういうことを冷静に判断をして、最初に合併ありきではなくて、寒河江市や西村山の置かれている状況を分析して、合併をしなくても自立ができる寒河江市、この展望を市民に示していくことも選択肢の一つなのではないかということで、この辺についてお考えがあればお尋ねをしたいというふうに思います。

メリット・デメリット論については、市長もいろいろ考え方を述べられたように、いろいろな考え方があるというふうに思います。やっぱり市民が一番求めているのは、寒河江市が具体的にどこと合併した場合どのようなメリットがあり、どのようなデメリットがあるのか、これが一番求められているのではないかと思うんですね。そういう意味で、特集号なんかについても市民が知りたい情報、そういうものを編集をして載せていく必要があるのではないかと思います。

一つとしては、広域でやっている調査研究会での調査研究の内容なんかを、その都度掲載をして、こういう

ことで議論をしています、こういうことを載せることなんかも一つの方法であると思いますし、白鷹町の広報紙を今持っていますけれども、橋本町長、御存じのとおり県庁OBの町長でございますけれども、合併特集号のその2、大体6ページ分掲載してあります。この内容を見ますと、本当に町民が合併について知りたいものを特集しているなど、Q & Aという格好で載せてあります。

例えば「新聞などで合併は避けて通れないものとありますが、本当ですか」。これに対して「全国的には自主的に合併を推進している自治体もあれば、福島県矢祭町などのように、合併しない宣言をし、合併しない旨を明確にしている自治体もあります。そういうことで、決して避けて通れないものではありません」。こういうようなこととか、「地方交付税が削減されると聞いていますが、どうなっているのですか」、こういう設問に対して「今後の地方交付税の動向については非常に不透明な状況ですが、地方交付税の持つ機能が失われない限り、白鷹町の運営は可能であると考えられます」。こういう答弁をしていますし、現在の町の財政状況なんかも掲載をしながら、「合併すると財政状況はよくなるのですか」、こういう設問に対して「合併した場合は、合併支援期間15年を経過した姿を考える必要があります。この場合、財政規模が全体的に合併前の50%から60%程度に縮小するため、合併事業に伴う借金の返済比率の増加、人件費の増加などを想定すると、相当に厳しさが増してきます。一方、合併しなかった場合の財政規模は、地方交付税は縮小がある程度予想されるものの、現状で維持され、合併後の規模には至りません」。こういうことで、必ずしも合併すると財政状況はよくなるということではないということを明記してあります。また、「合併した場合はどのような優遇措置があるのですか」という設問に対して、「新たに必要な施設整備などについては、一部に合併推進の補助金が活用できますが、ほとんどは合併特例債と言われる借入金を活用することになります。後年度に元利償還金の7割が地方交付税に算入されるとはいうものの、借金であることは変わりありません」。こういうようなことなどなど、6ページにわたってQ & A並びに合併優遇措置の概要とか新設合併と編入合併の比較とか、市町村合併の手続の概要などを載せてあるようであります。

このように、必ずしも合併はよいことづくめではないのだという、そして将来の白鷹町、寒河江市でいえば寒河江市はどうなるのかと、そのためにどうするのかという市民に判断させる材料、これを提供するのが本当の広報なのではないかと思うんです。私は、白鷹町の広報が100%だとは思いませんけれども、国や県の考え方を丸投げしたような広報ではなくて、やっぱり地域に合った、自分たちで考えた広報でなければならないのではないかと思うんであります。

そういう意味で、先ほど言ったように、今西村山広域行政事務組合で考えている調査研究会での検討事項などを連載をする、そうした方がより具体的に合併の考え方やあり方などが見えるのではないかと、こういうふうに思いますが、その辺についての考え方があれば市長の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、いろいろあるわけでありましてけれども、サービスは高い方に、負担は低い方に、こういうことが約束できるのかということについて、これはかなり市長も現実をとらえて答弁をしていただいたというふう思うんですが、やっぱり現実には原則どおりにはできない、これが真実だというふうに思うんですね。だから、余り期待をされるような書き方をすべきではない、こういうふうには申し上げたいわけでありまして。どういうふうに違うのか、こういうことなんかもやっぱり市報に載せて、「ああ、こういうふうに違うんだ、だとするとどうなるのかな」と、こういうことで市民が考えられるような内容にすべきなのではないか。必ずしもサービスは高い方に、負担は低い方にはなりませんよと。

介護保険や国保の医療費分なんかはその時々を総額を割り戻して、それぞれ計算をして本年度の負担額を決めるわけですから、そういうことで一概に高くなるとか低くなるとかは言えませんよと、こういうことなんかも含めて掲載をしていく必要があると思います。

そういう税金関係だけではなくて、公共料金についても、上水道や公共下水道あるいは保育料なんかもかなりの違いがあるわけですね。こういうところも具体的に掲載をして、こういう負担を求めなければならない場

合もありますよということを明らかにしていく必要があるのではないかと。

特に保育料なんかは、3歳児未満の1人1カ月の最高額でいえば、大江町は3万5,000円です。寒河江市は5万8,000円です。2万3,000円の差があるんですね。大江町並みに全部3万5,000円にできるんですかと、こういうふうになれば、必ずしもそうは言い切れない。こういうことなんかもありますし、毎日使っている水道料金にしても、今の段階では西川町が一番安い、10立方で2,040円、寒河江市は2,520円、一番高い。20立方で計算すれば西川町が一番安くて、大江町が一番高い、こういうような自治体におけるアンバランス、物すごく料金の格差というものがあります。

そういうことも含めて、やっぱり市民が一番何が知りたいのか、これをとらえてやっぱり明らかにしていく、こういうことが必要なのではないかと。そういう意味での合併を判断する考え、判断する材料を一つ一つ具体的に明らかにしていく必要があると思いますけれども、サービスが多いか少ないかだけではなくて、考える材料、これを与えていくということについて、与えるべきだと私は思うんですけれども、市長の見解もあわせて伺いたいなというふうに思っています。

それから、合併後の財政分析なり自治体の行財政基盤の強化について、全国市長会などでも国の方へ要望しているという答弁がありましたけれども、それはそれで当然だと思うし、そうあるべきだというふうに私も思います。財政基盤が合併によらなければできないのかということなんですね。私はそうではない、全国市長会が要望しているようなことが実現をされれば、税源の移譲や交付税率の引き上げ、こうしたものが実現できれば小さい自治体でも財政基盤が強化をされて、責任を持った行政執行が可能なのではないかと。合併による財政基盤の強化ではなくて、そうした根本的なものを解決することによって自治体の行財政基盤の強化ができるのではないかと。このことを質問しているのでありまして、その辺についても考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

合併後の財政分析と財政運営について、交付税が減額をされるからということだけで判断をすべきでない。職員数の配置の問題とか財政の効率的運営、こういうものもセットで合併後の財政分析や運営は考えるべきだと、こういうことだと思いますけれども、まさにそのとおりだというふうに思いますが、主として、直接的に影響するのは、交付税や補助金、これが大幅に削減されるという事実を申し上げたわけでありまして、このほかにいろいろなものがあるわけです。

例えば、普通会計の累積地方債の合計額なんかをちょっと積算をしても、平成12年度の決算しかありませんので平成12年度の決算額で申し上げれば、寒河江市では213億円の累積地方債があるわけですが、1市4町の合計額を見ますと、本市の約2.7倍、542億円にも上っていると。そして、この累積地方債は年々どこの自治体もふえ続けているわけですね。さらに合併特例債による借金を抱えるということになれば、さらに累積地方債に追い打ちをかけると、こういう状況がつけられるのではないかと。

仮に西村山の1市4町が合併をすれば、合併特例債の起債可能額は425億2,000万円、こういうふうになるわけですね。その7割が、地方交付税に算入されるとしても、交付税に算入されない起債分は127億6,000万円、これが自治体負担、こういうふうになるわけです。もちろん満額起債可能限度額目いっぱい借りる必要はないわけでありまして、半分にしても60億円、こういう膨大な一般財源を必要とする特例債なわけでありまして。

そういうことも含めて10年後あるいは15年後に、合併した後の地方財政はどうなるのかということも当然視野に入れて考えているというふうには思いますけれども、そういうことも市民に伝えていくと、こういうことが求められるのではないかと。そういう意味で、今後の財政分析と財政運営についても、10年後あるいは15年後はこうなりますよ、こういう指標、そういうものも示していく必要があるのではないかと私は思います。その辺についての、これは非常に難しいという課題もあると思いますけれども、そうした努力もやっぱりすべきなのではないかと。これらについての見解があればお尋ねをしたいと思います。

うに思います。

それから、パックドールの関係についてでありますけれども、従業員数すら企業の内容については報告できないと、こういうことになるのかどうか。これについて、操業状況や営業状況についてはなかなか把握するのは難しいというふうに思いますし、確かに一企業についての営業状況を述べるというのはいけない、そういう気持ちはわかりますが、現在の従業員数程度は述べても差し支えないのではないかとこのように思いますので、7月末現在というか、8月1日現在でも結構ですし、従業員数は何人なのか、わかれば教えていただきたいと、わからなければわからないでやむを得ないというふうに思います。

それから、私もその後パックドールについては、一体どうなっているのかというふうに注意をしておりました。あるとき、9月に入ってから、パックドールの元従業員の方とお会いする機会を得ました。この方は、「いや、実は私も8月いっぱい首切られたのよ」と、こういうことで、「日中なんかは50人ぐらいしかいないんじゃないか」と、こういう話なんですね。しかも、倉庫には在庫が山のように積まれていると、こういう話を9月の初旬に聞きました。そういうことで、大変な状況になっているのではないかなあというふうに私は思うんですね。だから、操業状況とか営業状況は別にしても、本当にパックドールが今どういう状況になっているのか、正確に把握をして対応策を真剣に考えていく必要があるのではないかとこのように思っているんです。

7月に首を切られた38名の方については、雇用対策本部やハローワークなどと相談しているので期待をしているという答弁でありましたけれども、ちょうど働き盛りの方々が首を切られているという状況にあるようでもありますので、本当に生活が今のところは保険で何とかしのいでいるという状況があると思うんですが、いずれそれも切れるわけですから、早急な対応をぜひお願いをしながら、現在の本当の現状を本当につかんでいるのかどうか、その辺についてお尋ねをして、第2問にしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 合併でございますが、きのうから申し上げましたように、取り組もうとしての前向きな団体とにつきましては、やっぱり議論を重ねてやっていこうという気持ちで取り組まなくてはならないだろうと、このように思っております。

寒河江市に対してまして、ほかから見ればどうなんだというようなことを思われるわけでございますから、合併に対してのはっきりしたところの気持ちというものをまずは示しておるわけでございますので、また期間がかかるのではないかなというようなお話もありましたけれども、きのうも答弁申し上げましたけれども、やる気があれば、まとめる気があるならば、これは国が示しているようなモデルだけではないだろうと、このように思っております、これまでも実際に合併したところを見ますと、短期間にまとめ上げておるといふようなところもございますので、その辺は余り期限というようなものにつきましては、ある程度の目安ということで考えていかななくてはならないだろうと、このように思っております。

それから、やっぱり何といいまして、これは前の昭和の大合併から 50 年経過しておるわけございまして、こういう情勢になってきておるところでございますから、それをどのようにしまして、情勢が変化しておりますから、それに対してどう対応していくか、そして住民に対してサービスを落とさないようにして基礎的な自治団体としての、公共団体としての市町のやるべきことというものも、これは考えていかななくてはならないと、このように思っております、サービスを落とさないように、そして新しい自治体に向けて将来の 50 年後あるいは 100 年後を見通したところのまちづくりというものを考えていくのが、やっぱり合併に対する考えだろうと思っております。

そういう意味では、最初に反対ありきというような考え方で、その情報だけで議論されるというようなことも、これもまたいかがなものかなと、このように思っておるわけございまして、いろいろな議論をした中でやっていこうと、このように思います。

現在の市報でございますけれども、やはり一般論的にならざるを得なかったものでございまして、やはりこれは現在広域の方で調査研究というものをやろうとしておるわけでございますから、そしてまた先ほど申し上げましたように、いろいろな項目でそれぞれ微に入り細に入り検討しておるわけでございますから、そういうものが余り出てこないうちに市報に取り上げるというのはいかがなものかなと、こう思っており、市民に合併というものを喚起する、あるいは簡単な情報を提供するというところでやっておるわけでございますので、その点は御理解いただけるのではないのかなと、こう思っております。

また、メリット・デメリットの話がございましたけれども、これはいろいろ同じことを見ましても、これはメリットだと見る人もいるだろうし、あるいはデメリットだと見る人もいるだろうし、相対的なところがあるだろうと思っております、ですから、一面だけを見ないでと、こういうことで、いろいろ広い角度から見る必要があるだろうと、このように思っておるわけでございます。

それから、合併しなくとも財政基盤を強化できるというような方向でできるのではないかなと、こういうような御意見もありましたけれども、今の国での取り組みの状況を見ましても、国庫補助金は減らすとか、あるいは地方交付税の見直しで大幅に減らしていくとか、あるいは税源の移譲と言いつても、三位一体で議論すると、こう言いつても、税源の移譲に対しましては余り進んでいないと、こういう中でございまして、移譲されてもどんな税源が移譲されるのか、あるいはこういう景気が上向きにならない中で、税源収の増というのが図られて、それらを通して地方自治体が地方分権だといいつても自立できるような状態にされるのかどうかということが非常に問題なんです。

ただ、交付税が来ないから、あるいは税源と、声を大きくしましても、成るものも、あるいは成らないものも、成らないものが非常に多かったというのがこれまでもあったわけでございますから、そういうことも踏ま

えまして、どう対応していくかというようなことを考えていかななくてはならないんだろうとっております。

それから、現在をにらんで、そしてまた将来を見通しての指標というようなものも、これはあくまでもいろいろなデータを駆使して出して、これを市民にアピールする、出していくというのはこれは当然のことだろうとっておりますが、非常に難しいことだろうと思えますけれども、やはりこの辺は現在検討させておるわけでございますから、その辺の情報をよく流してまいらなくてはならないなと、このように思っております。

それから、バックドールの従業員数は、これは担当でも押さえているのではないかなと思ひまして、その数値だけは担当の方から申し上げたいと思ひます。

以上です。

佐藤 清議長 商工観光課長。

兼子善男商工観光課長 私の方からパックドールの従業員につきましてお答え申し上げます。

7月1日現在の従業員数でございますが、250名というふうにお聞きしております。その後、8月1日につきましては212名、9月現在203名というふうにお聞きしております。

以上でございます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 大体市長の考え方はお聞きしましたので、町村合併については、総論賛成、各論は先送りと、こういうことでなくて、市長が答弁されたように、具体的な課題についてはその都度情報提供していきたい、こういうことでありますので、本当に市民が 50 年後、100 年後の寒河江市がどうなるのだろうということを真剣に議論できるような情報を提供されることをお願いをして質問を終わりたいと思います。

平成 14 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午後 3 時 3 7 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年9月10日(火曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年9月第3回定例会

議事日程第4号

第3回定例会

平成14年9月10日(火)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成14年9月10日(火)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
17	やまがた花咲かフェアの成果と今後の政策について	観客動員数と成果の分析をして、成果を今後の市政にどのように反映させるのか フェア後の公園計画の変更や今後の整備について	19番 松田伸一	市長
18	学校教育について	仮性近視や仮性難聴について メディアリテラシーの学習活動について		教育委員長
19	寒河江市の教育指針本の発刊について	来年度発刊の可能性について		教育委員長
20	事務事業のOA化の推進による行政の効率化について	財務会計システムの導入について 各システム(電子決裁・予算編成、執行・決算統計など)の機能を持たせることについて 一般会計等の決算認定の9月議会への上程について	20番 那須稔	市長
21	保健行政について	麻疹の定期予防接種に対する公費負担について 麻疹の予防接種年齢の適正化について		市長
22	フローラSAGAEの有効利活用について	証明書等の自動交付機の設置について 子供みこしの展示について 生涯学習の場としての活用について	13番 新宮征一	市長
23	教育行政について	少人数学級編成に伴う教室不足の対応について		教育委員長
24	災害対策の諸行政について	白岩地区の急傾斜地崩落防止対策について 農地、農業用施設の災害復旧対策について	2番 松田孝	市長
25	行政一般について	地域間の情報通信格差是正対策について		市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、9 月 6 日に引き続き一般質問を行います。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 17 番、18 番、19 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

17 番、やまがた花咲かフェアの成果と今後の政策について伺います。

3 月議会で準備状況などをお尋ねいたしました。終了した現在、事業の反省、成果の分析、報告書の作成など事後処理が行われている最中だと思っておりますが、市民から寄せられた意見などを踏まえ、お尋ねしてまいります。

また、多くの質問者もおりまして重複する点もあろうかと思っておりますが、その点を考慮して答弁をお願いできれば幸いです。

昨年の 9 月 11 日にアメリカで発生いたしました同時多発テロの影響で、国内への観光客が増加しているとは言われておりましたが、その影響が薄れた現状の中で、予想をはるかに超えた入場者を数えました。万全の準備と対応に当たられた関係者の皆様には、暑い中、本当に御苦労さまでした。それに、格別話題になるような事故や事件などもなく終了できたことに感謝しております。

質問に入りますが、現在の一般的な観光客の動向として、団体での旅行から小グループ化とか個人単位での旅をする傾向にあると言われております。そのような観点から、個人、団体での入場者の動向を、おおよその比率などの対比した入場統計など、把握していたかどうかをお伺いいたします。

このような統計があれば、今後の誘客活動をつかむために役立つのではないかと考えます。観客をどのように分類して統計をとられているのか、サンプリング調査などをして詳細な項目などを調べておられたかどうかを伺います。

花咲かフェアで、花・緑・せせらぎが日常生活に潤いと安らぎを与え、現代社会のぎすぎすした生活環境から来るストレスを少しでもいやす効果が期待されることから、花・緑・せせらぎ推進課として 10 月から発足する準備を進めておられるわけですが、花咲かフェアでどのような経緯から新しい課がつけられたのか、その経緯を伺います。

フェア後の公園計画の今後の整備について伺います。

花咲かフェアを実施した後に、最上川ふるさと公園の利活用のあり方で、検討し直す点とか、未整備地域を含め今後の事業の見直しなど、再検討すべき点も出ているのではないかと推測しております。クア・パークから寒河江緑地までの最上川河岸一帯をそれぞれの機能を連携させ、一つのエリアとしてとらえる必要があると考えます。計画の見直しや、再検討をしているのか、最上川寒河江緑地を含め、その内容について伺います。

18 番、学校教育について、学校における視力障害や聴力障害について伺います。

これまで登校を嫌がる子供たちの中で、腹痛や頭痛を訴え、休校の理由にしていることがあると言われておりますが、これらの前段階として神経系統の異常を発症すると言われております。その代表的なものとしては、チックや突発的な運動麻痺などがあります。そうした運動系統の異常が表面に出れば、私たちにも容易に視覚的にとらえることができますが、表にあらわれないものとして、心因的な要因で起きる視覚障害や聴覚障害などがある場合には、本人が異常を自覚していない場合が多いだけに、見過ごしてしまう例が多いのではないのでしょうか。見過ごすことにより病状が長期化することになり、治療にも時間がかかると言われております。

そこで質問ですが、寒河江市の学校現場でこのような心因性視覚障害や心因性聴覚障害の事例があるかどうか、事例がないとしても対策を立てておく必要があると思っておりますが、現在どのような対策を立てられるのかお伺いいたします。

このような子供たちがもし発見された場合、教育委員会としては、家庭などにどのような対策を期待しているのか伺います。

次に、メディアリテラシーについては、報道のあり方がいろいろ問題化しております。特に湾岸戦争や同時多発テロなどのほかに、テレビのワイドショーなどにおける報道のあり方が問題になっています。情報を受けとめる側の学習も必要な時代と言われていています。寒河江市でも、教育関係者の中では研修会など実施しているものと思われませんが、教育関係者や先生たちを対象にした学習会をどのように実施しているのかお伺いいたします。

次に、寒河江市の教育指針本の発刊について伺います。

この件については何度か質問をしてみましたが、現在、学校教育課では寒河江市の学校教育を、社会教育課では寒河江市の社会教育をそれぞれ発刊をしております。私は、PTAや公民館活動、青少年活動、野外活動と比較的多く社会教育活動と接触する機会が多くありました。青年団活動をやっていたころには、学社連携という言葉が言われておりました。昭和50年ごろから、生涯学習、生涯教育が言われ出したころから学社融合という言葉が飛び交うようになりました。青年団のころには「社会学連携」と社会教育関係にかかわる人が言うと、「学社連携」でなければならないなどと学校関係者が口をそろえて反論しているのを聞いたことがあります。

私たちは、言葉による論争よりも、市民と学校と一緒に活動できればそれでいいのです。施設の利活用は大分活発化してまいりました。私は、学校教育課と社会教育課が別々に指針や方針を出すのではなく、寒河江市教育委員会で一つにまとめた教育に関する指針を出すべきだと考えております。

そのような関係から、一体化したものをお願いしているわけです。来年度は一緒になったものができるかどうかを伺い、第1問を終わります。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 17 番、18 番、19 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

17 番、やまがた花咲かフェアの成果と今後の政策について伺います。

3 月議会で準備状況などをお尋ねいたしました。終了した現在、事業の反省、成果の分析、報告書の作成など事後処理が行われている最中だと思っておりますが、市民から寄せられた意見などを踏まえ、お尋ねしてまいります。

また、多くの質問者もおりまして重複する点もあろうかと思っておりますが、その点を考慮して答弁をお願いできれば幸いです。

昨年の 9 月 11 日にアメリカで発生いたしました同時多発テロの影響で、国内への観光客が増加しているとは言われておりましたが、その影響が薄れた現状の中で、予想をはるかに超えた入場者を数えました。万全の準備と対応に当たられた関係者の皆様には、暑い中、本当に御苦労さまでした。それに、格別話題になるような事故や事件などもなく終了できたことに感謝しております。

質問に入りますが、現在の一般的な観光客の動向として、団体での旅行から小グループ化とか個人単位での旅をする傾向にあると言われております。そのような観点から、個人、団体での入場者の動向を、おおよその比率などの対比した入場統計など、把握していたかどうかをお伺いいたします。

このような統計があれば、今後の誘客活動をつかむために役立つのではないかと考えます。観客をどのように分類して統計をとられているのか、サンプリング調査などをして詳細な項目などを調べておられたかどうかを伺います。

花咲かフェアで、花・緑・せせらぎが日常生活に潤いと安らぎを与え、現代社会のぎすぎすした生活環境から来るストレスを少しでもいやす効果が期待されることから、花・緑・せせらぎ推進課として 10 月から発足する準備を進めておられるわけですが、花咲かフェアでどのような経緯から新しい課がつけられたのか、その経緯を伺います。

フェア後の公園計画の今後の整備について伺います。

花咲かフェアを実施した後に、最上川ふるさと公園の利活用のあり方で、検討し直す点とか、未整備地域を含め今後の事業の見直しなど、再検討すべき点も出ているのではないかと推測しております。クア・パークから寒河江緑地までの最上川河岸一帯をそれぞれの機能を連携させ、一つのエリアとしてとらえる必要があると考えます。計画の見直しや、再検討をしているのか、最上川寒河江緑地を含め、その内容について伺います。

18 番、学校教育について、学校における視力障害や聴力障害について伺います。

これまで登校を嫌がる子供たちの中で、腹痛や頭痛を訴え、休校の理由にしていることがあると言われておりますが、これらの前段階として神経系統の異常を発症すると言われております。その代表的なものとしては、チックや突発的な運動麻痺などがあります。そうした運動系統の異常が表面に出れば、私たちにも容易に視覚的にとらえることができますが、表にあらわれないものとして、心因的な要因で起きる視覚障害や聴覚障害などがある場合には、本人が異常を自覚していない場合が多いだけに、見過ごしてしまう例が多いのではないのでしょうか。見過ごすことにより病状が長期化することになり、治療にも時間がかかると言われております。

そこで質問ですが、寒河江市の学校現場でこのような心因性視覚障害や心因性聴覚障害の事例があるかどうか、事例がないとしても対策を立てておく必要があると思っておりますが、現在どのような対策を立てられるのかお伺いいたします。

このような子供たちがもし発見された場合、教育委員会としては、家庭などにどのような対策を期待しているのか伺います。

次に、メディアリテラシーについては、報道のあり方がいろいろ問題化しております。特に湾岸戦争や同時多発テロなどのほかに、テレビのワイドショーなどにおける報道のあり方が問題になっています。情報を受けとめる側の学習も必要な時代と言われていています。寒河江市でも、教育関係者の中では研修会など実施しているものと思われませんが、教育関係者や先生たちを対象にした学習会をどのように実施しているのかお伺いいたします。

次に、寒河江市の教育指針本の発刊について伺います。

この件については何度か質問をしてみましたが、現在、学校教育課では寒河江市の学校教育を、社会教育課では寒河江市の社会教育をそれぞれ発刊をしております。私は、PTAや公民館活動、青少年活動、野外活動と比較的多く社会教育活動と接触する機会が多くありました。青年団活動をやっていたころには、学社連携という言葉が言われておりました。昭和50年ごろから、生涯学習、生涯教育が言われ出したころから学社融合という言葉が飛び交うようになりました。青年団のころには「社会学連携」と社会教育関係にかかわる人が言うと、「学社連携」でなければならないなどと学校関係者が口をそろえて反論しているのを聞いたことがあります。

私たちは、言葉による論争よりも、市民と学校と一緒に活動できればそれでいいのです。施設の利活用は大分活発化してまいりました。私は、学校教育課と社会教育課が別々に指針や方針を出すのではなく、寒河江市教育委員会で一つにまとめた教育に関する指針を出すべきだと考えております。

そのような関係から、一体化したものをお願いしているわけです。来年度は一緒になったものができるかどうかを伺い、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

やまがた花咲かフェア寒河江会場は、御案内のように 6 月 15 日から 8 月 11 日までの 58 日間、当初予想をはるかに上回る 73 万 1,256 人と、帰省される方々にお盆期間中も見せていただきたいとの多くの市民の要望により、期間を 5 日間延長して開催したさがえ花咲かフェアが 3 万 817 人、合計入場者数は 76 万 2,073 人と、市内外から多くの来場者に寒河江会場を訪れていただきました。

今回の緑化フェアは、多くの人々に身近な暮らしの中での花・緑の大切さとすばらしさを再認識していただくとともに、花・緑教室や夏休み子供体験クラブなどのセミナーや学習に参加し、新たな感動と発見を体感していただきました。

また、子供からお年寄りまで多くの方々が、ボランティアや花壇出展などさまざまな形で緑化フェアに参加し、市内外の多くの方々と花と緑を通じ、世代、地域を超えた新たな交流を深めるとともに、花のまち寒河江を全国に情報発信することができたと思っております。寒河江市で緑化フェアを開催して本当によかったなと考えております。

入場者数の統計でございますが、やまがた花咲かフェアの印象や入場者の傾向を把握する目的で、実行委員会で調査を実施いたしました。調査方法は、調査委員による直接面接方式で聞き取りにより実施いたしました。

調査日は、6 月に 1 回、7 月に 2 回、8 月に 2 回の 5 日間、日曜日 3 回、月曜日 2 回、各日おおむね 120 人の目安で実施いたしまして、来場者 603 人の御協力をいただきました。

調査項目は、性別、年齢、居住地、交通手段、緑化フェアを何で知ったか、それから、来場目的、来場回数、滞在時間、予算、よかった花壇・庭園など施設全体の印象、来場後の花・緑への関心の高まりの 11 項目を調査しました。

このアンケート調査によりますと、最初に入場者の性別、年齢別では 50 代が最も多く、次に 40 代、60 代と続いており、40 歳代から 60 歳代の女性が全体の 40% を占めておりました。

入場者の居住地につきましては、県外が 29% で県内が 71% であり、県内の市町村では、第 1 が山形市の 22% で、次に寒河江市の 16% でありました。また県外では、第 1 位が宮城県の 39% で、次に福島県、岩手県の順でありました。

この調査結果によりますと、山形自動車道に隣接する会場と、寒河江サービスエリア仮出入り口の設置などの好条件により、先催県にはなかった結果として、県外からの来訪者が約 30% に達したと思っております。

交通手段別では、自家用車の利用が 81% とトップで、貸切バスの 10%、JR、シャトルバスの利用と続いており、県内の来場者の約 90% は自家用車で来場となっていました。県外からの来場者も、自家用車利用が 64% と高く、貸切バス利用も 26% と高い率を示しました。

これらのことから、少人数、小グループでの来場が多かった結果となっておりますが、さくらんぼの最盛期に緑化フェアを開催したことから、さくらんぼ狩り団体旅行観光客の取り込みと、さらには寒河江会場への交通アクセスの好条件が重なり、多くの団体の誘客に成功した結果であると考えております。今後においても、本市のさくらんぼ観光などとタイアップしたイベントの開催が必要ではないかと考えております。

次に、来場目的も花や緑に関心があって来場された方が 72% と断然多く、折からのガーデニングブームの中で、花・緑への関心と人気の高さをあらわしているものと思っております。また、来場回数も会期後半では 2 回以上の来場者、リピーターが 35% を占めており、入場料無料ということもありますが、会場の魅力づくりが成功した結果であると思っております。

フェア全体の印象は、「大変よい」「よい」が 95% と高い評価となっており、パビリオンに頼らず周囲の景

観と一体となった花・緑にこだわった会場づくりと、花と緑の楽しみ方やライフスタイルの提案が来場者に感動を与え、高い評価を得たものと思っております。

次に、花・緑・せせらぎ推進課の新設についてでございます。

アンケート調査では、来場の目的として、花や緑を見にきた方が72%と一番高く、花・緑への関心の高まりについては、関心が高まったと答えた方が実に93%で、緑化フェア開催の本来の目的である緑化意識の高揚と、都市緑化を实践する契機づけとなり、十二分に目的を果たしたものと思っております。

この緑化意識の高揚を一過性のものとせず、今後のまちづくりに反映させるとともに、緑化フェアで培った多くの市民の努力と心意気を、ポスト緑化フェアとして継続していかなければならないと特に考えているところであります。

これらのことから、緑化フェア後の最上川ふるさと総合公園の利活用について充実した体制で臨むとともに、現在各課で対応している花・緑・せせらぎに関する事業や、公園、緑地、街路樹などの管理、グラウンドワークについて技術的な面はもとより、簡素で効率的なシステムに整備し、一元的な管理を行い、緑化の推進や美しい街並みづくりなど、市内全域の調和のとれた美しく気品のあるまちづくりを推進してまいりたいと考え、当該事業を推進する新しい課として花・緑・せせらぎ推進課の設置について、今議会に上程したところでございます。

次に、フェア後の公園計画の見直しや、最上川ふるさと総合公園と最上川寒河江緑地の連携についてお答えいたします。

最初に、最上川ふるさと総合公園の緑化フェア会場となったエリアの整備についてでございますが、緑化フェア施設の中で恒久施設として建設したセンターハウス、花みどり創造館として、屋内展示に利用したところでございます。それから、さくらんぼ、リンゴなどの果樹、公園樹として植栽した樹木以外は、すべてフェア開催のために仮設物として築造したものであり、フェア終了後は撤去する予定となっております。

しかし、これら仮設物の中には、緑化フェア来場者に多くの感動と発見を与え、人気があり思い出に残った施設について、緑化フェア開催のメモリアル施設として残していただき、最上川ふるさと総合公園のグレードアップと利活用に結びつけていけるよう山形県に要望しているところでございます。

具体的に申し上げますと、緑化フェアのランドマークであった虹の丘の花壇、それから、せせらぎに囲まれた花とバラが美しく調和した花楽園、そして世界的ブランドの寒河江ギボウシと世界の44種類で彩られたギボウシの道、それから、グラウンドワークを活用し、手づくりでつくり上げた市民花壇、多くの皆さんからハーブティーなどで楽しんでいただいたハーブガーデン、世代を超えた交流の場として活用された家族語らいの庭などがございます。

ただ、公園を整備するに当たって、既に策定している県の整備計画がありますので、今後の公園整備の中でこれらの施設をどのように残して生かしていくべきかを管理方法、費用をどうするか等を検討するため、山形県と寒河江市で協議を重ねているところでございます。

また、歴史の丘、いわゆる高瀬山のことでございますが、公園には高木による木陰と憩いの場の確保が必要不可欠であると思っておりますので、既存の自然を有効に活用した潤いと安らぎのある自然型の公園整備を進めていただき、子供からお年寄りまで幅広く散策や遊び体験ができる施設となるよう、山形県へ要望してまいりたいと考えております。

次に、最上川寒河江緑地とのかかわりでございますが、最上川堤外地の広大なエリアでありますので、親水空間にふさわしい施設整備を進めてまいりたいと考えております。主な施設としましては、これまでも申し上げますが、多目的水面広場、芝生広場、運動広場を考えておりますが、今後実施計画を策定するに当たり、河川管理者とも下協議を重ね、市民の方々の意見をもお聞きしながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、最上川ふるさと総合公園、最上川寒河江緑地についての今後の整備計画について申し上げましたが、民活施設を含めたこれら最上川一帯の施設機能を結び、連携する必要があるとも考えておるところであり、これらの拠点を結ぶネットワークとして、散歩やサイクリングのアクセス園路、車での移動のアクセス道路の整備等が必要であると思っておりますので、これらの連絡軸については十分検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 学校教育について、まず仮性近視や仮性難聴についてお答えいたします。

視覚や聴覚の異常については、学校保健法に基づき毎年行われる定期健康診断によって把握し、異常がある場合は校長が保護者に対して文書による治療勧告を行い、保護者は専門医による精密検査や治療を受けさせます。そして、検査や治療が完了した段階で、医師から校長に文書によって報告されます。

こうした一連の過程で、その異常が仮性が否か、あるいは原因が心因性が否かを判断するのは医師であり、学校では医師が記載した報告内容をもって理解いたします。

さて、昨年度と今年度の市内児童生徒の実態として、まず視覚や聴覚の異常の原因がテレビや音響機械による強烈な刺激、あるいは超高低周波によると診断された例はございません。しかし、心因性の、つまり眼球や耳の機能に異常がないにもかかわらず、精神的なストレスが原因となって視覚や聴覚に異常を来している例として、昨年度は仮性難聴が小学校 3 年生の男子に 1 名、今年度は仮性近視が小学校 3 年生の女子が 2 名と中学校 2 年の女子が 1 名いるという報告を受けております。

次に、対策について申し上げます。

まず、こうした異常は本人も自覚していないことが多く、発見するきっかけはほとんどの場合定期健康診断によると言われております。したがって、こうした事例を念頭に置き、定期健康診断で異常があった場合は、治療勧告を適切に行うとともに、医師の診断結果によっては保護者と学級担任の連携を密にして、精神的ストレスの原因を正しく把握し、的確に対応することが重要と考えております。

また、精神的ストレスは、結果的に仮性近視や仮性難聴としてあらわれる場合もありますが、いわゆる不登校とか学習生活への不適応など、現代の教育問題に共通する課題であり、学校は日ごろから十分理解し、適切な対応に努めているところであります。

したがって、こうした対応を継続、充実することによって、心因性の仮性近視や仮性難聴についても的確な対応がなされるものと考えております。

また、日本学校保健会からは、こうした事例の紹介や対応についてまとめたパンフレットが各学校に配付されており、こうした資料なども活用した校内研修が充実するよう指導してまいります。

なお、このような子供たちが発見された場合、教育委員会として家庭にどのような対策を期待しているかというお尋ねについては、基本的には保護者の責任において自覚し、判断されるべきものでありますが、まず重要なのは、子供の精神的ストレスの原因を明らかにする過程で、担任とよく連携していただくことであります。仮にその原因が家庭にあったとすれば、子供の心の状態について担任と十分話し合い、協力し合って解決に努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、メディアリテラシーについて申し上げます。

テレビやインターネットなど、さまざまなメディアによって大量の情報が流通している現況は、今後一層進展すると予想され、児童生徒がこれから社会を生きるためにはメディアの特性を理解し、目的に合わせて選択し活用する能力、あるいは情報内容について批判的に吟味、理解、評価し、能動的に選択できる能力、いわゆる「メディアリテラシー」は不可欠な能力であります。

本市教育委員会としましては、市内小中学校に漸次コンピューターを配置し、情報教育推進事業を進めるとともに、平成 11、12 年度、高松小学校に情報教育に関する研究を委嘱し、公開発表によって成果を共有化しております。

また、寒河江市教育研究所においても、情報教育に関する研究部を組織して研修に努めてまいりました。その内容は、コンピューターを操作、利用する能力である「コンピュータ・リテラシー」の向上とともに、情報

選択のマナーやモラルを身につけることなどにも配慮をしております。

今後も技術革新によって急速にメディアは変容する可能性があります。こうした急激な変容に耐え得る個人の主体的な判断力を育成する重要性を感じており、情報教育に関する研修の充実に努めてまいります。

次に、寒河江市の教育指針本の発刊についてお答えいたします。

教育委員会では、これまで本市の学校教育及び社会教育を理解していただくため、寒河江市の学校教育と寒河江市の社会教育の冊子を発行してきたところです。

内容的には、教育目標や重点目標、具体的な事業のほかに、教育施設や各種制度等の紹介、前年度事業のまとめ、特色ある事業の紹介など、関係団体等が事業を実施する際の参考として、さらには記録集としても活用できるようにするなど、それぞれ特徴を持たせながら作成してきております。

教育委員会としては、社会経済状況や子供を取り巻く環境が大きく変化している中であって、生涯学習社会の構築が大きな課題となっていることを踏まえ、本市教育の基本的な方針を示しながら、より広範な連携のもとに事業展開していくことが必要だと考えております。

そこで、本市の教育全般にわたり、より一層の理解をいただくため、来年度寒河江市の教育をまとめたものの発刊に向け、事務局内部に編集委員会等を設けて内容に検討を加えるなど、広く活用いただけるものにしていきたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 ありがとうございます。

緑化フェアにつきましては、詳しいデータもそろえているということですが、欲を言えば、せっかくのアンケート、六百何人に対してのアンケートの項目の中に、寒河江市独自の、寒河江市に対する印象とか、何か 1 項目つけ加えていただければもっとよかったのではないかなと、そういうふうに感じました。これはこれから報告書というような段階まで進むと思いますけれども、報告書もこの入場者数に見合ったような画期的な、今までのような通り一遍と言うと怒られるかもしれないけれども、寒河江市独自の新しいアイデアを盛り込んだ画期的な報告書の作成を期待しております。

今までの報告書ですと、まず成果をずっと羅列したような格好になっておりますけれども、寒河江でこのような、例えば企業の施設がなかったとか、そういう特徴的なものを具体的に取り上げて、このようなもので寒河江は成功に導いたんだということを自信を持って報告書に書いていただきたいと思います。これからの作業となると思いますけれども、これからまだまだ煮詰めて発行されるものと思いますけれども、ぜひ寒河江市独自の報告書になるように期待しておりますので、よろしく願います。

この緑化フェアの成果を踏まえて、今度新しい課が誕生するわけですが、今まで私の知り得たところでは、市民に直接接するという、「すぐやる課」とかというのも寒河江市でつくられましたけれども、それと同様に、この「花・緑・せせらぎ推進課」は、市民とより密着した課になると思います。これは新しいことでもあり、職員の研修などもこれからますます必要になってくると思いますけれども、グラウンドワークとか、ソフト面も当然入ってくるというようなお話でしたので、その辺の職員の研修をこれからどのように進める計画をしているかどうか、そういうこともお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会のことですが、学社連携の教育指針の方針をこれから一冊にまとめたものを出してくれるという、来年度の話ですが、非常にありがたいと思っております。本来ですと、せっかく学校週 5 日制ということが始まったので、今年度発行していただければ、皆さんももっと学校教育、社会教育の連携に役立たせるものができたんだと私は期待しておりましたけれども、今年度は出ませんけれども、来年はそういう方針でつくっていただければということで、非常に感謝しております。

それで、この編集に当たられる方々はどのような方々になるかわかりませんが、社会教育面、学校教育面での、現場での先生方の意見を踏まえて、できれば社会教育課の事業と学校との事業をどのように結びつけるかまで踏み込んだ一つのものをつくっていただきたい。

例えば、社会教育課で行っている陵南トライアングルとか、そういうものが具体的にあるわけですが、そういう場合に、事業の日程とか、その打ち合わせも事前にできておれば、どのような内容でやるというようなことがわかっておれば、生徒たちにも普及とか、そういう面でも非常に役立つのではないかと考えておりますので、ぜひとも現場で当たられている主事さんと、それから学校の先生方、直接クラスを担当している先生方とか、そういう人たちと事業内容なども話し合いができるような編集委員会をつくっていただいて編集を進めていただきたいと思います。

メディアリテラシーについては、現在学校でそういう研修が行われているわけですが、本来一番必要なのは、一般市民がそういう情報をどうとらえるかがこれからの課題だと思っております。学校から一歩出て、市民にこれをどういうふうに普及活動をこれからはしようとしているのか、そういう面をお答え願えば非常にありがたいと思います。

仮性近視、仮性難聴、私もはっきりわからなかったんですけれども、私がこういう課題に興味を持ったのは、一つの出来事がありました。それは、子供たちと接しているときに、「おまえたちは何が一番うまいか」と聞いたら、そしゃくしなくてもいいもの、やわらかいもの、プリンとかジュースとか、そういうものが今の子供

に非常に好まれているということを知りました。それからいろいろ聞きますと、味覚障害もあると、それから口の周りに関しては、反対咬合も非常にふえてきたということを知りますと、結果としてあらわれてくる前に把握して、対策を練るということが一番大切だなと思っています。

それで、今は集団健診でほとんどのものが発見できたと言われてはいますが、その前に、直接体に異常を来したときに接するのが学校の養護の先生ではないかと思っています。それで、養護の先生も陵南中学校には2名が配置になっているそうですけれども、陵東中学校や、それから中部小学校、寒河江小学校とか、大きな学校にも2名を配置できないものかどうか。そうすることによって、生徒たちも安心して学校に行けますし、それから先生たちも、これからそういう社会現象で、さまざま新しい心因性のものとか、それから新しいウイルスによる病気の症状とか、非常に激しく変わっているわけです。

そういうことの研修、今まで持っていた知識よりももっと幅広く、これからの社会に対応するために研修が必要だと思っているわけですが、1人だけの先生ですと、その時間はだれかが養護の先生のかわりをしなければならぬような状況になっていると思いますけれども、そういう頻繁な研修にも参加できるような体制づくりになっているかどうか、それを伺いたいと思います。これでまず第2問といたしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これまでも申し上げましたけれども、今回の山形におけるところの寒河江会場の緑化フェアというのは、新しいスタイルといいますか、花・緑に対するところの緑化フェアとしての新しいスタイルというものを生み出したんじゃないかなと思っておりまして、これは県内外、全国的に大きな評価と、また影響を与えていくだろうと、このように思っております。

そういうことで、報告書なども県の実行委員会としても作成するだろうと思っておりますけれども、市独自のものとしてもこれも考えてまいりたいと、このように思っております。

それから、花・緑・せせらぎ課に関連してでございますけれども、特にハードだけでなくソフトの面にもこれは力を入れていかなくてはならないと思っております。そういう面では、市民一人ひとりの心に植えつけるようなものは何か、訴えるためには何をすればいいのかというようなこととか、あるいは花・緑の学習としてやらなくてはならないような分野というのはどうかとか、そういうものをなお一層探り当てるといようなこと、あるいはまた、技術的な面とか、あるいは学術的といいますか、芸術的な面といいますか、そういう面もどうするかということも勉強するような方向でいきたいと、このように思っております。

そうしますと、単に新しい課だけでなく、関係者や、あるいは関係団体と十分連携をとる必要がございますし、あるいは専門家等の御意見というもの、あるいは御指導も受けなくてはならないということも出てくるだろうと思っております。そういう面で幅広いことが実施できるような、取り組みを可能とするような実施体制というものを考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 学校教育課長。

芳賀 彰学校教育課長 仮性難聴、仮性近視だけでなく、心因性の異常の発見につきまして、養護教諭の力が大切なのではないかということでありましたが、教育委員会としましても、まず第 1 番目に、養護教諭に対する研修会を行っております。それから、西村山地区及び市の学校保健委員会等で医師の指導も受けております。そして、心因性の異常などの発見の研修を行っているところであります。それから、各学校でも心因性の異常の発見について、校内での研修会を養護教諭が中心になって行っております。

ただ、ここで一番大切と考えておりますのは、児童生徒に直接接しているのは担任でありますので、担任を中心にして養護教諭からの指導も受けながら互いに研修を深め、担任の力量をこれからますます図っていきたいと考えております。

以上であります。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 緑化フェアに関して、報告書にもそういうことを盛り込んでいただけないということですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど質問するのを忘れたんですけども、最上川河岸一帯のふるさと総合公園の事業がこれから進んでいくわけですね。寒河江緑地の方も整備が事業認可がおりますと始まるということですので、そういうものが完成した段階で、管理運営をどうするのかということまで一応計画段階で考慮していただけないと思ひます。

施設をつくると、完成時はお客さんが大勢来ますけれども、長くなりますとどうしても忘れがちというか、利用の仕方がとまどったり、わからなくなったりして利用が減る場合があります。こんなときに、こういう利用の仕方もあるんですよとか、こういう楽しみ方もあるんですよとか、細かい事業を頻繁に行えるような運営形態、必ずしも大大会だけ行うのではなくて、小規模なものを少人数でも楽しめるような企画運営のできるような施設管理のあり方、運営のあり方を、これから完成までまだ時間があると思ひますので、じっくり計画を立てて、将来に禍根の残さないように、こういうものが寒河江にはあるんだということを、ぜひ進めていっていただけないと思ひますので、今後の管理に対しての基本的な考え方、まとまっていれば結構ですので、お話を聞かせていただければありがたいと思ひます。

仮性難聴とかそういうことは、私たち一般素人ではそんなに関心のある問題ではないと思ひますけれども、そういう心因的なものの発見がおくれるということが、一番その病気というか、症状を長くする原因だと思ひます。特に仮性難聴は、選択して音を自分で聞くわけですから、それがくせとなりますと、人の声が全然聞こえなくなってしまう、そういう症状を持っている人もいます。そういうことのないように早く手当をすることが大切と思ひますので、ぜひ担任の先生の研修を深めて、専門医の意見なども取り入れながら進めていっていただけないと思ひます。

それで、学校では現在仮性難聴とかは少ないようなんですけれども、これからまだまだ起きる可能性がありますし、特に起きています傾向としては、大きな学校に偏っている傾向があると言われてます。大きな学校ということは、やっぱり一人ひとりに目が届かないから発見がおくれるのだと思ひているわけですので、ぜひともこれから養護教諭の複数配置を各方面に要望したり、寒河江市での独自の実現ができないかどうか、検討しているかどうかお伺ひしたいと思ひます。

それから、寒河江市の教育指針がそういう段階を踏まえて、来年度発行されるということなんですけれども、やっぱり忘れてならないのは、学校教育以外で幼児教育の部面が、どうしても「学校教育とは違うんだから」ということで省かれる傾向があります。幼児期から学校に上がるときの連携が特に必要だと言われまして、それから中学校から高校への進学への連携も今必要だと言われております。高等学校に入ると非常に退学者が多いと。昨年あたりでは、山形県内で寒河江高校の学校の生徒ぐらいが途中退学しているというようなお話も聞きますので、中学校と、それから高等学校の連携などもぜひとも進めていって、検討課題に入れていただけないと思ひます。

それから、今度中学校ではだんだんとスポーツの部活の形態が変わってくると言われています。そういう観点から、社会体育とのつながりがこれからますます密着になってくるのではないかと。もちろん社会体育もこの範疇には入ると思ひますけれども、これから地域スポーツのかかわりとか、そういう面も考慮に入れながら編集に当たっていただければ、非常にありがたいと思ひております。

これで第 3 問を終わりますけれども、最上川河岸一帯の運営のあり方についてお伺ひして終わりたいと思ひます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 最上川ふるさと総合公園は、これは県の公園施設でございますから、利用の管理運営につきましては、県と十分協議してまいりたいと思いますが、何としても多目的に、あるいは他の来てくださる方に楽しんでもらえるような利用の仕方ということは、存分にこれは考えてまいらなくてはならないと思っておりますし、数多く利用していただく、そしてまた多くの入場者に来てもらうということを当然念頭に置いて進めてまいりたいと、こう思っております。

また、今、市で計画しておりますところの最上川寒河江緑地との関連になるわけでございますけれども、この辺の連携というものを強くしまして、全体としての効果が上がるようなものにしてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

那須 稔議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 20 番、21 番について、20 番那須 稔議員。

〔20 番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 おはようございます。

私は、所属している政党公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号 20 番、事務事業の O A 化の推進による行政の効率化についてお伺いをいたします。

今日、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化をしてきております。それらのことを表現するものとして、国際化、高齢化、高度技術化、ソフト化、高度情報化などという言葉がしばしば使われています。その中であって、特に情報化においては産業の情報化、社会の情報化、家庭の情報化、さらには国際社会の情報化という表現もされるに至っております。このようなキーワードで表現される環境の変化は、地域社会に大きな転換を迫りつつあると言われております。そのために地方自治体としては、それにどう対処していくかについて対応が迫られているのではないかと思います。

自治体が抱えている課題の中には、従来の行政では解決が困難な課題も多く、このため効果的な解決などの手段として、技術革新の結果を踏まえた課題の解決が望まれているのであります。それらの課題の解決の方法として、情報システムの導入を図ろうとする動向が各自治体で具体的にあらわれてきております。従来の事務機械化では対応できなくなった事務の分野に、技術革新の結果開発された新しい情報処理機器を積極的に活用していくことによって、情報処理システムの改善を図って情報化社会にふさわしい行政を行って、住民の要望にこたえていこうとすることが自治体における O A の導入の目的であり、その意義は大きいものがあると思います。

本市においては、複雑多岐、膨大化する行政事務に対応するため、O A 化の推進に努めております。特に金銭会計、住民基本台帳処理業務、印鑑証明発行などに O A 機器を積極的に取り入れるなど、また平成 8 年に策定された寒河江市行政改革大綱を受けて、税証明の窓口の一本化を図るために税務オンラインシステムの開発をし、市民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減に努めているとのこと、そして平成 13 年に設置された寒河江市情報化検討委員会においても、電子市役所を目指す中でさらなる事務の O A 化に向けて検討されているところであります。

このように、いろいろな側面の活路を開くためには、最新の O A システムなど、開発された情報処理技術を積極的に活用していくことが求められているのではないかと思います。そうした自治体の中にあって、O A システムを活用することは、各部署において情報の相互利用が可能となり、情報化の推進がなされ、簡素で効率的な事務の執行が図られるのではないかと思います。

以上のことを踏まえて、以下について御質問をさせていただきます。

一つには、財務会計システムのオンライン化による財務会計オンラインシステムの導入についてお伺いをいたします。

行政の会計事務は、年々仕分け、転記、清書など事務量の増大が見られるのであります。そして、それら事務内容の複雑化、処理時期の集中化の傾向が顕著にあらわれてきています。これらの事務を正確に効率的に、そして省力化を図りながら、財政運営の的確な把握を目指すために、電算化によるシステムは行政としてどうしても避けて通れないところではないかと思います。

本市においては、金銭会計システムを取り入れることによって、歳入歳出についての電算処理をしており、支払い業務、例月決算処理、決算処理などについて効果を上げているようであります。しかしながら、財務会

計オンラインというシステムまでは取り入れられていないのが現状であります。

このシステムを導入することによる効果状況について、他市の実施例などから見ると、一つには、伝票処理はこれまでベテランの庶務担当者が任される傾向が多かったが、財務会計オンラインシステムの導入により新規採用職員などでも容易に起票することが可能となった。そして将来的には、伝票事務専門に近い職員は必要なくなり、有効な人事配置が可能になると思われるとのこと。二つには、予算編成から予算執行、そして決算の数値の正確性が飛躍的に向上したとのこと。三つ目には、各課少なくとも1台のパソコンが導入されたため、財務会計などの未使用の時間でも単純業務使用を各課で検討、導入するなど、職員の機器への意識の向上が図られたとのこと。四つには、単純作業や転記作業がなくなったとのこと。五つには、情報をデータベース化することにより、最新の情報を正確に即座に把握することが可能になり、予算管理も容易になったとのこと。六つには、紙の伝票がなくなりペーパーレス化が図られたとのことなどなど、システムの導入による効果には大きいものがあるのではないかと思います。

また、現在本市で推し進めている電子市役所に向けての情報化検討委員会でも検討された財務会計オンラインシステムの稼働の条件である庁内LANの整備が、今年度の予算に盛り込まれているわけであり、システム導入の条件がそろそろ整いつつあると思います。

そこでお伺いいたします。一つには、本市として財務会計オンラインシステムの導入について、どのように考えておられるのかお聞かせを願いたいと思います。二つには、もし財務会計オンラインシステムを導入する考えがあれば、いつごろを考えておられるのかお聞かせを願いたいと思います。

二つには、財務会計システムに電子決裁、予算編成・執行、決算統計などの機能を持たせることについてお伺いいたします。

一般的には、財務会計システムには、財務、管理、会計、各課、起債、契約、備品、資産、公有財産などの各管理の機能が持たされており、庁舎の総合的な管理に使われているのであります。他市の例などでは、担当課では新年度の予算編成から予算書の作成、そして当該年度の予算統計や、場合によっては補正予算という重なり従来は忙しい時期であった年度末から年度始めの間で大幅な省力効果が進み、本来の業務である財政分析やきめ細かい執行管理が可能になったという効果が出ているようであります。それに現在では、予算執行、歳入歳出、歳入歳出外現金、公金振替、契約などの各管理において、パソコンの画面上で決裁できる電子決裁を取り入れる自治体が出てきており、処理の迅速化と事務処理の効果に貢献しているとのことであります。

そこでお伺いいたします。財務会計オンラインシステムの導入に際しては、システムの中に電子決裁、予算編成・執行、決算統計などの機能を持たせることについてどのような考えをお持ちなのかお聞かせを願いたいと思います。

次に、三つには、一般会計などの決算認定の9月議会への上程についてお伺いいたします。

一般会計などの決算については、毎年5月31日に出納閉鎖をしており、地方自治法には出納の閉鎖後3カ月以内に決算を調製し、証書類やその他書類とあわせて、収入役は地方公共団体の長に提出しなければならないとあります。現状では、8月31日までに提出されておりますが、その後監査委員の審査があり、9月議会には上程が難しい状況にあります。

また、決算と予算については表裏一体であり、今年度の決算の状況を踏まえて次年の予算編成などへの適正な反映などを考えるときに、予算編成作業前に議会に上程され、審議されるのが望ましいと思うのであります。各市の状況を見ると、大変な事務量となり、財務会計オンラインシステムが稼働することに伴って、12月議会から9月議会へ決算の認定を移しているところが多いようです。

そこでお伺いいたします。

今後財務会計オンラインシステムが稼働するに伴って、一般会計などの決算認定について、現在は12月議会に上程されているわけですが、それを9月議会に上程することについてどのように考えておられるのかお聞

かせを願いたいと思います。

次に、通告番号 21 番、保健行政について、はしかの予防接種などについてお伺いいたします。

はしかは予防接種によって予防が可能な疾患であると言われております。はしかの予防接種については、1978 年から定期接種として実施され、既に 24 年が経過をしているようです。その間、予防接種法の改正があり、それなりの効果を上げているものはしかによって亡くなる人が続いており、それら疾患の抑制が望まれているところであります。

はしかは極めて伝染力の強いウイルス性の病気であり、かかると体力が衰え、感染から発病まで潜伏期間が約 11 日余り、一度かかると一生免疫ができる病気でもあります。中には肺炎や中耳炎などの重い合併症を引き起こす例もあるようです。全国で毎年 10 万人から 20 万人が感染するとされ、去年は全国で 21 名の死亡が報告をされているところであります。

そこで御質問させていただきます。

一つには、はしかの定期予防接種に対する公費負担についてお伺いいたします。

子供を対象としたはしかの定期予防接種は、予防接種法で感染予防のためのワクチン接種を受けることが奨励されており、各市町村で 1 歳から 7 歳 6 カ月未満の子供を対象に実施をされているのであります。公費負担の場合は各市町村の判断にゆだねられているために、場合によってはワクチン接種を受ける子供の親に自己負担を求めるケースがあるのも実情だと言われております。

1994 年の予防接種法の改正で、義務接種から保護者の判断に任せる勧奨接種に変更されて以来、ワクチンの接種率は低下している現状だと言われております。

本市においては、個別予防接種の中で三種混合の予防接種について、もう既に平成 13 年から自己負担を撤廃し、無料化をしております。しかし、はしかについては 1 回で 1,300 円の自己負担があります。接種率については高いようですが、さらに全員が接種できることが望まれるのであります。そしてまた、はしかの定期予防接種に対して自己負担を撤廃することは、子育てに対する支援にもなっていくのではないかと思うものです。

そこでお伺いいたします。

はしかの感染によって幼い命が失われることのないように、ワクチンの接種しやすい環境とするためにも、定期予防接種に対する自己負担を撤廃し、公費で負担することについてどのように考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

二つには、はしかの予防接種年齢の適正化についてお伺いいたします。

先ほども述べたように、予防接種法では定期の予防接種を行う疾病及び対象者として、はしかについては「生後 12 カ月から 90 カ月に至るまでの間にある者」としております。特に年齢別患者数を見るに、生後 12 カ月を過ぎた 1 歳の幼児の発症がほかの年齢層に比べて、大変多くの患者割合を占めていることが統計から読み取ることができるのであります。

本市の場合、はしかの定期予防接種については、生後 1 歳 6 カ月にワクチン接種を実施し、はしかの感染予防に努めているとのこと、しかし 1 歳から定期予防接種年齢の 1 歳 6 カ月までの 6 カ月間に発症するなど聞かれるのであります。予防接種の目的からすれば、疾患にかかる前に接種することが本来のあり方ではないかと思えます。

そこでお伺いいたします。

はしかの定期予防接種について、予防接種法ではワクチン接種が生後 1 歳からできるようになっています。本市の場合、現行の定期予防接種が 1 歳 6 カ月となっていますが、適正な予防接種年齢として、生後 1 歳に定期予防接種をすべきだと思えますが、どのように考えておられるのかお聞きをしたいと思えます。

以上で第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前 11 時といたします。

休 憩 午前 10 時 43 分

再 開 午前 11 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、O A 化推進について答弁申し上げます。

寒河江市では、これまでホストコンピューターによるさまざまな業務処理システムを初めとし、各種税関連システムの構築や介護保険など福祉関連分野についても情報化を進めるとともに、平成 2 年度に金銭会計システム、9 年度に起債管理システム、13 年度に入札管理システムをそれぞれ単独で構築し、業務や事務の効率化を図ってまいりましたが、予算編成や予算執行、歳入歳出管理を含むトータル的な財務会計システムについては導入していない状況でございます。

また、現在情報通信技術が飛躍的に発展し、これに対応して事務処理の迅速化、効率化など質の高い行政サービスが求められていることから、これまで順次パソコンを導入してきたところでございます。

今年度は、今後の本市の情報化の取り組みを体系的に推進するため、寒河江市情報化推進計画を策定してまいります。さらに、これから導入するさまざまなシステムを使用するには、パソコン間をネットワークする LAN の構築が必要不可欠であることから 250 万円を予算化しており、9 月中に敷設するなど、庁内の情報化に向けた基盤づくりに積極的に対応しているところでございます。

御質問の財務会計システムでございますが、市全体の財務会計全般の省力化と効率化、迅速化を図ることができるものであり、また予算面においては、予算編成の効率化を初め予算執行状況のリアルタイムでの把握など、限られた財源を有効に活用することができるとともに、会計事務についても決算書や例月出納検査資料が容易に作成することができるなど、省力化と効率化、迅速化が図られるものでございます。

そのためできるだけ早い時期の導入に向けて取り組んでいかなければならないと思っているところでありまして、今申し上げました情報化推進計画の中にも、早い時期の構築に向けて検討しております。ただ、構築に当たりましては相当の導入経費も伴いますので、今後の財政状況等も見ていかななくてはならないと思っているところでございます。

それから、導入する場合の中身、機能についてでございますが、財務会計システムの構築は、従来の手作業の財務会計体系を一新するわけであり、導入に当たっては、システムはもとより関連規則等についても大幅な改正が必要であり、十分検討していかなければなりません。そのため庁内にプロジェクトチームなどを組織し、対応していかなければならないと思っているところであり、導入する機能についてもその中で検討していきたいと思っております。

次に、一般会計等の決算認定のことでございます。

本市の決算の認定につきましては、地方公営企業法が適用する水道事業会計と病院事業会計は 9 月の定例会に、それ以外の一般会計と特別会計は 12 月定例会にそれぞれ上程させていただいているところでございます。水道事業会計と病院事業会計は、地方公営企業法の規定により 9 月定例会に上程しなければならないわけですが、一般会計と特別会計につきましては、地方自治法により次年度の通常予算が上程される前までの定例会に上程すればよいことになっており、本市の場合は 12 月定例会に認定をお願いしております。

上程するに当たりましては、収入役が決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を調製して市長に提出し、市長が監査委員に審査を依頼し、その決算審査意見書と主要な施策の成果に関する説明書を添えて議会に上程しております。

当然、それらの一連の事務作業につきましては、現年度の通常業務と並行して行われているものであり、特に監査委員には短期間の中で審査していただいているわけでありまして、現在、決算についての議会への上程は、今申し上げましたとおり、法に規定された日程の範囲内で行っているわけでありまして、作業日程も無理なく

順調に事務事業を進めているものと思っているところであります。

それが9月上程ということになりますと、決算の調製に伴う業務が現在よりすべて3カ月前倒しとなり、現状のままでは短期間に業務量が集中することになります。また監査委員からも病院事業会計と水道事業会計に加えて、一般会計と特別会計も9月上程に間に合うように審査をしていただかなければなりませんので、審査日程等の面でも厳しいものが出てくるのではないかと思っているところでございます。

次年度の予算への反映という御提言でございますが、決算状況につきましては、毎年総務省の地方財政状況調査、いわゆる決算統計の取りまとめ作業を6月末をめどに行っており、その結果を市報に掲載し、お知らせしているところであり、それをもとに次年度予算への反映も可能ではないかと思っているところでございます。

ただ、御質問のとおり9月上程の自治体が多くなっているようでもありますので、財務会計システムの導入なども考慮に入れながら、上程に向けて検討していかねばならないと思っているところでございます。

次は保健行政について、はしかのことについて答弁申し上げます。

乳幼児を対象とした予防接種には、予防接種法に基づき市町村が実施する定期予防接種と、個人で実施する任意接種がありますが、本市の定期予防接種は、ポリオ及びBCGについては集団接種を行い、三種混合、麻疹、風疹及び日本脳炎については、希望者が市内の医療機関において行う個別接種により実施しております。

麻疹予防接種の対象者数は、毎年400人程度であります。平成13年度では408人で、接種率はおおよそ93%となっております。何らかの事情で接種を受けられなかった方については、各種検診時等において確認し、啓発に努めており、ほとんどの方が対象年齢内、いわゆる対象年齢というのは生後12カ月から90カ月でございますが、その年齢内に受けていると考えております。

保護者負担を無料にできないかというお尋ねでございますが、予防接種に要する費用については、薬品代等の実費を徴収することができる旨予防接種法に規定されていることから、近隣市町との均衡を図りながら、これまで費用の一部を負担いただいていたところでございます。

予防接種に対する負担軽減対策としましては、平成7年度にすべての集団接種を無料とし、個別接種についても負担を少なくいたしました。麻疹については1,500円から1,300円に減額しております。また、昨年度においては、三種混合ワクチンの接種について無料化するなど、段階的に軽減対策を進めているところでございます。

県内の麻疹発生状況を見ますと、平成4年の流行後激減しましたが、平成10年に庄内地区で127名、13年度に村山地区と置賜地区で合計59名の患者発生が報告されております。これらは医師の報告に基づくものであることから、市町村ごとの発生件数等についてはデータがありませんが、本市内においては、麻疹感染による重篤患者の例はないようでございます。しかし全国的に見れば、過去に麻疹による脳症などの重い症例も報告されておりますし、保護者負担の軽減は少子化対策の一つでもありますので、接種率の向上に向け無料化を検討してまいりたいと考えております。

それから、予防接種年齢の適正化についてのお尋ねでございます。

御案内のように、予防接種法では麻疹の予防接種については、生後12~90カ月が対象年齢になっております。先ほど申し上げたとおりでございます。本市におきましては、希望者から申し込みをいただいて、標準的な接種年齢として定められている生後12~24カ月内の時期に合わせ、1歳半の時期に行っております。

その理由としましては、一つはポリオやBCG、三種混合の接種が生後3カ月から1年までの間に行わなければならないこと、二つには、次のワクチン接種までに、生ワクチンの場合は4週間以上、不活性化ワクチンの場合は1週間以上あけなければならないこと、三つには、市内に小児科医が少ないことから、集中を避けたいことなどでございます。

これまでこの時期に実施してきたことよってのトラブルや発症などはありませんでしたが、早い時期に行うことが望ましいわけですので、1歳からの実施を含め、希望する時期に接種を受けることができるよう医師

会と協議し、その可能性や方法等について検討してまいりたいと考えております。
以上です。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 今、市長の方からは、私の質問を真摯に受けとめていただきまして、前向きな検討をするというような答弁がございました。そうでありますから、2 問目ということにつきましては余りありませんけれども、少々 2 問目の質問をさせていただきたいと思います。

まずは、財務会計オンラインシステムでありますけれども、市長の方からも先ほど導入に向けて検討していく旨の答弁がありました。

それで、時期的といえますけれども、早い時期ということで市長の方からも答弁があったわけですが、私も第 1 問で申し上げたように、やっぱり時期というものをきちっと明確にして取り組んでいくべきではないかなと思っているところです。平成 13 年に設置をしました情報化検討委員会の中でも、庁内 LAN が 9 月には整備をされるという状況にもございますから、財務会計オンラインシステムについても走り出せるような状況下にあるのではないかと考えているところです。

それで、この財務会計オンラインシステムについては、山形県には 13 市がありますけれども、寒河江市はそれほど早い方ではない。遅い方ではないかなと私は思っているところです。そういう意味では、県内の状況、今 13 市の導入状況、財務会計オンラインシステムはどういう状況になっているのか、1 点御質問をさせていただきます。

それと、先ほど市長からも非常に経費がかかるという話がありました。やっぱりこれは最新の情報化機械でありますから、経費、予算、事業費、相当規模のものがかかるのではないかなと覚悟しているところです。私も 13 市のある市の方に行ってまいりまして、どういう状況なのか聞いてまいりました。その市は、寒河江市と大体人口規模が同じような規模の市でありますけれども、この財務会計システムを既に取り入れまして稼働している市であります。

予算ということでお聞きしましたところ、機械そのもの、必要とするソフト、それから機械そのものについては、ソフト面、ハード面については年間リースということで予算を計上していると。その予算も 5 年間リースという中で年間 4,000 万円ほどの予算を計上して稼働しているという話をしておられました。これは 5 年です。それから 5 年間 4,000 万円という経費の中で稼働しまして、それでは 6 年後はどうなるのかといえますと、その経費の 10 分の 1 に下がるんだと。ですから 6 年目からは、そのソフト、ハードの機械が 400 万円のリースの経費で済むんだという話をしておられました。

そのほかメンテナンス料として 1,000 万円かかるという話をしておられましたけれども、この導入に際しては、最初は相当の経費はかかるのではないかなと思いますけれども、ある程度の年限がたちますと、少しの経費で相当大きな効果が上げられるシステムではないかなと、このように思ったところです。

そういう意味で、検討されたようでありますから、どのくらいの経費がかかるということで予想されているのか、この辺についても考えがございましたらお聞きをしたいと思います。この 4,000 万円というお金は非常に高い金額ではありますけれども、これからの寒河江市の事務の効率化ということを考えてみるならば、最初は高いわけではありますけれども、相当の効果が上げられるのではないかなと、このように思っているところです。

それから、2 点目のシステムでありますけれども、この財務会計システムには、システム自体は選択できるということで、いろんな機能がありますけれども、その中で、先ほど言ったようなシステム、市長からは庁内の方にプロジェクトチームをつくって、そのプロジェクトチームの中でそれぞれ検討していくという答弁がありました。これは 13 市の中ではそれほど早い導入ではないということで、このシステム自体日進月歩でいろんなシステムが今は開発をされております。先ほど言った例はほんの一事例で、相当高い情報化システムがあります。

ですからそういう意味では、プロジェクトチームの中でもいろんな状況を見て、検討して、やはり寒河江市に一番合う、最先端に行くこのシステム、当然電子決裁などは最先端に行くシステムの一つになっておりますので。それからバランスシート関係のシステム、それから行政計画等々のシステム、いろんなシステムがありますから、そのシステムを見ていただいて、それらの最新のもの、寒河江市に合うもの、そして本当に事務の効率化に役立っていくというようなシステムについて、このプロジェクトチームの中で御検討いただいて結論を出していただきたいなど、このように思っているところです。

設置をするということでありますから、どのくらいの期間をかけて検討されるのか、この辺の考えがございましたらお答えをしていただきたいと思います。

それから、一般会計の認定でありますけれども、これについては、市長の方からは今後導入に際して検討するという旨の答弁がございました。これは先ほど市長も言われているとおり、現段階での導入というのは非常に難しいのではないかと、やはり相当の事務量が来るということでもあります。

ただ、これが9月上程になったとしても、やはり5月31日に出納閉鎖をして、それぞれ収入役が市長の方に提出をして、市長から監査委員の審査を受けるように提出されるということになりますと、それなりのまた期間もかかるのではないかなということでもありますから、この導入に際して、それなりの審査の経過、仕方について、やはりきちんとしたシステムづくりというものをすべきではないかなと。特に先ほど市長も言うておられますように、監査の仕方ということが、今の監査の仕方ではなくて若干違った監査の仕方になってくるのではないかなと思いますけれども、その辺、監査委員の方で何か御意見がございましたら、監査の仕方、今と違ったどういう仕方なのか、要するに、9月議会に上程された場合にどういうふうになっていくのかお聞きをしたいと思います。

それから、9月議会の上程につきましては、県内の13市の状況がどうなっているのか。既に9月議会に上程している市があるように聞いております。それと、ことしから実施をする市があるように聞いております。それから、今後既に実施を予定している市もあると聞いておりますけれども、その辺、どういう県内の状況になっているのか。

やっぱりこれは、先ほども申し上げましたけれども、5月31日に出納閉鎖をするわけでありますけれども、3月議会までにどの議会でも上程していいというように法的にはなっているわけでありますけれども、出納閉鎖をして次の議会、6月議会というのは物理的に難しい、これはできませんから、やっぱりその近々の議会であれば9月議会ではないかなと。9月議会に上程をするということが私は一番いいのではないかなと思っておりますので、その辺、市長からは導入に際しての検討ということがございましたので、今後ぜひそのようにしていただきたいなど思っているところでございます。

それから、はしかの公費負担でありますけれども、これはことしの6月、日本外来小児科学会というところが全国的な調査をしました。これは3,300の市町村の調査をしているようです。

その中で、公費負担をしていない、要するに自己負担というような割合で、これは500円から3,300円までの上限がありますけれども、その中で、それぞれ調査をした結果、全国で94の市町村が自己負担をまだやっているというような学会の報告が出ているようであります。特にその中で一番多い市町村を抱えているのが山形県でありまして、22の市町村がまだ自己負担があるというような調査の結果になっているところです。

市長からは、今後その自己負担に対して公費で負担する旨の答弁がございました。私は来年度の予算にこれを盛り込んでいただいて、平成15年からぜひとも実施をしてほしいと思っておりますけれども、その辺、市長のお考えがございましたらお答えをいただきたいなど、このように思っているところです。

特に寒河江市は、接種率については93%を超すということでも非常に高いわけでありますけれども、やっぱり残された数%の方がかかった場合に、合併症で重い症状となって最終的には死亡するというようなケースもあるということもございますので、できましたならばその辺、何とか自己負担をなくしていただいて、先ほど

市長からもあったように、少子化の一環として、これはぜひとも実施をしていただきたいなど。市長からは、来年度の実施に向けてどういう考えをお持ちなのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、定期予防接種の1歳からの実施でありますけれども、これは予防法では1歳からできます。市長からは、今後の検討課題ということで答弁をいただいたわけでありまして、この1歳から1歳6カ月の間の6カ月間で発症する例というものが多く聞かれます。特に統計上からしますと、12カ月から24カ月の間に相当数の患者数がおられますので、そのうち1歳から1歳6カ月の間にも相当数の患者が発生しているのではないかなど、このように思っているところです。

そういう意味では、1歳6カ月を1歳ということでありまして、市長の方からは、なかなか難しい状況などもあるんだというような話がありました。そしてその中で一番難しいのは、寒河江市に小児科の医者がないというのが、非常に接種に対しての難しいものがあるのではないかなど思っております。今のところ小児科の医者は2名ということで、2名の先生にこの400名の方が集中したんでは大変だということから、1歳ということが疑問視されているのではないかなど思いますが、これは私が思うに、皮下接種ということで小児科の医者、当然これは専門医ですから小児科の先生がすることが一番ベターであるし、いいのではないかなど思いますが、皮下接種というものは小児科の医師ばかりでなくて、内科の医師でも私は十分対応できるのではないかなど思っているところでございますので、医師会と話し合うというように市長からもあったわけですが、その辺内科の先生を含めて、はしかの定期予防接種、1歳からできるような形でどうなのか、市長の考えがありましたらお聞かせを願いたいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 那須議員に申し上げます。監査委員については通告なされておられませんので、質問は御遠慮願います。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 財務会計のことですけれども、早くやりなさいと、こういう要望でございますが、具体的な年度は特定はできませんけれども、推進化計画の中で十分討議してまいりたいと思います。準備期間は、幾ら見積もっても 1 年間はかかると思いますので、大変なことなわけでございますが、そういうことで現在取り組んでまいろうと、このように思っております。

それから、一般会計の 9 月議会への上程のことですけれども、3 カ月も前倒しするということは、非常に事務の量にも負担がかかるということがあろうかと思っております、それなりにメリットがどうかということになりますと、そうは考えられないんじゃないかなと思っております。まずは財務会計のシステムを導入することに力を入れて、その後の問題として対応したいと、このように思っております。

それから、麻疹、はしかのことですけれども、先ほど答弁申し上げましたように、早い時期ということですので、来年度 15 年度に向けて取り組みたいというような気持ちでおるところでございますが、要は医師会等々の取り組みということもございまして、医師会でも何とかやってもらえるのではないかと思いますけれども、無料にしまして、そして引き下げも対応するというところで取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、県内の状況等につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

佐藤 清議長 財政課長。

秋場 元財政課長 お答えいたします。

県内の財務会計の導入状況でございますが、今年度までに寒河江市と長井市を除く 11 市で導入しております。

導入経費でございますが、導入する中身によりますけれども、ハード、ソフト含めまして 5 年間リースが基本でありますので、5 年間分割払いになりますけれども、1 億円から 2 億円程度はかかるのではないかと考えております。

それから、決算の 9 月認定の状況であります。県内の状況であります。13 市においては、来年度までに導入予定している市を除きましては、寒河江市と村山市が導入していない状況であります。

以上でございます。

佐藤 清議長 那須議員。

那須 稔議員 先ほど監査委員に質問をしましたけれども、通告しておりませんので、取り下げをさせていただきます。

この財務会計オンラインシステムでありますけれども、先ほどあったように、ほとんど県内では寒河江市と長井市以外に導入を決めておりまして、もう走っているという状況にあるわけです。そういう意味では寒河江市も、市長からは具体的な年度の明示がありませんでしたけれども、私は 3 年ごとのローリングの中に 15 年からきちんと入れていただいて、その中でこの財務会計オンラインシステムの導入について、検討すべきではないかなと思いますので、その辺、ローリングの方に入れることについて何かお考えがございましたらお答えをいただきたいと思います。

それから、一般会計等の 9 月議会への上程でありますけれども、先ほど言ったように、もう既に実施をしている市が、私の調べでは 6 市、今年度が 3 市、それから 15 年度に予定している市が 2 市あります。そして、今答弁があったように、村山市と寒河江市がまだだということで、13 市のうちほとんどの市が実施している状況にあります。

各市の方でも、聞いてみますと、やっぱり先ほど言ったように、次年度の予算の方に反映をすると。それからもう一点は、当然 5 月 31 日で出納閉鎖をするわけですから、行政とすれば、やっぱり次の議会、6 月議会は物理的に難しいでありましょうから、せめて 9 月議会には上程するんだというように言っている市もございまして、それは行政としての使命ではないかなと思っているところでございますので、私は 12 月議会からぜひともこれは 9 月議会へ、財務会計オンラインシステムの導入に伴って、ぜひともこれは導入をしていただきたいなと、このように思っているところです。

はしかについては、市長から 15 年度から無料化に向けて検討という話がございました。これはぜひ 15 年度の予算に盛り込んでいただいて、1,300 円の自己負担がなくなるという形でぜひともこれは行っていただきたいなということをお願いをして、第 3 問を終わります。

新宮征一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 22 番、23 番について、13 番新宮征一議員。

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 私は緑政会の一員として、通告してある諸課題について、市長並びに教育委員長に質問をいたします。

質問に先立ちまして、このたびの第 19 回全国都市緑化やまがたフェア・やまがた花咲かフェア '02 の大成功を市民の皆様とともに心からお祝いを申し上げ、関係者に対し心から敬意と感謝を申し上げます。

早速質問に入ります。

まず通告 22 番、フローラ S A G A E の有効利活用について伺います。

フローラ S A G A E は、中心市街地の空洞化が進む中、その対策の一つとして取り上げられ、中心市街地活性化拠点施設としてオープンし、はや 2 周年を迎えました。その間、関係者の方々の御努力により、ショッピングからオフィスまで、その機能は幅広く利活用がなされ、多くの人でにぎわっておりますことは、まことに喜ばしい限りであります。しかし、ここに来て一部テナントが撤退するなど、多少の陰りが出てきたのではないかと心配しているところであります。

そこで、この施設の利活用について、私なりに若干の提言を申し上げます。

一つは、この施設の内容が検討されたときに、1 階フロアの一部のスペースに、住民票など簡易な証明書等の自動交付機の設置が予定されておりました。しかし、2 年たった今なお設置はなされておられません。この間、役所においては窓口業務の時間延長などによる住民サービスが図られ、市民からは大変な好評を得ておりますが、カード時代と言われている今日、自動交付機の設置はこの施設にマッチしたもので、さらなる住民サービスにつながるものと考えますが、これまでの経過と今後の対応について、当局の御見解を伺います。

次に、フローラ S A G A E に子供みこしを展示してはどうかと思いますが、どうでしょうか。

いよいよ寒河江まつりも目前に迫ってまいりました。多くの市民は祭りの準備に追われながらも、楽しみに待っていることと思います。その寒河江まつりの目玉も、昔の仮装行列から武者行列と変わり、そして今では東北一と自負しているみこしの祭典が最大のイベントとなりました。本みこし、企業みこし、そして子供みこしによるところの躍動感あふれるあの勇壮なみこしの渡御こそ日本の祭りの象徴であって、担ぎ手の皆さんはもとより私たち観衆の心をも奮い立たせ、すばらしい感動を与えてくれるものです。

そして、この秋には市の表玄関である駅前広場にみこしの展示場「みこし蔵」がつけられ、常に多くの人の目に触れることから、みこしのまち寒河江としても大きくクローズアップされ、本市にとってはさくらんぼに次ぐ第 2 のシンボルとして定着されようとしております。

祭りはみんなが参加、みんなが楽しめるものであり、特に子供たちは子供みこしを担ぐことによって祭りへの参加を自覚し、その意義を十分実感されることと思います。子供みこしといえば従来はたるみこしが主でありましたが、それでは満足せず、今では子供の本みこしが 10 数基になったと聞いております。

全部とはいかないまでも、この子供みこしをフローラ S A G A E 3 階のイベント広場、あるいは 4 階のみんなの広場を利用して展示すれば、そこを訪れた人の目を楽しませ、みこしに対する関心と愛着が生まれるものと考えますが、いかがでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。

3 点目は、生涯学習の場としての活用についてであります。

現在も 3 階のカルチャー教室や 4 階にある教養文化室などを使って大正琴や三味線、社交ダンス、つる細工指導など多くの教室が開かれているようではありますが、もっと幅を広げるためにも、曜日ごと、時間ごとに教室を固定化し、例えば月曜日は民謡、火曜日はカラオケといったような方法で、一般の人、素人でもだれもが

いつでも気軽に練習できるような場を提供できないものでしょうか。

また、ギャラリーホールを利用して、写真、書、絵画、民芸品など、老人クラブや婦人会、その他のサークルなどの作品を常時展示すれば、家族や知人の作品を見ようと訪れる人も多くなるものと思われます。これについては、指導者の問題など課題もあろうかと思いますが、御見解を承ります。

続いて通告 23 番、少人数学級編成による教室不足の対応について、教育委員長に伺います。

本年 14 年度は、ゆとりと生きる力を育むことを目標に、完全学校週 5 日制が実施されました。また山形県では全国に先駆け、きめ細かな指導をすることが教育の原点であると位置づけ、わかる授業、楽しい学校を目標に、県独自の事業として、教育山形さんさんプランによる少人数学級編成事業が導入されました。

この事業のねらいは、教師と生徒とのかかわりを大切に、基本・基礎の教育を徹底するとともに、いじめや不登校などの問題を排除し、21 世紀の日本を担う子供たちの健全育成を図ることにあるものと考えます。このように本年度は教育改革元年とも呼ばれ、戦後民主教育が取り入れられて以来の画期的な大改革と言わなければなりません。

さて、こうした制度の導入や実施により、教育現場の環境も大きく変わってきております。特に寒河江中部小学校にあっては、教職員の増員などもあり、職員室は全くの飽和状態で、机と机の間は一人一人が通るのに精いっぱい、調理師さんたちの給食のミーティングなどは、狭苦しい印刷室の片隅に机一つを置き、両側から向き合っているのが現状であります。また、現在の会議室も狭いため全員が入り切れず、全体会議などは視聴覚室を利用しているとのことであります。

2 階にある図書室にしても、コンピューター室との併用のため、図書室の部分は何とか書架は置かれているものの、読書のスペースは全くなく、図書室としての機能は全く発揮されておりません。コンピューター室としてのスペースも、図書室に出入りする人たちの話し声や騒音が気になり、パソコンやワープロの操作もままならない状態であります。このように寒河江中部小学校は、学校施設そのものが極めて狭窄した状態にあり、今後総合的な対策が望まれているところであります。

それにも増して心配なことは、学級増に伴う教室不足、特に来年度以降は二つの教室が足りなくなることから、極めて深刻な問題であり、喫緊の課題として早急な対策が求められているのであります。現在の状況を見ましても、既に音楽室、図工室、学習室などの特別教室は普通教室に転用され、中には窓際に水道の蛇口が幾つも並び、水飲み場のような雰囲気の中で子供たちは勉強しており、極めて不自然な環境の中で授業を受けているのが実態であります。

このような状況を考えるとき、将来に向け何らかの対策が望まれるわけではありますが、全体的かつ総合的な整備は今後の課題として中長期的なプランの中で検討されるべきと考えますが、今差し迫った問題として、来年度不足する 2 教室の確保が急務であり、生徒がいるといないとにかかわらず学区内住民は、その対応を注意深く見守っているのであります。

この教室不足の問題を知ってから、私は何回か学校を訪れ、現場の状況を見聞してまいりました。そして、先生や P T A の役員の方々とも話し合いをしてきましたが、この問題の解決策として、私なりに次の方法を考えてみました。

一つ、通学区域、つまり学区の再編による他校との調整、一つ、特別教室の転用による普通教室の確保、一つ、簡易構造による増改築の方法、以上の 3 点であります。

第 1 点の学区再編に関しては、平成 8、9 年ごろにも検討された経緯があり、当時の状況から考えても、学区民のコンセンサスを得るには、半年そこその時間では到底間に合わない。2 点目の、特別教室の転用であります。さきにも申しましたとおり、既に幾つかの特別教室が転用されていること、特別教室の必要性などの点からも、これ以上転用した場合は十分な教育環境の保全が困難なことから、児童生徒のことを考えるとき、これ以上の転用は無理である。つまり行き着くところは、3 番目のプレハブによる教室の確保以外には考えら

れないというのが私なりの結論であります。

これにしても敷地の問題などもあったわけですが、再度学校を訪問し、現場を見ながら、校長、PTA会長との話し合いの中で、現在の視聴覚室として使っているところも1階建てのプレハブで、聞くところによれば総合的な施設整備を前提として、9年前の平成5年3月に仮設のものとしてつくられたのだそうであります。その後、社会情勢の変化などもあり、そのままの状態であるに至っているものと思われませんが、この1階建てのプレハブを解体し、複数階の建物にするか、あるいは北側に多少移動してボイラー室との間に併設すれば、十分とまではいかないにしても当分はしのげるのではないかと思われま。

その後、当局にもこの方法による対応を要望していることでもありますが、専門的立場にある教育委員会としての見解を伺います。

いずれにしても時間的余裕はそれほどありません。教育委員長も教育長も長年にわたり教育現場を経験され、そのすぐれた識見と能力が評価され現在の要職にある方々です。御賢明なる答弁を期待して第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、フローラ S A G A E の有効利用のことでの証明書等の自動交付機の設置の問題でございます。

ことし 8 月 5 日に改正住民基本台帳法が施行され、住民基本台帳ネットワークが稼働いたしましたことは御案内のことと存じます。これにより市町村ごとに管理する住民基本台帳をもとにして、全国の市町村を電気通信回線で結び、国、地方公共団体などの行政機関に対し、本人確認情報を提供する第 1 次サービスが開始されました。

さらに平成 15 年 8 月、来年 8 月からは、第 2 次サービスとして住民基本台帳カードの交付が開始されます。この住民基本台帳カードは、セキュリティー上極めて安全な IC カードを用いることとしており、住民の申請により市町村長から交付されるものでございます。このカードを持つことにより住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理による手続の簡素化などのサービスが受けられるようになります。

また、その住民基本台帳カードの空きメモリーを利用し、市独自の各種行政サービスを受けることが可能となりますので、利用目的を具体的に条例で定め、このカードを最大限に活用していく考えであります。

このようなことから、この住民基本台帳カードを利用して住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付が受けられる自動交付機の設置を検討してきました。来年 8 月の住民基本台帳カードの交付時期とカードの発行状況を十分考慮して、自動交付機の設置時期をさらに検討してまいりたいと存じます。

また、設置場所につきましては、市民の方々が多く集まる施設でだれでも気軽に利用でき、自動交付機の設置効果が十分発揮できることを観点に加えて、機器の管理体制などについても考慮しながら検討してきました。中心市街地に位置する公共施設で多くの市民が利用しているフローラ S A G A E は、市民の利便性からも有力な候補であると認識しているところでありますが、より充実した住民サービスを効果的に推進するため、今後とも検討してまいりたいと思っております。

次に、フローラ S A G A E に子供みこしの展示ということでございます。

オープンしてから 2 年を経過しました現在のフローラ S A G A E の 3 階から上の公共施設部分の利用状況から申し上げます。まず、諸会議室やイベント広場、ギャラリーホールなどの占有して使用できるスペースについてであります。3 階の書画等を展示するギャラリーホールは、オープン当初有効利用のため展示してもらおうべく、市から団体等へ依頼して展示を行っていたケースが大部分でありましたが、最近はずいぶん展示させてもらいたいとの申し出により、展示会が実施されてきております。

また、3 階のギャラリー室、奥の方の部屋でございますが、ことしの 1 月から、本市を中心に郷土において芸術活動を行っている方々の作品を鑑賞していただくために、郷土ゆかりの作品展示室として芸術文化の振興を図るべく活用しております。

また、3 階の催し会場であるイベント広場については、家電製品や着物などの物販や書道展などのフロアとしまして、10 月、11 月の土・日曜日は既に満杯の予約となっております。

また、日中は子供たちの遊び場として人気のあります 4 階のみんなの広場は、夜間になりますと毎日社交ダンスのサークルが利用していますし、4 階と 5 階にある会議室についても、その使用手続が容易で、あるいはまちの真ん中にあるという利便性がだんだん理解され、着つけ教室などのカルチャー教室としての利用方法も出てきましたし、芸術文化団体や産業経済団体、ボランティア団体、あるいは一般市民や一般の企業が研修会場などとして幅広くそれぞれの目的に従い利用されております。

また、4 階の自由に利用できる娯楽室や語らいの広場、軽スポーツ室などについて申し上げますと、娯楽室

では将棋や囲碁の愛好者の真剣な表情がいつも見受けられます。また、ガラスで仕切られている語らいの広場は、当初気恥ずかしいのか余り人の出入りがなかったのですが、現在は気軽に談笑の場や集いの場として思い思いに利用されております。

フロアの整備に当たってのコンセプトとして考えていた、老若男女が気軽に憩える交流の場となってきたことを実感しているところでございます。そして特に最近、4階の会議室が占用で使用されていないとき、その会議室が主に高校生を中心に勉強の場として利用されてきておりますことは喜ばしく思っております。

それで、子供みこしの展示についてでございます。

みこしの祭典は、今や寒河江市を象徴する一大イベントとなってきており、市としましても、市民挙げて大事に育んでいかなければならないと認識しております。現在、駅前を整備にあわせ本みこしを展示するみこし蔵を建設する計画を進めているところでありますが、子供みこしまでは展示できない状況にあります。確かに本みこしに比較して子供みこしは小さいわけですが、近年はそのつくりも精微をきわめたみこしに変身しており、このみこしをフロアに展示し、人々に足を運んでいただくという考えは、意味のある提言であると思っております。

しかし、今申し上げましたように、現在のフロアの利用状況は、それぞれのスペースの目的に沿い十分活用されていることや、防犯上の問題、あるいは建物の構造上の問題などが考えられますので、すべての子供みこしは難しいと思いますが、2基、3基となれば可能かどうかも含め検討してまいりたいと思っております。

次に、フロアSAGAEの利活用の中で、生涯学習の場としての利活用について答弁申し上げます。

今も申し上げましたように、芸術文化団体を初め産業経済団体、ボランティア団体など広範囲な形態で利用されております。その中でも、特に押し花教室、刺しゅう教室、大正琴、詩吟など、芸術文化団体の利用が目立ってきておりますし、最近は利便性の高い施設であるということから、つる細工教室などの新たなサークルや教室を起こして活動を行っているケースも出現してきております。

これらの利用されている団体の作品のギャラリーホールの展示について申し上げますと、当初は、私たちの作品なんかガラス張りの立派なところに展示するのは恥ずかしいなどと遠慮していたところもありましたが、市からの展示依頼で逆に張り合いを持って制作し、こたえてくれるなど、最近では気軽に協力してくれる状況となってきており、市民の中には、こんなサークルもあったのか、私もやってみたいなどという状況も出てきております。今後とも遠慮することなくどんどん展示してもらうことにより、親しみのある市民ギャラリーとして活用してまいりたいと、このように思っております。

次に、曜日ごとに民謡やカラオケなどの、だれでもが気軽に参加できる教室を設定し、多くの方にフロアに足を運んでもらえるようにしてはどうかという議員の御提言でございますが、フロアは、中心市街地活性化の拠点施設として整備した施設であることから、フロア自体の活性化、すなわち多くの方に足を運んでいただきましてにぎわいを保っていくことが肝要でございます。このため寒河江市、中心商店街連合会、フロア共栄会がそれぞれの役割の中で事業を実施し、さらには一体的に活性化に向けた取り組みを行ってまいりました。

中心商店街連合会では、先月緑化フェア感謝祭と銘打って、フロアを会場に、特に子供を対象にしたイベントを開催しましたし、その一環として、現在も1万円で1万1,000円の買い物ができるほくほく券を販売し、中心市街地に足を運んでもらえるべく事業を展開しております。またフロア共栄会では、毎月第2土曜日を全商品10%引きのフロア・サービスデーとして集客に努めているところでございます。

しかしながら、より活性化を図るためには、インパクトがあり、しかも継続性のある取り組みが求められてきております。このような状況の中で、今御提言がありました、フロアを会場に市民が気軽に足を運べる、曜日ごとの教室の設定などの生涯教育の場としての活用方法は、大変参考になる提言でございます。しかしながら、実施に向けた体制づくりや音の関係、あるいは教室の広さ、利用時間帯などの検討課題も含まれており

ます。

したがいまして、今後フローラを活性化していくためには、ただいまの御提言を含め、どのような催しを行い、どのように実施していくべきかなどを構築していくために、フローラ共栄会、さらには隣接する商店街などの関係者や市の関係課などを網羅した（仮称）フローラ運営委員会を組織しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 少人数学級編制に伴う教室不足の対応についての御質問にお答えします。

御案内のとおり、少人数学級編制推進事業については、きめ細かな指導により基礎・基本を徹底するとともに、今日的な教育課題を解決することを目的として、多人数学級を解消するため今年度から山形県が全国に先駆けて独自に実施したものであります。

この事業は、小学校において少人数学級編制を 3 カ年計画で進めようとするもので、今年度は 1 年から 3 学年まで、平成 15 年度は 4 年と 5 学年、平成 16 年度は 6 学年で実施しようとするものであります。

本年度、本市においては寒河江中部小学校の 3 学級及び柴橋小学校の 1 学級増について、特別教室等の転用やオープンスペースの活用により対応したところであります。

来年度につきましては、現在把握している児童数の中で、県の少人数学級編制推進事業を導入すれば、確かに寒河江中部小学校の教室が不足することになります。今後児童数に異動もあるわけですが、教育委員会としては、児童のよりよい教育環境の確保を図る観点から、工夫しながら何とかして教室を確保し、少人数学級編制を実施していきたいと考えております。

具体的には、学校長の意向を十分に踏まえてということになりますが、現在の特別教室を普通教室に改造、転用し、減となる特別教室については、現在活用しているプレハブの視聴覚室を改築して確保していく方向で調整し、対応してまいりたいと考えております。

なお、寒河江地区にある小学校の児童数に大きな開きが出てきている現状を見たとき、将来的には学校の適正規模という考え方に立って、通学区域の弾力的な運用など、新たな制度の導入なども検討していかなければならないと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 第 1 問に対しての答弁を今いただいたわけでありませけれども、まず、市長の方に答弁を求めておりましたフローラ S A G A E の有効利活用についてでありますけれども、第 1 点の自動交付機の設置の問題であります、住民基本台帳のネットワークが発足して、来年の 8 月をめぐりに住基によるカードが発行されると。それらの空きを利用してというのはなんですけれども、併用する形で対応したいというようなただいまの答弁であったわけですが、その時期について、一応 8 月にそういう方向に向くということでありませけれども、8 月よりも早くなるという可能性はあるのかどうか、あるいはそれよりもっとずれ込んでおくれるということも考えられるのかどうか、その辺、第 1 点お尋ねをいたしておきます。

それから、子供みこしの展示でありますけれども、市長も言われておりましたように、全部とまではいかないが、2 基、3 基ぐらいの程度であれば何とか対応できるように検討してみたいという答弁であったわけですが、先ほど第 1 問でも申し上げましたように、本当に寒河江まつりのみこしの祭典というのは、市長もよく言われているように、東北一と目されるぐらいのすばらしいみこしだと思われね。駅前のみこし蔵については、当然にしてこれはスペース的にもすべてを展示するというのは無理なわけで、前にもフローラ S A G A E に展示してはどうかなどというような話が出たこともあったのは事実だと思います。

それから、先ほどの同僚議員の質問の中で、緑化フェアの跡地、いわゆる最上川ふるさと総合公園の中の建物に展示したいというような話などもあったように記憶しております。ただ、現在のあのガラス張りの、今回緑化フェアで使った創造館ですか、ああいう構造では、いわゆる環境が、みこしを保存するというのには非常に不適格だと。最も嫌うのは太陽の光ですね、これを非常に嫌う塗り物なんだそうです。そんなことで、あの建物を利用するというのはほぼ無理だろうというのが、みこし会の方々や、いろいろ知識のある方々の話に伺っておりますけれども、フローラ S A G A E であれば、確かにスペース的なものは、今市長がおっしゃられたとおりだと思います。

私がフローラ S A G A E に行く時間というのは、ほとんど日中なわけですから、夜の時間帯の活動状況、あるいは利用状況等については、多少私の感覚とは違ったものが出てきたようでありませけれども、あの語らいの広場、あれにしても確かに市長はかなり利用されているということでありませけれども、日中を見た感じでは、ちょっと物足りないかなと。そんなことで、あの辺のスペースそのものをもうちょっと工夫すれば、子供みこしの 2 基、3 基、あるいは 4 基、5 基といった数ぐらいは、あの 3 階、あるいは 4 階のスペースを何とか工夫すれば展示できるのではないかなというように考えるわけでありませ。

確かににぎわっている、利用されているということは大変喜ばしいことで、当初私が心配しておったようなことよりも、むしろ違う方向で今活性化が徐々に進んでいるという御見解でありますので、これは心から私自身も喜んでおりますけれども、子供みこしは搬入するにも、あるいは搬出するにもそんなに難しい問題ではないと思います。確かに品質も、あるいは規格なども精密にできておりますし、大変な代物になってきておるわけですが、搬入、搬出に関してはさほどの問題はないだろうと、あとはスペースの問題だろうと思いますので、今後の検討課題ということになるかと思われませけれども、ぜひひとつそういう方向で前向きに検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、生涯学習としての利活用についてでありますけれども、今市長からるる答弁をいただきました。これも大変利活用が多くて、むしろ 10 月、11 月なんかはイベント会場は大変な予約で対応し切れないというような状況でありますので、これも大変喜ばしいことだと思われませ。今後いろんな意味で、もし空いている時間、曜日等にはぜひひとつ、先ほど私が御提言申し上げました内容等も参考にさせていただいて、できるだけ空き時間のないように、これからの方法を検討していただきたいということを申し上げておきます。

次に、通告 23 番の少人数学級に伴う教室不足の問題であります。教育委員長から一応の答弁をいただいた

わけですけれども、どうもこの答弁をお聞きすると、これから工夫して、いわゆるあの学校の施設そのものを工夫して何とか使っていきたいというような答弁だったわけですね。確かにこれは、具体的には視聴覚室を特別教室に向けて、そして特別教室を改造して普通教室に転用して使っていきたいというお話であったんですが、先ほど第1問でも、私は寒河江中部小学校の現在の状況をつぶさに申し上げたつもりです。あれが現状なんですね、本当に。先生方の机の間、一人一人通るのが精いっぱいなんです。それから会議室にしても同じ、それから、今はよくITの時代と言われますけれども、コンピューター室にしても図書室と全く同じスペースに、図書室は本当に書架が並んでいるだけです。コンピューターを並べてあるけれども、あれでは本来のコンピューターの機能を存分に発揮させることは、私はできないと思う、あの状況では。

それから、さっきも申し上げましたけれども、特別教室を改造するという話なんですけれども、今残っている特別教室というのは、2階の家庭科室、それから理科室、3階の音楽室、この三つしかないんですよ。この三つの教室を二つ転用された場合、その分を視聴覚室に移してという話であったんですけれども、視聴覚室はどうなるんですか。さっき言ったように、会議なんかはあそこを使ってやらなくてはならない状況なんです、現在の会議室を見た場合に。

例えば、ぎっしり先生方が入っても職員が入っても、前の人は机の上に書類を置いて会議はできるでしょう。しかし後ろの人はひざの上に書類を置いて会議を進めなければならないという、非常に困った状況なんですね。それを今度、先ほども第1問で申し上げましたが、そういう会議室の状況であるがゆえに、視聴覚室、あの広いところを使って全体会議をやっているというのが実態なんです。そこを今度また特別教室に転用すると、その会議はどこでやればいいんですか。

ただ、さっきも申し上げましたように、全体的なそういう総合的な施設の整備というのは、これは今ここですぐどうしろこうしろというようなことは私は申し上げません。これはある程度の時間をかけながら、本当に中長期的なプランの中で、計画の中で整備計画を立てながら将来に向けてやってもらわなければならない非常にこれも大事な問題です。しかし、1問でも何回も申し上げているように、今のこの特別教室を普通教室に転用するということは、余りにも中部小学校の施設に無理を押しつけている、そういう感じがしてならないんですね。

では伺いますけれども、学校の現場、あるいはPTA、そういうところから出ている要望、これらについてはどのようにとらえておられるのか。実際、先ほど私が提言申し上げたようなことと同じ内容で要望が出されているはずですが。今後工夫する、検討するというさっきの話ですけれども、その中には全くそれが選択肢の中に入っていないというように私は感じるんですね。プレハブでつくって、それを教室に利用するという考えは全く出ていない。これから検討されるに当たって、どういうものを一つの選択肢として、どういうものをテーブルにのせてこれから協議されるのか、まず第1番に、大事な部分ですからお尋ねをしたいと思います。

あわせて、今言ったように、要望が出ている問題について、今後テーブルにのせるつもりがあるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたんですが、これは本当に緊急の課題なんですね。したがって、教育委員会としての結論をどの時期に出されるのか、これもぜひお知らせいただきたいと思います。

それから、原点に戻るような感じなんですけれども、特別教室というのは、どういう性格のものか、その辺の認識をまずお聞かせいただきたい。本来であれば一問一答で答えをもらって、それに質問したいんです、国会の予算委員会のような。しかし本市の議会の場合には3問きりしか質問ができないわけで、しかも1時間半という一つの時間が制約されておりますので、一連の流れをまず申し上げて、教育委員会の方の見解を聞かなければならないというのが現在の状況であるわけですから、それは無理にしても。

それから、もう一つなんですけれども、今中部小学校の生徒が695人です。市内11小学校のうちの約25%を占めているマンモス校なんですね。本来であればもっともっと中部小学校全体の整備というものを早めてい

ただきたいと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、今ここでとやかく申し上げるつもりはさらさらありません。

しかし、今ここで特別教室を奪われたら、生徒たちはことしの1年生、来年入学される111名、16年度が99名ということになった場合、今の1年生、来年入学される1年生、私の手元の資料を見る限りでは、平成17年が110名、平成18年が110名、平成19年が110名、そして平成20年に108名と、ここでは110名を割ってきますけれども、例えば再来年度のこの99名という入学者の数を見ても、確かにさんさんプランでは1学級21人から33人までという、非常にここにある程度の余裕を持った数字を示しているわけですが、33人の学級でいった場合に、もう目いっぱいですね。これでいっても、もう99人というのは、もう本当に目いっぱいの状況だと。それから今申し上げましたように、17年度以降の数もこれで推移される。

そうしたときに、今の1年生、あるいはこれから入学される来年の1年生、そういう子供たちは全く特別教室を利用できないような状況の中で推移するんですね。6年間という小学校の一番大事な時期にこれを奪われるということは、これはちょっとどう考えても私は納得がいきません。私は。違いますかね。6年間、もう一回もとに戻ることはできないんですよ、子供たちは。6年というのは、本当にぎしぎしした環境の中で過ごさなければならない、そして中学校に進級しなければならないという、非常に大きな問題なんですね。

これは先ほどのどなたかの質問に対する答弁にもあったというように記憶しておりますけれども、いわゆる寒河江市では、第4次寒河江市振興計画を立てて、あらゆる角度からその振興計画に基づいて行政をつかさどっている、こういうときなんですね。その第4次振興計画の中の第5章「新しい世紀を切り拓く人づくり」、その第2節に「創造力ある感性豊かな人材の育成」と、このようにうたわれているんですね。その2番として、いわゆる義務教育の充実ということで、「地域特性を生かしながら学習環境整備を図り」という、こういう文面もあります。「教員の資質の向上や教育設備の整備」と、このように基本計画にもきちっとうたわれているんですよ。何回もくどくどと言いますが、この6年間、そういう全くぎしぎしした中で、ほかの学校のことは余り引き合いには出たくありませんが、しかし今の教育委員会の考えであれば、これは出さざるを得ない。

今、醍醐小学校が建設されていますね。これは立派な学校に仕上がるでしょう。設計を見ても大変立派な学校だと思います。私もああいう学校にすべきだと。大賛成です。ひがみやそねみで言っているではありません。あるいは、同じ中心地にある寒河江小学校を見ても、オープンスペースもあり、ゆとりのある環境の中で子供たちは伸び伸びと授業を受けられる、そういう状況なんですね。ただ中部小だけが、さっきいったように、全体の25%、4分の1、こういう数を抱えた学校施設が、またまたここで来年また二つの特別教室を転用してというのは、果たしてこれはいかなものかなと。

余り難しいことは言いたくないんですけども、教育基本法の第3条ですか、教育は平等でなければならないという、いわゆる機会均等のこともうたわれています。これは必ずしも今私が申し上げているものとぴったりにイコールするものではないと思います。ある意味では拡大解釈になるかもわかりませんが、そういう一つの流れの中で、それから教育基本法の第10条では、いわゆる教育行政ということで、これで誤解があると悪いのではっきりと前もって申し上げておきますけれども、不当な支配だというふうに私は申し上げるのではないんですからね。「不当な支配」という言葉が出てきますけれども、私はそういうふうに定義づけて言っているつもりではありませんので誤解のないようお願いしたいんですけども、「教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきである」と規定してある。

その2として、「教育行政は、その自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」、このようになっていっているんですね。そういう今申し上げたような観点からいっても、それから今教育委員会が考えておられるような、来年度以降の中部小の状況を見たときに、余りにも不平等といいですか、不公平といいですか、もう少し子供のことを考えて環境を整備するのが我々大人の責任で

あり、これは教育行政の根幹にかかわる問題だと私は考えます。

したがって、2問の冒頭に申し上げたように、今後検討されるというその内容に、今申し上げているような、あるいは要望が出ているようなその問題をテーブルにのせて検討する用意があるのかどうか、これが第1番の問題だと思います。ただ、これには予算が伴ってきますので、教育委員会としての最終的な結論は、ここでは答弁は出てこないと思います。これは当然、執行者である市長との協議も必要になってくるでしょうし、その辺を踏まえた中でないと結果は出てこないと思いますけれども、その1点と、それから、どの時期に結論を出されるのか、その2点に絞って第2問の答弁をお願いします。

以上、2問、終わります。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 第 1 問に対しての答弁を今いただいたわけでありませけれども、まず、市長の方に答弁を求めておりましたフローラ S A G A E の有効利活用についてでありますけれども、第 1 点の自動交付機の設置の問題であります、住民基本台帳のネットワークが発足して、来年の 8 月をめぐりに住基によるカードが発行されると。それらの空きを利用してというのはなんですけれども、併用する形で対応したいというようなただいまの答弁であったわけですが、その時期について、一応 8 月にそういう方向に向くということでありませけれども、8 月よりも早くなるという可能性はあるのかどうか、あるいはそれよりもっとずれ込んでおくれるということも考えられるのかどうか、その辺、第 1 点お尋ねをいたしておきます。

それから、子供みこしの展示でありますけれども、市長も言われておりましたように、全部とまではいかないが、2 基、3 基ぐらいの程度であれば何とか対応できるように検討してみたいという答弁であったわけですが、先ほど第 1 問でも申し上げましたように、本当に寒河江まつりのみこしの祭典というのは、市長もよく言われているように、東北一と目されるぐらいのすばらしいみこしだと思われね。駅前のみこし蔵については、当然にしてこれはスペース的にもすべてを展示するというのは無理なわけで、前にもフローラ S A G A E に展示してはどうかなどというような話が出たこともあったのは事実だと思います。

それから、先ほどの同僚議員の質問の中で、緑化フェアの跡地、いわゆる最上川ふるさと総合公園の中の建物に展示したいというような話などもあったように記憶しております。ただ、現在のあのガラス張りの、今回緑化フェアで使った創造館ですか、ああいう構造では、いわゆる環境が、みこしを保存するというのには非常に不適格だと。最も嫌うのは太陽の光ですね、これを非常に嫌う塗り物なんだそうです。そんなことで、あの建物を利用するというのはほぼ無理だろうというのが、みこし会の方々や、いろいろ知識のある方々の話に伺っておりますけれども、フローラ S A G A E であれば、確かにスペース的なものは、今市長がおっしゃられたとおりだと思います。

私がフローラ S A G A E に行く時間というのは、ほとんど日中なわけですから、夜の時間帯の活動状況、あるいは利用状況等については、多少私の感覚とは違ったものが出てきたようでありませけれども、あの語らいの広場、あれにしても確かに市長はかなり利用されているということでありませけれども、日中を見た感じでは、ちょっと物足りないかなと。そんなことで、あの辺のスペースそのものをもうちょっと工夫すれば、子供みこしの 2 基、3 基、あるいは 4 基、5 基といった数ぐらいは、あの 3 階、あるいは 4 階のスペースを何とか工夫すれば展示できるのではないかなというように考えるわけでありませ。

確かににぎわっている、利用されているということは大変喜ばしいことで、当初私が心配しておったようなことよりも、むしろ違う方向で今活性化が徐々に進んでいるという御見解でありますので、これは心から私自身も喜んでおりますけれども、子供みこしは搬入するにも、あるいは搬出するにもそんなに難しい問題ではないと思います。確かに品質も、あるいは規格なども精密にできておりますし、大変な代物になってきておるわけですが、搬入、搬出に関してはさほどの問題はないだろうと、あとはスペースの問題だろうと思いますので、今後の検討課題ということになるかと思われませけれども、ぜひひとつそういう方向で前向きに検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、生涯学習としての利活用についてでありますけれども、今市長からるる答弁をいただきました。これも大変利活用が多くて、むしろ 10 月、11 月なんかはイベント会場は大変な予約で対応し切れないというような状況でありますので、これも大変喜ばしいことだと思われませ。今後いろんな意味で、もし空いている時間、曜日等にはぜひひとつ、先ほど私が御提言申し上げました内容等も参考にさせていただいて、できるだけ空き時間のないように、これからの方法を検討していただきたいということを申し上げておきます。

次に、通告 23 番の少人数学級に伴う教室不足の問題であります。教育委員長から一応の答弁をいただいた

わけですけれども、どうもこの答弁をお聞きすると、これから工夫して、いわゆるあの学校の施設そのものを工夫して何とか使っていきたいというような答弁だったわけですね。確かにこれは、具体的には視聴覚室を特別教室に向けて、そして特別教室を改造して普通教室に転用して使っていきたいというお話であったんですが、先ほど第1問でも、私は寒河江中部小学校の現在の状況をつぶさに申し上げたつもりです。あれが現状なんですね、本当に。先生方の机の間、一人一人通るのが精いっぱいなんです。それから会議室にしても同じ、それから、今はよくITの時代と言われますけれども、コンピューター室にしても図書室と全く同じスペースに、図書室は本当に書架が並んでいるだけです。コンピューターを並べてあるけれども、あれでは本来のコンピューターの機能を存分に発揮させることは、私はできないと思う、あの状況では。

それから、さっきも申し上げましたけれども、特別教室を改造するという話なんですけれども、今残っている特別教室というのは、2階の家庭科室、それから理科室、3階の音楽室、この三つしかないんですよ。この三つの教室を二つ転用された場合、その分を視聴覚室に移してという話であったんですけれども、視聴覚室はどうなるんですか。さっき言ったように、会議なんかはあそこを使ってやらなくてはならない状況なんです、現在の会議室を見た場合に。

例えば、ぎっしり先生方が入っても職員が入っても、前の人は机の上に書類を置いて会議はできるでしょう。しかし後ろの人はひざの上に書類を置いて会議を進めなければならないという、非常に困った状況なんですね。それを今度、先ほども第1問で申し上げましたが、そういう会議室の状況であるがゆえに、視聴覚室、あの広いところを使って全体会議をやっているというのが実態なんです。そこを今度また特別教室に転用すると、その会議はどこでやればいいんですか。

ただ、さっきも申し上げましたように、全体的なそういう総合的な施設の整備というのは、これは今ここですぐどうしろこうしろというようなことは私は申し上げません。これはある程度の時間をかけながら、本当に中長期的なプランの中で、計画の中で整備計画を立てながら将来に向けてやってもらわなければならない非常にこれも大事な問題です。しかし、1問でも何回も申し上げているように、今のこの特別教室を普通教室に転用するということは、余りにも中部小学校の施設に無理を押しつけている、そういう感じがしてならないんですね。

では伺いますけれども、学校の現場、あるいはPTA、そういうところから出ている要望、これらについてはどのようにとらえておられるのか。実際、先ほど私が提言申し上げたようなことと同じ内容で要望が出されているはずですが。今後工夫する、検討するというさっきの話ですけれども、その中には全くそれが選択肢の中に入っていないというように私は感じるんですね。プレハブでつくって、それを教室に利用するという考えは全く出ていない。これから検討されるに当たって、どういうものを一つの選択肢として、どういうものをテーブルにのせてこれから協議されるのか、まず第1番に、大事な部分ですからお尋ねをしたいと思います。

あわせて、今言ったように、要望が出ている問題について、今後テーブルにのせるつもりがあるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたんですが、これは本当に緊急の課題なんですね。したがって、教育委員会としての結論をどの時期に出されるのか、これもぜひお知らせいただきたいと思います。

それから、原点に戻るような感じなんですけれども、特別教室というのは、どういう性格のものか、その辺の認識をまずお聞かせいただきたい。本来であれば一問一答で答えをもらって、それに質問したいんです、国会の予算委員会のような。しかし本市の議会の場合には3問きりしか質問ができないわけで、しかも1時間半という一つの時間が制約されておりますので、一連の流れをまず申し上げて、教育委員会の方の見解を聞かなければならないというのが現在の状況であるわけですから、それは無理にしても。

それから、もう一つなんですけれども、今中部小学校の生徒が695人です。市内11小学校のうちの約25%を占めているマンモス校なんですね。本来であればもっともっと中部小学校全体の整備というものを早めてい

ただきたいと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、今ここでとやかく申し上げるつもりはさらさらありません。

しかし、今ここで特別教室を奪われたら、生徒たちはことしの1年生、来年入学される111名、16年度が99名ということになった場合、今の1年生、来年入学される1年生、私の手元の資料を見る限りでは、平成17年が110名、平成18年が110名、平成19年が110名、そして平成20年に108名と、ここでは110名を割ってきますけれども、例えば再来年度のこの99名という入学者の数を見ても、確かにさんさんプランでは1学級21人から33人までという、非常にここにある程度の余裕を持った数字を示しているわけですが、33人の学級でいった場合に、もう目いっぱいですね。これでいっても、もう99人というのは、もう本当に目いっぱいの状況だと。それから今申し上げましたように、17年度以降の数もこれで推移される。

そうしたときに、今の1年生、あるいはこれから入学される来年の1年生、そういう子供たちは全く特別教室を利用できないような状況の中で推移するんですね。6年間という小学校の一番大事な時期にこれを奪われるということは、これはちょっとどう考えても私は納得がいきません。私は。違いますかね。6年間、もう一回もとに戻ることはできないんですよ、子供たちは。6年というのは、本当にぎしぎしした環境の中で過ごさなければならない、そして中学校に進級しなければならないという、非常に大事な問題なんですね。

これは先ほどのどなたかの質問に対する答弁にもあったというように記憶しておりますけれども、いわゆる寒河江市では、第4次寒河江市振興計画を立てて、あらゆる角度からその振興計画に基づいて行政をつかさどっている、こういうときなんですね。その第4次振興計画の中の第5章「新しい世紀を切り拓く人づくり」、その第2節に「創造力ある感性豊かな人材の育成」と、このようにうたわれているんですね。その2番として、いわゆる義務教育の充実ということで、「地域特性を生かしながら学習環境整備を図り」という、こういう文面もあります。「教員の資質の向上や教育設備の整備」と、このように基本計画にもきちっとうたわれているんですよ。何回もくどくどと言いますが、この6年間、そういう全くぎしぎしした中で、ほかの学校のことは余り引き合いには出たくありませんが、しかし今の教育委員会の考えであれば、これは出さざるを得ない。

今、醍醐小学校が建設されていますね。これは立派な学校に仕上がるでしょう。設計を見ても大変立派な学校だと思います。私もああいう学校にすべきだと。大賛成です。ひがみやそねみで言っているではありません。あるいは、同じ中心地にある寒河江小学校を見ても、オープンスペースもあり、ゆとりのある環境の中で子供たちは伸び伸びと授業を受けられる、そういう状況なんですね。ただ中部小だけが、さっきいったように、全体の25%、4分の1、こういう数を抱えた学校施設が、またまたここで来年また二つの特別教室を転用してというのは、果たしてこれはいかなものかなと。

余り難しいことは言いたくないんですけども、教育基本法の第3条ですか、教育は平等でなければならないという、いわゆる機会均等のこともうたわれています。これは必ずしも今私が申し上げているものとぴったりイコールするものではないと思います。ある意味では拡大解釈になるかもわかりませんが、そういう一つの流れの中で、それから教育基本法の第10条では、いわゆる教育行政ということで、これで誤解があると悪いのではっきりと前もって申し上げておきますけれども、不当な支配だというふうに私は申し上げるのではないんですからね。「不当な支配」という言葉が出てきますけれども、私はそういうふうに定義づけて言っているつもりではありませんので誤解のないようお願いしたいんですけども、「教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきである」と規定してある。

その2として、「教育行政は、その自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」、このようになっていっているんですね。そういう今申し上げたような観点からいっても、それから今教育委員会が考えておられるような、来年度以降の中部小の状況を見たときに、余りにも不平等といいですか、不公平といいですか、もう少し子供のことを考えて環境を整備するのが我々大人の責任で

あり、これは教育行政の根幹にかかわる問題だと私は考えます。

したがって、2問の冒頭に申し上げたように、今後検討されるというその内容に、今申し上げているような、あるいは要望が出ているようなその問題をテーブルにのせて検討する用意があるのかどうか、これが第1番の問題だと思います。ただ、これには予算が伴ってきますので、教育委員会としての最終的な結論は、ここでは答弁は出てこないと思います。これは当然、執行者である市長との協議も必要になってくるでしょうし、その辺を踏まえた中でないと結果は出てこないと思いますけれども、その1点と、それから、どの時期に結論を出されるのか、その2点に絞って第2問の答弁をお願いします。

以上、2問、終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 自動交付機の設置のことですが、あのフローラ S A G A E にはフローラの改装の段階におきまして、設置するような基礎工事はもう済んでおります。したがって、機械を今度は購入して設置するということになりますから、来年の 8 月に I C カードが交付された時点で使えるような準備をしてみたいと、このように思っています。

先ほども答弁申し上げましたように、住民基本カードには、御案内のように I C カードがあるわけですが、I C カードでするわけですが、そこに空きスペースが当然あります。ですから、この条例で空きメモリーに何々を入れるかと。印鑑証明とか、あるいは所得証明とか、そういうものを入れる項目を今度条例で決めていただくわけですが、そういうことが決まって、そして今度、どなたが交付を受けるかという、この申し込みを受けるわけですが、そうすると何人ぐらいカードをつくるかとか出てくるわけですから、その辺もにらみながら、当然自動交付機を稼働できるように頑張ってみたいと、このように思っております。

それから、みこしの展示ですが、やっぱり先ほど申し上げましたように、フローラがスタートしたときよりも利活用が非常に多いのでございまして、そしてそれぞれの目的に沿って活用されておまして、先ほど答弁したとおりでございます。ただ、みこしを展示するとなると、防犯上の問題が一つ出てきますし、でも何か工夫すれば、2 基ないし 3 基ぐらいは置けるかどうかということ、これも検討させていただきたいと思っております。

それから、生涯学習ですが、(仮称) 運営委員会というようなものを設置して、これに諮ってみたいと思っておりますが、御提言のあったのが音の出る催し物が多いようでございまして、このもとの問題の処理があるわけですが、そして現在の部屋割をどうするかということがあつたわけですが、それから、利用時間帯ということも出てきますから、この辺のことも調整して、運営委員会の中でどうするかということを検討していきたいと、このように思っています。

以上です。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 2点ございましたので、私から具体的な形でお答え申し上げたいと思います。

基本的には、先ほど委員長がお答えしたとおりでありますけれども、第1点、具体的な特別教室、あるいは教室の確保という点でありますけれども、現在視聴覚室としても利用しておりますプレハブの建物がございます。そこを取り壊してしましまして、そこに新たに、プレハブではありますけれども、二階建てのものをつくりたい。そこに現在本校舎といいたいでしょうか、そちらの方にあります二つの特別教室を持ってまいります。そして、現在使っております特別教室、本校舎の方をそのまま普通教室として転用してまいりたい。

教室と、それからいわゆる特別教室と、その重さについてのお考えもあろうかと思っておりますけれども、学級というのは、やっぱり一つは学習集団であって、同時に生活集団でもあるわけです。ですから、プレハブの建物が生活の空間として若干問題があるのではないかと。それからもう一つは、1学年を複数クラスで形成している学校でございます。したがって、クラス間の連携等々の学習、あるいは生活の空間としての確保も考えなければならない。こういう観点から、ただいま具体的に委員長の言葉を説明をさせていただきましたけれども、そういう形で実施してまいりたい。

第2番目の時期のことでございます。やはり明年度できるだけ支障のないようにスタートできるという体制を整えてまいりたい、こういうことでございます。

以上です。

佐藤 清議長 新宮議員。

新宮征一議員 大変前向きに答弁をいただきましたので、これ以上申し上げることはないと思います。

本校舎の中で特別教室として今使っている部分を普通教室として使いたいと、そしてその部分を、先ほど言ったプレハブを建てかえて、そこに特別教室、あるいは視聴覚室をつくられるということであれば先ほどもっと私も理解できたと思うんですが、視聴覚室を特別教室にしたいという説明のように私は聞いたものですから 2 問でも申し上げたんですけれども、それでは来年度に間に合うように、そういう方向で今後進めるという答弁でありましたので、ぜひそのようにしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 24 番、25 番について、2 番松田 孝議員。

〔2 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、通告してある内容に深い関心と、安心して生活できる環境を望む多くの市民の声を踏まえ、日本共産党を代表し、質問いたします。市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

まず、最初に通告番号 24 番、災害対策の諸行政について、白岩地区の急傾斜地崩壊の防止対策について、改めて伺います。

我が国は山間部が多く、国土の面積の 67%が山地のために、山地を切り開き、耕し、また斜面を削り住居を構えるなど、高度な土地利用が特に農村部で古くから行われてきました。いまだに残る山間の谷間に点々と集落や田畑が連なっているのもその特徴であり、日本古来の原風景の一つであります。また、山や斜面は私たちが暮らしている風景の中で、昔も今も大変なじみ深いものがあります。

しかしこのような集落は、地形的に平地もあるが山腹斜面で、急で険しいところが大半を占めています。そのために土砂災害などが発生する要素は幾つもあわせ持っている地区でもあります。

寒河江市では、毎年 6 月に急傾斜地崩落危険区域と土砂災害の危険箇所を、市及び県などの各関係機関と合同で防災パトロールを実施しています。その対象戸数は約 300 戸で、保全対象人数は約 1,500 人となっています。ちなみに全国では約 18 万カ所で、その保全対象住民は 1,180 万人となっています。

こうした危険なところに住んでいる方は、地震や台風、集中豪雨のたびごとに、いつ襲ってくるかわからない災害におびえながら生活を送っています。現実には、7 月 10 日夜から 11 日未明にかけ台風 6 号の影響で降り続いた豪雨は、各地で次々と風水害の無残なつめ跡を残し、台風が通り過ぎました。

当市においても、11 日未明から各地で河川のはんらんによる田畑の冠水や床下浸水を初め急傾斜地のり面の崩壊、農道、林道のり面の崩壊や水路決壊、さらには農地崩落などの被害が次々と発生しました。いまだに至るところで地肌がむき出しになっているところや、応急措置などの手当てがされた箇所が目に入ってきます。

古くから天災は忘れたころにやってくるとよく言われるように、当時はこの言葉どおりに、災害とは人々が忘れてしまうほどの年月を経てやってくるものだと考えていたようです。だが、最近に至るところで忘れる間もなく地震や火山噴火、台風や集中豪雨などの災害の回数が増加し、時には犠牲者が多数出るなどの悲惨な災害が多発しています。

これまでの白岩地区は、急傾斜地崩壊危険区域指定を受けたことで、危険箇所については土砂どめの擁壁や防護柵などの整備が行われたことで、一時的に土砂災害が減少しましたが、最近では集中豪雨のたびごとに中山間地の土砂災害、また豪雪や融雪時のり面の崩壊などの災害が次々と発生しています。

その災害は、陣ヶ峰地区のり面の崩壊初め、田代地区での市道の崩落、平成 10 年 8 月 31 日に発生した田代地区の旧農地崩壊や、平成 13 年 8 月 2 日に発生した幸生地区の景勝地であった立岩の崩壊などがありました。さらに過去をたどれば、白岩地区では昭和 40 年に最初の土砂崩れが発生し、二次災害の危険を回避するために、周辺の住宅 5 戸が県の補助を受けて移転するなどの緊急対策がとられたにもかかわらず、同地区では昭和 44 年 8 月の集中豪雨で再び土砂災害が発生し、二階建ての土蔵が押しつぶされ、寝ていた少女が犠牲になりました。

この悲惨な災害が発生したことで、昭和 44 年の 12 月 26 日に急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、昭和 45 年度より平成 4 年まで 20 年間にわたり、市内の全域で危険箇所を対象に急傾斜地崩壊防止対策事業として、当時は地質調査やボーリング調査を実施して指定区域の地層に合わせ、それぞれの工法で土砂崩壊防止工事が

国・県の事業で行われました。

その後、同箇所では土砂崩落防止工事が行われたにもかかわらず、再び災害が発生したのは平成 10 年 1 月 26 日で、雑木などの成木化した樹木に雪が堆積し、重みで倒れ、土砂崩落の原因となったのが最初で、続いて 13 年 1 月 10 日にも豪雪による影響で、3 回目はことし 7 月 11 日の豪雨によるのり面の崩壊と、全く同じ災害が繰り返し発生しています。

この地区での最近の土砂災害の特徴は、擁壁や防護柵などの安全対策が行われたにもかかわらず災害が発生しています。原因となったのは、急斜面に雑木などが成長し巨木化したことと、豪雨や豪雪などの影響もありません。特に現場は急斜面のために雑木が根こそぎ土砂とともに急降下し、防護柵をなぎ倒すなどの新たな災害となっています。また、ここ数年、周辺の指定区域内でも小規模ですが、同じような倒木によるのり面の崩壊が頻発しています。

白岩禁地区は、今回も含め過去 5 回も同じのり面の崩壊を繰り返しているところだけに、関係住民は、言い知れない恐怖を感じています。一日も早く災害復旧工事の着手と、さらに安心できる環境の整備を願っています。

これまでの災害発生後の復旧工事に対する市当局の努力に感謝しつつ、同じ災害を今後繰り返さないように、未然に防ぐ手だてを最優先課題としてすぐに検討を行うべきだと考えます。

そこで、市長に伺います。

現在、白岩禁地区では、平成 11 年 2 月から急傾斜地の災害復旧工事が進められていますが、その進捗状況と今後の災害復旧対策について、どうなっているのか伺いたいと思います。

二つ目に、現在県では地滑り、急傾斜地など巡視業務実施要綱に従って急傾斜地崩壊危険区域指定箇所について区域ごとに巡視員を配置し、月 1 回の巡視と報告書の提出を義務づけています。しかし報告内容については地域住民に全く知らされず、不安を感じている住民もいます。これらの改善策として、小規模の崩落や倒木などが発生した場合、土地所有者または管理者から、市へ直接内容の報告や調査依頼ができる制度にすべきだと考えますが、その見解を伺いたいと思います。

3 点目は、成木化した雑木などの倒木が原因で土砂災害が発生しています。それらを防止するために樹木の伐採などの手だてをとることで、災害を未然に防ぐことができると言われています。急傾斜地崩壊危険区域内を対象に、雑木などの樹木を伐採する事業を促進すべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

最後に、急傾斜地崩壊危険区域指定を受け、崩落防止対策工事が行われてから、早い場所では 30 年を経過し、当時と比較しますと周辺の自然環境が大きくさま変わりしたことはだれの目にも明らかであります。その結果、環境変化によって、同地区では災害が連続して起きています。このことから、急傾斜地危険区域全域を対象とした山地の環境調査を地域住民と共同で実施し、その実態に即した総合災害防止計画書を作成し、災害予防に力を入れていくべきだと考えますが、その見解について伺います。

次に、農地、農業用施設の災害復旧対策について伺います。

今、農業経営は生産物の価格の低迷、後継者不足、担い手の高齢化など数々の課題を抱え、岐路に立たされています。こうした時代の変化は、農業の衰退はもちろんのこと、農村の活力の低下に直結しています。また農村部は人口の減少や高齢化が進み、過疎化によって地域社会の維持すら困難になってきています。特に農業従事者の高齢化や農家と非農家の混在化が進んでいることで、農道や用水路などの共用の生産設備なども維持管理が難しくなってきています。一方では、利害得失が多様化して集落の連携もかつての強いつながりは薄れています。

このような生活環境は、離農や耕作放棄の拡大化となっています。この状態が続いた場合には、洪水や土砂災害が発生しやすくなり、農村集落における地域社会の維持がさらに困難になってきます。

ことし 7 月 10 日に発生した台風 6 号による豪雨が原因で、農地、農業用施設などの土砂災害が市内で 46

カ所、そのほか農地などの崩壊が随所で発生しました。これらの農地、農業用施設災害に対し、本来は農家が自前で原形復旧工事を行うこととなりますが、幸いに農水省の補助事業で農地、農業用施設災害復旧事業の暫定措置があることで農家の工事負担が格安で済み、農家の方々からは大変喜ばれています。

ところが、制度にはいろいろと制約があり、対象となる条件が合致しなければ対象から無条件で外されます。いつの災害でも同じ問題が繰り返し議論されるのは、1カ所の工事費が40万円以上で受益戸数が2戸以上となっていることです。それを満たさなければ、農家は補助対象から一方的に除外されることとなります。市は国の対象から外れた農家を救済するために、市単独の土地改良事業補助金交付規則を設けております。

しかし、この規則にも交付基準が設けてあるために、対象から外される小規模農家がふえています。除外された農家は自力復旧もできずに現状をそのままに生産意欲をなくし、離農や耕作放棄する小規模農家が増加しています。このような農家に対し、受益面積、受益戸数などの緩和と農家負担金の軽減を実施し、小規模生産農家の原形復旧工事を支援していくべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、通告番号25番、地域間の情報通信格差是正対策について伺います。

圧倒的なスピード、そして圧倒的な価値を備えた携帯電話は、今や物理的な時間や距離を完全に取り払い、移動しながらだれでもがいつでもどこでも対応を可能にしました。移動電話サービスが開始されたのは、昭和54年12月からです。しかし県内で本格的に加入数が急速に増加したのが平成8年からで、年度によって年間10万台も増加しているなど、携帯電話機器の持つ魅力と便利さは、小学生から高齢者まで携帯する時代になってきました。

県内の携帯電話加入数は、NTTドコモと新規電気通信事業者の合算数は、ことし7月現在51万6,797台で、2.4人に1台の普及となっています。やがて携帯電話は1人1台の時代がやってくると言われています。

しかし、便利さもさることながら山間部ではその機能が発揮されず、通信分野において地域格差が生じています。特に田代、幸生地域ではほとんど電波が届かず、その対応に住民はメーカーや機種を変更し、できるだけ利用範囲の広い機種を選んで利用されていますが、現実に無理があります。こうした受信障害のある地域住民からは、移動通信用鉄塔である携帯電話用アンテナ設置を望む声が多く出ています。

本来、施設整備は事業者であるNTTドコモや新規電気通信事業者が積極的に設置をすべきですが、山間部の受信障害地域には利用者が少ないことを理由に設置をしていません。同様の問題を抱える市町村も多いことから、総務省自治行政局は、平成14年6月28日付で格差解消のための事業を立ち上げました。

それは情報通信格差是正事業で、携帯電話などのアンテナを設置する事業で移動通信用鉄塔施設整備事業です。国も過疎地や辺地など情報通信格差を是正するために補助事業を実施したことで、県内でも数多くの、採択を受け事業化している町村もあります。

受信障害地域を一刻も早く解消するために、寒河江市として通信事業者との協議や設置基準及び技術的な問題点などの調査と受信障害地域の調査をすぐに実施すべきだと思います。また、総務省の補助事業である移動通信用鉄塔施設整備事業などについても検討すべきだと思いますが、この2点について、市長の見解を伺います。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは急傾斜地の崩壊防止対策でございます。白岩地区の急傾斜地の崩壊防止工事の進捗状況をまず申し上げます。

昭和 44 年 12 月に、急傾斜地の崩壊防止危険区域の指定を受けたわけでございます。白岩小学校の下付近から桙地区まで約 1,300 メートルの区間につきまして、昭和 45 年度から平成 4 年度までに土砂崩壊防止のための重力式擁壁と落石防止柵工事が進められてきております。

その後、桙地区において平成 10 年 1 月にのり面崩壊が発生したわけでございますが、平成 10 年度からすぐに災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業が着手されております。また、13 年 1 月にのり面の崩壊した箇所及びその周辺箇所につきましては、県では同事業の国の採択を受け、平成 13 年度には崩壊箇所の工事を完成いたしましたして、今年度平成 14 年度には崩壊周辺箇所の住宅にかかわる箇所から工事を進めていたところでございます。

ところが、ことしの 7 月 10 日の台風 6 号に伴う大雨によりまして、来年度施行予定箇所としていた未着工のり面の一部が崩壊したわけでございます。これにつきましては、県に対し今年度の実施について要望してきたわけでございます。それで予算がつきました。平成 13 年 1 月発生した周辺部分も含めまして年度内完成の予定と聞いておるところでございます。

また、これと同じ日、ことしの 7 月の台風で、近く的地福田沢から桙公民館敷地や県道へ土砂流出があったわけでございます。これにつきましても、砂防事業の実施につきまして要望していましたが事業採択が決定し、来年度中に完成する予定であると聞いております。

次に、巡視員のことでございます。

県からの事後説明不足なのではないかと感ずるので、市が独自で県の巡視員から直接内容報告を受けるようにというようなことを考えてはどうかということでございますが、防災に関しましては、県と市が同じ情報と認識を持つことが必要でありますし、今後市におきましても巡視員から県へ提出される報告書の写しをもらい、状況を把握しておくことを検討したいと思っております。そして、異常箇所の発見や調査ということにつきましては、重要なことであると考えますので、異常等が見られたことにより県の職員が巡視員の方と現場確認に行くときには、市からも同行するということは、県に申し上げております。

また、現在も実施していることですが、今後も毎年 6 月の梅雨のころに、急傾斜地の危険区域や土砂災害の危険箇所を県、そして寒河江警察署、西村山広域消防本部などの関係各機関と一緒に防災パトロールを実施しております。そのほかのり面の異常を地区の方が発見した場合の情報を確保する方法や、緊急時において情報を地区に伝達する方法についても、これも検討したいと思います。

次に、土砂災害を防ぐための、のり面にある樹木の伐採のことでございます。

御案内のように、この箇所は急傾斜地崩壊危険区域となっております。岩山に薄く土がかぶさっている状態のため、樹木があれば崩壊するおそれがあることから、平成 13 年 1 月ののり面崩壊のときに地区の町会長さんから話が持ち上がり、関係者で実施しようと準備を進めたわけでございますが、樹木を伐採した場合は、また植林もしなければならない事業であり、地区で目的とする樹木の伐採のみを対象とした事業ではないことから実現しなかった経緯があるわけです。

そこで、国や県でできないのなら市の事業としてできないのかということでございますが、樹木等の管理は基本的には急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にもありますとおり、まずその所有者、あるいは管理者において崩壊が生じないように管理をすべきものではないかと考えております。

次に、災害防止計画ということについてのお尋ねがございました。

これはのり面工事の復旧工法についてだろうと思いますが、現在禁地区ではコンクリート法枠工法により工事が施工中でございますが、これは土質調査を行い、現場に即応する工法として経済性や施工性、そして重量などを検討しながら一般に採用されている確実な工法であることから採用されていると聞いております。また、この工法というものは、画一的にコンクリートで覆うという工法ではなく、コンクリート法枠の中に、この周辺にある草の種子を混合して吹きつけを行い、草が成長するに伴ってコンクリート面を覆い、周辺の景観と合うように考えられております。

このようなことは事業説明会の中でも説明していると聞いておりまして、のり面の復旧工法につきましては補助対象事業との兼ね合いもありますので、県に要望すべきものではないかと考えております。

次に、農業用施設の災害復旧についてでございます。

農業用施設、いわゆる農道とか水路というものは、農業生産の基盤をなすものであります。これらの災害復旧につきましては速やかに対応し、農業経営の安定を図ることが重要であります。

災害復旧事業を進める場合は、国庫補助事業、市単独事業、それから自力復旧の取り組みになるかと思えます。国庫補助事業を進める場合の採択基準としては、先ほども話ございましたが、災害をこうむった農業用施設を原形に復旧することを目的としまして、1カ所の工事費が40万円以上で、最大24時間雨量が80ミリ以上であること、また時間雨量がおおむね20ミリなどの要件を満たしながら事業を進めております。しかし、気象条件を満たしても事業費が13万円以上40万円未満の場合は国庫補助事業の対象となりませんので、市単独事業での取り組みや自力復旧で対応している状況でございます。

特にお尋ねの農業用施設の災害復旧で受益戸数が1戸の場合の補助ということでございますが、御存じのように、災害復旧事業においては農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第1項に「農業用施設とは、農地の利用または保全上必要な公共的施設」となっており、この公共的施設の解釈は、受益戸数が1戸ではなく、受益戸数が2戸以上となっております。そのため本市ではこの規定に準拠して、市単独事業等も含め事業の促進に当たりましては、2戸以上の施設を対象として進めているところでございます。

このような中で、受益戸数が1戸となれば個人施設ということになりますし、利用者が1人となるわけでございます。こういったケースは数多く存在するわけですので、現段階では個人管理している施設の補助までは考えていないところでございます。

また、土地改良事業補助金交付規則というのがございますが、これの補助ということはどうかと思われませんが、この規則は、農道整備事業、かんがい排水事業、暗渠排水事業など農業者で組織する農業団体や共同施行などで行う土地改良事業に要する経費に対しまして補助金を交付するものでございます。災害復旧事業の対応は、この規則の中で取り組むということは考えていないところでございます。

次に、情報通信格差是正対策について答弁申し上げます。

国では、経済社会構造の改革の推進、豊かな社会や文化の創造といった課題を実現するため、昭和60年から電気通信事業の民営化や自由化など、電気通信分野の規制改革を進めてきております。民間企業が移動通信事業の分野に新規参入できることになり、現在東北地方において携帯電話及びPHSの移動通信サービス事業を行っている電気通信事業者は、株式会社NTTドコモ東北とか、それからKDDIの株式会社au東北支社とか、J-フォン東北株式会社の3社があるわけでございます。

これらの電気通信事業者は、それぞれに企業として活動しており、経営的に成り立つ地域からサービスの提供を開始してきている状況であると思えます。中山間部などの携帯電話等の使用量が少ない地域については、採算がとれないことを理由に整備がなされない地域もある現状のようでございます。

このような地域間の情報通信格差の是正を図り、地域住民の生活の利便性の向上に寄与するため、市町村が山間部などに移動通信用鉄塔施設の整備をする場合、国・県がその設置経費の一部を補助する国庫補助事業と

しての移動通信用鉄塔施設整備事業の制度がございます。

これは市町村が事業主体となり、移動通信用鉄塔施設、この施設は鉄塔とか局舎とか外構施設とか受電設備、それから送受信アンテナ、送受信機、電源設備、伝送用専用機、これは無線に限るわけでございますけれども、その整備を図る場合となっております。

なお、この事業では総事業費の6分の1に相当する額は民間の電気通信事業者の負担となります。また、この事業で整備した施設の運用、保守等の費用、つまり維持管理経費については参画した電気通信事業者が、施設存続している間は全額負担するものとなっております。

総務省がこの事業の対象地域として考えているのは、大きく三つに分けられます。一つは、市町村役場及びその支所などの公共施設がある主要地域、二つには、産業経済上重要な地域、重要な地域とは工業団地あるいは産業業務団地、流通業務団地、観光関連施設が相当程度集中している観光地などがございます。三つ目が、集落など一定以上の居住人口を有する地域となっております。

国庫補助事業として採択される基本的かつ不可欠な条件としましては、移動通信用鉄塔施設を用いてサービスを行う電気通信事業者の参画見込みがなければ、国庫補助事業として採択されないということでございます。

電気通信事業者は、集落の居住人口の増減などを勘案した通話料収入の予測をし、施設整備時の負担金、設置後の維持管理費などの費用負担などを綿密に試算した上で、事業への参画を判断するため、居住人口としてはおおむね1,000人以上あれば採算ベースも見込まれるため、事業に参画する可能性があるとのことでございます。

御質問の田代地区、幸生地区は、今申し上げました対象地区として考えられますが、7月末現在で田代地区は94戸 356人、幸生地区は98戸 412人であり、居住人口から見れば採択されるのは極めて難しいと思われまます。

この事業には、今申し上げましたように、電気通信事業者の参画が不可欠であることから、今申し上げた事柄を考慮しますと、地域間の情報通信格差是正を図る国庫補助事業としての移動通信用鉄塔施設整備事業の実施は極めて難しいと考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 答弁ありがとうございました。

第 2 問に入らせていただきます。

今、白岩禁地区の危険箇所についてはいろいろ工事をやっておりますけれども、この工事は前回、平成 10 年度災害発生した過程で 15 年度までに事業を、10 年度発生した箇所についてはやる予定になっていたんですけれども、その地域は結果的に後回しみたいな状況になっています。でも、その崩れる危険区域内には民家もあります。ですから、その判断基準というか、崩れたからこっちを優先させなければならないという基準はあったかもしれませんが、前にやっていた箇所について、果たしてどうなるのかなと住民が心配しているんです。結果的に、11 年からずっとやっているんですけれども、その後の残された部分に対して、具体的に県の方針としてどういう格好で災害復旧を行うのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

あと、この災害復旧に対して、その場所ばかりではなくて改良する要因があるような法律の解釈をしているんですけれども、その改良部分についてどの程度、現復旧段階と違ってもう少し拡大する箇所があるのかどうか。

市長も見ていると思うんですけれども、正面に向かって今現在やっている箇所の左側が相当崩落しております。そしてその崩落の原因は、第 1 問でも申し上げたとおり、樹木等が根こそぎ倒れているような状況の箇所が数箇所起きております。ですから、その辺の場所も今回の改良事業に加えていただきたいなと思っているんですけれども、そういう住民からの要望もあります。ですから、その辺について具体的にどうなっていくのか伺いたいと思います。

巡視員の問題ですけれども、今県に毎月 1 回、義務的な報告は地域の巡視員の委託を受けた人がやっておりますけれども、この人たちが果たしてどの程度の問題を県の方に報告しているか、非常に不明な点があります。地域住民は全く知らされず、また町内会長さんもそういう方が存在していることも知らない人が多いんです。そして巡視員さんは、確かにどの程度監視を行っているのかも不明です。

今こういう危険箇所については非常に荒れているというか、山地が荒れております。ですから、中に入ってチェックしていくというのは非常に難しくなっております。そしてまた、こういう巡視員は非常に高齢者が多いんですね。ですから、ちょっと中に入って足でも引っかけたりなんかすれば、非常に大きな問題になる可能性があります。ですから、こういう人もやっぱり調査をするときに複数配置するとか、そういうのもやっていただきたいなと思っております。

特に山間部に入りますと水路が決壊するおそれがあるというので、農家の人が水路を横堰に移すために夜中に行っているんですけれども、そういうときでも非常に危険な状況でそういうところに入っていますので、ですから複数で仕事ができるような体制を県に要望していただきたいなと思います。

そして、市長からは県の方と合同でいろいろな調査を今度はやっていくという前向きな回答をいただきましたけれども、やはりそういうふうにして、できるだけ巡視する目を、数多くの人が入って巡視するような制度にしていきたいなと思います。

危険箇所の樹木の伐採ですけれども、市長は個人の所有だから非常に難しい面もあるということですが、しかしこの危険区域については、擁壁工事なども本来は個人でやらなくてはならない問題かもしれません。でも、これもやっぱり危険を回避するために地域住民の安全のために恒久的な施設整備をこれまでやってきましたけれども、実際これと同じ条件ではないかなと私は思います、今現在。この禁地区の崖が崩落したのは、結果的に樹木が落ちてきて崩落したわけですから、これまで指定区域内で発生した事故はそういうことを何回も繰り返しているの、非常に危険な地域となっているので、これはやっぱり公共的なものでやるべきではないかと私は思います。

そして、先ほど市長も、前回の崩落時期に、森林の伐採事業がありますけれども、こういう事業をいろいろ検討なされた結果は私も聞いております。でもこれはやっぱり市長が言ったように、切り倒した後植栽しなくてはならないということなんですけれども、こういう事業は、いろんなことを考えれば、市の単独事業でも、危険な場所から少しでもやれるような状況にしてもらえば、市民は非常に安心感を持って生活できるんじゃないかと思います。

実際、世界防災会議がこの前行われましたけれども、やっぱり事前の防止策を前向きに検討するような会議の方向になっております。ですから、市の方でもこういった前向きな予防策をもう少し検討すべきではないかと私は思いますけれども、市長はその辺の考え方について、市単独の負担も兼ね合いして、その辺の市長のお考えをお聞きしたいと思います。

急傾斜地域の総合災害防止計画書の作成について、このことについてちょっと勘違いした面があるのかなという感じがしたんですけれども、災害復旧の工事箇所のことではないんです。結果的に白岩全域の問題として、総合的な調査をすべきではないかと私は思うんです。あの一帯は、現在災害が発生している箇所、桙地区と同じような地域が、全体にそうした箇所が白岩にあるんです。ですから桙地区ばかりではなくて総合的な調査をして、これも市単独ではなくて、地元の地権者とか管理者とか、そういう人たちと一緒に地元の山地の内容を具体的に調査して、それに基づいて総合計画をして、結果的に予防対策をとれるような状況にしたいなと私は思っているんですけれども、その辺について市長の見解を伺いたいと思います。

農地、農業用施設の災害復旧についてですけれども、この前同僚議員の質問に耕作放棄地の問題が出ておりました。この中で、白岩地区が全体の4割を超す耕作放棄地だということで私もびっくりしているんですけれども、こうした場所がどういう場所なのか、市長は御存じかどうかはちょっとわかりませんが、この災害現場というのは、公共とか土地改良事業に合致しない場所が沢々に残っております。そしてまた、今中山間事業の所得補償事業なども行われておりますけれども、この制度にも合致しない水田が数多く存在しております。こうした人を救うために、やっぱり何らかの対策をとる必要があるんじゃないかと私は思っております。

高齢化もそうなんですけれども、今農家は、米価とか農産物の価格が不安定で非常に困っております。それで、どうしてもこうした農業施設に対しての設備投資をできるだけ抑えるような方向に農家の人はなっております。

こういうことでありまして、ですから災害が発生したことに対しての対策がとれない農家が非常に多いんですね、正直。今大型農家は、建設機械、土木の建設機械なども購入して農家を維持していますけれども、小規模農家はそういうこともできないで、逆に自力復旧なんていうのはとても不可能です。そういうことで耕作放棄が続いているんだと私は思っています。

ですから、それらの対策として、今回の災害の場合でも、結構私のところにもいろいろ要望があって、受益面積とか受益戸数をなぜ設けてあるんだということいろいろありますけれども、2人と1人では、2人では共同だけれども、1人は個人だという位置づけなんでしょうけれども、この辺の緩和措置をとる必要があるのではないかなと私は思っております。

今、受益者が2人いても、結果的に耕作している人が1人であれば個人の補償になるわけなんです、実際は。でも名目上、その人の名義を借りれば2人だということになるんですけれども、実際そういうことができない方が多いんですね。沢々に耕作している人たちは、自立で開墾をして田を耕して道路をつくったり整備をしたわけなんですけれども、そういうところにもう少し目を向けてやってもらいたいなと思います。そして今回、土地改良の補助事業がありますけれども、これは災害に合致しないような市長の話でしたけれども、これらをもう少し運用の形を変えて、何とか個人の災害に対する援助をしていただけないか、その辺のことについて、再度市長に伺いたいと思います。

あとは情報通信の格差是正の問題なんですけれども、市長は人口が1,000人以上なければだめだとか、事

業化するのには事業者が決定するのだから行政としては何ともならないような話です。住んでいる人の人口規模が 1,000 人とかの基準はあるわけですが、でもこれは実際には、ほかの地域からお盆や正月などに来て、あるいは田代、幸生あたりは村塾などもいろんな形でやっております。そういう人たちが携帯電話が使えなくて非常に困っている状況にあります。

実際私たちも、頭から携帯は使えないということで行っておりますけれども、そのほかに、地域にとってはいろいろ火災が発生したり土砂災害が発生したり、またきのうの新聞にもありましたけれども、遭難事故なんかを起すと、今は費用が大体一つの遭難で 30 万円ぐらいかかるんですね。ですから、そういう人が携帯電話を持つことによって、こういう経費の負担がなくなるわけなんです。

そして、今はちょうど幸生や田代地区ではスノーモービルの愛好会が非常に多くなっています。ですから、冬季間などは相当に行楽地として葉山山系を突っ走っているような状況にあります。そういう方々が交流する場所に今は田代とか幸生地域もなっておりますので、そういうことを考えれば、1,000 人規模だからだめだとか、そういう採択ではなく、別な角度で進めていけば、事業だって採択になっていくんじゃないかなと思います。

私も技術的なものは全然わかりませんが、こうした事業があるので目についたんですけども、とにかく事業者にも直接会って話をしたんですけども、行政の方からいろんな形で要望があれば何とか対処したいというような話も担当者はしておりました。

しかし、今こうした市町村で困っている地域が非常に多いんですけども、寒河江市とかそういう場所はそのような場所ではないんですけども、現在戸沢村とか朝日村、八幡町では、去年 13 年度からこの事業の採択を受けて事業化しております。間もなく完成すると言っていましたけれども、結果的に要望を出す前からシャットアウトするのではなくて、地域住民のことを考えて、もう少し具体的に前向きに検討してもらいたいなと思います。そしてまた、この事業ばかりではなくて、やっぱり事業者に対して別な方法はないかということで伺いを立てる必要もあるんじゃないかなと私は思います。

この問題については、担当課にも前から何回か話しております。しかしなかなか進まなかったもので、いろいろ国の施策はないかなと私も検討したんですけども、でも、この制度ばかりでなくて、もう少し技術的な面を調査して、具体的に前向きに検討すべきだと思いますけれども、その辺、実際具体的に調査をやるかどうか、市長の見解を伺って第 2 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 一つは、桎地区の 10 年度から始めた工事、これは 2 期工事と言われておりますが、18 年度まででございます、これは前から 18 年度ということになっているようでございます。

それから、改良部分云々という話がございましたけれども、ちょっと趣旨がわかりません。何か担当の方でわかっているならば、担当の方から答弁申し上げます。多分周辺をも一体的に整備しろというような話かどうか、ちょっと趣旨がわかりませんので、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、巡視員の報告でございますけれども、監視状況というのが先ほど答弁申し上げましたようにも、逐一わかるように市の方にも同じような報告書を出してもらおうと、写しをもらうというような方向でしたいと思っております。

複数配置、これにつきましては、そういうことが可能かどうか、県と話をしたいと思っております。

それから、伐採でございますが、これはやっぱり個人の財産でございますから、個人の財産まで国であろうが県であろうが市であろうが、伐採する、そういうことはどうなんだろうかなと思っております、まず個人がそういう管理をするということが先決だろうと、このように思っております、伐採だけの公共事業というものはありませんので、個人で管理して、個人の方から何か寄附でも申し出てというようなことでもあればできるかどうか、その辺は調査検討させていただきたいと思っております。

それから、災害防止の計画書、これは総合的な調査ということでございますが、急傾斜地ということになりますと、これは県の事業に入っているわけございまして、ですから市では直接的にはできないはずございまして、県にお願いすることになるんじゃないかなと思っておりますから、この辺も県と話をしてみたいと思います。

それから、農地の災害復旧の場合で、この受益戸数との関連でございますが、先ほども答弁申し上げましたように、1 人ならば個人施設ということで、これは該当外と。ですから、救えるということならば、先ほども申し上げましたように、市の事業での原材料支給ということでございます。それしかまずはないということでございまして、いかに通達とか法令というものを見ましても、1 人の受益者という場合は、これは個人の施設だということになっておりまして、それは崩せないと思っております。

それから、携帯電話でございますが、これは先ほども申し上げましたように、鉄塔を立てたり、それから受信装置をするということは、これは専門家じゃないとできないわけございまして、事業をするところの方の参画がなければいかんと思いたいと思っております。ですから、それが前提となって、それがオーケーということになりますれば、国の方でも補助も出しますと、国の補助事業ということになりますから、ああいう事業はだれでも簡単にできるものではないわけでございます。

そしてそれをした場合には、経営というものが可能かどうかということを経営者は当然調査して、これはやっていけるなと思えば初めて事業に参画しようということになるわけございまして、まずは事業参画者の企業がどう見るかということでございまして、田代・幸生の場合、事業参画者に話を申し上げ、そして調査してもらおう、これはやぶさかではございませんけれども、現在の規定からいけばこれまでの条件に人口的にも半分にも満たないわけですから、非常にこれは厳しいだろうと、難しいだろうと思っております。

以上でございます。

佐藤 清議長 土木課長。

安彦 守土木課長 松田議員の範囲、それから工事箇所を含めてというお話でしたけれども、範囲は、現在計画している復旧工事の箇所とかそういうものを確かめた上で、後でお話したいと思いますので、御了解ください。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 最初の災害現場の進捗状況について、前回私が質問したときに、10 年度に崩落した箇所については 15 年度までに整備をするということで市長から答弁をいただいております。

そのときの事業計画が果たしてどのぐらいになっていたのか、その辺は私はわかりませんが、その辺を結果的にどうするのか、後で担当課でもわかればまた聞くようにしたいと思いますけれども、その辺がちょっとはつきりしなかったのが、地域住民は非常に心配しているんですね。私のところが後回しになったと感じて心配しております。ですから、いざ折れた場合はどうなんだと私にも来ますけれども、その辺の計画については、再度担当課からお聞きしたいと思います。

樹木伐採について、個人の財産だから勝手にということだったんですけれども、県の方といろいろと対策をして、寄附行為であればどうかということもちょっと市長の答弁にもありましたけれども、やっぱり地元でも管理し切れない人が多くて、国や県に寄附しても対策をとってもらいたい、そういう人が多く出てきております。実際あの急斜面を昔みたいにのこぎりで切っている時代と違って非常に危険な状態にあるものですから、もう個人で管理するのが非常に困難だとみんなが言っているんです。ですから、この辺も県といろいろな対策を具体的にとる中で、寄附を申し出る人があればそういう対策も必要ではないかと思っております。

この擁壁工事箇所については、皆地元で、個人で寄附をしてあれだけの擁壁工事とかのり砕工事をやってもらった経過と同じような状況にあるものですから、この伐採事業などもそういった形でやってもらえば地域住民も安心できるのではないかと思います。

携帯電話のことなんですけれども、人口が満たないからということで一方的に話されますけれども、先ほどの田代とそのほかに、私もちょっと調査はしていないんですけれども、そのほかに入らない状況の箇所もあると思うんです。だから、実際は 1,000 戸といっても 1,000 戸を超えるんじゃないかなと、私の勘で思っております。勘だけでも、実際にそのぐらいの数字は十分確保できると思っております。

ただ、この事業だけにこだわらず、現地をもう少し調査して、今携帯電話のアンテナは、高松と吉川にあるんですね。だからそのエリアから電波が流れてきているんですけれども、それに値しない場所が、結局田代、幸生、あとその周辺部となっているんですけれども、その辺でももう少し調査すれば、私は十分可能だと思います。ですから、前向きにこれは検討して、強力に進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 15 年とか 18 年とかと言っておりますけれども、これはあくまでも県の事業でございますから、県から聞いて私も答弁しているわけでございますから、県が財政的な事由で延びたり縮んだり、縮んだりはないでしょうから、延びたりするわけですから、それはいかんともしがたいことございまして、御理解いただきたいと思っております。

それから、寄附すればと言いますが、これは県の対応がどうかということだろうと思います。まず木だけ寄附するのか、土地全部寄附するのか、そういうこともあるだろうし、県としても将来とも管理しなくてはならないものを、あるいは切らなくてはならないものを採納を受けるかどうか、これは大変な問題だと思います。それがあります。

それから、アンテナのことでありますけれども、議員は可能だと思いますと言いますが、それは議員の考え方でございまして、これは相手のやることでございますから、相手の企業の参画者のことでございますから、これはいかんともしがたいと、このように思います。

平成 14 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午後 2 時 5 5 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年9月11日(水曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年9月第3回定例会

議事日程第5号

第3回定例会

平成14年9月11日(水)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成14年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

一般質問通告書

平成14年9月11日(水)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
26	完全学校週5日制について	完全学校週5日制について、その後の保護者の反響はどのようになっているのか 学校・家庭・地域との連携をどのように考えているのか 地域の住民が子供たちを育てる事業への参画と実践について 公民館活動を活かした子供育成事業はどのようになっているのか	10番 高橋 秀治	教育委員長
27	農業政策について	無登録農薬の販売に伴う実状と諸課題について	17番 川越 孝男	市長
28	政治姿勢について	行政の説明責任と情報公開のあり方について		市長
29	行政一般について	住民基本台帳ネットワークシステムについて 住民自治に基づいたまちづくりについて	18番 内藤 明	市長
30	合併論議と地方財政問題について	地方交付税制度の「財源の均衡化」、「地方行政の計画的な運営」を保障する、という本来のあり方は今後も必要と考えるが市長の見解は 合併論議とは本来別次元の、地方自治体の財源問題が、強引に結び付けられて語られていることについて 自治体間の都市と農村を故意に対立させる非効率論議について 地方自治の精神に基づく個性的な自治体づくりと逆行する合併論議について	22番 遠藤 聖作	市長
31	三たび山形盆地活断層対策について	市の防災対策について (イ)体系だった詳細な対策案を住民とともに作り上げることについて 当該地域での市独自の説明会の公民館ごとの夜間開催について 改めて活断層のより詳細な調査を実施する意義について		市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

市長より、昨日の松田 孝議員の一般質問に関連し発言の申し出がありますので、これを許します。

佐藤誠六市長 昨日の松田 孝議員の一般質問、白岩地区の急傾斜地崩落防止対策の答弁の中で、地福田沢の砂防事業について、「本年度中の完成」と申し上げましたが、「来年度中に完成する予定」でありましたので、訂正をお願いをします。失礼いたしました。

佐藤 清議長 本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高橋秀治議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 26 番について、10 番高橋秀治議員。

〔10 番 高橋秀治議員 登壇〕

高橋秀治議員 おはようございます。

きょうはちょっと風邪気味で、聞き取りにくいところもあるでしょうけれども、御了承願います。

私は、緑政会の一員として、また通告してある課題について関心を寄せている多くの市民を代表して教育委員長に御質問いたします。

その前に、このたび第 19 回全国都市緑化やまがたフェアが最上川ふるさと公園で実施されましたが、73 万人という多くの参観者が訪れ大成功に終わったことを心からお喜び申し上げます。

今回の緑化フェアには、市内の各学校から個性あふれる花壇の出展がありました。街路樹やプランターやフラワーロードの飾花にも協力した子供会などもあり、多くの児童生徒が主体的に参加してくれました。子供たちは自分たちの花がきれいに咲いているか、他の学校ではどんな花を植えたのか、会場の多くの美しい花を見ながら貴重な体験を重ね、炎天下に黙々と除草をしたり枯れた花を摘んだりしているボランティアの人たちの姿を見て、本当にすばらしい感動を覚えたことだと思います。

虹の丘に上がり、最上川の流れ、葉山、月山を眺め、市内を見渡し、美しいおとぎの国のような緑化フェアの会場を眺めて、ふるさとのすばらしさを改めて実感したのではないかと思います。あの猛暑の中でのボランティアの皆さんの活躍、市当局を初め市民総参加がこのたびの緑化フェアを大成功に導いたものと思います。関係者に対し心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、通告してあります完全学校週 5 日制について質問いたします。

私たちは、これからの子供たちが激動の 21 世紀の中で、ふるさとを思い、生き生きとたくましく協力し合う、すばらしい人生を築いてほしいと願っております。しかし、子供たちの現状をマスコミで見聞きする限り、理解に苦しむいろいろな問題があり、心を暗くしているところです。

いじめ、学級崩壊、不登校、学力低下、そして犯罪が多発しております。文部科学省の平成 10 年 2 月に実施した学校の授業の理解度によりますと、「半分くらいわかる」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計は、小学生で 32%、中学生で 56%、高校生ではもっとふえています。小学生の 3 分の 1、中学生の半分が学校の授業に関してわかっていない、ついていけないという調査結果です。

さらに、平成 12 年 8 月に公表された不登校児童生徒数の推移の調査を見ると、実に 13 万人を突破し、増加する傾向にあると言われております。長期間学校に行かない、あるいは行けない子供たちが中学生では 40 人に 1 人、クラスに 1 人という割合で存在しているということです。

また、学校内における暴力行為発生件数でも、キレる子供が年々増加しているようです。小学生で 2%、中学生では 34%となっています。我が寒河江市では該当しないと思いますが、全国的な傾向では、本当に憂慮すべき状態だと思います。

このような実態を踏まえて、文部科学省はここ十数年、この課題を解決するためにゆとり教育が進められてきました。そして文部科学省の諮問機関である中央教育審議会、いわゆる中教審では、21 世紀を展望した我が国の教育のあり方についてという答申を出しました。

これを受けて文部科学省は、平成 14 年度の学習指導要領を作成しています。この答申の中で中教審は、生きる力という考え方を提言しております。生きる力とは、自分で課題を見つけ、みずから学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力と言っております。さらに、みずからを律し、他人と協調し、他人を思いやる心、感謝する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康、体力を養うと言っていま

す。そして、それを全員一斉かつ平等にという考えから、個性、能力に応じた方法、内容、仕組みと柔軟な提言もしております。

この中教審の答申を受け作成された新しい学習指導要領では、1、学校は完全週5日制にする。2、学習内容を現行より削減する。3、総合的な学習時間を新設する。以上、三つの柱を打ち出しております。

生きる力を育むために、子供たちには一層ゆとりを実現する手段として、週5日制の実施、教育内容の厳選が必要であり、さらに生きる力を授業の中で養っていくため総合的な学習の時間を採択したことです。そして学習指導要領の中で、一層ゆとりを加えるために授業時間を減らし、学校は完全週5日制にして学習内容を削減することになっているということです。

しかし、この新学習指導要領に基づく学校完全週5日制に対して、全国の保護者は学力低下を心配しており、アンケート調査によっても全体の4分の3の人が不安がり、自由に解放される土曜日の子供の対応にいろいろな意見が出されています。このままの状態ですら土曜日を休みにすれば、子供たちはテレビを見たりテレビゲームで遊び、あるいは学力低下を補うために学習塾に通うということになるのではないかと、そして、この学習指導要領の趣旨とは違ったものになるのではないかなどの心配です。

そこで、学校完全週5日制が、子供たちがゆとりを感じ、土曜日が生きる力を育てる場になっていくことが必要ではないかという視点から、具体的な質問をいたします。

子供たちが育つ場は家庭であり、学校であり、地域であると思います。しかし現在の家庭を見ますと、高度経済成長の中で家族、家庭が大きく変化をしてきました。核家族化が進み、家族の小規模化、物質文明最優先の中で共稼ぎ、価値観の多様化、都市化が進む中で、家族間の心のふれあいの減少などで家庭におけるしつけ、教育力が著しく低下してきております。また、かつては子供たちは地域の子供たちの集団で遊び、大人も地域の子供として悪い行動に注意をし、善導してきた過程がありますが、最近では地域の教育力も低下してきていると思います。

このような実態と問題点を持つ社会の実情に、やはり完全学校週5日制が実施された中で、学校・家庭・地域がどう連携をとりながら子供たちの生きる力を伸ばすかが大きな課題となると思うのであります。

生きる力は学校だけで養われるものではありません。完全学校週5日制により子供たちが主体的に使える時間をふやし、ゆとりの中で社会体験や自然体験を豊かにし、地域の行事、世代間の交流などさまざまな活動を通じて体得させることが必要だと思っております。

以上の観点から質問をいたします。

完全学校週5日制について、その後の保護者の反響はどのようになっているか。

実施以来5カ月が経過、子供たちの土曜日の過ごし方が家庭で、地域で生かされているのか、保護者はこれに対してどう対応し、どう考えているかお伺いいたします。

次に、学校・家庭、そして地域との連携をどのように考え、どのような方策を立てているのかをお伺いいたします。

ゆとりの時間を生かすために、学校・家庭、そして地域社会が連携して子供の生きる力をどのように育てようとしているか、具体的にお伺いいたします。

地域住民が子供たちを育てる事業への参画と実践についてお尋ねいたします。

地域の老人クラブでは、保育所の子供たちと世代間交流ということで里山を散歩したり、枯れ葉を集めて焼きいもをしたり、だんご木づくりをしたりしています。町会行事では、5月節句の笹巻きづくり、雪灯籠を地区の子供たちで作り、雪まつりをしています。子供たちは生き生きとして参加しています。地域には自然が豊かであり、いろいろな歴史を持つ遺産もあり、伝統的な行事があります。このような地域の行事に参加することにより、みずから学び、みずから考え行動する生きる力とふるさとのすばらしさを体で受けとめるのではないかと思うのであります。

最後に、公民館活動を生かした子供育成事業についてお伺いいたします。

各地域に自治公民館があり、それぞれ地区公民館と連絡提携し合い、さまざまな住民参加の事業を進めております。福祉関係では、ふれあいサロンのように公民館を開放して子供の自発的な遊びを支え、励ましていくようにしています。これからはさらに子供たちの自主的な活動を支える育成事業の活性化を図っていくべきと思うのであります。今後どのような実施計画がありますか、具体的にお伺いいたします。

以上で1問を終わります。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 完全学校週 5 日制について、幾つかの質問にお答えいたします。

最初に、完全学校週 5 日制について、保護者の反響はどうなっているかという質問にお答えいたします。

完全学校週 5 日制は、本年度 4 月から実施されており、市内の小中学校では完全学校週 5 日制や新学習指導要領の趣旨とねらいに即して、また保護者の、学力の低下や休日の過ごし方への不安を解消することも含めて、ゆとりを生かした基礎、基本の定着と学ぶ喜びや学ぶ意欲を大切にした授業で学力の向上に努めております。休日の過ごし方についても、子供の状況を把握し、アドバイスすることに努めているところであります。

さて、実施後における保護者の完全週 5 日制への反響ということでございますが、各学校での P T A の諸会合や授業参観などを通して把握に努めてきたところであります。

これによりますと、多様な意見や考えがあるようでございますが、「始まったばかりなので関心を持って見守りたい」「たっぷり時間をとり親子一緒に手伝いや料理をしている」「学力低下が心配だが、力のつく学習を期待している」「心と体をゆっくり休ませる時間にしている」など冷静にとらえており、おおよそ肯定的に評価している方が多いようであります。しかし「ゲームにばかり熱中している」とか、「家の中で無意味に過ごしている」など、学力の問題も含めて休日の過ごし方に幾つかの課題が指摘されていることも事実であります。

教育委員会といたしましては、子供の生活、保護者や地域の方々の反響をとらえながら、引き続き完全学校週 5 日制の趣旨や目的を理解していただくため、学校だよりの配付や市民の集いなどを開催しながら啓発に努力していきたいと考えております。

次に、完全学校週 5 日制の中で、学校・家庭・地域との連携をどのように考えているかとの質問にお答えいたします。

完全学校週 5 日制は、学校教育の充実と、家庭や地域の教育力の充実と相まって初めて生かされるものと考えます。家庭はすべての教育の出発点であり、自分の子供に責任を持つという姿勢が大切なことであります。家庭の団らんや手伝いなど、家族の一員としての自覚を一層促す必要があります。地域においては、地域の子供は地域で育てるという機運を醸成する必要があります。あいさつや励ましの言葉をかけたり、時には注意をしたりして子供を育成することが大切です。また、異年齢間での遊びや社会体験など、自分の意思で選択できるような機会の提供や環境整備が必要になります。

教育委員会といたしましては、それぞれの役割を自覚しながら学校・家庭、そして地域の垣根を超えた連携を図り、児童生徒の健全な育成が図られるよう進めていくことが大切であると考えております。

学校では、学校だよりを地域全体に配布して、教育活動全般について積極的に保護者や地域の方々に説明し、その成果や課題についても明らかにするよう努力しているところであります。

御案内のように、ことし 4 月からは地域に開かれた学校づくりを目的として、学校評議員制度を導入しているところです。学校評議員制度は、地域の方々の代表に学校の教育方針を説明し、協力を要請するとともに、教育上の課題などについても意見や情報をお聞きし、学校運営に生かすものであります。

本市では、今年度 6 校がこの学校評議員制度に取り組んでおり、その他の学校でも来年度の実施に向け検討しているところです。学校の行事などに地域の人たちの参加がふえたこと、地域の行事に学校職員や子供たちの参加が図られたこと、地域の方から、地域の行事や祭りなどの情報が寄せられたことなど、着実な成果を見ております。

また、市内各地域には豊富な経験を持ち、すぐれた技能や知識を持つ方がたくさんおられます。このような方々の経験や指導力を学校教育の場に積極的に活用することを勧めております。

本市の学校では、これまでも総合的な学習の時間などで、実際に学校においていただいたり、子供と教師が

訪問したりして御指導をいただいております。子供たちにとっては、地域の方々を尊敬したり、地域の自然や文化を好きになったり、地域に触れるきっかけが広がっております。

このように、学校評議員制度や地域の人材活用などの方策により、地域との交流を深め、より地域に開かれた学校づくりが推進されていくものと考えているところです。

今後とも家庭の教育力の充実を図るとともに、地域の子供は地域で育てるという基本を大切にしながら、学校・家庭・地域の連携を深めてまいりたいと考えているところです。

次に、地域の住民が子供たちを育てる事業への参画と実践についての御質問にお答えします。

子供たちが生きる力を育むには、地域のさまざまな人々と触れ合い、さまざまな体験活動を積み重ねていくことが重要であると考えております。子供たちにはいろいろな可能性があり、自然体験、生活体験などさまざまな活動を通して自立心や道徳心、正義感、思いやりなどが身についていき、豊かな心やたくましさが育まれるものと思います。そのためには地域の子供は地域で育てるという意識に立って、地域の人たちが子供たちに意図的、計画的にかかわっていくことが大切なことであると思います。

さきに開催した花咲かフェアにおいては、美しいまちを自分たちの手でつくろうと多くの子供たちが会場周辺の飾花作業や清掃作業などのボランティア活動に取り組み、感性豊かな心を育てております。

幸生地区の猿山沢水辺の楽校は、地区を土砂災害から守るとともに、自然環境を大切にするという子供たちの自然学習の場になっております。また、醍醐地区の田沢川のホタルの里づくりは、蛍を守り育てることを通して自然環境を守る優しい心を育てております。さらに、皿沼地区の冬の雪まつりでは、子供たちみんなで雪灯籠をつくり、祭りに参加しております。

参画とは、このように地域の人と子供たちが一緒になって協力し合い、つくっていくものではないかと考えております。また、それぞれの地域にはそれぞれさまざまな歴史、伝統文化があり、その地域の特色を生かした伝承活動も大切なことだと思っております。

これまで各地区公民館では、このような視点に立って、地域の特色を生かした事業に取り組んでおります。例えば、柴橋地区郷土セミナーでは、大人と子供たちが地域の歴史に触れる体験として、熊野ラインめぐりなどを実施しております。また、他の地域でも親と子の触れ合いの事業として、家庭セミナーなどを実施し、多くの親と子が一つの目的に向かって一緒に活動しております。さらには、豊かな経験と知識を持つ地域の人が講師となって、子供たちに民話語りや門松づくりなどの事業を実施して好評を得ております。

このように、地域の大人が積極的に子供にかかわりを持ち、地域全体で子供たちを育てていくという意識を持って取り組んでおります。

教育委員会といたしましても、今後ともそうした生きる力を育むような、地域の特色と人材を生かした取り組みを支援してまいりたいと考えております。さらに各地区公民館においても、子供たちが主体性を持って参画できる事業を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、公民館活動を生かした子供育成事業はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

寒河江市には四つの地区公民館と、58の自治公民館があり、自治公民館を分館として位置づけ、地区公民館と連携を図りながら、さまざまな事業を展開していることは御案内のとおりであります。

学校週5日制の実施に伴い、家庭はもちろん地域と子供たちとのかかわる時間が多くなったことにより、子供たちのさまざまな活動やチャレンジする場、いわゆる地域の遊び場、子供たちの居場所づくりに自治公民館と地区子供会育成会の果たす役割は大きいと思っております。

地域に開かれた公民館であるためには、地域の人々みんながその利活用についてさまざまなアイデアを出し合い、実践していくことが大切だと思っております。公民館を子供たちの活動の場として開放し、活動の場としてふさわしい環境をつくっていくことも必要なことだと思っております。

そして、子供たちがみずから気軽に参加しやすい地域子供会活動であるためには、子供たちを事業の参加者

としてだけでなく、積極的に活動の企画運営の担い手として位置づけることが大切だと思います。そのことで子供たちは、興味・関心に応じた自主的かつ自発的な子供会活動ができるようになるものと考えております。

教育委員会では、市内 8 カ所の単位子供会にモデル子供会育成事業を指定し、地域の特色を生かした活動を支援するとともに、各地区子供会や市子供会育成委員連絡協議会と連携を図りながら、子供会インリーダー研修会を実施したり、育成委員のための運営研修会を開催して子供会活動を支援しているところです。また、各地区子供会等で実施している野外活動事業を支援するため、キャンプ用具取扱講座などを開催するとともに、キャンプ用具の貸し出しを実施しているところです。

さらには、各地区公民館活動の活性化を図るため、市内の 3 分館をモデル分館活動事業に指定して、地域の特性を生かしたさまざまな事業を展開しております。平成 13 年度に指定した中郷分館の子供みこしなどは、子供たちが主体となって地域と一体となった活動を展開しており、まさに公民館活動を生かした子供育成事業と言えるのではないかと思います。

また、各地区公民館においては、りょうなんトライアングル、りょうとうサークルハンズやわんぱく体験隊、少年少女郷土史講座など、子供たちの体験活動に取り組み、集団活動を通して自主性、協調性を育てるための積極的な事業を展開しております。

子供たちに必要な生きる力は、生きた知識の積み重ねであり、さまざまな体験や活動を通して子供たちが主体的に考え、試行錯誤しながらみずから解決策を見い出していく過程においてこそ育まれるものだと考えております。

教育委員会といたしましては、そうした地域の特色を生かした自治公民館の活動、あるいは地域での自主的な子供会活動を今後とも支援してまいりたいと考えているところです。

以上です。

佐藤 清議長 高橋議員。

高橋秀治議員 前向きな、また、きめ細かい施策に対する御答弁、ありがとうございました。

完全学校週 5 日制に対する学力低下というようなことで質問いたしました。その中で、やはり子供たちは家庭の中においても非常に孤立した状態にいるわけで、何か遊ぶにしても、また勉強するにしても、また友達が、なかなか外で遊ぼうというような誘いもない。そんな中でテレビゲームに興じているというようなことになっているのではないかと思います。

これは私の提言でありますけれども、私の質問の全体的な流れであります、公民館を土曜日子供たちに開放して、そして地域のお年寄りとか、あるいは子供会の育成委員の方々とか、そういう人たちが交代で子供たちに土曜日の日を学習の場、何ていいますか、寺小屋みたいなものに開放したら、学力低下を来さないのではないかなと、このように思うところであります。

しかし、地域の老人クラブとかそういう人たちが積極的に子供たちの中に入って、やってくれる人が私はたくさんいると思います。その人たちが子供たちと土曜日のひとときを宿題をしたり、あるいは遊んだりというようなことで、また年寄りの人たちのお話を聞いたり、そういうことで学力低下を来さないようなことをやったらどうかと考えております。

我が皿沼地区におきましても、実は神社の社務所が今回取り壊されることになりましたので、地域の人たちとも話をしまして、何とか子供たちに開放できるようなものをつくれぬものかと、いろいろ話し合いをしたところでありましたけれども、なかなか思うようにいなくて、このたびは倉庫程度のものになってしまったということで、非常に残念な思いをしているところでありますけれども、これからはやっぱり地域で子供たちを育てなければならないということから、地域の人たちが学校、もちろん家庭も地域もいろいろな連携をとりながら、子供たちを本当に大切に考え、地域の宝として磨き上げていかなければならないのではないかなと、このように思うところであります。

また、先ほどは教育委員長からお話がありましたけれども、各地区の子供会の中でいろいろな行事をやったり、また積極的に施策を講じておられることに対しまして、非常にありがたいことだと思っておりますけれども、私はこのたび最上川河川敷緑地公園の開発に伴って、あの広大な最上川の河岸を自然学習の場にしてはいいかなものかなと思うところであります。野鳥はたくさんいるし、またいろいろな植物もたくさんあります。また水辺においては水生昆虫、いろんな学習ができる場になるのではないかなと。そして、地域の大人、あるいは御老人の方々の手助けをいただいて、そしてなるべく危険なところは監視をするとか、そういうことではなくても、子供たちと一緒にそういうところで遊んだり、あるいは学んだりしながら活用したらいいかなものかなと、このように思うところであります。

そしてもう一つ、子供は、大人でも同じだと思いますけれども、褒めて教えるということが一つ大事だと思います。褒められるとついその気になってまた一生懸命になる。またそれが非常に自分の可能性とか、そういうものが向上してくるのではないかなと思うわけで、褒めて教え、褒めて育てることが大事ではないかなと、このように思います。

いろいろ教育委員会の方でも施策を講じておられますけれども、これからは少子化の時代であり、非常に子供が少ないという現象であります。その子供たちを大事に育てていかなければならないということを学校・家庭・地域がもっと真剣に考えて、そして連携を持ちながら子供たちのために心を砕いていただきたいなと、このように思いながら私の質問を終わります。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 27 番、28 番について、17 番川越孝男議員。

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さんからお寄せいただいた御意見を踏まえ、社民党・市民連合の一員として質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 27、農業政策について、無登録農薬の販売に伴う現状と諸課題についてお伺いいたします。

この件については、9月3日の文教経済常任委員会協議会で、市長を本部長に河北、西川、朝日、大江の町長と村山総合支庁長、JAさがえ西村山農協組合長で構成されるさがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部が設置され、その取り組みについての説明を受けました。また、6日の猪倉議員の質問に対する答弁をも踏まえ、質問したいと思います。

県内の農薬販売業者が無登録農薬である発がん性の疑いのあるダイホルタンや、胎児への影響が指摘されるプリクトランを販売し、逮捕されました。そして、その無登録農薬が使用されていたことが明らかになりました。このことは、山形県産農産物の信頼を揺るがす大きな問題であり、対応いかんによっては本県の農業にとって致命的にもなりかねない大きな問題であると同時に、本県の農業だけでなく山形県が問われている問題でもあります。したがって、従来のようなあいまいな対応は許されないと思うのであります。

連日のマスコミ報道と、市場や消費者から山形産農産物が敬遠され、一部では入荷を拒否されるなどの状況も出ています。今多くの農家の方々は、安易に無登録農薬を使った農家に対する怒りと同時に、その指導監督の立場にある県の無責任な対応に不満と不信を募らせているのであります。

それは、11年も前から県に対して無登録農薬が販売されているとの情報が寄せられていたことや、具体的に無登録農薬の空き袋を提示して情報提供を受けての、立入検査でもチェックできずに見過ごしていたこと、平成5年度より食品衛生法違反の残留農薬が検出されていたのに公表されていなかったことや、同じく平成8年2月から14年5月まで他都県より6件の通知があったのに公表してこなかったこと、県が行った昨年2月の調査で、県産リンゴとラ・フランスからダイホルタンを検出したのに公表しなかったこと、さらにリンゴはそれまで8年間検査対象だったのが12年度から除外されていたことなどがその都度公表されることもなく、今回の事件発覚以降、それも小出しに少しずつ県民の前に明らかにされてきたことが不信を高めた要因でもあります。

さらに、問題の発覚後に県が行った検査で、無登録農薬の県内に販売された量や使用された量、そして回収された量などについて、市町村別の調査結果が生産者や消費者に知らされていないことも不安の材料となり、農家も互いに疑心暗鬼でふんまんやる方ない思いをしているのであります。

したがって、私は無登録農薬が販売され、それが使われ、その一部の農産物は既に出荷・販売されているという事実を踏まえ、まずは事件の真相を徹底究明すること、その上で再発防止を含めた対策を講ずることだと思っております。その対策の基本は、消費者からの信頼回復と、県や市の主要産業である農業を危機から救うものでなければならないと思うのであります。

そこでお伺いいたします。

まず一つは、今回の問題によって地元農産物の市場価格を含め、取引などにどのような影響があらわれているのか。またリンゴ、ラ・フランスもこれから出荷期を迎えるわけですが、その見通しについて市長はどのように見ておられるのか、また、本市での生産者の誓約書の提出状況はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。

二つには、消費者並びに生産者の不安解消と、信頼の回復を図ることです。そのためには可能な限り早く寒河江市、西村山、そして山形県の安全宣言を行うこととあります。それには現在取り組んでいるリンゴ

とラ・フランスの全量自主検査を早期に完了することであり、リンゴとラ・フランスの検査結果が判明する時期はいつごろなのか。また、リンゴ、ラ・フランス別の寒河江市の検体数は幾らなのか教えていただきたいと思います。

また、西村山の場合、ダイホルタンだけの検査で、プリクトランの検査は予定されていないようですが、その理由と、そして安全宣言をする際、ダイホルタンの検査だけで支障ないのかも教えていただきたいと思います。

既に誓約書提出農家のサンプリングからダイホルタンが検出される事態も県内で起きているわけであり、このことから、安全宣言をするには全農家の協力が必須の要件であります。したがって、もし使用していた農家があった場合、正直に自己申告できる環境を整備することが極めて大事だと思うのですが、この点についての御見解をお伺いいたします。

三つには、調査結果の公表についてであります。

現在、寒河江市には購入した人も使用した人もいないと言われております。しかし、購入した人から譲り受けた人はいないのか。また農地が行政区域を超えて広域化していることから、隣接園地からの飛散の心配もあります。ところが県などが詳しいデータを公表しないために、農家の人たちは疑心暗鬼になっています。

私は、積極的にデータは公表すべきであると思います。西村山地区内で無登録農薬を購入した農家数と購入量、そのうち使用した農家数と使用量及び出荷停止をされている農家数、それに回収した農家数と回収量は、それぞれ幾らになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。また同様に、このことについては全県的な数値についても明らかにしていただきたいと思います。

四つは、農家への支援対策についてお伺いいたします。

寒河江市の場合、購入者はなく使用した人もいない中で、リンゴとラ・フランスについて部会員以外も含め全栽培者の全量自主検査が行われています。今回の対応いかんによっては産地としての寒河江の信頼が左右されかねません。したがって、この危機に対して農家や農業団体だけでなく、市も市民も一丸となって取り組むことが必要であり、取り組んでいる姿を示すためにも自主検査費用への補助をすべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

もし無登録農薬が検出された場合、出荷・販売の停止と収穫物の廃棄処分をすると同時に、厳しく反省してもらわなければならないのは当然であります。しかし、部会除名とか損害賠償請求などの魔女狩りの対応をするのではなく、地域の農業者として来年に再起を目指せるようにすべきであって、精神的に追い詰め、玉砕に追い込むことのないようにしなければならぬとの声が農家の方々から寄せられています。

そのためには、農薬を使った人に対し、融資制度の活用なども含めた生活支援や、飛散被害を受けた農家や、風評被害により減収した農家に対する支援策をいち早く打ち出すべきであります。そうすることが万一無登録農薬を使った人がいても、自己申告できる環境づくりになるのではないかとこの意見が、これまた農家の方々から寄せられているのであります。このことについても市長の御見解をいただきたいのであります。

五つには、農薬の回収についてお伺いいたします。

今回取り組まれている回収は、ダイホルタンとプリクトランの2種類だけで、既に8月31日に締め切りされているわけですが、回収状況について、農薬別に西村山の合計と、うち寒河江分に分けて、回収農家数と回収量を示していただきたいと思います。

また、このたびのような問題を未然に防ぐ意味でも、今回回収した2種類以外のその他の期限切れ農薬の回収を実施すべきと思いますが、この点についても市長の御見解をお伺いいたします。

六つには、安全証明書の発行について伺います。

出荷する場合には、段ボールへの確認マークの押印がなされるということですが、贈答用の場合、すべての箱に入れる安全証明書の発行を強く望んでおられるわけですが、証明書は各産地の責任で発行される

とのことでありますが、本市での発行をどのように考えておられるのか。発行される時期、発行する際の条件、証明書の記載内容、大きさなどについて教えていただきたいと思います。

次に、通告番号 28、政治姿勢について、行政の説明責任と情報公開のあり方についてお伺いいたします。

一つは、住民参加によるまちづくりを進めるために、行政の説明責任の重要性が叫ばれております。また、国の情報公開法の中でも、行政の説明責任が規定されています。そこで、行政の説明責任についての市長の見解をお伺いいたします。

二つには、都市計画審議会での資料の提出についてであります。

ことしに入って2月、4月、7月の3回の都市計画審議会が開催され、計画区域の変更や用途地域の変更などがなされました。都市計画法第6条では、都道府県は都市計画区域についておおむね5年ごとに基礎調査を実施し、その結果は市町村に通知することが定められています。

3月13日に、担当課に基礎調査報告書を求めたところ、当局より情報公開条例に基づく申請をするように言われたために情報公開の手続きを行い、3月27日と4月8日の2回にわたって基礎調査報告書のコピーをいただきました。4月11日に開催された第41回都市計画審議会で、この同様の資料を委員に配付していただくよう要請をし、5月15日付で全委員に基礎調査報告書が届けられたわけであります。

当局はこの資料提出について、委員個人の求めには応じられないが、委員会としての決定には応じるとの考えをお持ちなのかもしれませんが、今回の場合は明らかに審議会の附属資料とすべきであったと思うのであります。

市情報公開条例の第12条では、「実施機関はこの条例による情報の公開を行うほか、市民の市政への理解に資するため、必要な情報を積極的に提供しよう努めなければならない」と定められています。このことは、市報などによる積極的な広報活動や、各種委員会、審議会、議会などへの積極的な情報の提供を定めているものと思うのであります。

したがって今回の場合の資料などは、委員や委員会から求められる以前に、都市計画区域の見直しを諮問する段階で、審議にかかわる附属資料として配付すべきものと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、審議会の資料とすべきものを情報公開条例に基づいて有料で写しの交付をしてしまった場合、赤伝票を切って手数料を返還することもできると言われていますが、制度上こういったことが可能なのかもお尋ねをいたします。同時に、その判断は、いつ、だれが行うのかもあわせてお伺いいたします。

三つには、情報公開条例施行規則第4条で、請求書には氏名、住所のほか使用目的の記載が定められています。しかし請求する情報を特定することによって、その特定した情報を知りたいというのが目的であって、その知り得た情報を何に使うかは個人の裁量の問題であって、行政が介入すべきではないと思います。

さらに、市民の知る権利を保障するという立場からも、使用目的の記載は見直すべきと思います。そうした場合、悪用されるのではないかと心配については、情報公開条例第1条「条例の目的」や、第4条「利用者の責務」で十分対応でき、悪用の心配は必要ないと思うのであります。

あわせて、各種の縦覧や閲覧、その他の申請や請求の際の記載についても、別に法の定めのあるものを除いては、氏名と住所などの連絡先だけに見直すべきと思いますが、市長の御所見をお伺いいたしまして、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、農業政策、無登録農薬の問題でございます。

いろいろありましたが、まずは販売価格はどうなっているのか、あるいは影響はどうだということでございますが、JA さがえ西村山によれば、これまで特にわせりんごに大きな影響が出ており、9月6日現在西村山全体で出荷量が約 300 トンで、前年同期 78%、平均価格は 216 円/キログラムでございます、前年同期の 84%、それから金額は約 6,500 万円で、前年同期の 65%となっているということでございます。

また、桃、ブドウなどその他の果実や野菜については、総体的に価格が低いということではありますが、大きな影響は出ていないということでございます。このようなことから、今後出荷されるラ・フランスとりんごふじについて、早期に安全宣言ができるように努力を重ねてまいりたいと思っております。

それから、確約書の提出状況でございますが、市内でりんごふじとラ・フランスを出荷販売している 417 戸の農家全員から対策本部に提出していただいております。

それから、使用した農家の公表といったようなことでございますが、寒河江市におきましては、購入も使用もした方がおりませんので、そういうことは考えておりません。

それから、不安解消ということでの農薬の回収ということでございますけれども、このたびの問題というのは、寒河江、西村山産地全体にかかわる問題だということで、御案内のように緊急対策本部というものを設置したわけでございます。

この本部におきましては、りんごふじとラ・フランスについては、無登録農薬の出荷前の検査を実施するとともに、無登録農薬を使用していないという確約書と防除履歴日誌の提出を求め、安全な農産物だけ出荷していく方針で取り組んでおり、こうした安全確保の取り組みを流通小売関係に説明いたしまして、さらに消費者に向けてもインターネットなどを活用して情報発信してまいりたいと思っております。

これまでも 8 月末と 9 月上旬の 2 回にわたり関東、関西の市場などを訪問いたしまして、市場対策に努めているところでございます。また、ラ・フランスとりんごふじの出荷前自主検査のサンプリングについては、9 月 13 日までには完了することになっており、結果が出るのは、ラ・フランスが 9 月下旬、りんごふじは 10 月下旬の予定であり、出荷には間に合うようになっております。

これらの検査結果により問題がないとすれば、生産者も自信を持って出荷できるとともに、消費者にも安心して食べていただけるようになると思っておりますので、この安全宣言というものにつきましては、ラ・フランスは 9 月下旬ごろ、それからりんごふじは 10 月下旬ごろにも実施することについて、対策本部で協議してまいりたいと思っております。

また、プリクトランについての御質問もございましたが、県によれば県内の流通ルートが一つであり、販売リストに基づいて県が、購入した全農家に立入調査を実施して、購入先と使用実態を把握し、残った無登録農薬の回収を終え、処分することとしておりますので、今回の検査の対象にはしないということでございます。

次に、西郡管内、それから寒河江市で無登録農薬が販売された農家数とか、使用した農家数、また使用した農家がいるとすれば、その販売された数量とか使用した数量、回収された数量について、また県全体の数量等についての御質問もありましたが、西村山管内では 38 戸の農家が購入して、使用した農家は 4 戸となっているようでございますが、先ほども申し上げましたように、本市では購入、使用した農家はございません。また、県全体の購入者は 289 戸で、そのうち使用した農家は 56 戸となっているようでございます。

なお、今回の事件に伴うところの県全体及び西村山全体の無登録農薬の販売数量、使用数量、回収量については県は公表していないということですが、各農協や農薬卸商業組合が農家に呼びかけて回収した数量という

ものは、県全体で、ダイホルタンは 442 キロ、プリクトラン 54 キロとなっているようでございます。

それから、支援策についてのお尋ねもございました。出荷前自主検査費用に対する補助につきましては、対策本部においても検査は生産者の個人負担で実施していただくものとしており、市としましては補助する考えはないところでございます。また、今後無登録農薬を使用した農家が出た場合の支援策につきましては、本市においては使用した農家はないということでございますので、現在支援するということは考えていないところでございます。

それから、回収の問題についてがありました。

西郡管内と寒河江市の無登録農薬の回収量については、8月31日現在で西郡管内でダイホルタン 28.5 キログラム、プリクトラン 6.7 キログラムで、そのうち寒河江市分はプリクトラン 1 キログラムであります。これは昭和 62 年の登録失効以前のものが農家に保管されていたものであるということでございます。

それから、期限切れ農薬の回収に対しての補助とかということも話がありましたが、対策本部におきましては、無登録農薬と期限切れ農薬の回収を実施していくことにしておりますが、まずはこのたびの無登録農薬の回収を優先し、その後期限切れ農薬の回収にも取り組んでまいりたいと思っております。

しかし、これらの農薬の種類、成分によって処分方法が異なり、処分に当たっての制約もあることから、今後いろいろ検討していかなければならないと思っております。なお処分経費については、基本的には農薬の使用量、生産者が負担すべきものであると考えておりますが、対策本部といたしましても今後検討すべき課題であると受けとめております。

それから、検査結果の証明書のこともお尋ねがありました。

リンゴふじとラ・フランスの出荷前検査の分析結果につきましては、検査機関から結果が届き次第、対策本部長名で個々の農家に通知することにしております。各農家はそれを出荷先や販売先に提示していただきます。そういうこととなります。

次に、行政の説明責任ということでございます。

説明責任というのは、情報公開の重要な要素としてとらえられ、平成 11 年に制定された国の情報公開法の目的に盛り込まれたことは御案内かと思えます。

この説明責任とは、単に行政から一方的に説明を行うものでなく、行政が事業の事前または事後にその事業の目的、必要性などについて市民に説明し、市民が納得した状況で事業が実施され、行政と市民との相互信頼関係をつくり出していくことではないかと考えております。

この説明責任とは、行政だけではなく企業にも求められているわけでございますが、最近の状況を見ますと、企業の不祥事はまさに消費者に対するところの説明責任というものが欠如した結果ではないかと、このように思われるわけでございます。

本市では、これまでも平成元年にいち早く情報公開条例というものを制定いたしまして、情報公開を進めるとともに、事業の計画策定の段階から市報への掲載、座談会や各種審議会を開催するなどして情報を提供し、また市民の意見を聞いており、さらに市政ポストを設置いたしまして、常に市民の意見を聞こうとする体制を整えているわけでございます。市民に十分説明を行い、行政と市民との信頼関係が築ければ、今回のやまがた花咲かフェアのような大成功に終わることができ、すばらしい成果を上げることができたと、このように思っております。

そして、今後におきましても、説明責任の理念というものを行政運営の規範といたしまして情報提供し、そしてまた情報というものを市民と共有し、理解と共鳴をいただきながら、これまで同様に市民の立場に立った市政運営を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、都市計画審議会での資料云々の問題について申し上げます。

経過的に見ますと、ことしの 3 月 13 日付で議員から寒河江市都市計画基礎調査報告書の情報公開の請求を

受けましたので、3月28日に寒河江市の情報公開条例第9条の規定により、写しの交付をしているところでございます。情報公開として決定したことについては、報告書は情報公開条例の非公開に当たらないものと判断し、公開を決定したわけでございます。

その後、第41回寒河江市都市計画審議会の中で、審議会委員である議員から、本報告書について審議会の資料として委員に配付する必要があると思うがという意見が出されたわけございまして、委員長が全委員に諮りまして、審議する際に資料として必要であると決せられたことでありまして、後日全委員に配付させていただいたものでございます。

これに対しまして、附属資料としてというお話がございましたが、4月11日に開催されました第41回審議会の審議内容というのが、用途区域の変更だったと記憶しておりまして、そういうことございまして、この後日配付した資料というのは、平成5年3月に県の土木課と、それから市の都市計画の方で作成したところの基礎調査報告書、いわゆる全市にわたるところの基礎計画報告書ということのようでございますので、一般的な都市計画の勉強に付するということでの資料ということで、後日配付させていただいたということだろうと思っております。

それから、情報公開したことに対してかかった経費云々というようなことがございましたけれども、情報公開したことにつきましては、一個人として、一市民として調査研究のためということで請求なされたものでございまして、これはあくまで情報公開条例に基づいてのしるべきことをとらせていただきたいと思います。

それから、請求の際に、目的が記載欄のところにはあったわけでございますが、条例第7条には公開の請求書を実施機関に提出する際は、記載する事項として、請求しようとする者の住所及び氏名などを、それからどういった情報なのか特定するための必要な事項を記載することになっておりますが、そのほかに御指摘のように、情報公開条例施行規則第4条第2号には、情報の使用目的を記載するように規定されているわけでございます。

条例第3条では、実施機関の責務として、個人に関する情報をみだりに公にすることがないよう最大限の配慮をするよう定められておりますし、第4条では、この条例の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的かつ効率的な市政の推進に寄与するという目的に即して情報の公開を請求し、適正に用いなければならないという利用者の責務があるわけでございます。使用目的の記載は、実施機関あるいは利用者の責務を的確に遂行する上での役割を持たせるために記載させているものでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越議員。

川越孝男議員 今、市長から答弁いただいたわけでありませうけれども、特に農薬問題については、市長が本部長になって緊急対策本部で努力されているということは、本当に大変だなと思うんですね。しかし、今いろいろ答弁いただいた中でも、さらにわからない点、まだまだ解明できない点などもありますので、2問に入らせていただきたいと思います。

今、市長からも話があったわけでありませうけれども、さまざまな問題が起きているのも、企業のモラルの問題というようなこともありました。今回のこの原因を見ても、市場原理が優先し、利益追求というふうになっている背景がやっぱり一番大きいのではないかなと思うんですね。農薬販売業者は、売れるから無登録の違法な農薬であっても売るという問題、農家側からすれば、今は外国産農産物などがどんどん入ってきている中で、価格が低迷をしている。また消費地では見た目のよいものが好まれるということからして、やっぱりコストを下げるためにそういう薬を使ってしまったという、これもやっぱり利益が最優先している。

また、取り締まる県、農薬の場合には県の方が監督になるわけでありませうけれども、これまた行財政改革や経費節減ということで、こういうことをチェックする立場にある人たちがどんどん減らされているというような、すべてが利益追求という形の中でこういう問題が起きているんだなということをとらえながら、そういうことも別な形でですけども、改善をしていかなければならないのではないかなと思うんです。

そして、何かこういう問題が出ると、都合悪いことは隠すという、これまた先ほど市長から企業のこともありましたけれども、東電の問題や日本ハムの問題、あるいは雪印、寒河江の日東ベストの問題だって、皆そういう形で都合悪いことは隠して目の前の利益を優先させて、これが明らかになると大変なことになるという形の中でこれまでは対応してきた。これは一流企業の経営者でも、なかなか明らかにすることができなくて隠してきているという現実があるわけでありませう。役所も、先ほど県のこと言いましたけれども、例えば B S E の場合には農水省の対応なども全く同じですね。

こういう中で、私は対策は、先ほども申し上げましたが、事件の徹底究明はしてもらおう。その上に立って対策を講じてもらおう。それは消費者からの信頼と、山形県あるいは寒河江市にとっての主要な産業である農業を守っていくというこの視点と、両方を持って対応して欲しい、こういうことも申し上げました。

そして、これまでもいろんな問題は日本中で起きてきました。しかしインフレというか、経済成長期には忘れるんですね。そこでちょっと対応すると乗り切れたんですが、デフレ期にある今、こういう対応を間違っていると命取りになるということをやったり考える必要があると思うんです。もう従来とは違うと、従来は少々問題があっても、まあまあそこを通り抜ければ、経済がどんどん伸びているときにはやり切れたんですけども、これからはそうはいかないということ、私どもも、あるいは行政当局も心する必要があるのではないかなと思うんですね。そういうことで、ぜひお願いをしたい。

そういう中で、農家の人が自主申告するなんていうのは、物すごく勇気の要ることだと思うんです。物すごく今は悩んで葛藤していると思うんです。企業でさえ皆隠してきているわけですからね、一流企業でさえ。したがって、それが出してもらえなくて、大丈夫だ、大丈夫だと言って、今度は市場に行った。市場でのサンプリングの結果、問題ありとなったら、これこそ大変になるわけですから、もし使った人が西郡の中、市内の中にいたとすれば、その人たちが早く名乗り出て対応できる方策をとる必要があるのではないかなとは思うんです。そういうことが、今のところないというから本当に大丈夫なんだかなとも思うんですが、私自身、いろんな方々から話を聞くというと、すきっとしないんですね。したがって、その辺もぜひ心して対応してほしいなということをお願いしたいと思います。

そういう中で、なぜ私自身もすきっとしないのかということ、例えば、寒河江市内のラ・フランス農家とリン

ゴ農家、先ほどは市内で 417 戸があって全戸から確約書が提出されているという話がありました。6日の猪倉さんの質問の際には、ラ・フランス耕作者が 193、リンゴ耕作者が 412 ということで 605 なんです。もちろんこれには販売しない、自家消費だけの人もいるわけですから差があって当然だと思うんです。しかし、9月3日の、先ほど申し上げました文教経済常任委員会の協議会の際には、リンゴとラ・フランス合わせて部会員 310 戸、部会外 186 戸で 496 戸だったんですね。それがきょうの話では 417 戸からしか出ていないとすると、その差の分は、そうすると誓約書は出ていないのかなという心配が出るんです。

したがって、ここもまたいろいろ中身があるんだと思いますけれども、これをとやかく言うつもりはありませんけれども、そういう部分が農家にとって非常にグレーゾーンというか、不信になっていくことなんです。こういうことが寒河江ではないかと市長が言われていても、こういうふうになってくると、何が何だかわからなくなる。そして疑心暗鬼になっているわけなんです。こういう点をもう少しきちんとしていくことが必要なのではないかと。

もちろん県のものも、買った人と使用した人の数は出たけれども、量は明らかにしていないということですね。そうすると、本当にこれで大丈夫なのかということがわからないわけですよ。もっと使われているんじゃないかという部分がね。数字が示されないわけですから。したがってこういう点も、先ほど市長からもありましたように、情報公開とか説明責任ということは当たり前のことなんだと言っていますけれども、これだけの問題が起きて、これだけ心配しているのに、個々の部分についてはプライバシーの部分があるから言えないんだとしたら、これはやむを得ないと思います。しかし、山形県全体で売られた総量と、聞き取りした結果、使ったというのはこれだけです、回収したのはこれだけですとぴたっと一致すれば、これで安心ですよ。そこにまだ差があるとすれば、どこかで使われているのか、まだそのまま保管されているかという問題が出てくるわけですよ。

そういうことを西村山の対策本部の本部長として、やっぱり県の方に、そういう数字は教えてほしいと、一人ひとりの部分はプライバシーがあるんだとすれば、これはまたいろんな議論があると思います。本当に消費者の信頼を得るためには、全部やらなければならないのではないかと。そしてまた、地域の中でそういうものを使った人をみんなで支え合って、問題にしないでやっていかなければならないんじゃないかという考えもあるかと思っています。いろいろ見解がありますので、個人の部分はさておいても、総量などは明らかにすべきだと思います。そしてこれは市町村ごとに明らかにすべきだと私は思うんです。

したがって、そういうことを西郡の対策本部の責任者として、県に求めてほしいんです。そうしないとみんな農家の人が疑心暗鬼になってだめですよと、あるいは議会でもそういう問題が出されたけれども、答えられなかったと。傍聴者も含めて、市長として、西村山の対策本部長として、みんなに納得のいく説明ができないんだというぐらいの姿勢は持っていただきたいなと思うんです。

それで、数値の関係についても聞きたいんですが、県から西村山の対策本部なり、市町村に対して示されているデータというのは、本当に全体の数量なども示されていないのか、あるいは市町村ごとのデータは示されていないのか。ブロックのだけしか示されていないのか、示されているけれども、これは発表しないという扱いになっているのか、この点、お聞かせをいただきたいんです。

そして、もし市町村ごとになっていないとすれば、やっぱり市長は県に求めていただいて、そしてその人数、量というものを明らかにしながら、消費者からと生産者からと早いところ理解してもらおうというふうにするべきではないかと思うのであります。この点について市長の御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう一つは、農薬の回収の問題、確かに今は緊急な対応としてダイホルタンとプリクトランを回収するのはわかりますけれども、それ以外の期限切れ農薬も、やっぱりこの際きちっと回収をすべきだと思うんです。私ども議会の文教経済常任委員会でことしの行政視察で鹿児島県の出水市に行って視察した際に、廃棄農薬処理対策事業というものを出水市ではやっておりました。

これはどういうことかという、農家から、環境保全型農業を推進する上で、農家の倉庫に古い農薬がいっぱいあると、何とかこれを処理してもらえないかと。以前は行政の方の指導なども、穴を掘って土の中に埋めろという指導をしていたそうですが、これは地下水の汚染になるということで、それはもちろんできないということで、市が中心になり、これは農協でといっても、もちろん生産団体だから農協もしなければならないけれども、いろんなところから今農家の人は農薬を、農協一本でなくて、今回問題が起きたように、農薬市場というのは農薬業者にとってはすばらしい市場ですから、民間の農薬会社がどんどん入っているわけです。そうすると、なかなか回収というのも大変だということで、行政でやったんです。

そして、3分の1を市で補助を出すということで、それを処理するのは産廃業者で、高温で焼却処理をするということで、業者と市の方で調整をしながら、3分の1の補助を出して取り組んだわけです。しかしこれも、ずっとこの事業をするのではない。3年間の期限を切って、3年間だけこれをする。そしてそういう古い農薬をなくすということと、あるいはまたそういうシステムが定着すると、あとは農家生産者と企業でやってくださいということで、そういう新たな事業を定着をさせるために行政が金を使ってやるという説明でありました。

したがって、私は今回のこういう問題というのは、今ダイホルタンとプリクトランで問題が起きているわけですから、これに対する対処というのは、やっぱりすぐやらなければならないと思う。しかし、今回この問題が終わったら、また元の木阿弥ということではだめで、やっぱり安全な農産物を消費者に確実に伝えと、そしてだれがつくったのかきちんと顔が見える、こういうシステムをこの際つくり上げることだと思ふんです。

そのためには、生産者だけでやりなさいということではなくて、行政も一緒になって、地場産業を育成するという、寒河江の農業をよくしていくということでは、やっぱり行政も支援をしてやるということが必要だと思ふんです。それをずっとではなくて、定着させるまでそういうことをするという姿勢が今は必要なのではないかなと思ふんです。したがって、このことについても市長の見解をお聞かせをいただきたいと思ふんです。

例えば、寒河江市が大成功しているグラウンドワークというこの手法だって、企業や市民からぱっと出てきたわけではないわけですね。一緒になって、行政が最初ルールを引いて、支援をしながらやってきた。市の事業として企画をしながら、講演会や研修会をいろいろしながらやってきたというのがあるのと同じように、これからの寒河江の農産物が本当に安全なんだ、生産者の顔が見える形で消費者に届くシステムをつくる。そのために行政は今回本気になって、支援もしながらやっていくということが必要なのではないか。具体的に何をどうするかというのは、今は対策本部では緊急の対応をし、それで終わらないで引き続き、ああいう形の中で抜本的な方針もつくり上げていただきたいということをお願いをしながら、その際の行政での支援ということも考えていただきたいということについて、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、今回の自主検査に対する市の支援は考えていないということでもありますけれども、農家の方はこう言っていました。農家の問題だから、農業の問題だから、生産者の問題なんだと。米の場合には、自由化の問題から米価の問題から、米づくり農家はみんな資金を出して運動をこれまでしてきたと。今回のこの無登録農薬の問題は、寒河江の農業にとって本当に大変なことなんだと。そうすれば、農家みんなから金を集めて、すぐこの金で調査しろと言うぐらいに本当はならないといけない。最善の策はそういうことなんだと。

そして、農家だけではなくて一般の市民の人も、農業がそんなに大変なんだと。寒河江ではだれも使っていないけれども、みんな検査をしなければならない。検査に金が1,000万円もかかるんだったら、おれたちもカンパすると、義援金が出るような、理想はそういうことだと。寒河江市民みんなでそういうふうになってきて義援金が集まって、それで検査をしてくれというぐらいまでなればいい。しかし、ならない。さくらんぼだって、農家からは今回は集めませんね。さくらんぼはもう前に終わっているわけですから。ブドウだって小粒のデラなどはもう全部販売が終わっているわけですから、同じ農家の中でだって、その検査はやらないということで、リンゴとラ・フランスをやる。

したがって、そういうことからすれば、次善の策として、みんなでやっているんだという、あるいはまた市民からも、市で出したということが理解をされるような、議会をも含めて市民から理解をされることが、寒河江ではみんなでやっているんだということが映るのではないかと、こういう意見も本当に前向きに考えている人からあるんですね。したがって、こういう点についても、市長に改めて考えていただいて、少し検討などをしていただきたいということを再度申し上げておきたいと思います。

それから、情報公開の、あるいは説明責任の関係でありますけれども、これまでも何回か知る権利の問題とかについては市長と議論をしてきた経過があります。

寒河江市の情報公開条例では、知る権利というふうになってますね。もちろん佐藤市長の手で情報公開条例を提案しているわけですから、そしてその目的に知る権利をうたっているわけですから議論はないんですが、その後で、知る権利についても解釈がいろいろあると市長が言われたことがあります。

私どもは、主権者として情報を知る権利を持っているんだと思います。もちろん国の情報公開法をつくる時にそこが議論になりまして、法律では知る権利という形ではないわけですね。主権者は情報公開で、請求する権利を認めているわけですね。国民は、情報を知りたいという、請求する権利がみんなにあるんだと、こういうことに情報公開法の際にはなったわけです。

それはどういうことかということ、みんなにそれを見せろと請求する権利はあるけれども、その情報を持っている人が見せるか見せないかという判断がそこにあるということなんです。知る権利を主張する人は、見せるか見せないかではなくて、プライバシーかなんかにかかわるもの以外は、知る権利があるんだという、そこにも知る権利の見解があるんですが、寒河江市の場合には、市長が提案したのは、知る権利を明確にうたっている。

あと行政の説明責任、これについては異論はだれもないですね。行政にはその責任がある。説明をしなければならぬという責任があるんだと、このことについてはだれも異論はないんです。そういう中で、寒河江市の先ほど申し上げましたように、情報公開条例の12条では、「情報公開条例に基づいて公開をするほか、市民の市政の理解に資するために必要な情報を積極的に提供するように努めなければならない」ということで、ここでうたっているんですね。

そういうことからすれば、先ほど申し上げましたように、都市計画審議会の中で、本来都市計画の見直しを、その前から本当は資料として出すべきだったんです。区域を見直しをする、それは都市計画法に基づいて都市計画区域の見直しをする際には、審議会の意見を聞いて、そして県に上げて、県が決定をすると、あるいは国にももちろん上げるんですけども、そのようにあるわけですから、その意見を上げる際に、審議会に諮問する。その審議会の皆さん方が審議する際には、都市計画法の第6条で定められた5年ごとの基礎調査、これをもとにして見直しをするわけですから、都市計画審議委員には、その基礎調査の結果というのは資料として出すのは当然のことなんです。そういうことをしてほしいということなんです。

ただ、情報公開条例に基づいてしたからというのではなく、その前に、そういうことを都市計画の審議会の委員として、あるのではないかと県に聞いたら、寒河江市にもあるということだから、見せてくださいと言ったのに対して、情報公開の申請をしてくれと言われたんです。担当者は、情報公開の所管のところに相談に行ってきた結果、申請してくれということだったんです。それで出しているんです。

したがって、そういうことの前に、やっぱり今の寒河江市の情報公開条例の運用の仕方が極めて狭いんですね。そして、担当者が判断できなくて、申請書を出してくれと。これは情報公開の申請を受け付けてからしなければならぬのかどうかもわからないものだから、もちろん情報公開条例の中では、必ずそういうふうになくても、軽易なものはどんどん出していいということだし、今の12条からすれば、それ以外にもどんどん必要なものは出していくように努めなければならないとなっているわけですから、本当は出さなければいけないんだけれども、それぞれの担当者が判断できないんですね。その研修というか、寒河江の場合は不足して

いるんじゃないかと私は思うんです。

したがって、自信がないものだから、ちょっと申請書を出してくれと。出してもらって、そしてそれがずっと回って行って、助役、市長の決裁を得て、そして出すというふうになる。ここはやっぱり所管課にもっともっと権限を委譲して、所管課の課長たちが判断してできるように、もっともっと実務の中身的な研究を深めてほしいということが一つです。と同時に、情報公開を担当している方々に、よそはどうなっているのか、もっと研究を、視察などをも含めてやっていただきたい。

この問題はいろいろ裁判ざたにもなっておりまして、いろんなところで判例もいっぱい出ています。したがって、いろんな意味でこれだけ進んだと言われている寒河江が、この情報公開で非常におくれた対応をしているというのは、何とも情けない話でありますので、まず現場の担当者に権限を委譲する。一々市長のところまで決裁が回っていかないとだめだというのではなくて、現場で判断できるようにしてほしいということで、現場でもっともっと研修を深めて、今はどういう状況になっているのか、そしておくれをとらない情報公開の対応をしていただきたいということについて、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、個別にもいろいろ情報公開の関係についてはあるんです。担当課の方とも話をしているんですが、きょうは議会ですのでいろいろ言いません。非常に問題の部分がありますので、ぜひ研究を深めていただいて、おくれた対応にならないように、情報公開でもやっぱり進んだ寒河江だと言われるように、運用上でもやっていただきたいということを申し上げて、2問にしたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 417 戸と、それから猪倉議員に報告したものとのがあったわけでございますけれども、この前猪倉議員に申し上げたのは、リンゴは 412 戸、それからラ・フランスが 193 戸と答弁しているところでございまして、ラ・フランスとリンゴを一緒に栽培しているという農家もいろいろあるわけでございますので、そういう数的に、何と申しますか、全くは一致しないという点などもあるのかなと思っておりますので、これについては、なおつけ加えることがあるとすれば、担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、県の情報云々の問題でございますが、私も県に対しましては、迅速に、そして正確な情報を、そしてまた詳しく教えていただきたいということを言っているわけでございますし、またうちの対策本部には県の職員も入っているわけでございますので、対策本部として一体となって当たらなくてはならないんだということを、口を酸っぱくして申し上げているところでございます。

しかしながら、情報を持っているのは県なわけでございますので、県の考え方なり、あるいは御都合によって出てこない、あるいはお忙しくて出てこないということもあろうかと思っておりますけれども、私の方としましては、こういう非常事態に備えて対策をとらなくてはならない。これは行政も農協も、あるいは県も生産者も一体となってやっていかななくてはならないという考え方から、対策本部を早々と立ち上げて、それに立ち向かっているわけでございますので、なお一層県なり、あるいは農協、あるいは生産者団体との連携を密にしまして、この問題に対処してまいりたいと、このように思っているところでございます。

それから、支援体制の問題でございますが、いわゆる今回以外の使った、あるいは問題となっているところの無登録農薬以外の農薬につきましても、対策本部において要綱の中にも取り上げているところでございまして、無登録農薬、あるいは期限切れ農薬の回収ということを決めているわけでございますが、当面は先ほども 1 問で答弁申し上げましたように、この無登録農薬の問題が片づかないとそちらに移れないということでございますので、そちらの方の整理をして、そしてその後、今までの使い残しの古い農薬等につきましても回収等に当たりたいと、このように思っているところでございます。

それから、説明責任の問題でございますが、この審議会の委員の方に配付したのは、先ほども申し上げましたように、平成 5 年に作成したものでございまして、もう八、九年もたっておりますので、その辺のところ、このたびの都市計画審議会の参考になるのかどうか、あるいは前につくったものですからと、こういう気持ちで自主的に担当の方から交付するということはしなかったものと思っております。

それから、議員が情報公開を請求したときに非常に手間取ったという話でございますけれども、何せ情報公開につきましては非常に慎重に、特に議員の場合は慎重に取り扱わないと、いろいろ後に尾を引くということがあってはならないというようなことから、慎重に対応を考えたものと、このように思っております。そういうことで、うちの職員をいろいろ申されましたが、うちの職員ほど優秀な職員は、私は県下にもいないと思っておりますので、そういう優秀な職員がなお慎重に慎重を期して、いろいろ担当課と議論を尽くして考えを出して、そして議員に交付したんだろうと思っておりますので、その辺は御理解いただけるものだろうと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 農林課長。

安達勝雄農林課長 お答えいたします。

417 戸の関係でございますが、リンゴとラ・フランスの合計の部会員は、延べで 310 戸でございますけれども、双方にダブっている方もございますので、実戸数ということになりますと、部会員は 267 戸になります。また、会員外につきましても、先ほど延べで 186 戸ということでおおよそ申し上げた経過がございますけれども、182 戸になりますけれども、これにつきましてもダブっている方がございますので、実戸数としては 150 戸、合わせて 417 戸となるわけでございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 農薬の関係は、まず緊急の対策と、それから抜本的なものもあわせてこういう機会にしてほしいということを申し上げたんです。それはぜひやっていただきたいと思いますし、それは生産者でやれではなくて、寒河江市の主要な産業だということで、これがそのまま大変な状況になっていったのでは困るので、行政も支援をしながらやってほしい。それはずっとということではなくて、そういうシステムが定着するまで行政もやっぱりすべきではないかということをお願いしたんです。ぜひその辺、受けとめて対応していただきたい。

対策本部の中でもそういう問題提起をしていただき、緊急のものは緊急のものとしてやっていただきながら、抜本的なものをね。寒河江だけでこの地域の農業をつくれるわけではありませんから。ましてや寒河江だけ今回のものの安全宣言を出したり、西村山だけ安全宣言を出したって、県外、関東、関西に行けば山形の農産物ですから、山形のリンゴ、山形のラ・フランスですから、全体的にならなければ何ともならないんです。そういうことをお願いをしたいと思います。

それから、情報公開の関係も、職員をどうだと言っているのではないんです。寒河江の対応は、私から見て問題があります。よそのところも私もいろいろ視察をさせてもらっていますし、常任委員会あるいは議会運営委員会などでも視察をする際に、情報公開のことも聞く機会があります。そうしたときに、寒河江の対応について、議会でそういう指摘を受けたということについては、市長も謙虚に耳を傾けて対応していただきたいと、よそのことも勉強してほしいということをお願いしているんです。そういうことですので、職員がどうだこうだと私は申し上げてはおりません。

そういうことをしていただきたいということを重ねて申し上げて、市長からの先ほどの、私の情報公開には特になんていうふうなそれも、何もここで議論するつもりはありませんけれども、議会での発言としては極めて不適切な発言だというふうに指摘をしておきます。このことについても市長から、何らかの見解があれば受けたいと思います。

あとはさまざまな点、これからも担当者とも議会の本会議の場だけでなく、日常的によりよい寒河江の行政執行ができるように、議員として問題提起やなんかをさせていただきますので、ぜひ当局の方でも、そういうものについても受けとめていただいて、日常的に切磋琢磨をしていくという姿勢を貫いていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何にしろ一私人、一個人といった場合には、市におきましては、行政を執行する場合はこれは平等でございますし、えこひいきのないようにしております。ですけれども、いろいろ議論のある方だというと、職員が慎重にならざるを得ないということも、これも確かだろうと、これは人間として確かだろうと、このように思っているわけでございますが、職員としまして慎重に取り扱うということは必要なことでございますし、そしてまた公平に取り扱うということも必要なことでございますから、そういう処理をしているんだということを御理解いただきたいと思います。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 29 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告している課題について、市長に質問をいたします。質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思っております。

初めに、住民基本台帳ネットワークシステムについてお尋ねをいたします。

最近、家にいるといろんな電話がかかってきます。私は貧乏を売り物にしたことはないのですが、ところが世間には知れ渡っているとみえて、投資で一もうけしないかという大変親切な話は年じゅうのことで、中には全く余計なお世話と言いたくなるようなものまであって、時々この便利な世の中がうらめしくさえ思うことがあります。また、さまざまなダイレクトメールが連日のように送られてまいります。何気なしに開封すると、どきっとするような内容のものだったりして困惑することがあります。

このように、見ず知らずの人からかかってくる電話は、大抵物売りだったり、あるいは何らかの勧誘であります。子供の学校のことや、あるいは進路のことなど詳しく知っていたり、果てはあなたの親はこのような病気で亡くなりましたねなんていうふうに言われて、その知っていることにびっくりすると同時に、ぞっとするわけでありまして、そんな情報をどこから仕入れたのか、そしてまた私たち家族の情報をどこまで知っているのか、不安に駆られたのは一度や二度ではありません。多分議場内の皆さんにも、これと同じような経験をお持ちの方がおられることと思っております。

さて、去る 8 月 5 日、東京杉並区や国分寺市、横浜市、福島県矢祭町など 6 自治体が不参加の中で、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットが稼働しました。すべての国民に 11 けたの番号を振り、個人情報を全国的なコンピューターで結ぶ巨大なシステムであります。既に大方の国民のもとには、この番号が送られてきています。社民党など野党 4 党は、さきの通常国会に住基ネットの稼働を凍結、延期するとした法案を共同提案しましたが、残念ながら廃案となりました。ネットの情報漏れや悪用といった不安を補うはずだった個人情報保護法がまだできておらず、これでは約束が違うからであります。

住基台帳法改正時、個人情報の保護に万全を期すため、速やかに所要の措置を講ずるものとするとして附則修正や、当時の小淵首相の答弁によって、包括的な個人情報保護法の制定に住基ネット稼働の最低限の前提であることは明らかであり、実効性ある個人情報保護策が講じられない段階で住基ネットの稼働が延期されることは法理であると考えます。

7 月 22 日付朝日新聞の世論調査は、76%が延期を求めています。片山総務相は、万全のプライバシー保護ができていると言いますが、ネットを扱う自治体関係者が強い不安を語っております。これでは国民は安心できるはずがありません。住基ネットは、番号や氏名とともに住所、性別、生年月日、変更履歴の六つの情報を扱い、これが市町村の末端から都道府県を経て国などの行政機関と結ばれる仕組みであります。全国どこでも住民票がとれれば便利なことは確かですが、しかしシステムへの侵入を許せばだれの情報だろうと流出しかねない危うさを伴っております。しかも万全のネットなどあり得ないというのが、この世界の常識であります。

もう一つ大きな不安は、政府が将来の全体像を明らかにしていないことでもあります。国会の附帯決議は、利用の安易な拡大を戒めておりますが、政府はことし 6 月、行政手続オンライン化 3 法案を提出しました。そこには省庁がネットを利用できる事務の種類を 3 倍にふやすこともさりげなく盛り込んでおります。戒めは早々に軽視されつつあります。

さらに、99 年の国会答弁では、将来の民間利用にも含みを残しています。真の企図を隠しながら知らしむ

べからずで事を運ぼうとする手法は問題であります。なし崩しでなく、将来構想の全容を率直に示すべきであると考えます。このように、住基ネットにはさまざまな問題がありますが、国民を番号で管理するのは、個人の尊厳の冒涇であると言わなければなりません。

新たに住基カードが発行され普及が進めば、携帯せざるを得ない状況になるでめりましょう。しかもこのカードにはIC内蔵で多くの情報を登録することが可能であります。そして、納税や社会保障などを含めて統一した番号が使用される可能性が現実味を帯びてまいります。そうなれば、政府の個人情報の収集、管理、多目的利用は飛躍的に進み、私たちのプライバシーは丸裸にされてしまいます。

個人情報ネットワークで管理されることにより、不正アクセスで情報が民間に流出する可能性も出てきます。国が情報を悪用しないとも限りません。コンピュータネットワーク社会が進む中で、行政はプライバシーや個人情報保護にもっと慎重になるべきと思いますが、市長の御所見を伺いたいと思います。

周知のように、個人情報の漏えいなど、不安を抱いたまま住基ネットは稼働したわけでありめすが、野党や、さきに述べました自治体は延期を求めております。その主な理由は、一つ、稼働の前提であるとした個人情報保護法制が未整備であること、二つ、外部侵入や内部の不正アクセスで個人情報が悪用されるなどでありめす。

こうしたことについて総務省は、個人情報保護対策は住民基本台帳法の中でも十分とられている。また、民間利用は法律で禁止されているなどと反論をしています。しかし、防衛庁の情報公開申請者リスト作成問題などで政治や行政に不信が強まる中、民間利用も含めて、法律で禁止しているから大丈夫というのは、余りにも説得力がありません。

これだけ延長の声上がり、住基ネットから離脱する自治体が出ていること自体、自治体が要望し、自治体が共同で運営する制度という総務省の前提が崩れているのではないかと思ひます。情報が漏れば市民の基本的な人権が侵害されるおそれがあります。法といえども市民の基本的な人権の侵害があるとすれば、放置することは自治体の長として問題があると指摘しなければなりません。プライバシー保護条例の制定を急ぐべきと考えめす。同時に、市民の人権が侵害されると判断したときは、ネットの接続を絶つことも選択肢に入れるべきと考えめすが、市長の御見解を伺いたいと思ひます。

また、その不安が払拭できない以上、横浜市のように、市民の選択性とし、個人情報の消去を求めめる市民に対しては応じるべきと考えめすが、市長の御見解をあわせて伺いたいと思ひます。

続いて、住民自治に基づいたまちづくりについてお尋ねをいたしめす。

私は、自治体における行政運営のあり方は、住民自治を基本にしたまちづくりを進めることであると考えております。

ところで、私が在学中でありますから30年ぐらい前になりますが、他の学部でありめましたが、「都市問題」という講義を聴講しておりました。鳴海という先生で、当時は助教授であったと思ひめすが、前身が横浜の飛鳥田市長の政策ブレンだったということをお言ひしておりました。今では地方政治の分野では名をはせている方でありめす。

その先生いわく、「自治という視点で見ると、進んでいるところとおくれているところでは15ないし20年の格差がある。それは、その20年間どんなに頑張っても、多分追いつかないであろう」、そういうふうにお言ひわれて、それを聞いた私は大変大きなショックを受けめました。私は反発をして、レポートに都市と地方の格差ではないかなんて、わけのわからないことを書いたのを今でも覚えております。

今、こうして実際に全国各地を視察をし、自治の現場を見てめめすと、努力をしている自治体とそうでないところでは、確かにその格差が生じていることを実感しております。先進地に行きめすと、住民と行政のコミュニケーションが濃密に行われ、人々の生活の中に、いわゆる自治が息づいていることを肌で感じ、私はカルチャーショックを受けてまいります。

住民主体の行政を進める基本は、住民と行政との日常的なコミュニケーションであり、またこのことを推進

する前提は、行政の持つ情報をしっかり住民に開示し、説明していくことであると考えております。言うまでもないことではありますが、職員が行政の長の目を気にしながら仕事をするのではなく、市民の目線で考え、行動するという意識改革をもとにした、市民の利便性の向上を図る機構改革も必要なことであると考えます。

私は、まちづくりの基本原則は、一つは市民との情報の共有であり、二つには、住民の参加であると思います。住民参加の行政運営と言いますと、市長は待ってましたとばかり、これ見よがしにグラウンドワーク手法で取り組んだ都市緑化フェアなどを引き合いに出して、延々と答弁されると困りますのであらかじめ申し上げておきますが、そのことも住民参加の一つであることは否定しませんが、住民参加は本来その意味が大変広く、単純に行政が実施する施策への参加だけではないことを強く申し上げておきたいと思います。

釈迦に説法であります。行政の施策や計画、そしてその策定過程に市民が個人や団体として参加し、議論を交わし、決定していくことも住民参加の重要な柱であります。そして行政は、そのことを住民の当然の権利として保障することであると思います。

私は、まちづくり、つまり行政運営は憲法 92 条で言う「地方自治の本旨」の体现を住民自治の観点から目指すことであり、住民みずからの考えと行動によってまちづくりを進めることだと思えます。言い換えれば、これまで「由らしむべし、知らしむべからず」や、行政の無謬性などの言葉で批判された旧態の行政運営の改革に挑戦し、分権時代にふさわしい情報の共有化による説明責任の深化のための取り組みを市民とともに実践し、住民自治に基づいた自治体改革を推し進めることであろうと思えます。

ところで、市長はこうした取り組みにいかがお考えか、市長の理念とするところを改めて伺いたいと思います。

次に、情報共有と、参加に基づいた住民自治によるまちづくりを進めるための自治基本条例の制定についてお尋ねしたいと思います。

私は、このようなまちづくりの基本ルールを市民と行政との信託関係として、自治基本条例を制定して、普遍性を持たせるべきと思います。情報を共有して議論し、住民参加のまちづくりを実際に進めるための方策として、制度として裏打ちする。市民のまちづくりに参加する権利を条例の中でしっかりと保障する必要があると考えるわけであり。このことによって、情報が生きた形としての実際のまちづくりに姿を変えていくことと確信をいたします。

地方自治体は、住民自治のもとのみずから考え、地方の政策を実施する主体であり、そのためには、自治の理念と、それを実現するための基本原則をうたう条例の制定が必要であることを強く訴え、市長の御所見を伺いたいと思います。重ねて誠意ある答弁をお願いし、私の第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁いたします。

まず、住民基本台帳ネットワークでございます。

このシステムは、住民の居住関係を公的に証明する住民基本台帳のうちから、氏名、生年月日、性別、住所の 4 情報と、住民票コード、これらの変更情報を全国規模でネットワーク化し、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムでございます。平成 11 年 8 月に改正された住民基本台帳法により、全国の市区町村、都道府県、国などにおいて本年 8 月 5 日に稼働を開始したことは御案内のとおりでございます。開始から今日までの状況を見ますと、本市ではシステムに関するトラブルなどはなく、順調に推移しております。

住民基本台帳法の改正により、個人ごとの住民票に 11 けたの無作為の番号である住民票コードを新たに記載することになりましたが、この住民票コードはネットワーク上で本人確認を行う場合に、氏名、住所等の文字情報だけでは本人の確認が極めて困難で、迅速な検索と確実な本人確認のため必要不可欠なものでございます。本市では、法律に基づき住民票コードを 8 月 5 日現在で全市民に対し付番し、8 月 9 日に世帯主あてに郵送で通知したところでございます。

個人情報ネットワーク化することにはいろいろな御意見があろうかと存じますが、このシステムで県や指定情報処理機関に保有される情報は、今申し上げました四つの情報と住民票コード、これらの変更情報の限られた情報であり、利用される事務の分野も、継続的に行われる給付行政と、資格付与の分野で国民に関係の深い行政事務のうちから、法律で具体的に規定された事務に限定されております。また、本人確認情報の提供を受ける国の行政機関等は、目的外の利用を禁止されております。したがって、さまざまな個人情報を一元的に収集管理することは想定されず、国による個人情報の管理ではないと認識しているところでございます。

さて、住民基本台帳ネットワークでは、限定された情報とはいえ、個人の情報を全国規模で取り扱うわけですので、その個人情報の保護については万全を期さなければならないと考えております。そのために法律面、技術面、運用面と多方面から対策が講じられているところでございます。

法律面においては、住民基本台帳法それ自体が保護措置を規定しており、本人確認情報の限定、利用目的の限定、住民票コードの民間利用の禁止などが定められております。

また、技術面においては、外部ネットワークからの不正侵入や情報の漏えいを防止するため、安全性の高い専用回線でのネットワークの構築、通信データの暗号化、不正接続を防止するファイアウォールの設置、通信相手との相互認証などを実施しており、操作者の目的外利用を防止するため、ＩＣカードやパスワードによる厳重な確認、不正操作パターンの常時監視、データ通信及び操作者の履歴管理などの対策が行われております。

来年 8 月から交付開始となる住民基本台帳カードについては、本人確認を確実にするための重要な構成要素であることから、高いセキュリティー機能を持つＩＣカードを採用し、住民の申請により住所地の市町村長が交付することになります。

さらに運用面においては、指定情報処理機関における本人確認情報保護委員会の設置及び都道府県における同様の本人確認情報の保護に関する審議会の設置などが行われているほか、本人確認情報を取り扱う職員をセキュリティーに関する研修会に出席させ、セキュリティーの意識向上を図っているところでございます。

これらの対策に加え、本市においては、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティー確保に関する要綱というものを定め、責任体制の確立、セキュリティー会議の設置、緊急時対応計画の策定など、住基ネットにおいて運用される本人確認情報を保護するために必要な事項を定め、万全の上にも万全を期しているところでございます。

現在、国において e - J a p a n 重点計画を掲げ、世界最先端の I T 国家を目指していることは御案内のこ

とかと思います。昨今の高度情報通信社会の大きな流れの中、行政の分野においても情報化の推進は重要な課題であると思っております。その中であって、この住民基本台帳ネットワークは、全国規模の本人確認システムであり、国の行政機関等が法律で明示された行政事務に活用できるようになれば、本人確認、現況確認の手続が省略され、行政の効率化や窓口手続の簡素化などが進むこととなります。

住民にとって身近なものとしましては、恩給、年金などの現況証明、それから各種資格申請時の住民票の添付などの省略が順次可能となるなど、住民負担の軽減とサービスの向上が期待されるところでございます。住民基本台帳ネットワークは、今後 e - J a p a n 重点計画の一つである、いわゆる電子政府、電子自治体を実現させるための重要な基盤となるものと考えており、この電子政府、電子自治体の構築は、行政サービスの向上、行政の効率化、行政過程への住民の参画を進めるものであると考えております。

本市といたしましては、個人情報保護に対する住民の不安を払拭すべく念には念を入れた万全な体制をとるとともに、より総合的な個人情報の保護対策を講じるためにも、できるだけ早い機会に個人情報保護法案が成立することを期待しており、このシステムを行政の効率化と住民の利便向上に生かすよう努力することが大事であると考えております。

次に、セキュリティーの問題がございました。セキュリティーの確保のことでございます。

今申し上げましたような対策を講じながら、万が一といったことが発生した場合に、国や県では緊急時対応計画というものを定めております。この対応計画では、システムにおける脅威の度合いに応じ、対応基準が定められており、本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象においては、システムの停止、電源の切断などを含めた対応を行うこととされております。

本市におきましても、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会より示された、セキュリティー対策に関する指針に沿って定めた、住民基本台帳システムのセキュリティー確保に関する要綱の中で規定している緊急時対応計画を、現在取りまとめようとしているところでございます。もし万が一、本人確認情報の漏えいや不正アクセスなどが発見された場合は、システムの停止や電源の切断等も視野に入れなければならないものと思っております。

さらに、住基ネットに限らず総合的なものとして、個人情報保護条例の制定についても、国で継続審議となっている個人情報保護法や、本市の情報公開条例、それから電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例などのかかわりなども研究させているところでございます。

次に、住基ネットワークへの参加については、市民の選択性とすべきではないかというような御質問がありました。

改正住民基本台帳法第 30 条の 2 第 1 項において、住民票の記載をする場合には、住民票コードを記載することとされていることや、同法第 30 条の 5 第 1 項及び第 2 項において、住民票の記載事項に変更があった場合は、電気通信回線を通じて都道府県知事に通知することなどが規定されており、御質問にあった市民の選択による参加といったことについては、法律上想定されておらず、まして住民基本台帳ネットワークシステム自体に接続しないというのは、明らかに法律違反となるわけであり、法律を遵守すべき立場の者として、法律に規定されていないことを行うことは考えていないところでございます。

次に、住民自治に基づいたまちづくりということで、まず、地方自治の本旨は、国のもとに地方公共団体の団体自治及び住民自治の二つの要素を兼ね備えた意味における地方自治を確立することであると思っております。言い換えれば、地域的な行政事務は、原則として地方住民みずからの責任と負担において、これを処理すべきことを意味しているのではないかと考えております。

地方自治本旨の実現は、それぞれの自治体による住民サービスが、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものにするとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになるべきものと思っております。昨今は、地方分権の推進により地方自治体の自己決定権、自己責任が拡大し、自治体による行政サ

ービスは、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものになるとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになるべきものと考えております。このため政策形成過程などへの住民の広範な参加を促し、住民意思の把握、反映に努めるなど、住民との連携、協力をより強固なものにしていくことが求められております。

本市におきましては、このような住民参加のまちづくりを一步先んじて実施してまいりました。特にグラウンドワークについては、単に行政の施策への参加や協力をするというものではなくて、公園づくりやほたるの里づくり、沼川の浄化など、市民が主体的に計画し、みずから実行するという、まさに住民自治を体現している活動であると考えております。

フローラの整備においては、関係者や地元の方との話し合いを踏まえ、住民ニーズに沿った事業を進めたことにより、多くの市民に利用されておりますし、駅前中心市街地整備事業においても、住民参加の駅前開発検討委員会を組織し、にぎわいのある美しいまちづくりが住民と一体となって進められております。

緑化フェアにおいては、市内の各界各層から成る推進委員会が組織され、単なる協力ではない、市民の主体的な活動により 76 万人もの人を温かくお迎えすることができ、本市の住民パワー、花と緑を愛する心を全国に示すことができました。

住民参加を保障すべきではないかという質問ですが、本市において、これまで住民参加について制限を設けたり、住民の意思を無視するなどということはなく、ただいま申し上げましたように、市民との対話を重視し、住民参加を積極的に受け入れてきたところであります。また、広報広聴においても、情報公開に進んで臨んでいるところでございます。今後も市民との直接対話、協働を基本として市民が望む施策を市民と一体となって取り組み、市民がみずからの意思と責任で進められていることが実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、条例云々のことがございました。

これは北海道ニセコ町で平成 12 年 12 月に、全国初めとなる自治基本条例「ニセコ町まちづくり基本条例」というものが制定され、その後類似条例の制定、検討中の自治体もあるようでございます。この基本条例は、自治体の組織運営活動の事項にかかわる基本的な事項を定めた条例であり、自治基本条例という言葉よりも自治憲章の方が適当だとの主張もあるようでございます。

また、自治基本条例は、その規律、対象や体系的な位置づけから、比較的抽象的あるいは訓示的な内容を有しがちであり、これらの事項は憲法や地方自治法などの法律に書き尽くされており、条例を制定する必要はないかとも言われております。このようなことから、現段階での条例制定をする考えは持っていないところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。大体予測のついた御答弁であったのでありますが、最初に、住基ネットワークについて、再度お尋ねをしたいと思います。

市長の答弁は、総務大臣の談話を新聞で見ているような答弁でありまして、さほど変わらないと思ったわけですが、そこでお尋ねしたいと思いますけれども、いろいろ技術的にすぐれている、あるいは住基台帳法によって法的には整備をされているんだという話がありました。しかし、多くの住民や自治体で不安視されているように、本当に困るのは、個人情報不正使用されたり、あるいは漏えいしたりするということが本当にはないのかということなんですね。市長は、本当にそういうことはないかと断言できるのか、再度お尋ねをしたいと思いますけれども、これまでもそうした住基台帳に関しては、同じような法律が整備をされていたわけですが、御承知のように 99 年京都の宇治市で住基台帳の情報が流出をして、ネット上で販売される問題も起きているわけがあります。

さらに、この前テレビでもやっていましたが、この住基ネットに関するニュースの中で、住基ネットは専用回線を使用するわけがありますけれども、本人確認のためにデータベースを接続する以上、住基ネットのデータベースに侵入するのは、多少の専門知識を持った人間であればそんなに難しいことではないと、専門家は言い切っておりました。それを見ていて、私はこうした技術的な面については相当問題があるなど、率直に思っております。

また、これは行政側には関係のないことではありますが、先ほども申し上げましたとおり、自衛隊員が情報公開法に基づいて公開請求した人のリストを内部で閲覧していることがこの前判明をしたわけがありますね。これは明確な法律違反でありますけれども、防衛次官はこのことに対して、国を守り、組織を守るといふのは、情報公開とは別の世界と、こうした発言をしたり、あるいは自民党の国会議員の一部は、国家機密を扱うときに、どういう人が情報公開を求めているか関心を持つことは当然のことで、必要なことだなんて、ぬけぬけとこういうことを言っているんですね。要するに、ここに見え隠れするのは、防衛情報を知ろうとする者は要注意人物なんだと、こういうふうに見て取れるわけであって、このように国は組織ぐるみで国民を監視する体質があるわけであって、住基ネットは、そういう意味でプライバシーの監視につながるネットになり得る可能性を否定できないのではないかなと、私はこういうふうに思っております。

そうした点について、さらに市長の御見解をいただきたいと思っておりますし、それからまた、e - J a p a n あるいは電子政府なんていうように耳当たりのいいことを言われますけれども、要するにこれは、人格の国家管理を目指す構想であるということには変わりないわけでありまして、カードの導入は単に行政の効率のための道具だなんていうだけで短絡的に考えてはならないのではないかなと思うわけがあります。これは白鷗大学の石村耕治氏が言っているわけですが、私も全く同感でありまして、さらに市長の御見解を伺いたいと思っております。

これは余談ではありますが、牛は 10 けただそうですね。人は 11 けたなんだそうです。

そして、住民自治に基づいたまちづくりについて、次に伺いたいと思っております。

私は、まちづくりというのは、やはり情報共有による行政に対する住民の参加だということを申し上げました。そこで、もう少し掘り下げて市長にお尋ねをしたいと思いますけれども、情報の共有というものについて、市長はどのようにお考えになれるか、改めて伺いたいと思っております。

私は、この行政の持つ情報について、前にもたしか申し上げたことがあったと思っておりますが、行政の主権者である住民から預かっているものだと思っております。要するに、わかりやすく言えば冷蔵庫や倉庫みたいなもので、市民が必要なときに必要な情報を取り出せる、こういうことにしていけないと、この情報の共有というのはならないのではないかなと思っております。

そういう意味で、市長に市民との情報共有という考え方についてお尋ねをしたいと思いますが、本市の情報公開条例の現状では、私は共有というような考えはなかなか見出せないのではないかなと思っております。それが本市の持つ条例の限界だと思ってはおりますが、したがって、私は前にも申し上げました情報公開条例の見直し、改正、こうしたことが必要なのではないかなと思ってはいます。

住民参加についても一つ申し上げたいんですが、意思形成過程云々というような話がありました。本市の情報公開条例を見ますと、意思形成過程の条例は開示されないことになっていますね。開示はできないことになっているわけでありまして、いろんな市民がそうした意思形成決定に参加をするときに、議論するときに、そうした情報をタイムリーに出していただかないと同じ土俵の上で議論ができないということでありまして、そのことをもってするならば、それを出していただかないと同じ議論ができなくなると私は思います。そのことについて、再度市長からお答えをいただきたいと思っております。

どうしてもこれまでは、情報開示について言うと、一般的にであります、行政と市民の関係は、市民を顧客とする考え方がある、もう一つは、今ニセコの話がありました、市民は行政のオーナーだという考え方があると思っておりますけれども、そうした市民を行政の客体とみなすか主体と見なすかということで違いが出てくると思っておりますが、これまではどうしても、今もそうかもしれませんが、市民を行政のお客さん、顧客とする見方が主流であって、本市もまたそうしたことが下地になっているのではないかなと思われまして。そうすることによって、市民は情報の受け手ということに甘んじることになって、オーナーとしての意識が薄れるわけでありまして、行政に対する主体的な参加ということにはなかなか得ない。ということは、自主的にみずからつくるまちづくりについて参加するということにはなかなかつながらない、こういうふうになってしまうと思っております。

それで、市長からはいろいろまちづくりについても住民参加の手法をとっているんだという話も伺いましたが、市長の見解をもってすれば、多分そういうことになるのかなと思っておりますが、いま一歩進めて、いわゆる住民が主体の、住民が主体的に行動できる、そうした情報の取り扱いにすべきではないのかなと思っております。そうした点で、もう少し市長にはリーダーシップをとっていただきたいと考えているわけでありまして。

先ほど言いましたように、市長のこれまでのそうした施策について、それを行政への住民参加が、そうではないなんて私は申し上げているつもりはありません。ただ、そこだけで終わってしまうと、前に、いつだったか忘れましたが、黄色いミニコミ紙でやゆされたことがありましたね。昔人足、今グラウンドワークなんていうふうになってしまうと思っておりますので、ぜひそんなことのないように、ひとつそうした点で改めて情報公開条例の見直しを含めて、先ほどもあったけれども、考える必要があるのではないかと私は思います。

それから、まちづくりの基本条例については、自治法の中でいろいろたわれているので制定する必要がないというお話でありました。うたわれているけれども、なかなかそれができないのが今の自治体の本当の姿ではないかなと、このように思います。したがって、市民や住民を規制するのではなくて、そういうふうにするべきだということを行政側に規制を加えるといいですか、このような形で私は進めていくべきだと思っております。そうしたことについて、再度市長の御見解を求めて、2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 不正使用の問題でございますが、不正使用にならないようにということで、国においてもこの法律をつくる時にいろいろ議論され、国会等においても議論が重ねられたわけでございます。個人情報法が一体となって制定されればそれにこしたことはないけれども、現在の住民基本台帳法そのものにおいても、それで個人の情報というものは守られているんだということでスタートしていると思っておりますが、具体的には、先ほど 1 問でも申し上げましたように、外部に漏えいしないように、あるいは内部においても情報が漏れないように十分取り扱いというものを慎重に、また留意してということが規定されているわけございまして、先ほどいろいろ答弁申し上げたとおりでございます。

そして、この住民基本台帳は、御案内のようにコンピューター時代が進んでいる中で、電子政府、そしてまた電子自治体に進んでいく。ましてや民間におきましては、国・自治体以上に進んでいる中にありましての行政の効率化、あるいは住民の利便の向上ということをおねらいにしましてのスタートなわけでございます。我々が思った以上にコンピューター時代は進んでいくだろうと思っているわけございまして、そういう中において、やっぱりこういうシステムというものを構築して、そしてまた一方、個人情報の保護ということも、十分にこれを徹底していくということが求められると、このように思っているわけでございます。

それから、住民をお客さまと見るというような考え方はやめてという御議論でございますけれども、そんな考えは私は毛頭持っておりませんし、市民と一緒にやっていく、逆に市民の活動で寒河江がこのような元気なまちになってきているんだと思っておりますので、議員の全くの杞憂ではないかなと思っております。寒河江市におきましては、市民と行政との関係におきましては、そういうことは全然ないと、このように思っているところございまして、やはり自分たちのまちは自分たちの中で作り上げていくという機運が寒河江市ほどに高いところはなかろうと、こう思っております。

グラウンドワーク一つ取り上げましても、やはり自分の地域、あるいは自分の住んでいるところの環境というものをよりよくしようとするところの盛り上がりでございまして、これ一つとりましても、この寒河江市の市民の機運というものは、本当に尊重されなくてはなりませんし、大切にしていかななくてはならないと思っております。情報を共有するというような話もございましたけれども、行政と市民とが一体となって、いわゆる寒河江市の進むべきところの道筋といいますか、ビジョンといいますか、そういうものを市民が十分感知しておりますから、市民の方が進んでやられておると、あるいはまた、ちょっと申し上げただけでそれに対して行政以上にその情報を現実のものとして、具体的な施策の上に反映していくということではないかと、このように思っております。

それから、条例云々のことでございますけれども、1 問でも申し上げましたように、訓示的なものをここに申すよりも、やはり具体的な活動の中で示すということが必要だろうと思っております。御案内かと思えますけれども、地方自治法の逐条解説という本当に名著があるわけございまして、この中におきましては、団体自治、それから住民自治というようなことが書かれておりまして、いわゆる住民自治というのは、住民が自発的かつ積極的に参画する、直接住民の責任による自治運営のことだということが書かれてございまして、それから住民の日常生活に直接関係の深い行政については、住民自身の要求により、また地方的事情に即してこれを処理することが最も有効だということも書かれております。

さらに、地方自治の本旨ということとは、具体的な範囲、内容というものは確固不動を呈したのではなくして時代により流動するものであり、国家とともに盛衰、発展するものと言わなくてはならないと、いわゆる時代とともに変わっていくんだということでございます。

そういうことからいまして、今回の地方分権の時代におきまして、地方がいかに住民の意向というもの、考え方というものを取り入れながら、あるいはまた時代の流れというものを住民に察知、理解していただき、

また住民が行政に働きかけて、自分のまちをよりよくしようということが本当の住民自治だろうと思っております。単なる訓示規定、あるいは題目というよりも、そういうこれまでの寒河江市の市民がやってこられたところの生きた活動といいますか、行動というものを大事にしていかななくてはならないと思いますし、これまで市の情報というものを、一緒になって考え、あるいは一緒にこれを受け取りながら、そしてまたそれを生かすということが培われてきたからこそ、こういう寒河江市になっているんだと、このように思っているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 住基ネットに関する事で、私は基本的に市長と見解が違うのかなとつくづく思っているんですが、行政の長になると市長のような立場になるのかなと思ったり、多少わからない面があるんですが、ただ、私は再度指摘をしておきたいと思いますが、どんなに技術が進もうと、こうしたセキュリティーは必ず破られると御認識をしておいていただきたいと思っております。

なお、本市に個人情報保護条例なんかがあれば、また別の対応ができるかと思いますが、内部でも検討しているという話であります。保護条例ができるまではネットを切断するという事であろうと思いますが、それも無いわけですから、どういうふうに検討をされるのか少しそれを見守りたいと思いますが、そこで、この住基ネット、8月9日に送付をされたという話でありましたが、市民からどのような問い合わせや、また拒否なんかがあるのかどうか、あればぜひそうした点もお聞きをしたいと思っております。

それから、先ほど選択性とすべきではないかと申し上げたところ、それは法律違反だと市長は言われました。国側はそういうふう言うわけですが、これに疑問を持っている自治体はそうしたところもあるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、本来は個人情報保護法が成立をし、国会答弁を見るとそれが大前提だということがあって法で定めたわけでありまして、したがって、そうした法理からすれば、法律違反だなどというふうな話をする方がおかしいのであって、そのことをきちっと考えて、私は行政の長として判断すべきではないかなと、こういうふうに思います。

それからもう一つ、これは答弁なかったんですが、少し的を絞ってお尋ねをしたいと思っておりますが、いわゆる住民自治のまちづくりについてということで、先ほど市民が意思決定機関に参加をするときに、タイムリーな情報がなければ、それはだめなんではないかということ指摘をして、そういう意味で本市の情報公開条例もやっぱり見直しをすべきだということをお願いしたんですね。

これは見直しの部分について、いろいろ指摘をしたい部分がありますが、この部分だけに絞って申し上げますけれども、先ほど市長も、市民と行政はいろいろこれからの行政運営については協働して解決をしなければならぬと、これはこのとおり寒河江市では進めてきていますよと大見えを切ったわけでありまして、それで、私もこれからはそうした問題が数多くあると思っておりますし、またこれからの分権時代の自治体の運営の仕方としてはそれが当然のことだと思っております。それで、これからは市長の言うように、市民や企業、あるいはNPOなどの方々もこうした公共サービスの一端を担うことができるかもしれません。とすれば、情報に対する新たなアプローチが必要であると思っております。

この前、植花によるCO2の削減の問題の話がありました。それが地球温暖化防止にもなるというふうな話もあったかと思いますが、例えばそうしたことに市民が積極的に参加をする、そうした温暖化防止のアクションを行うということになれば、そのことに関する情報がいつも利用可能で、しかもタイムリーな形で出しているだけだと、そのことに参加をし、議論をし、というようなことにはならないんじゃないかと思っております。これは例えばの話ではありますが、そういう意味では、市民が参加して、あるいは協働、協力して働くという上では、そうした情報が必要なんだということでもあります。

多分これは市長はおわかりになっていて、なかなかお答えにならないのではないかなと私は詮索をしているわけですが、そうしたことを基本に据えないと、これからの本当の情報の共有による市民参加のまちづくりなんていうのは、口だけに過ぎなくなる、こういうことを強く申し上げたいと思っております。

これは、分権型社会の創造などと言った分権委員会の勧告を見るまでもなく、そうした考え方が基本になれば、そういうものが出てまいると思っておりますので、そのことについての市長の前向きな、本当に前向きな答弁をお願いしたいと思います。

それから、条例は要らないと言います。情報公開条例だって、本当はそういう意味では基本的なものがきち

んとできていれば、文章に書いたものなんか何もなくてもいいと思うんですね。しかし、人によって認識が違った場合に、その個人個人の違う考えによってまちづくりが進められたのではかなわないということから、こうした発想が出ているということであろうと思いますし、そのことがこういう形での条例をつくりながら普遍的な形で進めるべきだという考え方であります。

市長は、先ほど来市民参加の部分についても強調されております。私も先ほどから言っていますが、そのことは否定はしません。そのことも大変重要な市民参加であります。ただ、ここで私が申し上げているのは、市長も御承知のことと思いますが、1970年代に欧米で広がりを見せて、最近日本でも注目を集めているパブリック・インボルブメントということですが、直訳すると公への参加というふうにもなりますが、このことなんですね。この形のことを私は言っているわけであって、なかなか今までの答弁を変えるというようなことはできないと思いますが、そうしたことも含めて、ひとついろいろと市民参加の部分について、さらなる御検討を賜りたいと思っております。

そして、行政全般にわたる大規模な、例えば方針であるとか重要な事業にかかわるものについてまで、やっぱり自治という視点から市民と議論をする、こうした住民の参加がこれから必要とされるんじゃないかなと、こういうふうには思っておりますので、その点も含めて御提言をして、市長の御見解を求めて私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 法律違反ということでございましたけれども、既に法律をお読みになって御案内かと思えますけれども、先ほども 1 問で答弁しましたけれども、住民基本台帳法の 30 条の 2 に「市町村長は、住民票コードを記載したときは速やかに当該記載に係る者に対し、その旨及び住民票コードを書面により通知しなければならない」と、こう言っているわけでございます。「しなければならない」でございます、してもいいとか、することが妥当だとは書いてありません。

それから、30 条の 5 でございますけれども、「通知を受けた都道府県知事は、本人確認情報というものを磁器ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間、保存しなくてはならない」と、こういうことが書いてあります。ここもあくまでも「しなくてはならない」ということでございますので、いわゆる市町村長あるいは都道府県知事にこういう義務を課しているわけでございます、これを守らなければ、やはり違法だと。したがって、選択性というものはできないということを言っているわけでございます。

それから、自治のまちづくりでございますが、タイムリーな情報というものを市民に投げかけなくてはならないということでございます。やっぱりこのとおりだと思います。具体的には寒河江市が何を考えてどの方向に進むのか、あるいはどのような事業をやろうとしているのかというようなことは、当然これは関係者のみならず市民全体に知ってもらっておくということは、これは当たり前のことで、当然だと私は思っております。そのことによってタイムリーに、あるいはチャンスを選んで投げかけるということが、事の成就を左右するところの大きな問題だと、このように思っております、本市におきましては、大きな事業に対しましても先々これを流して、お話を申し上げておるわけでございます。

また、民間におきましても、寒河江市が持っている情報、あるいは寒河江市が考えているところの事業というものにつきましては、これを知っておく必要がある、あるいは非常に関心を私は持っていらっしゃるのだと思っております。そういう中で、いわゆるこの事業につきましては、我々も行政のしり押しする、あるいは協力するという態度に出ているのだらうと、このように思っております。

ですから、情報というものは、一方的に行政の方から住民に流してやる、あるいは市の情報を市民と共有するとか、あるいは理解していただくというだけじゃなくて、市民の方も行政の方にアクティブに働きかけていくということの中で、お互いに自分のまちの行く末、発展というものが見つけ出され、また伸びていくんだらうと思っております、そういうことが必要だらうと。ただ情報を教える、あるいは流す、それだけの問題ではないと私は思っております。

それから、条例というのは不要だということを申し上げまして、これはるる申し上げましたから、さらに重ねて申し上げることは省略しますけれども、やはりおっしゃるように、いわゆる公への参加とか、あるいは大企業についての議論というようなことでございますけれども、第 1 問でも答弁申し上げましたように、本当に駅前一つ取り上げましても、ああいう本当に中心市街地の整備ということは、これは事業費もさることながら個々人の権利や、あるいは生活というものがかかっておるわけでございますから、大変な事業でございます。

ですから、全国至るところで中心市街地の再生に向けた事業に取り組んでおりますけれども、遅々として進んでいないということがうかがえるわけでございますけれども、寒河江市がこれまでやってきておまして、駅舎を移設する、あるいは線路の踏切まで移転するというような大企業を含んだところの区画整理事業、駅前の再生というものにかけましても、これは私はずっと前から駅前をよくする会の方々の御協力があればこそ、自分たちのまちをということがあればこそでき得たことだと、このように思っているわけでございます。

ですから、やっぱり行政が情報どうのこうの、それも非常に大切でございますけれども、市民と一体となった中での信頼関係というものが、市の事業がうまくいくかいかないかを左右するものだということでございまして、いわゆる情報の共有、あるいは情報というものが市民との信頼関係にまで進んでいって、それが住民自

治に当然つながっているわけでございますけれども、そういうことで寒河江市の発展ということになっているんだということでございます。

以上です。（「議長、答弁漏れがあります」の声あり）

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 受け取り拒否した人数に対して答弁をいたします。これは1人であったと記憶しております。

（「議長、まだ答弁漏れがありますので説明します」の声あり）

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 情報公開についていろいろお話がありました。ただ、私は絞って聞いたつもりなんですが、本市の情報公開条例の中に……

佐藤 清議長 簡潔にお願いします。

内藤 明議員 簡潔に言いますが、わからないと思って言っているんです。間違っただけだと困るなと思っているものですから。

情報公開条例の中で、意思形成過程の情報は公開しないとなっているんですね。ただ、これからは市民参加というふうに言われるときに、そうしたタイムリーな情報が的確に出なければ、住民参加なんかできないんじゃないんですかということで、そうした条例の運用、あるいは中身について見直しすべきではないんですか、ということをお願いしたのに対して答弁がないんですよ。

ですから、そうしたことについての市長の考え方がいろいろあると思いますし、これまでやってきたことの経過もよくわかります。それはいいんですが、そうしたことに対する御見解をいただきたいということを先ほど申し上げているんですが、それがありません。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 意思形成過程においては、うちの情報公開条例の中に規定してあるとおりでございまして、あれをお読みになればわかりになるかと思えますし、意思形成過程でそれを何かから何まで公開するとかということになりますと、その事業が円滑にいかないという場合もあるわけでございますから、あるいはそういうことが危惧されるということで、そういう考え方に立っての規定でございますので、御理解いただきたいと思えます。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 30 番、31 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 お疲れのところ大変でしょうけれども、よろしく申し上げます。今回の議会は、7 番に始まり 22 番で終わるとい一般質問で、実は西根の議員で始まって西根の議員で終わるといことで、何の意味もないんですけれども、皆さんの緊張感を誘うために一言言ってみました。

私は、日本共産党を代表し、また通告してあるテーマに強い関心を持っている市民の声を踏まえまして、以下、市長に質問をいたします。

最初に、通告番号 30 番、合併問題についてであります。

御承知のように、この問題は昨年 12 月議会での佐藤暘子議員を初め何人かの同僚議員によって、この間繰り返し取り上げられてきています。今定例会でも、安孫子、伊藤 諭の両議員が、それぞれ立場は違いましたけれども、質問に立っています。私はなるべく重複しないように努力をしながら、通告の趣旨に沿って意見を述べつつ、市長の見解も伺ってみたいと思います。

まず、今回の合併論議の陰に見え隠れしている重大な問題として、地方交付税の制度が政府総務省の手によって変質されようとしているということについて明確にしておく必要があるのではないかということであり

ます。交付税制度は、戦前戦後を通じて、形はいろいろ変わりましたが、地方自治体の財源不足を補うために、自治体間の行政水準が不均衡であったものを解消する。そのことによって地方自治体を支え、その存続と発展に寄与してきた制度であります。

地方交付税法では、その目的を第 1 条で地方自治体が自主的に財産を管理して、行政の事務を執行する機能が損なわれないように、その財源の均衡化を図ると、地方交付税の交付基準を設定して、地方行政の計画的な運営ができるように保障すると、そして地方自治の本旨の実現に資するとうたっています。

しかし、御存じのように、日本の国家財政がバブル崩壊後の 1990 年代に入ってから急坂を転げ落ちるよう

に悪化をして、今年度の末には、国・地方の借金、長期債務残高というものでありますけれども、合わせて 693 兆円、GDP、国内総生産の対比では、先進国でも例を見ないほどの 140% 近くになっているということ

であります。これはこの間、アメリカからの 60 兆円を超える公共事業の強要や、バブル崩壊後も引き続き景気回復と称して大型公共事業の投入という、無謀で無策な政策の結果積み上げられた巨額債務であるとい

ことは明白であります。

問題は、このしりぬぐいを福祉の切り捨てなど、国民に負担を押しつけることで乗り切ろうとしている。こ

の中に、地方への国の負担の削減ということで、交付税制度の改悪も図られているのであります。

現在の交付税制度は、大まかに言って、御承知の方も多いわけでありましてけれども、各地方自治体の基準財

政需要額から基準財政収入額を引いた残りの不足額を、普通交付税で措置をするということになっています。

その財源として、政府は所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の五つの国税収入の中から、一定割合を交

付税財源として充当するということが義務づけられています。

しかし、バブル崩壊以後の慢性的な税収不足のため、政府はこの交付税会計からまで、一般財源の確保のた

めにということで借り入れを起こしたり、最近では地方財政計画に見合う交付税財源すら確保できないとい

う事態になっており、そのために交付税特別会計で借り入れを繰り返している。これが 2001 年末の交付税会計

の借入残高が国・地方合わせて 42 兆円にも達している。こうした異常な事態を踏まえて、昨年度から交付税

会計ではこれ以上借り入れが起こせないということもあって、地方自治体には後年度に交付税で元利を負担す

るという約束で臨時財政対策債を発行しています。

総務省は、この交付税制度の根幹を揺るがすような慢性的な財源不足、膨大な借入金という事態を、一つは市町村合併の推進で自治体そのものを減らすことによって回避しようとしているというのであります。一説には、今 3,000 自治体が全国にはありますけれども、1,000 に減るといふふうになると、年間約 4 兆円から 5 兆円の地方財政の縮減になると言われています。

総務省は、そのために一つには、人口 5 万人以下の自治体への交付税算定の基準財政需要額算定の重要な一つである段階補正、いわゆる人口の少ない自治体への交付税の増額ですけれども、これを見直して、いわば自治体に対する兵糧攻めをやって、二つ目には、これまで 5 年間だった合併特例債、これを 10 年に延ばすと。3 番目には、合併後の交付税額を合併前の基準財政需要額の水準で 10 年間交付すると。いわゆる合併する自治体にはそういうおいしい話がありますよという措置をとって、しかし 10 年で終わるわけですけれども、その後 5 年間かけて合併後の人口基準、あるいは基準財政需要額に戻していくと、そして 15 年たったら何も恩恵はないという、いわば市町村合併特例法の新しい改正を行ったのであります。

このように、現在の合併論議の動機は、何度も言いますけれども、バブル後に膨れ上がった膨大な国と地方の借金の後始末を、どのようにつけるかというところから始まったものであって、国主導押しつけ合併と言われるのもそうした理由からであります。

広域行政の発展や高速交通時代だからとか、少子・高齢化社会になっているからとかいうのは、実は後から合併の理由づけのために考えられたことでありまして、それはごく最近まで山形県内では、こうした理由での合併論議はほとんど起こっていなかったということからも明白であります。

本来、市町村合併というのは、合併を求める双方の自治体の住民の間から、一定の穏やかな時間的な経過を経て、いわば相思相愛的な形で、違和感のない形で自然にわき起こってくるのが本来の姿ではないかと私は考えます。

今回のように、唐突に、しかも非常に乱暴な形で、しかも総務省の指示で都道府県に合併パターンまでつくらせて、さらに小さな自治体には交付税の削減までちらつかせて、合併しないと立ち行かなくなるような、恫喝ともとれるようなことまでして合併を強要するのは、とても住民自治を尊重したやり方とは私は思えないのであります。

そこで、佐藤市長に伺います。

今回の合併論議と表裏の関係にある地方交付税制度の抱える問題とその解決の方向、これが総務省のやり方は、あたかも地方自治、あるいは地方の自主性を押しつぶすかのような内容であることに対して、どのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

全国町村会はむろんのこと、あるいは全国市長会でも、地方分権に見合った税源の地方移譲や課税自主権の拡充などが明確にされないまま、交付税削減や国庫補助金の削減がなされることに強く抗議をしていますけれども、さらなる行動を起こすようにすべきだと私は考えますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

私たち日本共産党は、市町村合併について、単純に合併反対だとか、逆に合併賛成だとかいう硬直した態度はこれまでもこれからもとりません。むろん今の段階で合併は避けられないとも考えません。私たちは何よりも市民の意思を尊重すること、そしてこの地域での合併によって市民の暮らしや営業、教育や福祉、行政サービスがどのようになるのか、具体的な状況に照らして市民に明らかにすることが先決だと考えます。その上で、市民が自主的、自発的な立場で判断できるように、その分析や検討内容を市民に広く知らせ、市民と一緒に考えていく、そういう態度を私たちは貫いていきたいと考えています。

そこで、そうした立場から市長に伺います。

市長は、6 日の伊藤 諭議員の質問に、財政問題は合併論議の一つに過ぎないと答弁しました。しかし、今述べてきたように、総務省がなりふり構わず合併を強力に促しているのは、戦前戦後を通じて市町村の不足財

源の補てん機能を果たしてきた交付税制度の大改悪を意図してのことであることは明白なことであります。私は、この交付税問題を正しく理解すること、正しく対応することが重要だと考えています。

今年度から、先ほども言いましたように、人口5万人以下の自治体には段階補正を見直し、交付税を削減するとしています。そして実際にやられています。また一方で、交付税の財源不足分に対する臨時財政特例債の発行も行われています。それらを加除した交付税の総額は、前年度と比較して、寒河江市の場合ですけれども、ふえたのか減ったのか伺いたいと思います。

次に、市長は同じ質問に対して、合併後の交付税額の算定や、合併しない場合の交付税額の算定は非常に難しいので、単純に比較できないと答弁しています。しかし、合併問題を財政面から検討する上で、交付税額がどのようになるのかを見ておくのを避けて通るわけにはいかないであります。

伊藤議員は、合併後15年までの検討をする必要があると主張しましたが、問題は、合併特例債と合併前の基準財政需要額で交付税が交付される期間は10年間あります。さらに5年間かけて段階的に合併後の自治体基準で交付されるようになることを考えれば、最低でも20年間程度の財政のシミュレーション、財政計画を試算する必要があると思います。なぜなら合併特例債を活用した場合の市債の償還のピークは、15年を経過した後になると想定されるからであります。いわゆる交付税が大幅に減らされた後に償還のピークを迎えるということでありますから、最低20年の財政シミュレーションをつくる必要がある。

また、交付税の試算にしても、現状の制度と十数年間は大枠では変わらないということを前提に、対象となる市と町の基準財政需要額と収入額について、合併前と後の試算を行えばおおよその推計値は出てきます。市長の言うとおり、我が市は優秀な職員をそろえています。この力をもってすれば簡単にできることであるし、市内の合併検討会はこういうことこそすべてに優先して行うべきだと考えます。

さらに市長は、行政レベルの異なる自治体の合併は、不均一課税の手法もとれると答弁しました。つまり税率や税の内容が違う自治体にはそれぞれ違う課税ができるということを言いました。しかしそれにも国からの財政支援があるのは5年間だけであります。その後はどうするのか、これをはっきりさせておかなければ不正確な答弁と言わなければなりません。

また、行政サービスの水準は高い方に合わせられるという総務省のマニュアルをそのまま市報に掲載していることについて、伊藤議員が指摘するように、水道料金だけをとっても寒河江市と西川町の料金格差、これを西川町の、いわゆる行政サービスの水準の高い方といえば水道料金の低い方ということでありますけれども、これに合わせるとしますと、それだけで膨大な財政負担が発生します。交付税が大幅に減らされる中で、そんなことは不可能であります。ですから正確な情報を住民に公開すること、これは合併論議に伴って不可欠な大前提ではないかと思えます。このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

また、安孫子議員の質問で、過疎地域を抱える地域と合併すれば、寒河江市でも過疎債が使えるのではないかというお話がありました。これは、こんなことがあるのかどうか伺いたいと思います。

率直に言って、今の総務省の示している方策では、同じ行政サービスの水準を守ろうとすれば合併しないと生き残れないという宣伝とは裏腹に、合併した方が交付税の削減額がはるかに大きいのではないかと、逆に財政的に追い詰められていくのではないかと私は思いますけれども、このことについても市長の見解を伺っておきたいと思えます。

さらに、時限立法である合併特例法の問題についてであります。

総務省は、平成17年3月で期限が切れるこの特例法は延長しないかのようなことをしきりと非公式情報で流しました。しかし、政府の公式文書や国会答弁のいずれにも延長しないとは言っていないのであります。多分片山総務大臣は佐藤市長にも親書を送っているはずでありますけれども、その親書の中にも延長しないのだということは言っていないのではないかと感じております。これはどのぐらい合併が実現するか全くわからない今の段階で、延長するというをにおわせれば、途端に今全国で進んでいる合併論議がストップすること

は目に見えているからであります。

しかし、この特例法の歴史を見ますと、一等最初にできたのが1965年であります。その後少しずつ内容を変えながら、その都度時限が切れた場合には延長を繰り返して、今回も何らかの延長措置がとられると見るのが自然であります。住民の成熟した合意のないまま、法の期限が近いからというようなおどし文句に負けて、安易にその話に乗るのではないと思いますけれども、このことについても市長の見解を伺いたいと思います。

交付税の算定についての合併特例は合併の支援策だと言いますが、合併すれば10年後には交付税が大幅に減るわけでありまして。急には減らせない職員数や旧役所や役場などの存在が合併後の財政負担にならないように、いわば激変緩和措置としてこの急には交付税を減らさないという措置がとられるのですから、いわば支援策ではなくて、合併による傷を少しでもいやすための性格のものだと私は思います。ですから、その特例措置が切れた以後、どういう自治体をつくっていくのかについて、市長としてはきちっとした見解を持たなければいけないと思いますけれども、伺いたいと思います。

次に、合併論議の中で、自治体としての都市と農村を故意に対立をさせ、農村部は都市が生み出す富の恩恵を受け過ぎているので近隣の都市と合併をして、いわば過疎地域の面倒をみるというふうに言っていることに等しいのでありますけれども、このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

地方都市や農村は、中核都市や大都市の住民に比べて財政的に過度に優遇されているのだから合併を促進すべきだという声もあります。先ほど言ったように、今年度から人口の少ない自治体ほど交付税が多く算定されていまして段階補正が見直され、人口3万人以下で3,000万円、2万人以下だと5,000万円、人口4,000人以下の町村では5,500万円、これが3年間で削減される。つまり人口3万人以下の場合ですと、1年間で1,000万円削減されるというふうになるわけでありまして。財政規模の小さい自治体にとって、少なくない削減であります。交付税の削減で締めつけて合併を強要しているとは思えないやり方でありまして。ここには、大都会から離れて住んでいる農山村や地方都市の国民に対する蔑視しかないとは思えません。

財政力の弱い自治体ほど交付税を多く配分するという都市と農村の、いわば共生の観点がなくなれば、税収の少ない農村地域においては、地方交付税に依存しての行政サービスや公共サービスができなくなり、地方や農村からの大都市への人口移動が起こり、コミュニティーとしての農村や山村が崩壊していくことは自明のことです。

言うまでもなく地方や農村の役割は、自然環境を保全したり森林や生態系、文化、民俗、風習などの維持、食糧供給など多面的な機能を保持する基地であります。効率論だけの自治体合併論、都市と農村、大都市と地方都市の対立を引き起こし、そして地域住民間でゆがんだ人間関係を生み出すようなことはすべきでないと思います。

今、西村山地域の人口1万人前後の町では、大半が自治の存続と自立の方向を模索しつつも、合併しても地獄、合併しなくとも地獄という立場に置かれています。こうしたことに佐藤市長はどのような意見を持っているのか、この際、伺っておきたいと思います。

合併問題の最後に、地方自治体が、政府が意図的につくり出している合併強要に屈して、なりふり構わず隣接する自治体との合併に突き進むのではなくて、少なくともそれぞれが尊重し合って、身の丈に合ったまちづくりの目標に向かって、個性的な顔を持った自治体として、生き生きと活動することの方にエネルギーを注ぐべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、活断層対策について伺います。

この問題について、私は去る3月定例会市議会及び6月定例会市議会で連続して市の対策を求めて一般質問で取り上げています。

ところで、この活断層の存在が昨年12月に明らかにされてから9カ月、さらにこの活断層の特性や、活動の可能性についての評価が公表されたのがことしの5月、それから4カ月が経過しました。私はこの事態を受

けて、寒河江市としての対応はどうあるべきなのかを伺ってきました。

これに対して市長は、市内を南北に走る活断層が動く可能性を認めつつ、具体的な対策としては、市の防災計画の策定作業はそのまま進め、地震対策については県の被害想定の見直し、防災マニュアルの完成を待って、市の防災計画について修正を加えて盛り込んでいくと。活断層直下の地域の住民への正しい情報提供と説明会については県が実施するので、市は広報を担当すると、また自主防災組織の組織化や育成に努力をしたいと、活断層に対する市としての独自の詳細な調査については行うつもりはないというものでした。

また、まちづくりを推進していく場合に、断層の存在を踏まえたライフラインの建設や公共施設の耐震化推進を検討していくとしています。さらに、関係市民への情報提供と理解を求める問題について、市長は直接現場を市民に見てもら从中から、さまざまな声や要望が出てくると思うし、そういうことを受けて市として行政的にやらなくてはならないことも浮かんでくると思うと答弁しています。

ところで、去る8月27日には、村山総合支庁西庁舎の講堂を会場に、山形県が主催する山形盆地活断層に対して理解と対策についての住民説明会が開催されています。参加者の話では、会場には市報を見た市民や自主防災組織の関係者や消防団関係者など多数詰めかけ、座るところもないほどの満員の盛況だったといえます。

私は、こうしたこれまでの議会答弁や行政機関の取り組みの現状を踏まえて、さらに市民から寄せられた声をもとに、現時点での幾つかの急いで取り組むべき問題について、市長にお尋ねしたいと思います。

第1には、これまでも繰り返し主張してきたことではありますが、市民全体への、とりわけ活断層が走っていると思われる近辺の市民に対する、十分な情報提供と説明会の開催についてであります。27日の県主催のたった一回の説明会だけで、市民への説明責任を果たしたということにはならないことは明らかであります。市内を走る活断層に対する根拠のない風評で、市民が誤った理解をしてしまったりしないように、正しい知識と対応策について市民に知らせるのは、行政としての最低限の義務であります。

既に、山形盆地活断層の評価について発表されてから、はや4カ月経過しています。その後市民の中には、いつ起こるか分からないものに神経質になっても仕方がないという人や、どういう対策をとったらいいのか早く知りたいと考えている人、地震が起こったら自分たちの住んでいるところはどうか心配だなど、各人各様の反応が見られます。しかし共通しているのは、私たちの地下に潜んでいるのがどのような活断層なのか、強い関心を持っていることでもあります。大学の研究者や県の協力を仰いで、集落や公民館分館単位のきめ細かな説明会、学習会を順次開催するべきだと私は考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

このことについて市長は、6月定例市議会での答弁では、市民への理解を求めていく中から具体的な要望や対策が出てくると言いつつ、説明会の開催については明確な答えを行っていません。市民への情報の開示が今問題になりましたけれども、そういう意味でもこれは回避できない問題であります。

2番目に、今申し上げた市民への説明会や学習会の開催などを通じて、市民とともに市民の意見を十分に踏まえて、住民生活を守るための詳細な地震対策をつくり上げていくべきだと申し上げたいと思います。

そうしたことは別に、市独自にやらなければいけないこととして、市内に多数存在する公共施設の耐震調査の実施について伺います。

地震対策の上で、旧建築基準法が適用されていた昭和56年、1980年以前の建物についての耐震調査は急いで実施する必要があります。市内には、六つの保育所、14の小中学校、文化センターや市立病院など、多くの公共施設があります。中には昭和56年以前に建設された保育所なども、あるいは学校もあります。今は数十万円で可能な簡易な耐震診断の方法もあると言われてます。

特に、幼児や児童、生徒が多数学び、生活する保育所や学校などは、緊急性のある施設と思いますが、優先的に診断をし、耐震性に問題がある施設については、速やかに補強、改修に取りかかる必要があると思います。少なくとも調査を実施するための計画の策定は直ちに取りかかる必要があると考えますが、市長の見解を伺います。国・県待ちにならずに、市の段階で可能なものについては次々と手を打つこと、それこそが地方分権、

地方自治体の生きた姿だと考えます。

いずれにしても、専門家が指摘しているように、地震はいつ来ても不思議ではない。特にこの山形盆地活断層については、エネルギーが頂点に来ているというふうに見ても不思議ではないと専門家は言っていますが、それに対する心構え、備え、対策はしっかりととっていくべきだと思います。

さらに、ライフラインを初めとしたまちづくりの問題について、市民の生活環境について、災害に強いまちづくりにするということについて伺います。

寒河江市を走る活断層の特徴として、断層の西側は比較的地盤が固く、東側が軟弱地盤であると指摘されています。この地域は今後、御存じのように木の下・下釜土地区画整理事業やヤマザワ東の横道地区の開発公社による宅地造成などが計画されている地域であり、災害に強い、震災に強いしっかりした計画のもとに宅地造成がなされる必要があると考えます。そうしたことへの配慮も含めたまちづくりの進め方について、市長の見解を伺いたいと思います。

いわば市の責任にかかわるこうした問題については、市の積極的でスピーディーな対応が求められますが、そのほかの総合的な市民の営業と生活、生命や財産を守っていくための必要なきめ細かな耐震対策については、市民は多くの意見を持っています。そうした市民の声を集約するためにも、説明会や座談会、アンケート調査などあらゆる手段を駆使して市民とともに取り組むべきことを改めて求めたいと思います。

最後に、活断層の詳細な再調査を行うべきだという意見については、市長は全くやる気がないようであります。さきに山大の山野井教授は、まだまだ山形盆地断層帯については不明なことがたくさんあると言っています。より詳しい調査が必要なことも発言しています。市長には市民の生命、財産を守る責任があります。これ以上国や県が調査しないからという理由で、より詳細な調査の必要性を認めないということは許されないのではないのでしょうか。改めて市長の見解を求めたいと思います。

以上、市長の誠実な答弁を求めて第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

休 憩 午後2時59分

再 開 午後3時15分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 合併と地方財政問題で何点か質問がございました。順次答弁してまいります。

地方交付税問題については、平成 9 年 7 月に出された地方分権推進委員会の第 2 次勧告にもありますとおり、地方交付税は地方公共団体の自主的な行政執行等の権能を損なわずに、税源の偏在による財政力の格差を是正するとともに、地方公共団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政の計画的運営を保障する上で、地方交付税の財政調整機能は極めて重要であることにかんがみ、今後とも地方財政計画の策定等を通じて、地方交付税総額の安定確保を図ることとしております。

さらには、算定方法により一層の簡明化を図る観点から、普通交付税の基準財政需要額については、測定単位として用いることが可能な信頼度の高い客観的な統計数値が存するものは、補正係数を用いて算定している財政需要を極力法律で定める単位費用として算定するとともに、特別交付税についてもできる限り簡明な方法により、財政需要を算定していくこととしております。

このことから、交付税の抱える問題については、分権推進の立場で論じられているものであり、合併の論議と直接的にはかかわる問題ではないものと思っております。

ただし、市町村合併推進の背景としては、日常生活圏の拡大、地方分権の進展、少子高齢社会の到来及び厳しい財政状況の四つがあげられております。その中の厳しい財政状況というのは、日本経済の成熟化や経済のグローバル化に伴い、国際競争がさらに激化することを考えると、これまでのような右肩上がりの経済成長が望めないことは明らかであり、それに伴い財政面でも右肩上がりの規模拡大を前提とした財政運営が厳しいということでございます。

これを地方交付税で見れば、その総額が所得税や法人税などの税収の順調な伸びに伴い増加してまいりましたが、バブル崩壊以降は国税の一定割合という、本来の交付税額だけでは不足する状態が続いてきております。交付税特別会計が借り入れすることにより、何とかその総額を確保してきておりますが、その結果、特別会計が 40 兆円を超える赤字を抱えるところとなっております。これはどう見ても持続可能性のある状態ではないものと言われております。

従来のような右肩上がりの経済成長が期待できない中で、しかも巨額の借入金も返していかなければならないとすれば、今後地方交付税総額は減っていく可能性の方が高いと見るべきであり、市町村はそのような財政環境の変化への対応が求められることにもなるわけであります。

これらの変化への対応を考えた場合、市町村合併を行うことが今日的課題である地方分権、そして広域的なまちづくり、厳しい財政問題に対する有効な対処方法であり、同時に意欲・能力の向上につながるものと思っております。

次に、市長会等々についての声を大きくしなくてはならない、行動を起こさなくてはならないということでございます。

全国市長会は、これまでも国から地方への財源移譲や地方交付税所要総額の確保などを重ねて要請してきましたが、いまだ十分な成果が得られていないとして、住民生活に直結する行政を担当する自治体が、その責任というものを十分に果たしていくためには、自治行政の実態に見合った安定的な税財源の確保について、これからは税源移譲の道筋というものを明確にいたしまして、適正な措置を講じられるよう要請をしていくこととしております。

また、交付税については法定 5 税分の地方交付税が著しく不足する状態が続いているため、地方交付税特別会計の借り入れに加えて、多額の赤字地方債を発行する事態となっているので、地方交付税率の引き上げ等に

より地方交付税の所要総額を安定的に確保すること、国庫補助負担金の整理合理化に対しても、自治体の自主性、自立性を高める観点から、国と地方の役割分担に即した国庫補助負担金の整理合理化を図り、経費負担のあり方を見直すとともに、地方公共団体の事務として同化、定着している事業に係る国庫補助金を一般財源化するなど、一層の整理合理化を積極的に推進することを、今後においても要望することとしております。

次に、小規模の人口において、段階補正から交付税が不足していくのではないかとということについてお答えいたします。

一般の全国都道府県地方課長会議で、国の交付税課長が交付税の段階補正の見直しによる削減額については、測定単位や補正係数、さらには単位費用が動くことから影響額を出すのが非常に難しい旨を話しているように、簡単には計算できないようでございます。

今の段階で国が示しているサンプリングの結果、人口 1,000 人前後では 800 万円、人口 4,000 人前後では 1,800 万円、1万 2,000 人程度では 1,700 万円、2万人前後では 1,700 万円、3万人前後では 1,000 万円それぞれ減額と推計している程度しか申し上げられない状況でございます。

なお、臨時財政対策債についてでございますが、昨年度は約 2 億 3,000 万円、本年度は約 5 億 700 万円の発行限度額になっており、交付税の対前年度の伸び率はマイナス 4.2%となり、臨時財政対策債を含めた伸び率はプラス 2.3%となるようでございます。

次に、情報を住民に流すということでございますが、何回も申し上げているように、市町村合併というのは住民の意思が基本でございまして、それぞれの地域の実情や総意を踏まえ、十分な議論がなされるべきであり、そのためには当然として地域住民の自主判断を可能とならしめるような、十分な情報提供というものを示すべきであると思っております。

次に、過疎地域との合併の関係でございます。

過疎債適用地域との市町村合併の関係については、過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項によりまして、過疎地域を含む合併があった場合、合併市町村が過疎に該当しない場合であっても、合併前の旧過疎地域を過疎地域とみなし、過疎債などの措置が適用されることとなっております。

それから、合併した方が交付税の削減額がはるかに大きいではないかとということでございますが、合併した方が交付税の削減額がはるかに大きく、財政的に立ち行かなくなる可能性が高いのではないかとことにつきましても、これも 6 日の伊藤議員に答えましたように、一般的には合併すると基準財政需要額が減少するため、地方交付税は減少する可能性が高いと言われておりますが、地方交付税算定の基礎数値や補正係数が合併して初めて算定されるものであるため、どのくらい減額なのか正確には算定できないものであります。

そこで、西村山広域の研究会では、できるだけ正確な数値に近い目安の計算を行っているところでございます。今後右肩上がりの経済成長が期待できず、地方交付税総額が減少していく可能性が高い状況において、現在と同じ行政水準の維持向上を図りつつ、20 年、30 年先にピークを迎えることが予想される高齢社会を乗り切っていくためには、行政能力が高く、財政的にも効率のよい地方自治体を形成していくことが必要ではないかと思っております。市町村合併というものを、地方交付税がどうなるかという観点で判断するのではなく、現在、そしてこれからの財政環境の変化にどう対応していくかという観点から判断すべきものと考えております。

次に、合併特例法の期限についての御質問にお答えいたします。

国では、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月までに十分な成果が上がるよう、いろんな措置を講じております。この合併特例法の財政措置は、法の期限内に合併するものについてのみ適用されるものであることを認識すべきだと思っております。

なお、総務省の「市町村合併お答えします Q & A」によりますと、合併特例法の期限、いわゆる平成 17 年 3 月でございますが、「期限が来たらどうなるんでしょうか」という質問に、「合併特例法には財政上の措置な

ども規定されておりますが、この措置は合併特例法の平成 16 年度末までの施行期間の終了によって当然なくなります」と示されております。また、「この措置は延長が可能でしょうか」というものには、「恐らくは、平成 17 年 3 月には現在の財政状況を踏まえると財政再建、財政構造改革が最優先の政策課題になっていると予測され、そのとき財政上の優遇措置を中心とする現在の特例措置を単純に延長することは困難であるでしょう」と回答されております。

それから、交付税の特例措置の切れた以後をどう見通すのか、というようなお尋ねがありました。

平成 17 年 3 月の合併特例法の期限内に、合併がなされた新市町村に対する地方交付税の合併算定替えや、合併特例債が認められる 10 年の移行期間のうちに、効率のよい新しい行政体制づくりを着々と進め、行政能力と財政的効率性を向上させて、その後ピークを迎える超高齢化社会に対応ができる基礎的な自治体を目指すべきであると思っております。

次に、西村山地域の人口 1 万人のことでの御質問がございました。

21 世紀の内政は、地方分権時代の本格的到来の中において、市町村中心の地方行政というのが運営されていくものと思っております。市町村合併は、単に市町村の枠を取り払うためのものだけではなく、旧市町村が持っていたそれぞれの地域の人材、文化、産業等の資源を有機的に連携、活用しながら新しいまちづくりを行う絶好の機会でもあります。新たな自治の形成につながる合併というものが地域を豊かにするという視点に立って、合併効果を生み出そうとするところの住民の改革意識というものが求められるものと思っております。

西郡の住民の生活行動圏というものは、本市を含めた圏域であり、公共サービスの受益を受ける範囲は、各納税される市町村の枠を超えているものと思います。新たなサービス供給体制をつくり上げるという観点からも、西郡一円において財政的にも効率のよい自治体につくり直していくことが必要だと思っております。

このためには、西郡の各市町が 21 世紀の自分たちの地域をどのようにしていくのか、自分の子や孫のためにいかに夢のあるまちを残していくかというものを議論し合い、所要の結論というものを得ていく必要があるものと思っております。

最後に、ただやみくもに合併に突き進まないでというような御質問がございました。

日本全体が人口減少期を迎えております。市町村では少子高齢化が進んでおります。また昭和の大合併が行われた後、経済の高度成長が起こり、地方財政の窮乏状態は解消されていきましたが、これからは経済の高度成長が起こり厳しい財政状況が改善されるという見通しを持つことができないと言われております。

このような環境のもとで、行政水準の維持向上を図りつつ 20 年、30 年先にピークを迎えると予想される高齢社会を乗り切っていくためには、住民に対するところの人的公共サービスを担う市町村自身をこれまで以上に行政能力が高く、財政的にも効率のよい基礎的自治体につくり直していくことが必要不可欠となっており、そのためにも市町村合併というのは有効な手段であり、大きな契機となり得るものであると思っております。

したがって、合併は国からの押しつけではなく、住民との間にオープンな議論を展開し、住民とともに自分たちのまちの将来を決定することが必要不可欠なことだと思っております。合併は国のためにやるというような考え方をとらず、受け身の立場でなく積極的に地方分権の自助、自立に立って地方が成り立っていく上において、住民の利益、納税者の利益というために行うものでございます。また、政府が進めている手続も自主的な合併であり、住民の自主的な決定によるものであります。

次に、防災対策について答弁申し上げます。

活断層に関する住民説明会について、山形県では、活断層や地震に対する知識や備えについての普及啓発を図るため、断層帯のある地域を対象とした活断層住民説明会を開催いたしました。御承知かと思えますけれども、この説明会は村山ブロックでは東南村山ブロック、北村山ブロック、西村山ブロックの各ブロックで 1 回の開催ということで、西村山地域を対象に西庁舎で 8 月 27 日に開催されたものでございました。

この説明会については、市報に掲載し、広く周知するとともに、消防団幹部及び自主防災組織に対して参加

を呼びかけております。

活断層については、市民の方々に知っていただきたいし、特に活断層があると言われる地域の方々には、地震に対する備えについて十分周知し、身近なものとして理解を深めていただくために、市でも説明会を開催したいと考えております。活断層の説明には専門的な知識が必要でありますので、県に職員の派遣をお願いし、説明会の持ち方や日程調整など、説明会の準備を進めているところでございます。

それから、市民とともに取り組むことについてでございますが、公的機関の防災対策は、被害の防止と軽減、そして迅速かつ円滑な災害応急対策、避難収容対策などが主なものでありますので、市民一人一人みずからが自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るという防災の原点に立った防災意識を持つことも重要であります。地域の防災力を高めるために、自主防災組織の育成を積極的に進めてきており、今後も推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、地域の自治組織においては、安全安心の確保の観点から、地震に限らず災害に対する取り組みとして、それぞれの地域の実情を地域団体や住民による点検を行うことも重要であり、得られた情報というものを共有し、それぞれで何ができるかを考えていくことも必要であると思っております。

災害、これは当然地震も含まれますが、災害の非常時の際に、慌てず迅速に的確に行動できるよう、そして災害に備えての必需品の準備と保管の方法など、個人や家族単位で対応できる、対応しておくべきことなどをまとめた防災ハンドブックを作成をするための準備も進めているところでございます。

さらに、市民の防災意識のより一層の高揚を図るとともに、防災というものを市民により身近なものとしてとらえていただくために、防災に関して市民の意見や考えを反映させてまいりたいと思っております。現在、そのための組織を立ち上げる準備を進めているところでございます。

組織の構成としましては、災害時の隣組等、身近なコミュニティーの活動の方法や、地域の特性に応じた防災を考えていく必要があることから、自主防災組織に携わっている方、そして地域活動のリーダーとか、あるいは消防団関係者などを考えております。今、ハンドブックということを申し上げましたけれども、防災ハンドブック等の作成や、県の地域防災計画の見直しが完了した時点での市の地域防災計画の内容修正にも、この組織によるところの意見や考え方などを反映できるものと思っております。

次に、地震調査についてでございますが、県では地震防災対策推進会議を設置して、地震防災体制を強化するための対策などの検討を行っており、中間報告を9月から10月ごろに行うと聞いております。この中間報告の中に、建物の耐震化に関する耐震診断、それから耐震化工事を行うためのメニューの作成という形でまとめられているとのことでございますので、この耐震診断のメニューというものも参考にしながら、耐震調査を進めていきたいと考えております。

それから、まちづくりについての質問もございました。

木の下土地区画整理事業や土地開発公社が施行する横道地区の宅地造成について、活断層が存在するという調査結果もあるので、地震に強い対策として計画地内の基礎調査に十分な配慮が必要と考えております。

木の下土地区画整理事業エリアについては、地質ボーリングを行ったところ、泥炭による有機質土などの軟弱層があることが判明しておりますので、支持力の強化の対策をとる必要があると考えます。

また、横道地区の宅地造成事業につきましても、地盤調査に基づき良質土砂による置きかえ工法などを採用し、支持力強化を実施することにしていくとのことでございます。

また、地震の規模にもよりますが、災害によるいざというときに、住民の迅速な避難により人命が守られるものでございます。そのために木の下土地区画整理事業エリアについては、避難路となる幹線道路、都市計画道路、いわゆる落衣島線を初め街区道路や、既成市街地から容易に幹線道路へアクセスする道路網の整備が必要であると考えております。

それから、横道地区の宅地造成事業でございますが、幹線道路及び補助幹線道路をめぐらして、容易に避難

行動しやすい道路網の配置を計画しているようでございます。さらに木の下地区と横道地区の公園についても、防災避難場所となるものでございますので、適正に配置していきたいと考えております。

最後に、活断層のさらに詳細な調査についてでございますが、これまでも申し上げましたが、県では地震調査委員会から出されました評価を踏まえた対応を検討していくとのことであり、これ以上の調査をやる考えは持っていないようでございます。また、活断層があるという中山町、山辺町、山形市、上山市においても、独自調査を行うことは考えていないようでございます。本市においても、3月議会及び6月議会において答弁申し上げましたように、国の地震調査委員会が評価を出しておりますので、市独自で調査する必要はないと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 たくさんありましたので、聞く方も大変なんでありますけれども、答弁する方も大変だったんじゃないかなと思います。

時間がないのでポイントだけ質問しますけれども、財政問題が、交付税問題が合併の主要なものとは考えない、考えたくないというようなお話でした。しかし実際に国の施策の流れ、あるいはこの間総務省関係から流れてくるさまざまな情報、あるいは地方自治体が今、非常に追い詰められた形で合併に対する取り組みが始まっているところなどを見ますと、やっぱり交付税のおどかしが相当きいているという気がします。これは市長の主観でどう思うかという問題ではなくて、客観であります。そこのところは十分理解した上で、この問題を考えていく必要があるのではないかと思います。

私どもは当局ほどデータもないし材料もないんです、この交付税問題を考える際に。それで、どの程度の人口規模の自治体の場合、現行の制度のもとで交付税はどうなるのか、それから自治体によって事業費の規模とか山間部が多いとか、さまざまな違いがあって、一概に比較はできないということを前提にしながら、私たちが算出した試算があります。

寒河江市と西川町が合併した場合、今寒河江市と西川町がそれぞれ受け取っている交付税額と、合併の特例措置が終了した後に出現する交付税の額がどうなるかというのを、人口で単純に比較をしました。そうすると、寒河江市と西川町の合併後の人口というのは、大体 5 万人であります。これと類似する都市というのは山形県内にはなくて、寒冷地ということで比較しますと、新潟の豊栄市があるんですけども、ここが 1 人当たり受け取っている交付税額の算定と比較しますと、約 31 億 8,000 万円の減になるという試算が出てきます。つまり現状の交付税制度のもとで同じ程度の人口で、ほぼ同じ面積の自治体との比較ですけども、約 31 億円程度の交付税が毎年減るといいう数値が出てきます。

それから、寒河江市と 4 町、河北、朝日、大江、西川が合併した場合はどうなるかという、これは大体 9 万 2,000 人ぐらいの人口になりますけれども、ほぼ米沢市と類似の人口になる。それで、約 72 億円減ることになります。この交付税は 1 市 4 町で累計しますと 171 億円になりますけれども、米沢市ですと 98 億円の交付税収入があると、ですからその差額でいきますと 72 億円。現に同程度の人口の自治体ですと、こういう交付税の算定になる。ただ、市長も繰り返し言っていますけれども、さまざまな補正係数がありまして、単純に寒河江市と、あるいはその他の町村と米沢市とか、そういうところと比較はできないんですけども、人口で比較しますとこういうふうになる。

それから、寒河江市と今問題になっている、河北町が渋っているという話ですので、それを除いた 3 町が合併した場合はどうなるか。これは単純に計算したものですけれども、大体 7 万 1,000 人の人口になります。これですと宮城県の古川市が該当します。これでいきますと 139 億円、現在 1 市 3 町でもらっている交付税の合計額でありますけれども、古川市単独ですと 68 億 9,000 万円の交付税額になる。ですから 70 億円の交付税が減額になるという実態であります。これは現在、合併前と後の、過去に合併特例債を受けて合併した自治体もこのように減収になっているわけでありまして。そのためにむしろ財政的に大変苦しいという自治体が多数出ているんですね。

実は、これは今回ですと、こういう状態になるのは 15 年後になるわけですけども、その間にいろいろ手当てをすればいいんだと市長も言いましたけれども、実はこれはなかなかできないんです、こういうふうには。ですから行政サービスとかを下げるしかない。あるいは行革をもっと進めて職員をどんどん減らしていくということしかできなくなるというのが実態で、それでも借金が残るといいうことであります。

それで、まだ期限が来ていないんですけども、理想的な合併だといいうふうに総務省も絶賛をして全国に紹介した兵庫県の篠山市、これは新しい合併特例法で 99 年 4 月に合併したんですけども、ここは今どうなっ

ているかということでありまして、まず徹底して、町役場はなくなるわけですから、そこに支所を残したんですけれども、そこには役場時代は70人いたんですけれども、現在は9人になっているというふうな支所。それから小学校の統合がどんどん進められまして、19校あったのが13校、保育所が九つあったのが五つ、それから通園バスなども無料だったらいいんですけれども、これは負担の公平を図るということで一律2,000円に、どんと有料になったと。ここでも当初、サービスは高い方に、負担は低い方という鳴り物入りで合併したそうですけれども、合併直後からこの約束は破られているということで、それでも財政状況は改善されない。

これはインターネットで取り寄せたんですけれども、公債費比率は合併直後が16.3、それが現在4年目に入っているんですけれども、21.2、起債制限比率が11.9、これが現在は15.4、経常収支比率に至っては、合併前が78.8だったんですが、現在は88.5。一般新聞からも理想的な合併のケースということで言われたんですけれども、今では、合併後10年以内に特例債を使って事業をどんどんやらなければいけないということで大型事業を乱発した結果、厳しい財政状況を強いられているというように普通の新聞でも指摘をしているようです。

例えば、寒河江と西川が合併した場合ですと、新しい庁舎をつくるとか、これは特例債を使ってやれば負担は3割で済むわけですからよだれが出るほどおいしい話ですよ。しかも110億円使えるわけですから。こういうのに使ってしまうと、後の世代に大変な借金として残るということを、やっぱり自覚しなければいけないわけです。ですから、合併即何か理想郷が出てくるような話ではないわけだと私は思います。

しかも、市長はしきりと押しつけではない、自発だと、自主だと。国が勤めているのも自主的な合併だということを言いますが、実態はそうではない。少なくとも西郡の中で、市長のように突出した発言をしている首長は一人もいないはずであります。

西川町の町議会も現在開催されているそうですけれども……、終わったのかな、先週一般質問に立った議員が3人合併問題を取り上げたそうでもありますけれども、新しい近松町長は、合併のことは考えない。町の自主的な総合計画に基づいて町の発展を期していくと。質問した議員も、寒河江と合併すべきでないということをしきりと3人とも言ったそうでもありますけれども、一体どこの自治体がこの寒河江との合併を希望しているのか、あるいは望むというか、内々でも、してもいいとか、あるいは条件が許せば合併してもいいとか、そういうことを言っているのか、はばかりながら私は存じ上げないので、市長が知っていれば教えていただきたい。

本来、合併とは自主的なものであればあるほど相思相愛であるはずですよ。結婚で言うと恋愛結婚なんですよ。見合い結婚ではだめなんです。それでも見合いしている間によくなるという人もありますから、それは一概には言えませんけれども、いわばこれはお嫁さんによる強制見合いのようなものになっているのではないかと。総務省が仲人で県が女仲人、でしゃばりお嫁さんがそばについているということで、嫌々ながらの合併ということが言えるのではないかと。

少なくとも西郡の中で、寒河江との合併に前向きに進もうと考えている自治体があるのかどうか。あるとすれば、それは話を進めていけばいいわけですが、どうもそうではないような気がします。しかも、そういう合併の実態と現状を見ると、必ずしもそれは市長が言うような、いわゆる自発的、自主的、政府も自主的に進めているんだと言うようなものとはちょっと縁遠い気がします。

新潟県の加茂市というところがありまして、北の京都と言われているまちですけれども、ここの市長が県内の自治体の長、あるいは新潟県選出の国会議員、県会議員、新潟県の幹部、県内の各議長にあてた手紙があります。この方は革新とかというような人ではなくて防衛庁の教育局長を務めた方で、その後請われて市長に立候補して当選した方でもありますけれども、合併には大反対であります。加茂市の地域が合併によって没落するという大胆な想定をした手紙を書いています。それは後で市長にも読んでいただきますけれども、コピーをと

ってお渡ししますので、せめてこのぐらいの見識を市長は持ってほしいなと思います。

これは交付税です、合併によって交付税が大幅に減るということを、いわば専門家が指摘しているわけです。しかも自治体の長が指摘をしています。これに対して反論はどこからも来ていないそうですから、多分正しいのでしょう。こういう長も隣の県にはいるということを、まず知るべきではないかなと思います。

そういう点で、幾ら言ってもかみ合わないかもしれませんが、不均一課税の手法等についても答弁がありませんでしたけれども、これは5年で財政支援がなくなるわけですね。そういうことなんかは一体どうなるのか。何かいい話が先行して、実際にはその後どうなるかという話があんまり語られないわけです。これを住民にきちっと示すということが論議の始まりでありまして、それが示されないままミスリードされてしまったら、後で泣くのは私たちの後の世代でありますので、そういうことのないようにしっかりと情報提供を市長にはお願いをしたい。ましてや総務省の丸写しのような、大したページを使って宣伝しているわけですが、余りそれは意味のないことではないかと思います。ですから、もっと自分たちで検討したものをどんどん出すべきだと思います。それは合併の問題です。

次に、活断層の問題ですけれども……

佐藤 清議長 遠藤議員に申し上げます。残り時間がわずかになりました。質問の要旨をまとめてやられるようお願い申し上げます。

遠藤聖作議員 わかりました。

活断層については前向きな答弁がたくさんあったんですけども、説明会も開く、それからマニュアルもつくると、それからハンドブックもつくって配布すると。もう一つ、災害地図、災害の危険地図、活断層の位置についても専門家で意見が分かれていますよ、市長。意外と知られていませんけれども、活断層がどこを走っているか、大まかな場所はわかりますけれども、位置がはっきりしないところもあるんです。ですから、それを調べる必要があるんじゃないかということがあります。

それから、ひとり暮らし老人などの、いわゆる弱者対策、これをどうするか、最後にお聞きをして終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私が何が何でも合併に向けてのいい話をしているようだとお聞きになりましたら、それはちょっと私の話が言葉足らずなのか、議員の受け取り方がどうなのかと、こういうことになるかと思えますけれども、議員は、反対にも立たない、賛成にも立たないと言いながら、反対のための資料だけをあげていらっしゃるように受けとめるわけでございますけれども、言っていることと話ということは違うんじゃないかなと、こう思っております。

そういう中で、私はこういう時代の中で、あるいは地方分権だとか、市町村の自立、自助という世の中がますます進んでいく。そして大きな課題が控えている。その中の少子高齢化の問題、財政的にも非常に厳しい。

国も構造改革だと言いながら、地方にもその構造改革を求めているわけでございますし、そういう中で三位一体の議論というものを経済諮問会議とか財政諮問会議とか、あるいは地方分権会議の中で議論されているわけございまして、補助金は減らす、交付税は見直して減らすと、そして地方に対する税財源の譲与に対しては大変後ろ向きだと、こういう地方の声というものが余り届かないような中での議論というものがなされているということは非常に残念に思うわけでございますけれども、ですからこそ私たちは、地方の声というものをなお一層大きくしていかななくてはならないわけでございますし、本当に地方の自治というものを確立し、分権時代に沿ったようなものにしていかなくてはならないということを考えるわけでございます。

そういう中での合併の議論だろうと思っているわけございまして、交付税云々もその一つだろうとは思いますがけれども、そういう中での議論だと思っておりますし、将来を憂いながらいろいろ勉強しているわけございましてけれども、そういうのが首長としての、為政者としての当然の考え方だろうと私は思っており取り組んでいるわけございまして、その辺はおわかりいただけるのではないかなと、こう思います。

それから、活断層については、対策としましては、まずは市民の方にそういう活断層の存在、あるいは地震がいつ来るかということは非常にわからない、予測のつかないことでございますけれども、意識の改革の中で十分知っていただくという、そしてまた、そういう身边から、あるいは地域の中からいろいろ、もしも起きた場合の対応ということを真剣になって考えておくということが必要でございます。

行政におきましても、十分それに対応していかななくてはならないということをおっしゃっているわけございまして、今話がありましたところの老人対策とか、あるいは弱者対策とか、そういう面だっただけからいろいろあるかと思えますけれども、そういうことも含めて議論の場というものをつくってまいろうと思っているわけございまして。

ですから、名称はまだ決めておりませんが、地震予知対策会議みたいなものを早急に立ち上げて、いろいろ意見を聞きながら、そしてまたそれをこれからの施策の上に反映してまいろうと、このように思っております。非常に専門的な分野というものが必要な場合も出てくるわけでございますから、そういうときにはそれなりの、国なり県なりの専門的な知識を有しているものを引きずり出しながら、いろいろ意見を聞いて、寒河江市なりのものをつくっていかうと思っております。

ただ寒河江市だけでというわけには、調査の面でも、申し上げましたけれども、やっぱり何千メートルと活断層が入っているわけございまして、一市だけの問題ではないと思えますけれども、少なくとも寒河江市からこれを立ち上げていくということが必要だろうと、このように思っているところでございます。

以上です。

散 会 午後 4 時 0 7 分

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年9月18日(水曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第6号

第3回定例会

平成14年9月18日(水)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成13年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- " 2 認第 2号 平成13年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- " 3 議第 50号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 4 議第 51号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 5 議第 52号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 6 議第 53号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- " 7 議第 54号 寒河江市課制条例の一部改正について
- " 8 議第 55号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- " 9 議第 56号 寒河江市国民年金印紙購入基金条例の廃止について
- " 10 議第 57号 寒河江市市税条例の一部改正について
- " 11 議第 58号 寒河江市低開発地或工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 12 議第 59号 寒河江市幼児学級条例の廃止について
- " 13 議第 60号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- " 14 議第 61号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 15 議第 62号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- " 16 議第 63号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- " 17 議第 64号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- " 18 議第 65号 字の区域及び名称の変更について
- " 19 議第 66号 市道路線の廃止について
- " 20 議第 67号 市道路線の認定について
- " 21 請願第 10号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費
国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請
願
- " 22 委員会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務委員長報告
(2) 文教経済委員長報告
(3) 厚生委員長報告
(4) 建設委員長報告
(5) 予算特別委員長報告
(6) 決算特別委員長報告
- " 23 質疑、討論、採決
- " 24 議会議案第10号 寒河江市議会議員定数条例の制定について

- " 25 議案第11号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
 - " 26 議案第12号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費
国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出について
 - " 27 議案第13号 高速道路の整備促進に関する意見書の提出について
 - " 28 議案説明
 - " 29 委員会付託
 - " 30 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前 10 時 10 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、8月29日、9月3日及び9月17日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第6号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、認第 1 号から日程第 21、請願第 10 号までの 21 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 22、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から、市議会第 2 会議室において、委員 5 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 53 号、議第 54 号、議第 55 号、議第 57 号、議第 58 号、議第 65 号の 6 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 53 号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 54 号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これは行革絡みが反映されたものか」との問いがあり、当局より「行革大綱には組織の見直しという項目があり、先般行革推進本部会議で決定されたものです」との答弁がありました。

議第 54 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 55 号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これは有給休暇以外にとれるのか。申請に当たり医師の診断書は必要か」との問いがあり、当局より「有給休暇以外にとれて、診断書は不要にしたい」との答弁がありました。

議第 55 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 57 号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りました。

休憩をとりながら、さらに資料の細部説明を受け、意見交換を行い、再開しましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 58 号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 65 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において、委員 6 名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 59 号、議第 62 号、請願第 10 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 59 号寒河江市幼児学級条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑について申し上げます。

委員より「三泉幼児学級をなか保育所の分園とした場合、施設はどのようになるのか」との問いがあり、当局より「健康福祉課と十分詰めており、また県とも相談しながら進めておりますが、今の幼児学級の施設をすべて保育所の方に移し、学校施設については調理室を使用してもらうという基本的な考え方で進めております」との答弁がありました。

委員より「保育所と幼児学級では休みなどが違うが、働く人や子供の保護者にとって心配な点があるが」との問いがあり、当局より「学校との連携は十分とっていく必要がありますし、また福祉サイドと連携をとって一緒にやっていくという基本的な考え方でやっていきたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「本当に今までと変わりなく、現場で働いている人からも了解を得て実施していくのか」との問いがあり、当局より「基本的には子供の問題ですので、それに携わる職員の勤務にもかかわる問題ですので、その点につきましては十分詰めてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「市独自の長い歴史がある幼児学級の歴史を、文章として残していくのか」との問いがあり、当局より「今のところは考えておりませんが、小学校の沿革には載せていきたいと思いますが、単独で発行する予定は今のところございません」との答弁がありました。

委員より「通園バスの保護者負担などはどうなるのか」との問いがあり、当局より「保護者の方の一番心配な点であります安全性、負担の面から、しらいわ保育所につきましては、陵西中学校のスクールバスを利用する予定で、料金は無料です。安全性につきましても、添乗員をつけ、チャイルドシートをつけ、乗降用踏台なども用意する予定です。なお、どうしても学校で使用しなければならないときはタクシーを使う予定です」との答弁がありました。

委員より「中学校の生徒の通学と園児の送迎について」の問いがあり、当局より「生徒と園児は時間帯が違うので、別に対応する予定です」との答弁がありました。

委員より「運行回数がふえた場合、別の運転手をお願いするのか」との問いがあり、当局より「同じ人をお願いし、了解をいただいております」との答弁がありました。

委員より「無料でスクールバスを使うという極めて特殊な取り扱いだが、こういうやり方はずっと続くのか」との問いがあり、当局より「スクールバス利用ということですので当然無料となり、スクールバスが使えないときはタクシーで送迎するというので、将来ともこうした基本方針をとっていく考えでございます」との答弁がありました。

委員より「子供の数が少なくなれば小学校も同じように対象になる可能性が十分あるが、小学校教育と就学前教育を学校施設の有効活用という観点からの検討はどのようにするのか」との問いがあり、当局より「小学校については、今のままでやっていくということで地元にも話をしております。幼児については、子供同士の

遊びの中から勉強し、成長していくという大きな要素があり、その大切な時期には、ある程度の集団が必要だという考え方です」との答弁がありました。

途中、休憩を挟んで質疑を行いました。ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 59 号は挙手少数により否決すべきものと決しました。

次に、議第 62 号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 62 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 10 号学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 10 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において、委員 6 名中 5 名出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 51 号、議第 52 号、議第 56 号、議第 60 号、議第 61 号、議第 64 号の 6 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 51 号平成 14 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の療養給付費交付金繰越金の追加分 41 万 4,000 円という金額について、どのように分析しているか」との問いがあり、当局より「この程度の追加補正額は当初見込みが適正であったと言えるかと思われるか」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 51 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 52 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護保険給付費準備基金積立金は、毎回どのぐらいの割合を基金として積み立てしているのか。また現在これを合わせてどのぐらいの基金の額になっているのか」との問いがあり、当局より「割合が決まっているというのではなく、3 力年ごとの計画の中で保険料を決めております。現在の基金総額は 1 億 200 万円程度です」との答弁がありました。

また、委員より「14 年度は保険料の見直し時期で保険料が上がると聞いているが、これに対して基金の取り扱いについてはどのようになるのか」との問いがあり、当局より「3 年ごとに見直しをすることとしており、残が生じた場合には次の計画の中で組み入れて、保険料に影響のないように対応したい。方法等については、今後計画策定の中で検討してまいりたい」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 52 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 56 号寒河江市国民年金印紙購入基金条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 56 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 60 号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「みいずみ分園への入所見込み数は何名か。普通の保育園と同じく 1 歳児から対応できるのか。職員の配置はどのようになるのか。通園バスの運行は行うのか。分園長の責任の度合いはどの程度か」との問いがあり、当局より「現在四、五歳児を予定しており、40 名程度です。入所申し込みの状況を踏まえて、保育

対象年齢については検討したいと思いますが、今のところ3歳児までと考えております。職員の配置については、国の児童福祉施設最低基準に照らして、入所児童の状況を見ながら配置したいと思っております。現在のところは担任の保育士2名と分園長を置きたいと考えています。調理師については、小学校に配置されている現行の2名で基準を満たしており、学校調理師との併任で対応していきます。用務員については臨時職員で対応していきたいと考えています。通園バスの運行については、平成11年度に三泉幼児学級のバスを更新しているので、地域の理解を得て醍醐地区にもこれを利用していきたい。また、分園長については本園の所長の所掌事務の一部を分掌し、施設の管理と地域とのかかわりが主な業務となります」との答弁がありました。

また、委員より「給食について三泉小学校と同じ調理場でということだが、メニューが異なると思うが、小学校の調理師2名がそれぞれつくるのか」との問いがあり、当局より「これまで幼児学級で完全給食を実施しており、今のところは地元の意向を組み入れながら学校給食の献立を基本としていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「国や県の見解、指導内容についてはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「県と話し合いをして、子供たちに安全で温かい給食を提供するには、今の方法が最適であることを理解していただきました。文部科学省との関係についても、空き教室などの利用は全国的に行われており、問題ないだろうとの県の見解を得ております」との答弁がありました。

委員より「小学校の夏休み時の対応はどうなるのか。保育日数及び給食日数はどのくらいか」との問いがあり、当局より「保育日数は294日、給食の実施日数は土・日・祭日を除いた245日程度となっております。学校給食の場合ですと180日くらいです。夏休みについては、当然他の保育所と同様に給食を実施します」との答弁がありました。

委員より「保育所と幼児学級との料金体系の違いについて、どのように考えているか」との問いがあり、当局より「国の基準に沿って、他の保育所と同様に年齢区分及び保護者の所得状況に応じていただきます。幼児学級の使用料については、給食費等が含まれていないので、これを勘案すると最高額の方と1万円程度の開きが出てきます。これについては、給食や保育日数、保育時間など、総合的に見て十分に理解いただける額と思っております」との答弁がありました。

委員より「学校は完全給食で、保育所は副食給食だと思うが、その辺のところはどうか」との問いがあり、当局より「3歳児以上については、副食給食を基本にしており、主食のごはんについては家庭から持ってきてもらっていますが、分園についてはこれまで完全給食を実施してきた経緯もあり、小学校のメニューも完全給食を基本としているので、開園当初は完全給食を基本として行ってまいります。ただ、主食分については保護者から実費をいただくこととなります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第60号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市内で該当する人数はどのくらいか」との問いがあり、当局より「該当者は二、三人程度です。最新の7月のデータでは1名のみでした」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第61号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「100日を越える入院患者はどのような状況なのか」との問いがあり、当局より「脳梗塞から他の症状を併発した方、ひどい骨折で動けない方、呼吸器系疾患の方でございます」との答弁がありました。

委員より「寒河江市の場合は1月1日から改正ということだが、周知の方法についてはどう考えているか」との問いがあり、当局より「対象となる方がある程度特定されるので直接お知らせしたい。その他、可能性のある方に対しても1カ月なり2カ月前に事前にお知らせしていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「項目に該当するかの判断はどの時点でだれがするのか」との問いがあり、当局より「基本的に診療報酬請求の際に担当主治医が判断します」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第64号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において、委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 63 号、議第 66 号及び議第 67 号の 3 案件であります。

最初に、議第 63 号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 66 号市道路線の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 67 号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 3 日午前 10 時 27 分から本議場において、委員 21 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 50 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

議第 50 号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

1、各市町村の地産地消推進協議会の設立状況について。1、地産地消を進める上での学校教育との関係について。1、中山間地域戦略作物産地形成事業について。1、森林整備地域活動支援事業交付金について。1、家族介護者交流激励支援事業の対象者、人数、事業内容について。1、家族介護者交流激励支援事業への欠席者への配慮について。1、災害復旧費の工事請負費は、道路河川関係の被害額の何%かについてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を集結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 9 月 18 日午前 9 時 30 分から本議場において、委員 21 名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 50 号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 50 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

大変失礼しました。先ほどの本日の会議の出席委員ですが、「委員 21 名全員出席」と申し上げましたが、欠席者がおりまして「21 名の出席」ということに訂正させていただきます。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。2 番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 13 日午前 9 時 30 分から本会議場において、委員 20 名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第 1 号平成 13 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第 2 号平成 13 年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての 2 案件であります。

認第 1 号及び認第 2 号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第 1 号平成 13 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1、ベット占有率が低い原因、改善の具体的な努力について。1、後発薬品の採用について。1、ここ 10 年間での当年度赤字の回数とその額について。1、入院患者数が減少した理由について。1、県内の公立病院の中での病床利用率の位置について。1、医師の確保状況について。1、医師の勤務年数についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁なされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 1 号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 2 号平成 13 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について申し上げます。

認第 2 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 2 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 23、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第 50 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 50 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 50 号は原案のとおり可決されました。

議第 51 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 51 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 51 号は原案のとおり可決されました。

議第 52 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 52 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 52 号は原案のとおり可決されました。

議第 53 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 53 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 53 号は原案のとおり可決されました。

議第 54 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 54 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 54 号は原案のとおり可決されました。

議第 55 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 55 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 55 号は原案のとおり可決されました。

議第 56 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 56 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 56 号は原案のとおり可決されました。

議第 57 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 57 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 57 号は原案のとおり可決されました。

議第 58 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 58 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 58 号は原案のとおり可決されました。

議第 59 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 59 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 59 号は原案のとおり可決されました。

議第 60 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 60 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 60 号は原案のとおり可決されました。

議第 61 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 61 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 61 号は原案のとおり可決されました。

議第 62 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 62 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 62 号は原案のとおり可決されました。

議第 63 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 63 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 63 号は原案のとおり可決されました。

議第 64 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 64 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 64 号は原案のとおり可決されました。

議第 65 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 65 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 65 号は原案のとおり可決されました。

議第 66 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 66 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 66 号は原案のとおり可決されました。

議第 67 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 67 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 67 号は原案のとおり可決されました。

請願第 10 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 10 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 10 号は採択することに決しました。

議会案上程

佐藤 清議長 日程第 24、議会案第 10 号から日程第 27、議会案第 13 号までの 4 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 28、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 10 号から議会案第 13 号までの 4 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 29、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 10 号から議会案第 13 号までの 4 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託

を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 30、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 11 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 12 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 13 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 13 号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前 1 1 時 0 3 分

佐藤 清議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて平成 14 年第 3 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 新宮 征一

同 上 伊藤 諭